

9. 産業

21
5
22

20

国立公文書館	
分類	内閣府
	平成17年度
排架番号	4E
	34
	477



裏面白紙

21-22

産業

統制法規措置
E
対策等

追加

裏面白紙

21.22-20
56

経済科学部 消費物資課

二十二年一月五日

報告に対する覚書

片名 E.S. B 灰坑夫 向け報奨物資分配制についで

物資は二部類に分けらるる (1)衣料、手拭、石鹸等如き日常生活必需品 (2)煙草、酒、砂糖、珈琲の如き奢侈物資

第一部類の物資に同じくは需要が供給可能力を遥かに上廻る、このためから選取を要する必要はない。故にその配給は稼働日数に基き其数割は用ひらる。然し第二部類に同じくは選取を許すための其数割が用ひられる。

通常の日稼働日を送り出した労働者のツミが其数割に達するに及ぶまでは九州炭坑の充てが通例の稼働日と同一時間労働一日とあらしめ、少くも、九州炭坑の調査団の報告に基き、報奨制度を超過時間よりあらしめ、一日の完全労働日の進行及び自出り出来るだけの稼働日数進行の線にむけてのやうな希望がある。

この点の物資の配給に付して灰磁粉の如き取極により区別が設けらる。即ち坑内夫には坑外夫より高価報奨が与へらる。

- A クラス 坑内重労働者； 充て夫、掘進夫
- B クラス Aを除く坑内軽労働者； 坑内現場祭員； 坑外重労働者； 運搬夫、選炭夫、機械夫、鍛冶工、仕上工、鑛物工、修繕工、炭盤工、電工、大工、散材工。

C クラス 坑外軽労働者； 配電工、安全灯人、現場祭員
 このクラスに含まれる労働者は報奨物資を分けぬ。
 日常生活必需品(物資)の第一部類については必要と各地炭坑の存命に基きA, B, Cのレベルに配給される。一單位を得るための必要稼働日は以下の通り。

物資	A	B	C
手袋	170	210	220
靴	50	100	100
手	100	50	11.5

地味炭坑の調査
又は地味炭坑の調査

2.16
31d

66

靴 下
供給のに限度あるが分配は磁山側に
準じ水部、工部既取をうけとつた部
労働者に一定限をうける。

夕オ北	25	200	250
下着	260	300	500
石	20	20	20

ゲートル
供給のに限度あるが分配は磁山側に
準じれる。

各怪物賃（カニ部類）は長敷制度によつて配給される。
三職種の労働者に対し稼働日によつてそれぞれ異なる賃金が授けられる。

職 種	A	B	C
境内大工稼働日迄	4	5	3
境内外二十三稼働日迄	4	5	3
境内大工二十三稼働日以上	4	5	3
境内外大工二十三稼働日以上	4	5	3

全労働者によつて得られる地賃数は大体各職種別の労働者数、及び平均稼働日に基づいて算定される。その数字は以下の通り。

ク ラ ス	労働者数	稼働日数
A	240,000	22
B	800,000 (境内大)	22
	140,000 (境内外)	26
C	70,000	26

以上の如き賃数に基き、大抵月間平均地賃数 267,000,000、一月内に
340,000,000員が計算される。

次は報奨物資リストにある各怪物賃の定率に於いて賃数をかりあてると
とゞある。これは次の表によつてなされる。

各物資の賃数を定めるにあつては相互の重要性、商物価、及び供給可能

量が考慮された。ある特定物資に需要が不当に集中することを防止するた
り、一労働者が獲得し得る量に最高限度が設けらるべきことが考慮される。
表には最高限度が示されてゐる。

物資名	英 数	最高限度
酒	一升と0.2	一月、1升
煙	日本製 1本	一月20本入五箱
"	米国製)	
パイプタバコ	ニナ本	一月20本入四箱
砂糖	400g	最高限度なし
食用油	200g	一月400g
キヤラメル	1kg	一月2kg
塩	100g	一月500g
香辛料	10g	一月10g

畜産物資表に示す水はてぬる地炭数は以上の数と物資型とを求めて得らるた
ものである。六月月内に200,000,000gが得らるた。これは殆ど労働者に
よつて得らる地炭見込英数と一致してゐる。最高英数一月ノノイ英如へ
られると、これは坑内天(最高英数所有者)がその稼働日によつて得らる
英数と合じべである。

大分以上のべた報奨制度は報奨を全く稼働日数に基かしてめらる。E.S.D.は
生産超過炭坑の炭坑天にいくらかの報酬をあたへることとを考へてゐる。
生産量の不確定性よりして多量の物資を生産以上に現在結びつけおく
ことは否認すべきである。E.S.D.の希望に沿ふためには、
生産超過炭坑に付して水田型がバベコックの百万噸を配当するものとかが
考へらる。若し炭坑が、一月、二月、三月割当以上生産すると、Aクラス労働
者日ノ2個、Bクラスは、1個、Cクラスは、1/2個をうまひ得る。これは
一つの試みであり、生産割当超過に對する他の物資の先例とすると考へ
べきである。

内閣訓令第三号

経済安定本部令第一條第二項の規定により、指定配給物資の配給手続規程を次のように定める。

昭和二十二年二月十日

内閣総理大臣

吉田

茂

指定配給物資配給手続規程

第一條 別表に指定する物資（以下指定配給物資という。）は、その供給が著しく不足してゐるから、国民生活の安定及び日本経済の再建を目的として公正な分配を確保す。

可たれ、本規定に於て、その割当及び配給を実施する。

第二條 指定配給物資の配給は、臨時物資需給調整法及び
その他の配給に関する法令に基いて、これを実施する。

第三條 指定配給物資の配給に關して権限を有する主務官
廳は、本規程に基いて、この命令を施行する日から三十
日以内、次の規則を定め、これを施行することを要す
る。

- 一、指定配給物資は、主務官廳の發行する左に掲げる購
入切符、購入通帳、購入割当証明書その他の同種の配給
割当に關する公文書へ以下配給割当公文書といふ。を
引換又は購入通帳の呈示加算せしめ、何人も、これを
譲り渡し、又は譲り受けることばできない。但し、經

済安民本部總裁の承認を受け、主務官廳が指定する場合
合は、この限りでない。

二、販賣用として、指定配給物資を所有し、又は占有す
る者は配給割当公文書を提示する者に対し、これを
販賣することを要する。その販賣は、統制價格で且つ
公正條件で行うことを要する。

前項の統制價格は、昭和二十一年三月大藏省令第三
十八号價格表示規則第二條の規定に基いて、消費者
が容易にこれを了知し得る方法で表示することを要す
る。

三、配給割当公文書は、左に掲げるものとする。
(一) 消費者が、小賣業者から指定配給物資を購入する

長め、消費者に付して發給せらるる購入切符、購入通帳などへ以下配給券のほう。

配給券による指定配給物資の購入可能数量又はその基準日、経済安定本部總裁の承認を受けたる主管廳加に此を定むる。

(二) 小賣業者が、卸賣業者から指定配給物資を購入するたの、小賣業者に付して發給せらるる購入切符、配給券

前項の購入切符證明書は、当該小賣業者が消費者から受け取つた配給券の数量を基礎とし、九又はその半に当該小賣業者に付して割り当てられ配給物資の範圍内において、これを發給するものとす。

する。

(三) 卸賣業者が、生産業者又は他の販賣業者から指定配給物資を購入するため、卸賣業者に付して發給せらるる購入切符證明書

前項の購入切符證明書は、当該卸賣業者が(二)の購入切符證明書によつて小賣業者に販賣した数量を基礎として、九又は十に当該卸賣業者に付して割り当てられ配給許可數量の範圍内において、これを發給するものとす。

(四) (二)及び(三)の購入切符證明書は、この規程に基いて指定配給物資の配給が実施せられる当初の場合及び新規に卸賣業又は小賣業を営まうとする者に付する場

合に限り特に(二)の第一項及び(三)の第二項に於ては
又且十に於ては割り当てられれば配給許可数量の範囲内
において、これを配給するものとする。

四、配給割当公文書の様式その他必要の事項は、主務官
廳がこれを定める。使用済の配給割当公文書、一定の
経過を経て主務官廳に返還することとする。

五、この訓令を施行する際現に指定配給物資の生産(加
工を含む。以下同じ。)又は配給の事業を営む者は、
主務官廳にその指定する期日までに、営業の種類(生
産、卸賣又は小賣別)及び販賣業者について該営業の
経路について登録を受けなければならぬ。但し、経
路不明な新業種の承認を受けずして主務官廳が指定した場

合にこの限りでない。

前項の登録を受けたる者は、主務官廳が交付する登録
票を保存しなければならぬ。

登録票には登録番号を記入する。

登録票の交付を受けたる者は、その旨を店員その他見
易い場所に表示しなければならぬ。

前四項の規定は、新に指定配給物資の生産又は配給
の事業を営もうとする者についてこれを準用する。

何人でも、主務官廳によつて営業の資格及び能力が
あると認められるときは、第一項の登録を受け、登録票
の交付を受けらるゝことができる。但し、配給許可数量の
割当を余裕のない場合においては登録票を交付す

ることと要しをい

六 五の第一項に掲げらるる者は、主務官廳にその指令する期日までに左に掲げらる事項を報告しを付しはるべきをい。

(一) 主務官廳の指定する時日における品目別在庫数量

(二) 主務官廳の指定する年度の指定する期間における品目別取扱数量

(三) 昭和二十一年度の(一)と同一の期間における品目別取扱数量

取扱数量

七 経済安定本部總裁は、必要があるとき認めらるる場合は

主務官廳に於て指定配給物資の出荷又は消費部門別

配給の額を指定する指示を行うものとする。

八

主務官廳は、消費者数及びその基準消費数量を基礎

として指定配給物資の配道所別配給割当数量を決定

する。但し、必要により配道所内の細別又は経済

安定本部總裁の指示に基いて消費部門別の配給割当数

量を決定することがある。

九

主務官廳は、八の地域別又は消費部門別配給割当数

量の範囲内(配道所際を起る地域を営業区域とする

卸賣業者については、この限りでない)においてその

報告を基礎として五の第一項の消費業者又は小賣業者

に対し、指定配給物資の配給割当数量の割当を行う。

主務官廳は、新たに卸賣業者又は小賣業者の登録業

の交付を受けたる者に対しは、その営業の資格及び能

力を基礎として配給許可数量を割り当てたるものとし、
この場合において、割当中請者が、営業する都道府縣
その他、地域別とするハの地域別又は消費部門別配給
割当数量を超過する結果を生ずるときは、当該地域内の
他の左に掲げるものに対し、割り当てられた配給許可取
量のうちから当該超過分を控除する。

この訓令を施行する前、主務官廳又は地方官廳が法令
又はその他の措置により指定配給物資の配給種類範囲
として指定したことがある会社、組合、協会のうち、

十一 主務官廳は、八及び九の割当の結果を公表するこ
とを要する。

主務官廳は、八及び九の割当に関する諮問委員を指定

するところがある。

十二 卸賣業者又は小賣業者の登録票の交付を受け、
主務官廳に於て指定配給物資の配給許可数量の割当
の申請を爲し、その割当を受けようとする場合は、
左の場合に限り、経済安定本部總裁に於て指定する
期間内に不服の申立てをすることがある。

(一) 申請者が営業する都道府縣その他、地域別とする
ハの地域別又は消費部門別配給割当数量の中、当該
申請者に対し割当をしない餘額があるとき。

(二) 十に掲げる団体に於て割り当てられた配給許可取
量が行なうとき。

十三 主務官廳は、五の第一項及び六の五項により登録票

の受取を受けたる者が、登録の際に有する在庫数量が、
その前々たる日より割り当りぬれ配給許可数量を越える
場合においては、当該超過分に相当する購入割当証明
書を發給しないものとする。

前項の場合において、卸売業者又は小売業者は、主
務官廳の指定する期間内に当該超過分の販売によつて
得た購入割当証明書又は配給券を主務官廳に送付しな
ければならぬ。

十四 主務官廳は、この規程に基き配給を実施する前
一定の期間中に五の第一項、六その他必要措置を完
了することと要する。

十五 指定配給物資が、著しく少く又は腐敗し易いも

りである場合においては、配給の公正を確保する
ために配給割当公文書による購入について購入すべき
地域及び購入すべき取引段階を制限することがある。

十六 経済安定本部總裁が、特に必要があるとして指
示をした場合においては、主務官廳は指定配給物資の
生産又は配給の事業を営む者に対し、数量、時期及
び地域を指示して指定配給物資の出荷を命じたりし得
たり。

十七 五の第一項に掲げる者及び五の第五項によつて登
録票の交付を受けたる者は、その生産又は配給の業務に
関する帳簿を備へ付し、其の記載をすること同時に販賣
可能數量を店頭での便覧易い場所に表示しなればならぬ。

らな。

第四條 この規程に基つて命令に違反した者は、
隨時物資供給調整法又はその他の法令に定められた罰則
を處で適用することとする。

第五條 この規程中消費者とは、指定配給物資を自己の生
活上又は業務上消費する者を含む。小賣業者とは、指定
配給物資を消費者に直接販賣することとする者（同
種の事業を行う協同組合を含む。以下同じ。）を含む。
、卸賣業者とは、指定配給物資を生産業者より他の販賣
業者から購入して小賣業者その他に販賣業者を助賣する
ことを業とする者又は政府、その他これに準ずる事業を
行う者を含む。生産業者とは指定配給物資を生産を行う

この名業とする者をいふ。

第六條 この規程中主務官廳とは、指定配給物資の配給に
関し権限ある中央官廳、その地方特別官廳及びその配給
に關し指示を受けたる地方官廳をいひ、都道府縣を認てる地
域を管業区域とする販賣業者については、中央官廳又は
その地方特別官廳とし、前道所轄又はその地域以内の地
域を区域とする販賣業者については、前段の地方官公署
とする。

附 則

この訓令に抵触する現行の省令その他規程のつひは
は関係各廳において所定の改定手続をとることを要する。
この訓令は公布の日から、三月を超す施行する。

別表

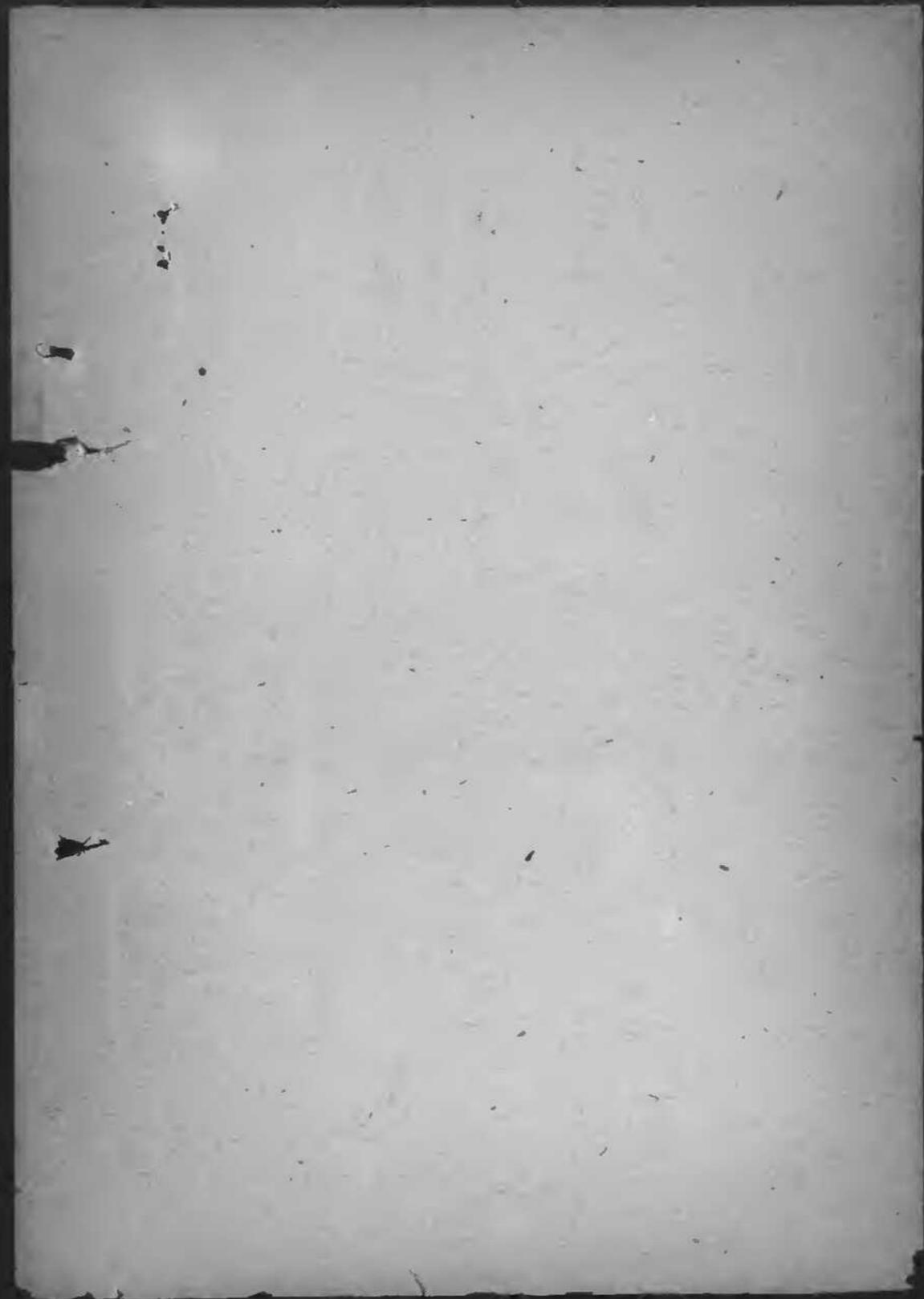
品目	主要食糧 青果物 生鮮貝介 水産加工品 味噌 醬 出燻醬 中乳及公乳製 砂糖	備考	干魚塩貝その他の保存 貝介類をいう。
品目	食用油脂 特殊菓子 食用塩 サッカリン及グルタミン酸 織維製 薪炭 燐炭及び豆炭 炭団	備考	衣料用、農具、蚊帳、縫糸、 手筒糸その他の家庭用 織維製をいう。

9

13

黄 工 百	農 業 藥 劑	農 機 具	飼 料	タイヤ一及、 及び子子
		麻 製 品	絹 製 品	
				前掲の織物類 は、今、 川、 の、 を、 除、 く、

鉄板製 バケツ	湯 煎 茶	釜 黄 痰	釜 痰	鍋 痰	障 子 紙	障 子 紙	塵 子 紙	マ 子 紙	石 子 紙	煙 草	酒 類
自 流 直 及 公 司 カ	石 材 製 品	生 産 用 物 資	学 校 用 具 身	学 用 文 具	和 傘 及 洋 傘	口 ソ ク	革 靴	ジ ム 靴	地 下 足 袋	通 球	弁 当 箱



内閣訓令第三号

二十二年六月二十一日 経本訓令第四号

二十二年八月十一日 経本訓令第十号

二十二年八月二十四日 経本訓令第十二号

二十二年十二月二十九日 経本訓令第二十八号

改正

各 廳

経済安定本部第一條第二項の規定により、指定配給物資の配給物資の配給手続規程を次のように定める。

昭和二十二年二月十日

内閣総理大臣

吉

田

茂

指定配給物資配給手続規程

4 第一條 別表に指定する物資（以下指定配給物資という）は、その供給が著しく不足しているか、国民生活の安定及び日本経済の再建を目的とする。

1.10
10-3

して公正な分配を確保するため、本規定に従つて、その割当及び配給を実施する。

第二條 指定配給物資の配給は、臨時物資需給調整法及びその他の配給に関する法令に基いて、これを実施する。

第三條 指定配給物資の配給に關して権限を有する主務官廳は、本規程に基いてこの訓令を施行する日から三十日以内に、次の規則を定め、これを施行することとする。

- 一 指定配給物資は、主務官廳の発行する左に掲げる購入切符、購入通帳、購入割当証明書その他の同種の配給割当に關する公文書（以下配給割当公文書という）を引換又は購入通帳の呈示がなければ、何人も、これを譲り渡し、又は譲り受けることとはできない。但し、経済安定本部總裁の承認を受けて主務官廳が指定する場合はこの限りでない。
- 二 販売用として、指定配給物資を所有し、又は占有する者は配給割当公文書を指定する者に対して、これを販売することとする。その販

売は、統制價格及び公正價格を履行しなくてはならない。

前項の統制價格は、昭和二十一年三月八日及同令第三十八号價格專表示規則第二條の規定に基いて、海軍省の定めることとし得る方法で表示することとする。

三 配給割当公文書は、左に掲げるものとする。

- (一) 消費者が、小売業者から指定配給物資を購入するため、消費者に対して発給せられる購入切符、購入通帳並びに以下配給券という配給券による指定配給物資の購入可能数量又はその基準は、経済安定本部總裁の承認を受けて主務官廳が定めることとする。
- (二) 小売業者が、卸売業者から指定配給物資を購入するため、小売業者に対して発給せられた購入割当証明書
- 前項の購入割当証明書は、当該小売業者が消費者から受け取つた配給券の数量を基礎として、九又は十により当該小売業者に対して割り当てられた配給許可数量の範囲内において、これを発給するも

のとする。

(三) 卸売業者が、生産業者又は他の販売業者から指定配給物資を購入するため、卸売業者に対して発給せらるる購入割当証明書
前項の購入割当証明書は、当該卸売業者が(二)の購入割当証明書によつて小売業者に販売した数量を基礎として、九又は十により当該卸売業者に対して割り当てられた配給許可数量の範囲内においてこれを発給するものとする。

(四) (二)及び(三)の購入割当証明書は、この規程に基いて指定配給物資の配給が実施せらるる当初の場合及び新に卸売業者又は小売業者を営もうとする者に対する場合に限り特に(二)の第二項及び(三)の第二項によらず九又は十により割り当てられた配給許可数量の範囲内においてこれを発給するものとする。

四 配給割当公文書の様式その他必要な事項は、主務官廳がこれを定める。使用済の配給割当公文書、一定の経路を経て主務官廳に返還する。

ことを要する。

五 この訓令を施行する際、指定配給物資の生産(加工)を合む、以下同じ。又は配給の需要が急ぐ場合は、主務官廳にその決定する期日までに、営業の種類(生産卸売又は小売)及び数量等について、営業の区域について登録を受けた者又は、但し、経済安定本部總裁の承認を受けて主務官廳が指定した場合はこの限りでない。前項の登録を受けた者は、主務官廳の交付する登録票を保存しなくてはならない。

登録票には登録番号を記入する。
登録票の交付を受けた者は、その旨を所管その他見届の場所に表示しなくてはならない。

前四項の規定は新に指定配給物資の生産又は配給の事業を営もうとする者についてこれを準用する。
何人でも主務官廳によつて営業の資格及び能力があると認められる

ときは、第一項の登録を受け登録票の交付を受けることができない。但し、配給許可数量の割当を余裕がある場合においては登録票を交付することとを要しない。

六 五の第一項に掲げる者は、主務官廳にその指令する期日までに左に掲げる事項を報告しなければならぬ。

(一) 主務官廳の指定する時日における品目別在庫数量

(二) 主務官廳の指定する年度の指定する期間における品目別取扱数量

(三) 昭和二十一年度の(一)と同一の期間における品目別取扱数量

七 経済安定本部總裁は、必要があるとき認められた場合には主務官廳に対して指定配給物資の出荷又は消費部門別配給の割当に関する指示を行うものとする。

八 主務官廳は、消費者数及びその基準消費数量を基礎として指定配給物資の都道府県別配給割当数量を決定する。但し、必要により都道府県内の細地別又は経済安定本部總裁の指示に基づいて消費部門別の配給

割当数量を決定することとができる。

九 主務官廳は、八の地域別又は消費部門別配給割当数量の範囲内(都道府県を超える地域を営業区域とする卸売業者については、この限りでない)において六の報告を基礎として第一項の卸売業者又は小売業者に対して指定配給物資の配給許可数量の割当を行う。

十 主務官廳は、新たに卸売業者又は小売業者の登録票の交付を受けた者に対しては、その営業の資格及び能力を基礎として配給許可数量を割り当てるものとし、この場合において、割当申請者が、営業する都道府県その他地域に於て、前記八は消費部門別配給割当数量を超える結果を生ずるときは、当該地域における左に掲げるものに対し割り当てられた配給許可数量の中から当該超過分を控除する。

この指令を施行する前に主務官廳又は地方廳が法令又はその他の措置により指定配給物資の配給統制機関として指定したことがある会社組合その他の団体

十一 主務官廳は、八及び九の割当の結果を公表することを要する。

主務官廳は、八及び九の割当に関し諮問委員を指名することができ
る。

十二 卸売業者又は小売業者が登録票の交付を受けた者が主務官廳に対し
指定配給物資の配給許可数量の割当の申請を爲しその割当を受け
たかつた場合においては、左の場合に限り、経済安定本部總裁に之
の指定する期間内に不服の申立をすることができらる。

(一) 申請者が営業する都道府縣その他の地域に對する八の地域別又は
消費部門別配給割当数量の中に当該申請者に対し割当をする余
裕があるとき、

(二) 十に掲げる團體に對し割り当てられた配給許可数量が存するこ
と

十三 主務官廳は、五の第一項及び第五項により登録票の交付を受けた
者が、登録の際に有する在庫数量が、その者に對して割り当てらる

た配給許可数量を越える場合においては、当該超過分に相当する繰
入割当証明書を発給しなむとする。

前項の場合において、卸売業者又は小売業者が、主務官廳の指定
する期間内に当該超過分の販売によつて繰入割当証明書を又は配
給券を主務官廳に交付しなむはなう。

十四 主務官廳は、この規程に基づく配給を実施する前一定の期間中に
五の第一項、六その他の必要な措置を完了することを要する。

十五 指定配給物資が、著しく少く又は腐敗し易いものである場合
においては、配給の公平を確保するため、配給割当公文書による
購入について購入すべき地域及び購入すべき数量の階層を制限するこ
とがある。

十六 経済安定本部總裁が、特に必要があるとき認め、指示をした場合に
おいては、主務官廳は指定配給物資の生産又は配給の事業を含む者
に對しては数量、時期及び地域を指示して指定配給物資の出荷を命
ずる。

じなければならぬ。

十七 五の第一項に掲げる者及び五の第五項によつて登録票の交付を受けた者は、その生産又は配給の業務に關する帳簿を備え付け、其の記載をすると同時に販売可能数量と店頭その他見易い場所に表示しなければならぬ。

第四條 主務官廳は、指定配給物資のうち前條に規定されてゐる配給計画数量制度を採ること困難なる場合には、経済安定本部検査の承認を得て、次の方法を以てこれに代へることが出来る。

一 購入割当証明書は、主務官廳において、小売業者又は卸売業者に對し、小売業者又は卸売業者が消費者又は小売業者から受けた購入予約申込の数量に相應してこれを発給するものとする。

前項の購入予約申込は、配給券又は購入割当証明書の予約券の部分を相手方に引き渡して、これをとする。

二 前号の場合において前條五第六項は、これを適用する。但し、但書

を次のように読み替へる。

但し、その者の營業の資格及び能力が経済安定本部検査の承認を受けて主務官廳の定める標準に適合しない場合は、その登録票の交付を受けることを要しない。

三 前号の場合において、正当な理由なくして、前條五第一項の登録を受けることができなかった者は、経済安定本部検査に、その指定する期間内に不服の申立てをすることが出来る。

第五條 主務官廳が、第三條十の資格及び能力を判定し又は前條第二号の資格及び能力の標準を規定するに當つては、設備、従業員数、消費者若しくは小売業者が小売業者若しくは卸売業者を指定する度合、一定地域内における必要且つ適當な卸売業者の数量を考慮し公正にこれを行為なければならぬ。

第六條 この規定に基づき命令に違反した者に対しては、臨時物資供給調整法又はその他の法令に定められた罰則に適用することを要する。

第七條 この規程中消費者とは、指定配給物資を自己の生活上又は業務上消費する者をいい、小売業者とは、指定配給物資を消費者に直接販売することとを業とする者（同種の事業を行う協同組合などを含む。以下同じ）をいい、卸売業者とは、指定配給物資を生産業者又は他の販売業者から購入して小売業者その他の販売業者に販売することとを業とする者又は政府その他これに準ずる事業を行う者をいい、生産業者とは指定配給物資の生産を行うこととを業とする者という。

第八條 この規程中配給許可数量とは、卸売業者又は小売業者は、販売用として割り当てらるる商品量即ち商品在庫の最高許可数量をいう。小売業者及び卸売業者は、第三條の九又は十によつて割り当てらるる配給許可数量の範囲内で主務官廳の発行する配給割当公文書によつて購入した商品の在庫がその数の販売によつて減少するときは、主務官廳の発行する配給割当公文書によつて減少分を補填することができるものとする。

主務官廳は、卸売業者又は小売業者は、割り当てらるる商品在庫の範囲内に生ずると推定される需要量の範囲内で配給許可数量を割り当てることを要する。

第九條 この規程中主務官廳とは、指定配給物資の配給に關し権限ある中央官廳、地方特別官廳、都道府縣を越える地域を管業区域とする販売業者については中央官廳又はその地方特別官廳とし、都道府縣又はその地域以内の地域を区域とする販売業者については、前段の地方官公署とする。

附 則
この訓令に抵触する現行の省令その他の規定については関係各廳において所掌の改廃手続をとることを要する。
この訓令は公布の日から、これを施行する。



裏面白紙

官房企調課長

自 1 月 2 日 至 1 月 26 日 第 1 週 前 食 配 給 狀 況 調 査 概 算 表 (数 量 の 部)

品名	単位	1 月 1 日 当 配 給				1 月 2 日 当 配 給				比 率 (%)	備 考
		数量	重量	数量	重量	数量	重量	数量	重量		
干菜	kg	1510	20.8	1718	5.4	6.2	141	256	2497	45.2	31.2
干菜	kg	144	2.6	361	1.82	4.4	4.7	253	425	8.5	38.2
干菜	kg	188	6.2	522	4.4	4.4	5.7	574	115.2	52.1	48.8
干菜	kg	35.5	4.8	627	3.3	2.14	3.0	527	120.4	52.1	48.8
干菜	kg	2.4	1.5	488	6.6	3.8	2.5	12.9	52.7	72.2	22.8
干菜	kg	283	1.5	418	3.2	3.8	5.3	323	792	5.29	44.1
干菜	kg	117	1.6	419	5.9	3.0	14.1	224	442	49.3	54.7
干菜	kg	10.0	1.0	218	5.9	2.1	4.4	24.1	487	53.7	41.3
干菜	kg	44.1	4.7	286	13.6	3.8	11.4	15.4	75.8	8.2	18.8
干菜	kg	42.1	1.2	64.8	3.6	3.0	1.8	19.1	92.1	99.3	24.7
干菜	kg	34.1	1.8	93.0	14.3	2.0	4.4	14.7	39.5	43.1	34.9
干菜	kg	14.7	1.4	25.1	2.3	2.0	4.4	14.7	39.5	43.1	34.9
干菜	kg	14.7	2.2	26.7	4.8	10.5	8.2	44.5	111.2	34.0	76.8
干菜	kg	12.9	3.5	91.9	4.6	11.5	2.6	12.7	44.6	74.5	23.5
干菜	kg	7.9	3.9	18.8	3.9	0.6	4.5	44.8	23.6	29.6	24.4
干菜	kg	42.1	4.3	24.4	14.3	3.6	5.3	23.2	45.6	48.1	52.9
干菜	kg	14.7	1.4	15.7	1.4	1.4	30.7	32.1	47.8	32.8	62.2
干菜	kg	28.1	3.3	45.9	13.8	3.3	8.7	125.8	71.7	64.4	36.0
干菜	kg	33.2	13.6	44.8	4.8	4.8	4.8	44.8	10.0	1.0	1.0
干菜	kg	31.7	2.9	40.1	2.6	1.5	4.7	26.7	66.8	60.9	54.6
干菜	kg	23.6	2.7	43.2	1.98	4.6	2.7	34.1	72.3	55.9	44.1
干菜	kg	34.7	2.4	49.5	9.6	3.7	14.4	45.7	95.2	52.0	48.0
干菜	kg	66.1	22.5	97.3	63.7	124.3	97.3	74.6	81.2	102.5	91.9
干菜	kg	45.1	2.7	54.8	3.0	7.1	6.7	44.8	92.6	55.0	45.0
干菜	kg	24.8	2.3	43.8	2.4	4.8	2.5	34.7	78.5	55.8	44.2
干菜	kg	35.7	3.8	49.2	3.3	3.8	10.1	44.2	92.4	52.9	42.3
干菜	kg	69.5	22.2	89.0	67.3	126.3	94.1	128.5	84.4	105.9	93.4

自至 1月26日

種 別

第19回割食分配給状完備直結果表(金額別部)

均一額

市 名	世帯数	一人一日当配給				給 配				給食(円)	給食(円)	比 率(%)
		種類	月介額	加給額	額(円)	種類	月介額	加給額	額(円)			
千代田区	1	229		163	290			328	328	768	568	48.2
中央区	5	105	114	240	459	254	107	514	820	1399	343	65.7
新宿区	5	66	211	86	363	199	83	170	432	1794	451	54.3
豊島区	2	113	144	85	342	447	244	163	454	1196	286	74.4
板橋区	4	3	100	204	377	250	285	101	596	973	387	61.8
台東区	5	84	141	124	349	89	89	165	343	692	504	48.6
中野区	3	19	159	174	352	283		331	619	1771	363	43.7
杉並区	3	15	130	17	62	37	80	468	585	747	217	78.3
世田谷区	4	37	145	61	243	119	95	289	483	726	385	66.5
練馬区	1	94	207	54	345		214	807	1021	1366	263	74.7
目黒区	3	65	316	204	585	112	138	149	399	984	594	40.5
渋谷区	4	32	63	94	139	16	53	444	513	642	201	79.9
大田区	4	39	216	74	339	310	118	461	594	1203	393	72.7
台川区	3	32	206	26	314	89	92	251	432	744	122	57.8
文京区	2	9	126	82	228	359	95	263	717	946	242	75.8
墨田区	2	43	91	93	207	157	100	246	503	740	292	74.5
荒川区	1		100	44	221		114	600	714	935	286	76.4
江東区	3	57	190	52	299	107	67	314	488	787	380	63.0
足立区												
葛飾区	1	61	241		302					302	1100	6.0
江戸川区	4	80	108	49	337	123	15	188	326	563	421	57.9
豊島区(1)	45	63	155	105	323	184	105	275	564	847	364	63.8
豊島区(2)	67	69	153	49	291	194	117	331	642	733	312	65.8
豊島区(3)	770	913	1043	1523	1110	986	487	881	878	9551	1167	92.4
武蔵野市												
川崎市												
横浜市	3	83	131	36	250	99	159	301	559	809	369	69.1
松戸市(1)	42	64	156	102	320	179	108	277	564	834	362	63.8
松戸市(2)	65	69	148	67	284	186	119	324	629	913	311	68.9
松戸市(3)	65	92.8	1481	1522	1127	962	94.8	855	897	968	114.4	92.6

自 1 月 26 日
至 2 月 1 日

極 秋

副食品供給状況調査結果内訳表 (第 19 週)

22.2.21

物 - 調

市 区 名	区 分	世帯 数	世帯 人員	配 給				非 配 給							
				雑 菜 類		鮮 魚 介 類		加 工 食 品 類		雑 菜 類		鮮 魚 介 類		加 工 食 品 類	
				数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
千代田区	総 額	1	7	2,400	111.10			1,120	80.00					3,819	185.00
	一日平均	1	70	1,057.1	15.87			1,427	11.43					5,456	26.43
	一日平均			15.10	2.29			20.8	1.63					77.9	3.78
港区	総 額	5	24	2,420	176.00	2,610	192.00	2,030	403.42	910	426.00	1,040	180.00	2,355	872.50
	一日平均	1	48	69.1	5.03	460	5.49	58.0	11.53	260	12.17	297	3.14	67.3	24.93
	一日平均			14.4	1.05	9.6	1.14	12.1	2.40	11.4	2.54	6.2	1.07	14.0	5.19
新宿区	総 額	5	24	3,150	111.00	1,715	354.37	445	144.66	3,230	300.00	670	140.00	4,250	286.00
	一日平均	1	48	90.0	3.17	507	10.12	12.7	4.13	73.5	2.57	19.1	4.00	121.4	7.17
	一日平均			18.8	6.6	10.6	2.11	2.6	2.6	17.2	1.99	4.0	8.3	25.3	1.70
豊島区	総 額	7	36	3,940	286.00	4,050	363.46	1,555	214.43	11,100	1,127.00	1,935	615.00	1,440	409.50
	一日平均	1	51	182.4	5.34	827	7.42	31.7	4.38	226.5	23.00	395	12.55	29.4	8.36
	一日平均			35.5	1.13	16.1	1.44	6.2	8.5	44.0	4.47	7.7	2.44	5.7	1.63
板橋区	総 額	4	15	250	2.75	1,207	172.40	5,120	214.65	3,500	262.50	2,250	357.00	320	106.00
	一日平均	1	38	62.5	0.72	301.75	45.60	128.0	53.66	881.25	69.37	562.5	93.75	80	26.5
	一日平均			2.4	0.3	11.5	1.70	48.8	2.04	33.3	2.50	21.4	2.45	3.0	1.01
台東区	総 額	5	29	5,750	171.30	2,090	286.60	1,150	352.95	1,340	180.00	740	181.00	505	335.00
	一日平均	1	58	764.3	4.89	597	7.17	30.9	7.20	38.3	5.14	23.3	5.14	14.1	4.57
	一日平均			28.3	8.4	10.3	1.41	5.2	1.24	6.1	8.9	3.8	5.9	2.5	1.65

裏面白紙

自 1 月 26 日
至 2 月 1 日

種別

副食供給状況調査結果内訳表(第19週)
27.2.21

物 - 総

市町村	区	世帯数	世帯人員	配		給		非		配		給			
				蔬菜類		鮮魚介類		加工食品類		蔬菜類		鮮魚介類		加工食品類	
				数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
中野区	総	3	14	1,150	18,75	1,322	15,80	1,635	170,30	3,140	282,00			520	324,00
	一日世帯平均	1	4.7	598	87	630	742	779	811	149.5	13.43			248	15.43
	一日1人当り			167	19	135	159	167	174	32.0	2.88			5.3	3.31
杉並区	総	3	15	1,050	16,00	1,170	176,46	100	18,00	560	39,00	310	84,00	1,140	491,00
	一日世帯平均	1	5.0	500	76	538	650	48	86	267	136	148	4.00	70.5	23.38
	一日1人当り			100	15	108	130	10	17	5.3	37	3.0	80	14.1	4.68
世田谷区	総	4	22	2,170	56,35	1,976	223,45	265	94,10	2,100	184,00	330	115,00	620	445,00
	一日世帯平均	1	5.5	725	201	706	797	95	336	750	657	11.8	4.11	24.3	15.89
	一日1人当り			141	37	128	145	17	61	13.6	119	2.1	75	4.4	2.89
練馬区	総	1	2	660	11,80	175	29,00	17	7,61	-	-	50	30,00	160	113,00
	一日世帯平均	1	2.0	943	1,69	250	4,14	24	1,09	-	-	7.1	4.29	22.9	16.14
	一日1人当り			47.1	84	12.5	2,07	1.2	54	-	-	3.6	2.14	11.4	8.07
目黒区	総	3	16	3,820	73,20	2,850	353,46	1,510	228,20	1,600	125,00	340	155,00	205	167,00
	一日世帯平均	1	5.3	1,819	349	1,357	16,83	719	10,37	76.2	59.5	16.2	7.38	9.9	7.95
	一日1人当り			341	65	254	3.16	13.5	2.04	14.3	1.12	3.0	1.38	1.8	1.49
渋谷区	総	4	15	1,540	34,00	945	66,00	145	35,90	350	17,00	210	56,00	983	465,00
	一日世帯平均	1	3.8	550	1,21	378	2,36	5.2	1,28	12.5	6.1	7.5	2.00	35.1	16.61
	一日1人当り			147	32	90	63	14	34	3.3	1.6	2.0	5.3	9.4	4.44

裏面白紙

47

自 1 月 21 日
至 2 月 7 日

極 秋

副食品配給状況調査結果内訳表 (第 19 期)

物 一 類

前記名	区分	世帯数	世帯人員	配 給				非 配 給							
				蔬菜類		鮮魚介類		加工食品類		蔬菜類		鮮魚介類		加工食品類	
				数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
大田区	総額	4	14	1,650	32,500	7,350	211,900	720	72,780	6,450	295,000	1,030	110,000	800	451,500
	一日平均	1	3.5	37.5	1,380	48,200	7,571	79,000	2,600	230,400	10,540	36,800	3,930	28,600	16,130
	一人当り			10.7	39	138	2,160	2,200	74	65,800	3,010	10,500	1,120	8,200	4,610
品川区	総額	3	14	1,750	31,100	1,030	201,960	345	74,470	450	85,000	150	90,000	645	246,000
	一日平均	1	4.7	583	1,480	490	2,060	164	3,550	2,140	4,050	7,100	4,290	30,700	11,710
	一人当り			17.9	32	16,500	2,160	35	76	46	87	15	92	6,600	2,510
文京区	総額	2	9	500	5,500	440	80,700	245	58,010	2,500	226,000	40	6,000	285	166,000
	一日平均	1	4.5	357	790	314	5,760	175	4,140	17,860	16,140	2,900	4,290	20,400	11,760
	一人当り			7.9	89	70	1,280	39	92	39,700	3,540	86	95	45	2,630
北区	総額	2	10	850	30,000	420	50,000	300	65,000	1,000	110,000	250	90,000	370	172,500
	一日平均	1	5.0	607	2,140	30,200	3,570	2,140	4,640	7,140	7,860	17,900	5,000	26,400	12,720
	一人当り			12.1	43	60	7,100	4,300	93	14,300	1,570	3,600	1,000	5,300	2,460
荒川区	総額	1	2			2,000	24,800	20	6,200			20	16,000	430	84,000
	一日平均	1	2.0			28,600	3,540	2,900	5,900			2,900	2,290	6,140	12,000
	一人当り					14,300	1,770	1,400	2,950			1,400	1,140	3,070	6,000
江東区	総額	3	15	2,950	59,900	1,520	199,600	350	55,000	1,450	112,000	350	70,000	910	329,600
	一日平均	1	5.0	1,405	2,850	72,400	9,500	16,700	2,620	6,900	5,330	16,700	3,330	4,330	75,700
	一人当り			28.1	57	14,500	1,900	3,300	52	13,800	1,470	3,300	6,700	8,700	3,140

裏面白紙

自 1 月 26 日
至 2 月 1 日

極 額

副食品配給状況調査結果内訳表 (第 19 通) -

22.5.1

物 - 類

市 名	已 分	世帯数	世帯人員	給				非 給							
				食 料 類		加工食品類		廣 天 類		群 員 外 類		加 工 食 品 類			
				数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額		
葛 飾	總 額	1	4	930	17.00	326	67.60								
	一 日 平 均	1	40	1329	2.43	543	9.66								
	一 日 人 当			332	61	136	2.41								
江 戸 川	總 額	4	19	4220	106.90	1000	143.60	116	65.00	2720	163.00	200	20.00	625	249.50
	一 日 平 均	1	4.75	1507	3.82	357	5.13	4.1	2.32	97.1	5.82	7.1	7.1	223	8.91
	一 日 人 当			347	80	75	1.88	0.9	4.9	20.5	1.23	1.5	1.5	4.7	1.88
(東 京 合 計)	總 額	25	306	50,550	1,357.15	25,492	33,848	16,448	2,259.75	47,460	3,977.50	9,955	2,244.00	20,702	5,898.10
	一 日 平 均	1	4.7	1111	2.98	560	7.29	36.2	4.97	71.2	3.65	21.9	4.44	45.7	12.98
	一 日 人 当			236	63	11.9	1.55	7.7	10.5	19.8	1.84	4.6	1.05	9.7	2.45
横 濱 市	總 額	3	18	5,680	104.20	1,130	165.14	90	45.00	3,900	125.00	890	200.00	850	379.00
	一 日 平 均	1	6.0	2,905	4.96	538	7.86	4.3	2.14	1,857	5.95	42.4	9.52	40.5	18.05
	一 日 人 当			45.1	83	90	1.71	0.7	3.6	31.0	9.9	7.1	1.59	6.7	3.01
(總 合 計)	總 額	28	324	56,230	1,461.35	26,602	34,836	16,538	2,304.75	46,300	4,058.50	10,845	2,448.00	21,632	6,277.10
	一 日 平 均	1	4.8	118.1	3.07	53.9	7.32	3.98	4.34	77.3	2.53	22.8	5.14	45.4	13.17
	一 日 人 当			248	64	11.7	1.44	0.73	10.2	20.4	1.79	4.8	1.06	7.5	2.77

裏面白紙

2.27
31d

(中央割当)

労働者用煙草配当計更表

(標準額 22~4000円)
(單位 円本)

用途別	項目	配当基準量	他配当量	備	考
石炭	炭	平均 50本 概算 700本 概算 500本	108,000		
	炭	平均 40本	6,000		
石油	油	30	1,500		
	油	40	30,000		
鉄鋼	鋼	30	50,100		
	鋼	30	10,500		
陸運	鐵道軌道	30	7,800		
	鐵道小運送	30	9,900		
海運	港灣運送	30	15,150	(汽船、船員を含む)	
	港灣倉庫	20	14,000		
船舶	港灣工事	20	1,500	(船員を含む基準は30本)	
	船舶破産	30	16,500		
鐵道車輛製造業	鐵道車輛製造	30	5,250		
	船舶製造	20	10,600	(鋼造船、木造船)	
金工業	電線	10	400		
	農機具	10	750		
機械工業	炭酸機械	10	2,650		
	肥料機械	10	1,800		
化学工業	織機	10	900		
	貨物自動車	10	800		
農業	肥料製造	40	16,800		
	硫磺	10	100		
電力	カーバイド	10	100		
	電力	10	300		
農業	ゴム製品	10	650		
	農薬	10	100		
電力	電力	30	2,100		
	電力	30	3,150	(日産國産)	

用途別	項目	配当基準量	給配当量	備考
瓦新	扶給 業	300本	1,200	(公社を含む)
製	組 業	20	3,700	
樟	腦製 返 業	20	400	
石	灰石 採 取 業	10	550	
通	店	30	17,700	(民営を含む)
校	幣 印 別	10	350	
警	察官 夫 (外勤者)	10	3,000	
消	防 官 吏	10	1,050	
刑	務 所 看 守 係	10	500	
開	拓 開 採 員	10	3,250	(國營)
泉	泉 觀 測 員	10	350	
公	共 道 上 本 業	20	4,488	(國營)
水	道 運 送 本 業	20	1,700	
公	衆 衛 生 本 業	20	1,000	
農	業 兼 (主食供出)		350,000	() > 7
伐	木 業		18,500	"
水	産 業		18,500	"
製	糖 業		28,000	"
牛	乳、乳製品 製造 業		5,500	"
産	業		2,710	"
	計		753,576	

(2)

(地方割当)

用途別	項目	配当基準量	給配当量	備考
製	紙 業	40本	8,000	
製	其 他	30	6,400	
公	共 生 本 業	20	15,134	(公營)
	陸上 小 運 送 業	20	10,000	
	貨 運 業	20	5,600	
	開 拓 業	10	14,700	(公營)

13

(地方割当)

用途別	項目		配当基準量	総配当量	備考
	硫	北			
鉱山炭	其	他	400	6,000	
公	共	他	30	6,400	
	陸上小	運送	20	15,134	(公営)
	運物	自動車	20	10,000	
	運	関係	20	5,400	
	運	関係	10	14,700	(公営)
	運	関係	20	10,600	(総連関係)
	運	関係	20	6,000	
	運	関係	20	1,000	
	運	関係	20	18,500	
	運	関係	20	4,100	
	運	関係	20	5,010	
	計			102,554	
	計			856,110	



4.17
318

別紙(1)
物資名 衣料品

品種別配当計画及分配当基準

(概本案 22.4)

(GHQの規程あり種別)

需要部門	品目	製品 単位 1000	1/4				年間計	増人口 1000人	1人当平均 年間配当量	配当基準	
			1/4	2/4	3/4	4/4					
消費 若	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0		
		1,800	(1,710)	900	900	3,600	2,400	1.5寸幅	商/才和等の配当品は人に		
		2,622	(2,622)	1,183	995	4,800	2,400	(1.3寸幅)	対シホ心/枚、晒/枚及心		
	手 織 糸	0	0	0	0	0	0	0	0		
		595	(2,000)	220	385	1,200	2,400	0.5寸度	牛織糸(0.5寸度)を配給		
		1,780	(1,326)	850	850	3,400	2,400	(0.3寸度)	73		
	衣 業 用 織 物	小 計	0	0	0	0	0	0	0		
			3,360	(2,320)	5,482	3,158	12,000	12,000	1人1枚	重要産業及重要技術	
			6,493	(2,090)	10,695	4,602	21,890	11,000	(1.9尺)	の労務者に対し産業の重	
		衣 業 用 被 服	0	0	0	0	0	0	0	0	
			18,200	(17,255)	16,444	12,699	39,144	23,000	1人2枚	産業及衣料消費用品の増	
			5,956	(5,956)	8,990	7,164	23,110	23,000	(1.9尺)	度を考慮して別に定めた	
		衣 業 用 織 物	手 織 糸	0	0	0	0	0	0	0	
				26	(26)	190	378	4,000	2,000	2集	配給基準に従って枚
				1,178	(1,178)	1,644	0	2,822	2,000	(1.7寸度)	實用面を加配する。
外 衣			0	0	0	0	0	0	0		
			26	(26)	190	378	4,000	2,000	2集	重要産業及重要技術	
			1,178	(1,178)	1,644	0	2,822	2,000	(1.7寸度)	の労務者に対し産業の重	
布 帛 肌 着	0		0	0	0	0	0	0			
	1,178		(1,178)	1,644	0	2,822	2,000	2集	産業及衣料消費用品の増		
	0		0	0	0	0	0	0	0		
衣 業 用 織 物	手 織 糸		0	0	0	0	0	0	0		
			1,178	(1,178)	1,644	0	2,822	2,000	2集	重要産業及重要技術	
			0	0	0	0	0	0	0	0	
	外 衣		0	0	0	0	0	0	0		
			26	(26)	190	378	4,000	2,000	2集	産業及衣料消費用品の増	
			1,178	(1,178)	1,644	0	2,822	2,000	(1.7寸度)	度を考慮して別に定めた	
	布 帛 肌 着	0	0	0	0	0	0	0			
		1,178	(1,178)	1,644	0	2,822	2,000	2集	配給基準に従って枚		
		0	0	0	0	0	0	0	0		
	衣 業 用 織 物	手 織 糸	0	0	0	0	0	0	0		
			1,178	(1,178)	1,644	0	2,822	2,000	2集	重要産業及重要技術	
			0	0	0	0	0	0	0	0	
		外 衣	0	0	0	0	0	0	0		
			26	(26)	190	378	4,000	2,000	2集	産業及衣料消費用品の増	
			1,178	(1,178)	1,644	0	2,822	2,000	(1.7寸度)	度を考慮して別に定めた	
布 帛 肌 着		0	0	0	0	0	0	0			
		1,178	(1,178)	1,644	0	2,822	2,000	2集	配給基準に従って枚		
		0	0	0	0	0	0	0	0		
衣 業 用 織 物		手 織 糸	0	0	0	0	0	0	0		
			1,178	(1,178)	1,644	0	2,822	2,000	2集	重要産業及重要技術	
			0	0	0	0	0	0	0	0	
		外 衣	0	0	0	0	0	0	0		
			26	(26)	190	378	4,000	2,000	2集	産業及衣料消費用品の増	
			1,178	(1,178)	1,644	0	2,822	2,000	(1.7寸度)	度を考慮して別に定めた	
	布 帛 肌 着	0	0	0	0	0	0	0			
		1,178	(1,178)	1,644	0	2,822	2,000	2集	配給基準に従って枚		
		0	0	0	0	0	0	0	0		
	衣 業 用 織 物	手 織 糸	0	0	0	0	0	0	0		
			1,178	(1,178)	1,644	0	2,822	2,000	2集	重要産業及重要技術	
			0	0	0	0	0	0	0	0	
		外 衣	0	0	0	0	0	0	0		
			26	(26)	190	378	4,000	2,000	2集	産業及衣料消費用品の増	
			1,178	(1,178)	1,644	0	2,822	2,000	(1.7寸度)	度を考慮して別に定めた	
布 帛 肌 着		0	0	0	0	0	0	0			
		1,178	(1,178)	1,644	0	2,822	2,000	2集	配給基準に従って枚		
		0	0	0	0	0	0	0	0		
衣 業 用 織 物		手 織 糸	0	0	0	0	0	0	0		
			1,178	(1,178)	1,644	0	2,822	2,000	2集	重要産業及重要技術	
			0	0	0	0	0	0	0	0	
		外 衣	0	0	0	0	0	0	0		
			26	(26)	190	378	4,000	2,000	2集	産業及衣料消費用品の増	
			1,178	(1,178)	1,644	0	2,822	2,000	(1.7寸度)	度を考慮して別に定めた	
	布 帛 肌 着	0	0	0	0	0	0	0			
		1,178	(1,178)	1,644	0	2,822	2,000	2集	配給基準に従って枚		
		0	0	0	0	0	0	0	0		
	衣 業 用 織 物	手 織 糸	0	0	0	0	0	0	0		
			1,178	(1,178)	1,644	0	2,822	2,000	2集	重要産業及重要技術	
			0	0	0	0	0	0	0	0	
		外 衣	0	0	0	0	0	0	0		
			26	(26)	190	378	4,000	2,000	2集	産業及衣料消費用品の増	
			1,178	(1,178)	1,644	0	2,822	2,000	(1.7寸度)	度を考慮して別に定めた	
布 帛 肌 着		0	0	0	0	0	0	0			
		1,178	(1,178)	1,644	0	2,822	2,000	2集	配給基準に従って枚		
		0	0	0	0	0	0	0	0		
衣 業 用 織 物		手 織 糸	0	0	0	0	0	0	0		
			1,178	(1,178)	1,644	0	2,822	2,000	2集	重要産業及重要技術	
			0	0	0	0	0	0	0	0	
		外 衣	0	0	0	0	0	0	0		
			26	(26)	190	378	4,000	2,000	2集	産業及衣料消費用品の増	
			1,178	(1,178)	1,644	0	2,822	2,000	(1.7寸度)	度を考慮して別に定めた	
	布 帛 肌 着	0	0	0	0	0	0	0			
		1,178	(1,178)	1,644	0	2,822	2,000	2集	配給基準に従って枚		
		0	0	0	0	0	0	0	0		
	衣 業 用 織 物	手 織 糸	0	0	0	0	0	0	0		
			1,178	(1,178)	1,644	0	2,822	2,000	2集	重要産業及重要技術	
			0	0	0	0	0	0	0	0	
		外 衣	0	0	0	0	0	0	0		
			26	(26)	190	378	4,000	2,000	2集	産業及衣料消費用品の増	
			1,178	(1,178)	1,644	0	2,822	2,000	(1.7寸度)	度を考慮して別に定めた	
布 帛 肌 着		0	0	0	0	0	0	0			
		1,178	(1,178)	1,644	0	2,822	2,000	2集	配給基準に従って枚		
		0	0	0	0	0	0	0	0		
衣 業 用 織 物		手 織 糸	0	0	0	0	0	0	0		
			1,178	(1,178)	1,644	0	2,822	2,000	2集	重要産業及重要技術	
			0	0	0	0	0	0	0	0	
		外 衣	0	0	0	0	0	0	0		
			26	(26)	190	378	4,000	2,000	2集	産業及衣料消費用品の増	
			1,178	(1,178)	1,644	0	2,822	2,000	(1.7寸度)	度を考慮して別に定めた	
	布 帛 肌 着	0	0	0	0	0	0	0			
		1,178	(1,178)	1,644	0	2,822	2,000	2集	配給基準に従って枚		
		0	0	0	0	0	0	0	0		
	衣 業 用 織 物	手 織 糸	0	0	0	0	0	0	0		
			1,178	(1,178)	1,644	0	2,822	2,000	2集	重要産業及重要技術	
			0	0	0	0	0	0	0	0	
		外 衣	0	0	0	0	0	0	0		
			26	(26)	190	378	4,000	2,000	2集	産業及衣料消費用品の増	
			1,178	(1,178)	1,644	0	2,822	2,000	(1.7寸度)	度を考慮して別に定めた	
布 帛 肌 着		0	0	0	0	0	0	0			
		1,178	(1,178)	1,644	0	2,822	2,000	2集	配給基準に従って枚		
		0	0	0	0	0	0	0	0		
衣 業 用 織 物		手 織 糸	0	0	0	0	0	0	0		
			1,178	(1,178)	1,644	0	2,822	2,000	2集	重要産業及重要技術	
			0	0	0	0	0	0	0	0	
		外 衣	0	0	0	0	0	0	0		
			26	(26)	190	378	4,000	2,000	2集	産業及衣料消費用品の増	
			1,178	(1,178)	1,644	0	2,822	2,000	(1.7寸度)	度を考慮して別に定めた	
	布 帛 肌 着	0	0	0	0	0	0	0			
		1,178	(1,178)	1,644	0	2,822	2,000	2集	配給基準に従って枚		
		0	0	0	0	0	0	0	0		
	衣 業 用 織 物	手 織 糸	0	0	0	0	0	0	0		
			1,178	(1,178)	1,644	0	2,822	2,000	2集	重要産業及重要技術	
			0	0	0	0	0	0	0	0	
		外 衣	0	0	0	0	0	0	0		
			26	(26)	190	378	4,000	2,000	2集	産業及衣料消費用品の増	
			1,178	(1,178)	1,644	0	2,822	2,000	(1.7寸度)	度を考慮して別に定めた	
布 帛 肌 着		0	0	0	0	0	0	0			
		1,178	(1,178)	1,644	0	2,822	2,000	2集	配給基準に従って枚		
		0	0	0	0	0	0	0	0		
衣 業 用 織 物		手 織 糸	0	0	0	0	0	0	0		
			1,178	(1,178)	1,644	0	2,822	2,000	2集	重要産業及重要技術	
			0	0	0	0	0	0	0	0	
		外 衣	0	0	0	0	0	0	0		
			26	(26)	190	378	4,000	2,000	2集	産業及衣料消費用品の増	
			1,178	(1,178)	1,644	0	2,822	2,000	(1.7寸度)	度を考慮して別に定めた	
	布 帛 肌 着	0	0	0	0	0	0	0			
		1,178	(1,178)	1,644	0	2,822	2,000	2集	配給基準に従って枚		
		0	0	0	0	0	0	0	0		
	衣 業 用 織 物	手 織 糸	0	0	0	0	0	0	0		
			1,178	(1,178)	1,644	0	2,822	2,000	2集	重要産業及重要技術	
			0	0	0	0	0	0	0	0	
		外 衣	0	0	0	0	0	0	0		
			26	(26)	190						

教員配当基本計画

需要部門	品目	単位	数量		金額		年間計	対人口 1000人	1人当平均 年間消費量	配当基準
			1/4	3/4	1/4	3/4				
一 般	布	疋	0	21,000	28,800	29,600	80,000	80,000	1疋/年 (0.5疋)	全国民各1人に対し一 半に1人当平均(10.5疋)計 度乙配給予定。
	縫糸	匁	0	448,900	185,700	146,510	803,100	80,000	10匁 (1.0匁)	
	又才儿	本	0	6,849	14,282	18,869	40,000	80,000	1本 (1.1本)	
	手拭	本	0	24,910	12,334	11,111	45,355	80,000	1本 (1.1本)	
	尺袋	尺	0	18,536	14,174	12,810	44,520	80,000	1尺 (0.9尺)	
	靴	尺	0	9,977	12,825	12,398	33,445	80,000	1尺 (0.9尺)	
	一般帽子	個	0	324	432	444	1,200	80,000	0.02個 (0.01個)	
	乳児外衣	尺	0	648	864	888	3,400	80,000	1尺 (0.2尺)	
	乳児帽子	個	0	65	86	89	300	80,000	0.1個 (0.02個)	
	襦袢	本	0	176	74	44	294	80,000	0.1本 (0.1本)	
	幼児外衣	尺	0	2,113	2,071	1,116	6,000	80,000	0.5尺 (0.5尺)	
	幼児布制着	尺	0	1,072	1,062	2,016	5,450	80,000	1尺 (0.5尺)	
	幼児肌着	尺	0	1,493	1,962	1,995	5,450	80,000	1尺 (0.5尺)	
	幼児帽子	個	0	294	392	404	1,090	80,000	0.1個 (0.01個)	
	学童服	尺	0	2,822	5,742	3,866	10,450	80,000	1尺 (0.4尺)	
	中制服	尺	0	1,912	2,509	2,620	7,080	80,000	1尺 (0.4尺)	
	大学用服	尺	0	320	122	38	480	80,000	1尺 (1.1尺)	
	学生帽子	個	0	922	1,296	1,332	3,600	80,000	0.2個 (0.02個)	
一般外衣	尺	0	505	253	19	795	80,000	0.02尺 (0.02尺)		
一般布制着	尺	0	1,96	388	53	637	80,000	0.06尺 (0.06尺)		
二期用尺制着	尺	0	1,500	250	345	2,095	80,000	1.06尺 (0.93尺)		
小計	計	0	23,098	30,382	32,042	85,522	80,000	1.06尺 (0.93尺)	性産婦各1人に対し木 尺1枚及又1面1枚配 給予定。	
木	尺	0	1,711	677	1,062	3,450	2,300	1.5尺 (1.4尺)		
小計	計	0	2,700	1,439	511	4,710	2,300	2.5尺 (2.3尺)	性産婦各1人に対し木 尺1枚及又1面1枚配 給予定。	
小計	計	0	1,156	534	926	2,116	2,300	0.92尺 (0.89尺)		

1945

昭和二十二年産馬鈴薯供出肥料配給要領

昭和二十二年産馬鈴薯供出肥料配給要領

一 基準割当

1. 農
農の作付面積に於て反当平均産安(産安以外の肥料は産安に換算す)四貫(地畝別に施肥基準量)を参照して決定すべしを割当てる。

都道府県知事はこの肥料を右に基いて市町村に割当てる市町村は各農家に割当てるがこの肥料は九月三十日迄超えない期限内で都道府県知事が定めたる供出期日迄に九〇%以上供出した農家に限り現物を配給するものとす。

但し供出割当を受けない完全保有農家に於ては割当通り配給すること。
馬鈴薯

(2) 現在供出の対象と成つてゐる馬鈴薯については未期で定められる基準割当量(少くとも反当平均三貫の見込)を要と同様に供出期日迄(東北地方の馬鈴薯については十月三十一日以前)に九〇%以上供出した農家に於てのみ未期に於て配給するものとす。

ニ 特別報奨配給

(1) 各農家が供出期日迄に割当数量の九〇%を超過して供出した場合はその供出数量に付

し更についでは一俵(大俵)ついでに五俵(五魁)を産安四貫を本明に於て特配し馬鈴薯に付いては百貫当産安立。〇〇反を未期に於て特配する。

三、 災害等真に已むを得ない事由によつて知事の定めたる期日迄に九〇%以上の、供出が不可成な場合は知事が農林大臣の承認を受け例外的措置を講ずる。

四 肥料配給方法

(1) 市町村長は供出の都道府県市町村村農業会長より食糧検査官の確認した農家毎の供出数量を概し九〇%以上に達した農家に於てはその肥料購入通帳に肥料配給規則

に於て割当数量を記入すると共に配給条件を充した旨証明を為すこととする。

(2) 指定取扱業者は(1)の証明のある購入通帳の提示があつたときに限り肥料を販賣するものとす。

(3) 馬鈴薯の肥料は未期に於て割当する肥料に付いて(1)と同様の措置を講ずるものとす。

(2) 特別報奨肥料

(1) 市町村長は検査の都道府県市町村村農業会長から食糧検査官の証明した農家毎の供出割当数量に付する供出実績の報告を右に基き九〇%以上又は一〇〇%以上供出した農家に於てはそれに基づいて算出した報奨肥料の数量を毎月不交、馬鈴薯別

5.12
10-4

肥料配給規則に従ひ農業者の肥料購入通帳に記入するものとす。但し農業者は、
 肥料配給規則に於て配給する旨の記入を為しおくこと。
 (1) 農業者は、(1)によつて記入された肥料購入通帳を自己の登録指定業者に提示して配
 料の配給を受けしむ。
 (2) 市町村長は、(1)によつて記入した数量を受理し、又は毎月末これを取纏め、翌月十
 日迄に農務課長に報告する。知事はこれを取纏め、食糧事務所に連絡し、その月の
 二十日迄に農務課長に報告すること。
 (3) 市町村長は、(1)の数量によつて指定取扱業者の取扱数量を業務用肥料購入通帳に
 記入すること。

国民食糧並に栄養対策審議会畜産部会
和牛による乳用牛造成に関する決定事項

(昭和二十五年三月)

一、造成乳用牛の呼称

新に造成せられる乳用牛については學術的、實際的且つ其の普及上の諸觀点を最も適當なる名稱を決定すべしとあつて、これについては広く公衆する事の手段を採ることとし、その決定されるまでは「新乳牛」と呼ぶこととする。

二、造成目標数

本部会決定の十ヶ年後乳用牛一〇〇万頭、産乳量一〇〇〇万石造成を目途とし、経來乳牛の増殖計画に照應して新

乳牛一〇ヶ年後の計画数を求むべきも造成実施当初の種牝牛資源並に一般の本事業に対する認識の程度に鑑み前半五ヶ年の各年における種牝牛頭数を概ね左の如くすること。

昭和二十二年度	一〇〇,〇〇〇頭
二十三年	二〇〇,〇〇〇
二十四	四〇〇,〇〇〇
二十五	七〇〇,〇〇〇
二十六	一,〇〇〇,〇〇〇

三、種牝牛の種類、頭数

国内資源の実情に鑑み差当りホルスタイン種を主とするべく、し極力人工受精法の併合により供用種牝牛五〇頭

と対し一頭の割合を以て用意すること。本事業達成のため必要なる種牡牛について輸入の懇請をなすこと。

四 奨励体制

- (1) 政府の本事業を専管する部局並に研究機関を設けること。
- (2) 中央及地方の本事業普及のための委員会を設けること。
- (3) 地方廳の本事業の担当部署を設けること。
- (4) 種畜牧場、畜産試験場の施設を拡充し、活用し、概ね牝牛五頭、種牡牛三頭を一單位として、全國五ヶ所以上、於て試験研究を行うこと。
- (5) 地方廳並に民間施設に試験の委託を行うこと。

五 奨励手帳

- (1) 生産物の政府買上、貸付
- (2) 國有種牡牛の貸付並にこれが管理者の優遇
- (3) 指導技術員の設置に對する國家助成
- (4) 飼料の優先配給
- (5) 畜産種牡牛の政府買上、貸付事業の即時開始

六 奨励地帯

特別奨励地帯を設ける奨励地帯は、牛生産の新興地帯、開拓地、酪農地帯及び乳用牛生産の経験ある地帯並に本事業に對し熱意と用意を有する地帯等と重疊を置き選定するものとし、該地區の決定については夫々の地方の意向を以てすること。

七 畜産増進のための団体の組織及び事業

新乳牛の造成は適当なる団体組織により行うこと種牝牛を新設する場合には供用牝牛三頭以上を擁する団体とする事。

この団体の主たる事業は、牛の血統の確認と記録、種牝牛の利用及び飼料、資材の確保等とする事。

八 宣傳啓発の方法

宣傳啓発は政府及び前記委員会において左の方法によつて行う事。

(1) 各種機関による宣傳、放育

(2) テキストの編纂配布

(3) 講習会、講話会

九 本事業の経費に関する措置

本事業達成のため必要なる予算措置を講ずること。

育児用飲用牛乳重負確保対策(案)

E・S・B・ニニ六・一六

育児用の飲用牛乳の需給は甚だしく逼迫状態を呈しているが其の主要原因は乳牛に対する飼料の極度の入手難にあることと鑑み、牛乳と飼料のリンク制により牛乳の主産維持と供出促進を図ることとし、差当り(本年度に限る)左の要領の措置を採る

- 一、実施対象地域を六大都市及び福岡市とする
- 二、各都市毎に牛乳供出の基礎量を定め、これに対し一定の率を以てリンク式に濃厚飼料を配給する。基礎量以上の供出(以下、これを増加供出量と云ふ)に対しては高率に

飼料をリンク配給する。

三、実施開始は第II四半期分からとする。

四、各四半期別供出基礎量及び増加量を左の如く見込む。

期別	基礎量	増加量	計
第II四半期	九二〇〇石	四六〇〇石	一三八〇〇石
第III	九一〇〇	四五五〇	一三六五〇
第IV	九〇〇〇	四五〇〇	一三五〇〇
計	二七、三〇〇	一三、六五〇	四〇、九五〇

(註)基礎量は一日一〇石と見、増加量はその五〇%とした。その内訳は

都市	基礎	増加	計
東京	三五石	一五石	五〇
横浜	一〇	五	一五

五、本措置のため必要なる飼料量

計	名古屋	京都	大阪	神戸	福岡
一〇〇	一〇	一〇	一五	一〇	一〇
五〇	五	五	〇	五	五
一五〇	一五	一五	二五	二五	一五

基礎供出	增加供出	飼料日量	第II四半期	第III四半期	第IV四半期	計
三・七五	五・〇〇	八・七五	一・三四五	三・四一	三・三八七	一〇・二四五
四・六〇	八・七五	一三・三五五	四・五五	七・九六	一二・五〇	二六・〇一

配給飼料は可及的コプラミール、配合飼料を以てこれに

六、飼料の配給方法

- (一) 基礎供出量は農林省に於て各都市毎に算定して各都市管轄地方廳に四半期別へ第二四半期より実施し、これを
- (二) 農林大臣は牛乳の供出並に飲用牛乳の正規配給数量の報告を知事より徴し、これに基いて基礎供出量の範囲内の石数に付いては、牛乳一石に付三七・五kgの割合を毎月知事の指定する飲料取扱機關を通じて日本飼料株式会社に於て前月分に対応する現物の配給を行はせむこと
- (三) 基礎供出量を超えた供出牛乳の分量に対しては牛乳一石に付一〇・〇kgの割合で前項同様現物の配給を行ふこと

七、飲用牛乳配給方法

(1) 飲用牛乳の取扱機関は知事の認可した者でなければならぬ

(2) 飲用牛乳の配給を受ける資格は現行通り左の様にする

第一順位 満一才未満の人工栄養並に混合栄養乳児

第二順位 満二才未満の幼児、童子

第三順位 満五才未満の幼児、妊産婦、病人

(3) 飲用牛乳の配給を受けるには、区、市長の定めた医師又は産婆の自らの診断により発行する証明書を区、市役所に提示して所定の配給券へ原則として有効期間一

ヶ月の交付を受けこれを飲用牛乳の配給所に提出する必要がある

(4) 医師又は産婆がこの証明書発行のために特別の料金を徴せたい様に措置すること

(5) 配給券は配給品と交換を的確にするため一配給単位一券とするにとし、使用済の配給券は一定の経路を経て地方廳に回収することへこの配給券は乳製品と共通的をもちとし消費者が飲用牛乳の欠配の場合一定換算率で乳製品の配給を受けられる様にすること

ハ牛乳供出並に飲用牛乳配給に対する取締

(6) 供出牛乳には厳正な品質検査を行ひ規格(別に定めらるること)外のものには供出牛乳と認めないこと

(四) 飲用牛乳受配証明書の乱発を警戒すること

(ハ) 供出後牛乳の横流れを警戒取締ること

(ニ) 飲用牛乳の衛生検査並に取締を勵行し特に他物混入に對しては嚴重に處分すること

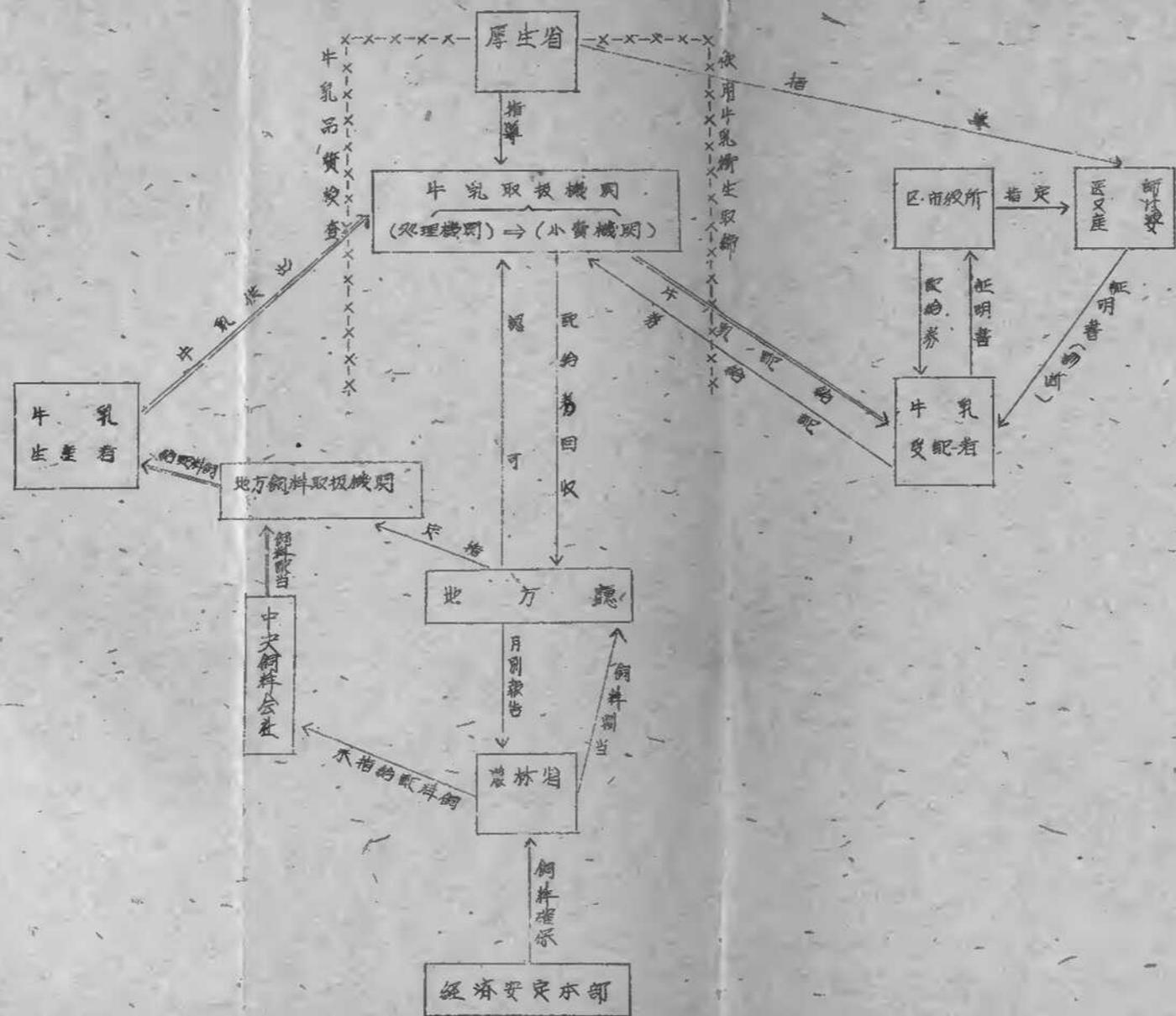
九本措置に因し官公廳の執る主なる事務概ね次の通り

(1) 經濟安定本部は本措置のため必要なる飼料の優先確保の事務を執る

(四) 農林省は牛乳の基礎供出量の算定、飼料配給予定割当(對地方廳)並に飼料配給指示(對飼料会社)等の事務を執る

(ハ) 厚生省は牛乳の検査並に医師産學の指導其の他本措置を効果的ならしめるために必要なる事務を執る

(ニ) 地方廳は、牛乳供出実績及び飲用牛乳正規配給実績等の月別報告をし、飼料取扱機關の指定、飼料の実需者への配給に因する事務並に牛乳配給券の回收等の事務を執る



飲用牛乳重点確保対策(案)図示

裏面白紙

4P

21.22-70
96

戦災期における主要食糧の配給確保緊急措置要旨説明

最近の外国食糧の輸入見込は必ずしも樂觀を許さない実情であることは唯今七月乃至十月の主要食糧の需給推算を御説明申上げた通りであります。その内容を詳細に検討しますと次の点に非常な懸念がありますから、この点を解決するため本措置を閣議決定の上政府の確固たる方針に従い至急実施したいと思ひます。

E二六〇一八
S
B

6.21
1024

第一、凍結米の緊急輸送

現在各県に凍結中の米約四〇〇千石(二六七〇千石)は、現品が所在している都府県で消費する予定でありましたが、輸入食糧の見込が最近急に悪化しましたのは備え、あらゆる障害を排除して四〇、二五〇の緊急輸送をしなければ、消費都府県では、外国食糧が多くなる見込の八月頃まで日相当の遅配となる虞があるから、運輸省の全面的の御援助によつて本緊急輸送を計画通り確実に実施したいと思ひます。而も凍結米を予定変更して県外搬出することは政治的にも重大且つ困難が伴ふことであるので中央地方の一致した強力な決意の下に遂行する必要がある。特に閣議の決定を要すると思ひます。

第二、麦類の加工輸送力の増強

昨年度において外國食糧の本船一隻(約八〇〇〇t)を完全に配給するまでは六十一日を要した実績があるのに対し、本年度は、先程御説明申上げました需給推算では当該月には輸入した食糧を十五日内において即ち六月分の輸入食糧についていうと六月十五日までに輸入したものは六月三十日までには全部輸送加工の上末端配給までしなれば輸入食糧の配給部面から遅配が生ずる虞が多いのであります。これを解決するため輸入港に本船入港の都度一定貨車を優先配車して輸入食糧を製粉、精麦工場に能力に応じて迅速直達に輸送し、原料穀類が製粉、精麦工場に到着した場合に日、晝夜運転を実施して敏速に加工する計画であります。

なお現在製粉工場を新増設してある分については極力工事を促進して新穀出廻期に向は合わせ特に輸入食糧の加工能力を増強し、計画通り輸入食糧を十五日以内には輸送加工の上配給して遅配をなくするため本措置を講じたいと思っております。

(本船一隻(八千t)を十五日内には輸送加工する計画日数は本船荷揚四日間、工場への輸送三日乃至六日間、加工一日間、製品輸送三日間、配給二日間、合計約十五日間であり

ります。)

国内産麦類については生産者より極力早期に供出を御願して七月及び八月に大量に加工し製品の政府手持食糧を増加し、輸入食糧が順調に輸入しない場合に、国内産麦類にて補填できるように昨年度に比し繰上り加工する計画をしていく次第であります。

説明資料

一、月別麦類加工能力調

月別	現有加工能力			計	稼働能力割合		
	製粉	精麦	計		国内産用	輸入用	調整平均
七月	三〇〇	二〇〇	五〇〇	一〇%	五〇%	六〇%	三〇六
八月	三〇〇	二〇〇	五〇〇	一〇%	八〇%	九〇%	四六五
九月	三〇〇	二〇〇	五〇〇	一〇%	八〇%	九〇%	四七三
十月	三〇〇	二〇〇	五〇〇	一〇%	六〇%	三三	一八八

二、月別麦類加工計画数量(対前年度比)

月別	二十五年年度計画			二十二年年度実績		
	国内産	輸入	計	国内産	輸入	計
七月	一八二	(七五)〇〇	(二五)〇〇	一一三	一一八	二三一
八月	二六七	(一五)〇〇	(四二)〇〇	一一七	一九六	三一三
九月	二八八	(一四)〇〇	(四三)〇〇	一五四	二六一	四一五

計	十月	十一月	十二月	計	計	計	計
七五七	二〇	(一〇九)	(一〇九)	七八	二二〇	二九八	
(四七七)	一〇九	(一〇九)	(一〇九)	四六二	七九五	一、二五七	
六一六							

備考

二十三日度計圖の輸入食糧の数量は日H.自より内示された数量の数量であるが、その内容が小麦粉で何程輸入されるか、不明であるから、最も多い場合を計上したしかい最も少い場合といふども()の数量は買米確保しなくてはならないものと思はれる。

三月別原料別製粉精麦別加工計画数量

單位：十石

備考	計	日別				計	日別				計
		十月	九月	八月	七月		十月	九月	八月	七月	
	三三三	八	一二九	一一九	七七	四二四	一一七	五四一	一三七	一三七	三〇六
	四九九	八九	一五〇	一五八	一〇二	一一七	二〇	三二	一八八	一八八	四六五
	八三二	九七	二七九	二七七	一七九	五四一	三二	一八八	一八八	一八八	四六五
	四二四	一一	一五九	一四八	一〇五	一一七	二〇	三二	一八八	一八八	四六五
	一一七	二〇	三五	四〇	二二	一一七	二〇	三二	一八八	一八八	四六五
	五四一	三二	一九四	一八八	一七九	五四一	三二	一八八	一八八	一八八	四六五
	一三七	一〇九	四七三	四六五	三〇六	一三七	一〇九	四七三	四六五	三〇六	三〇六
	合計					合計					合計

四、所要資金關係

1. 大中小型粉所要資金

工場整備費

経営資金

2. 高選度粉所要資金

工場整備費

経営資金

3. 精製所要資金

工場整備費

経営資金

合計

一三六〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

六四〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

七二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

四一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

一二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

千九〇〇〇〇〇〇〇〇〇

一四五八五〇〇〇〇〇〇

五〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

九五八五〇〇〇〇〇〇〇

三二八八五〇〇〇〇〇〇

經濟調查書第七輯
昭和二十二年六月

種甘藷輸送試験に就いて

業務局配車課

- 一 目的
- 二 準備及び方針
- 三 試験要領
- 四 試験結果
- 五 試験結果の考察
- 六 結び

一、目的

種甘藷の輸送については鉄道としても従来萬難を排して之に協力して来たのであるが、これまでの輸送経験からすれば、其の損取事故は極めて高く、折角優良健全なる品種を需要地に輸送しても、輸送途中に於ける腐敗又は病害の爲、種藷としての使命を果し得ないものが相当数量に上った模様である。

我が國の食糧需給操作上極めて重要な地位を占めてゐる甘藷も、かゝる輸送上の不安定は現況では其の品種の改良並びに増産にも影響する所大なるものがあると云はなければならぬ。然るに種甘藷の鉄道輸送に関する研究は、出盛期に於ける甘藷の数量と時期に制約される輸送の爲や、等閑視されて来た感があつたので、かゝる損取事故の原因が果して何処にあるかを究明し、同時に使用貨車の種類及積付の如何により果してどの程度まで損害の防止が可能になるか等について、貨物輸送と對象として科學的検討を加へ事故防止の参考資料を得んが爲この種甘藷の輸送試験を計画した次第である。

二、準備及び方針

輸送試験実施に先立ち三月十四日府公報一ニニ号を以て之が運賃割引、輸送列車指定並びに其の他事項の發表を行つた。尚農林省及び日本甘藷馬鈴薯株式会社、日本通運株式会社等の好意ある援助により準備及び手配に就いては順調に行はれた。

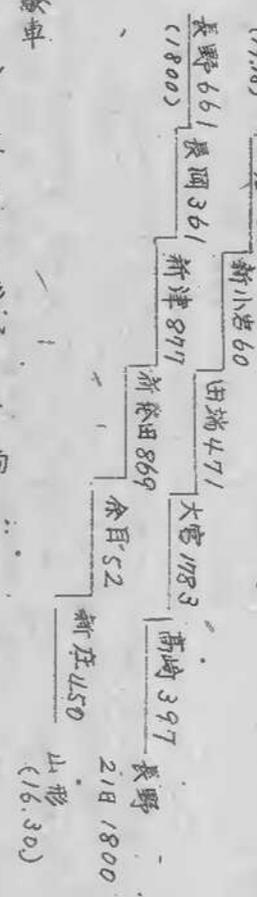
(一) 公報發表試験要綱

遵第一二二號

種甘藷輸送試験之次の様に施行する

運輸大臣

1. 施行期間 三月十八日より二十四日迄の間(十八日積込)
2. 試験區間 笹川(成田線)發長野新巻田山形着
3. 輸送列車 毎二 461 115 360 (19.18) 新小岩 60



4. 使用貨車及び試験車
 - イ 使用貨車 レ 五〇〇号形式 一輛
 - ワム五〇〇〇〇号形式 三輛
 - コヤ六六〇〇号形式 一輛
- ロ 試験車

- 備考
1. 試験車の連結位置は使用貨車の中間とす
 2. 長野新巻田着「ワム」各一車、山形着「レ」及び「ワム」各一車とす
 3. 試験立会者の乗用車として「ナヤ」一六九七〇号車一を連結す

5. 試験品 千葉県産種甘藷
6. 運賃 十級貨率の二割減
7. 試験項目 (1) 温度 (2) 品質 (3) 積付方
8. 立会者 運輸省(配車、貨物、車務各課、鉄道技術研究所)

東京新潟鉄道局
 農林省(特産、経済、諸類各課、千葉県農事試験場)
 日本甘藷馬鈴薯株式会社
 日本通運株式会社

以上の要綱に基き、実地の遺囑なきを期する為、三月十七日笹川に於て立会者並びに現地関係機関の参加を得て細部の打合せを行った。

(二) 輸送試験の限界

本輸送試験の目的については最初に記した通りであるが、従来みられた種甘藷の腐敗事故が累して輸送の責に帰すべきや否やは、甚だ疑問の存在するところであり、この点の解決が本輸送試験の結果與へられるならば、将来の輸送計画にも影響するところ大なりと考へられるのである。

従って其の責任の限界を明らかにする意味からも使用する品種、積込及び其の他については、あくまで現実の貨車輸送の面に則した左の如き方法を採用した。

即ち品種としては沖鈍百号を主体とし、其の外に農林一号、千系一号、護國源氏等を概

んだ。又腐敗の時期を判定する為に其の管出包装の時期と異にする二種類の種蒔、即ち積込一週間前の三月十二日に振り出されたものと積込前日の十七日のものとの混合した。更に輸送中の腐敗度を識別する為積込前の病害状況の相違により健全なるもの、罹病（黒斑病、腐病）せるものに混合した。但し天候其の他検査手続の関係上三月十七日の種蒔については一應健全なるものと推定することにした。

積込に際しては之等の種蒔を平均に積載するため十二日健全蒔、十二日罹病蒔、十七日合格蒔の三種蒔にそれぞれ白黒赤の荷札をつけ取扱上の便に資した。尚この三種蒔の蒔を有蓋車三車、冷蔵車一車に同数宛混積し種蒔別に腐敗の進行状況と観察することとした。各区分による各車の積込数量及び品種別数量を示せば次の通りである。

品種別、日別積込数量

車種	種別				日別			計
	計	第一	第二	第三	3月12日	3月17日	3月19日	
VA 50800	233	26	2	5	1	266	266	
VA 50407	164	18	39	3	5	229	266	
VA 50106	208	38	15	5	1	226	266	
VTA 5233	180	10	15	1	1	205	205	

三、試験要領

本試験の実施に際しては鉄道技術研究所第五部の中川、相川、宮下、福岡各技官の努力に資ふ所大であつて、以下同研究所の記録に基いて述べる事とする。

A、供試車

種蒔の輸送には従来普通の有蓋車（ワム）を使用してゐるので、今次の試験は有蓋車と主体とすることとし、従来各種輸送試験に使用されてゐるワム5000の型を三輛採用することとした。尚冷蔵車を使用することは実際問題として困難であるが、今回の試験に当つて是非其の結果を知りたい希望からレ5000型（レオム）一輛を加へた。

- VA 50300 50407 50106 3 輛
- VTA 5233 1 輛

供試のレオム5233は昭和十三年日本車輛で製造されたもので保守状態は現今のものとして、大体良と認められるものである。

B、輸送区間及び列車

今回の試験は種蒔の主産地である千葉縣香取郡神代村良文村及び橋村の一部より成田線釜川駅に集荷し、此処にて長野（信越線）へワム一車、新発田（羽越線）へワム一車及び山形（奥羽本線）へワム一車、レオム一車合計四車輸送されることになった。

C、列車編成

供試車四輛に試験車（コヤ六六〇）一輛を加へ第二圖の如き編成とした。



D. 測定計畧

供試車の温度は熱電温度計を使用し試験車より遠隔測定を行った。而して範囲の狭い低温度を測定する為には熱電対を二組直列に結線して起電力を増大し、又測定を精密且能率的にするために、一定微電圧を附加して指針の0位置を目盛板の中央まです、ある新考案の装置を使用した。熱電対は銅—コンスタンタン五米にして冷接点は魔法壺に氷を入れ0°Cを保持せしめた。尚魔法壺は車中に置き適宜氷の補充を行った。

E. 測定位置

各車に対する積付けが多少異つてゐるので、第二図に示す如く熱電対を配置して測定した。各車とも接面より二米の位置に於て室温、床面、内壁温度及び俵間温度と測つた。斯る積荷に対する温度の測定は、車体温度と積荷との関係即ち甘藷に及ぼす影響を知る基礎をなすものである故、理想的に云へば、車内各所に多数の熱電対を配置して、立体的な温度分布を調査すればどの依に事故が起つてゐるか、又外氣によつてどの点が最も影響をうけ易いかも明らかになるのであるが、實際問題としては容易なことではないので図に示した如く各車共代表的な点の測定にとどめた。

第二圖…末尾

F. 積込

- 1. 日時 三月十八日十時
- 2. 場所 笹川 駅
- 3. 天候 晴
- 4. 氣温 九、五度
- 5. 勞務員 四名

尚十七日夜雪が降つたため取に持込まれたものはシートと被せたのであるが、濡れた俵分も少からずあつたと思ふ。貨車別に積込所要時間と見れば次の通りである。

貨車別	積込時間	所要時間	箇數
レオム五三三二	一〇・三三	一一・一九	五七箇
ワム五〇一〇六	一一・二七	一二・一五	四八箇
ワム五〇八〇〇	二・五〇	三・三五	四五箇
ワム五〇四〇七	三・四七	四・二三	三六箇

四. 試験結果

第三圖は本輸送試験に於ける概要を示す為、横軸に時刻と縱軸に各供試車の車室温度及び積荷最上層より一俵下の俵間温度並に外氣温度を採つて其の関係を表はすと共に、天候及び運行状態を添附して各相互間の検討に便した。

第四圖は各供試車の積間温度を詳細に示したものでAは長野行ワム車の一―二係間、壁側面より一係内側、床より三係目の側三係及び上表面より一係下、換言すれば床面より五係目と六係目の間即ち五―六係間の三ヶ所の測定結果を示し、Bは新發田行ワム車で測定はAの場合と同様に、Cは山形行のワム車で中央に於ける一―二係、二―三係、三―四係、四―五係並びに側三係の五点、Dは山形行の冷蔵車レオムで中央の一―二係、四―五係及び側三係間の三点を示す。第五圖は床面と壁面の温度と其の側にある係の温度との相互関係を知るために作ったもので、Eは床の場合、Fは壁の場合を示す。何れも対象としては山形行のワムとレオムとを採った。床面温度は各供試車に於て測定したが、長野及新發田行のものは殆ど山形行と同様であつたので省略した。尚壁面温度を測つた側のものも示して及対側のもは省略した。第三、四、五圖は末尾に示す。

五、試験結果の考察

A 車室温度（第三圖参照）

車室温度として示されたものは車室全容積の約1/5の積荷上空間の温度である。従つて屋根其の他よりの影響を敏感に受ける、其の結果の現れとしてワム車は三車共殆ど同様の外気温の上下と並行してゐる。即ち表日本にある間は太陽の輻射を受けて著しく上昇した。

この二六度―二七度にも及び空温の上昇は軟弱病を促進させる原因になると云ふ。これに対してレオムは車壁、屋根、床ともに炭化コルプ板の如き優良保温材を有する爲、熱の

遮断効果が明らかに發揮されて、温度上昇は僅か一二度を最高とすると共に六―七時間の遅れを以て最高温度に未である。

裏日本に入つてからは温度の高低の激しかったワム車も外気温の二―七度即ち一五度の幅に対して〇―五度の僅か五度の幅となり変化少く積の呼吸熱と外部からの冷却とによつて、車室温が大体一定に維持されてゐる。尚レオムは外氣の影響は少ないだけに呼吸熱によつて上昇を示してゐる。

B 積間温度

積荷としての積間温度は第四圖に示す如く各車共三棚宛中央部上下及び側面に於て測定したが、主眼と山形行のワム車に置き中央部の各係間に温度計を挿んで係積みによる積の呼吸熱の分布を測定せんとしたが、敬ある積荷の内約三〇%腐敗した其の係に偶然當つた爲遂に豫期した結果が得られなかつたのは残念であつた。併し腐敗過程に於ける温度の上昇具合が知られたので、其の方の参考になる。

第四圖に見る通り箕川で積荷を行つた直後の温度は各点共一致してゐない。其の理由を考へてみるに十八日積込みに對して一週間前に貯藏穴から掘出して農家の痕前に置いたものと、三日前に掘つたものと並びに前日掘つたもの等であり且品種は五種に及び又罹病諸も混つてゐる。

而して十七日駅へ積込まれたものは同日夜の降雪の中をシートを被つたのみで著しく冷却されたと思像されるものの中には係の濡れたものもある。

之に対して一八日の積込時に運ばれたもの、ホームで長時間太陽に照されて暖まったもの等、種々の條件が異つてゐるものが混載されたもので、依間温度は一定の倉庫に長時間貯蔵されたものを直ちに積込んだものではない故、同一條件の下で考へると云ふことは危険であり、この辺に甘精輸送の難しさが潜んでゐるものと云へよう。

以上の結果の表はれとして積込時の温度が夫々區々であつた為、或るものは積込後温度が低下し又或るものは逆に上昇を示すものもある。このことは上記の如く種々の温度の依が混載されて湿度の高いものは低くなり、低いものは他の依の影響をうけて高くなる。即ち車内に於て依全体の湿度が平均化されることが考へられる。

併し其の間に外氣の影響と諸自身の呼吸熱による温度上昇があり、又罹病によつて著しく昇進するものもあつて條件は複雑である。

これが輸送時間が短い場合は湿度の異動があつても諸自身には余り影響しないのであらうが、長時間に亘るときは影響も亦甚大となるであらう。

C. 床面及壁面温度の依に及ぼす影響

床面の場合

第五圖Eはワムの床面温度と床面に接する一トニ依間温度並びにレオムの床面温度と比較のために取出したものである。

床面温度の昇降は外氣温と線路面の太陽による輻射熱の為吸りの影響による。第五圖F中の外氣温と床面温度との変化を見比べればよく一致してゐることが看取されるのである。

このことはワムに於ても明瞭でありレオムの場合には著しく鈍感である。この床面温度に対して依の温度をみるとワムの場合床面上の一、二依間の温度は二依目の諸の罹病により温度上昇が早く表はれたため腐敗が隣依に及び、ニヤニヤ九時以後には漸次低下してゐる。ニ、三依及び三、四依に於ては低下することなく一、二依のみが低下してゐるのは、腐敗の完了のみでなく明らかに夏日本に入つてからの低温である床面からの影響と考へられる。レオムの場合には其の影響少く一、二依間の温度は上昇一途を辿つてゐる。

壁面の場合

第五圖Fは山形行ワム車の車壁温度と其の面に接する側三依の点の温度と外氣温と共に示したものである。車壁面温度は外氣に曲線的に平行して上下するが、特に日中太陽の直射を受けると著しく高温になり日暮になれば温度が降る。従つて運搬中は変化し易い状態に置かれる。

一温度の上下が頻繁なことが著しく悪影響を及ぼすか否かは明瞭ではないが、温度の幅が或る程度を超えなければ比較的安全の極に考へられる。今四の実験範囲では表日本に在る間は好天続きであつた故この時期の條件としては最高の状態であらうと考へられるから、結果から考へて、比較的安全ではないかと想はれる。これに対して夏日本に入つてからは低湿となつた為の影響をうけて、依間温度は長野を過ぎてからは緩慢下ら下降する二方面である。

この事は諸が健全の依で全區間をすぎ而も自己の呼吸熱より以上壁面よりの発熱の影響

を受けて低下したものと想はれる。
諸を運ぶ時期と経過日数によつては諸の風邪引きの原因を作ることがあらうと考へられ
る。

D 依間湿度上昇度の比較

山形のワム及びレオムの各点の湿度に就いて其の上昇割合を比較するたのこれを一圖に
集め且つ滑曲線にて結んで示せば第六圖の如くである。湿度の上下はあるが、 α 、 β 、 γ 及び
 ϵ の五線は上昇中は何れも同様な傾向をもつて居り、二十四時間に対して二・六、一・二・〇
度、平均二・三度の上昇を示してゐる。 δ 線はワムの一―二依間であつて二日目早くよ
り軟腐黒斑に侵されて高温を示し二十日以後は、腐敗の完了と共に發熱少く、且つ表面
からの低温の影響を受けて、低下してゐる。

α 及び γ 線は其の上の依間湿度で腐敗が進行しつゝあることが看取される。 δ 線はレオ
ムの一―二依間であつて腐敗が起りつゝある状態ではないかと察せられる。依の表面から
は明瞭には認められなかつた。

β 及び ϵ 線はワムの五―六依及びレオムの四―五依であつてこの両者の上昇度は二
十四時間に対して〇・四九度である。この程度の湿度上昇が呼吸熱による湿度上昇に近い
のではないかと考へられる。

この両者はいづれも上表面より一依下であつて室温は平均八度及び一―一度である故周囲
の影響は余りうけず標準的な上昇度と考へる。

九線はワムの側三依であつて壁面の低温を直接受けて低下を示した。以上を要するに
は諸自身の呼吸熱では〇・五度程度の上昇、腐敗し始めれば二・五度にも及ぶものあり、
其の腐敗の原因は室温の著しいのは二・七度にも及んだ高温が病菌の附着してゐるものを
促進せしめたことにならう。

全く健全なものはこの程度の湿度には耐へた如くであるが、又低温に對しても健全なも
のは影響がないと見られたが、種猪としての性能は各農事試験場の成績が判明しなければ
確定的には云へない。

E、車室に外氣を導くことの可否
ワム車により種猪を輸送するに当り外氣温が未だ猪に風邪を引かせる程度の湿度である
故、通風口を密閉して試験を行つた。

又斯くすることが絶対必要であつたのであるが、輸送が四月初旬に行はれ氣温の高い
日が続くやうな時には密閉して、却つて悪いことが起るものと考へられる。

夫れは今回湿度の測定を行はなかつたのであるけれども、猪から出た濕氣が高温地域
より低温地域へ入つた時に露となつて依の表面を濕らし、其れが軟腐病を誘發する恐れが
ある為である。従つて斯る時には通風口を閉めず外氣を導入せしめた方が良結果を得られ
る場合があらう。其の判断は、注意深く觀察しなければ明らかにならないと考へる。

F、取卸
取卸しにあたり以上の試験結果の考察が實際には、如何なる現象であらはれるか觀察し

たところ次の様に示された。即ち取卸は積込時同様に各區分に従ひ集積し、各車共現場で各一俵宛開俵し肉眼で観察してみた。其の結果は次の様になる。
尚第二表は新潟、長野、新發田各試験場より報告された結果の總計を100とした%で示したものである。

第一表

取卸状況	野		新		田		山	
	全日	全日	全日	全日	全日	全日	全日	全日
日時三月二十一日	118	118	118	118	118	118	118	118
天候 雨	118	118	118	118	118	118	118	118
気温 28度	118	118	118	118	118	118	118	118
労働員 八名	118	118	118	118	118	118	118	118
日時三月二十二日	118	118	118	118	118	118	118	118
天候 雪	118	118	118	118	118	118	118	118
気温 24度	118	118	118	118	118	118	118	118
労働員 五名	118	118	118	118	118	118	118	118
日時三月二十四日	118	118	118	118	118	118	118	118
天候 晴	118	118	118	118	118	118	118	118
気温 26度	118	118	118	118	118	118	118	118

取卸状況	野		新		田		山	
	全日	全日	全日	全日	全日	全日	全日	全日
日時三月二十一日	118	118	118	118	118	118	118	118
天候 雨	118	118	118	118	118	118	118	118
気温 28度	118	118	118	118	118	118	118	118
労働員 八名	118	118	118	118	118	118	118	118
日時三月二十二日	118	118	118	118	118	118	118	118
天候 雪	118	118	118	118	118	118	118	118
気温 24度	118	118	118	118	118	118	118	118
労働員 五名	118	118	118	118	118	118	118	118
日時三月二十四日	118	118	118	118	118	118	118	118
天候 晴	118	118	118	118	118	118	118	118
気温 26度	118	118	118	118	118	118	118	118

山形行有蓋車取卸の状況と述べると、開扉と全時に腐敗臭が鼻を衝き湿気の非常に多いのが認められた。殊に天井側壁には乗が着しかつた。従つて特に高温区(一俵間)中段及び扉口の三區分によるサンプルをとつてみた。又従来とかく云はれて来た扉口について詳細にみる為特に一俵のサンプルと近上(扉口に接した上の部)、近下(扉口に接した床面の部)、遠上(内部に面した上の部)、遠下(内部に面した床面の部)の四區分に分けて試料を採用了が、特に顕著性は見られなかつた。

第二表

地区別	三月十二日		三月十三日		三月十四日		三月十五日		三月十六日		三月十七日		三月十八日		三月十九日		三月二十日	
	健	病	健	病	健	病	健	病	健	病	健	病	健	病	健	病	健	病
野	100	0	100	0	100	0	100	0	100	0	100	0	100	0	100	0	100	0
長	100	0	100	0	100	0	100	0	100	0	100	0	100	0	100	0	100	0
新	100	0	100	0	100	0	100	0	100	0	100	0	100	0	100	0	100	0
田	100	0	100	0	100	0	100	0	100	0	100	0	100	0	100	0	100	0
山	100	0	100	0	100	0	100	0	100	0	100	0	100	0	100	0	100	0
形	100	0	100	0	100	0	100	0	100	0	100	0	100	0	100	0	100	0
合	100	0	100	0	100	0	100	0	100	0	100	0	100	0	100	0	100	0
計	100	0	100	0	100	0	100	0	100	0	100	0	100	0	100	0	100	0

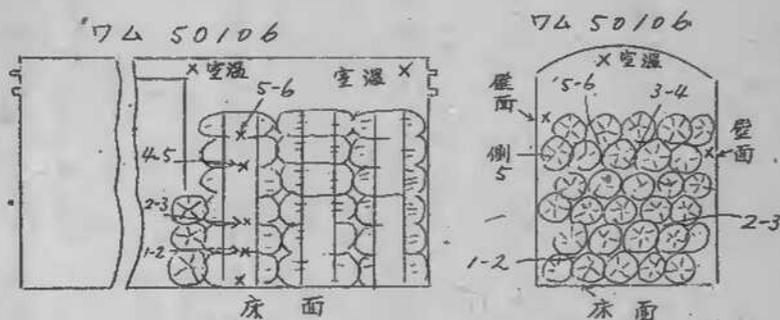
六、結 び

以上を総合して種甘藷の輸送に就いては左の通り結論することが出来る。
 先づ甘藷の輸送は馬鈴薯の場合と異り藷自体の病害に依る欠点が他の原因による腐敗よりも明らかに表はれる為、輸送には多大の困難を伴ふことである。又輸送試験の結果軟腐病の意外に多かつたことから考へて藷の表皮に傷のあるものは早く傷み易いと云ふ事實を充分認識して積卸については、特に丁寧なる取扱を必要とすると共に其の包装に對しても亦充分なるを要する。尚種藷には病菌の附着してゐないもの即ち無病なることが此の困難を克服する為の第一條件であると考へられる。

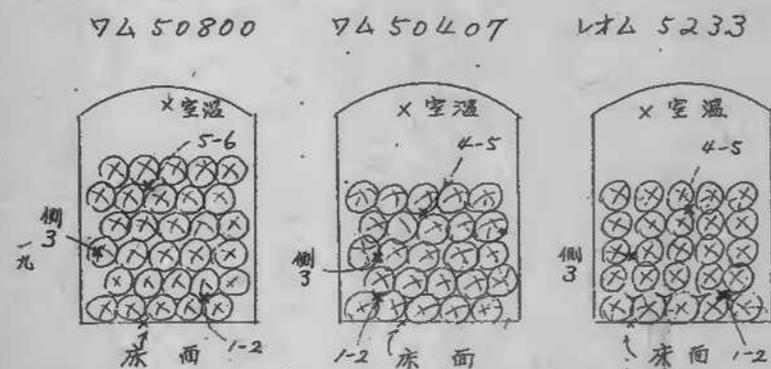
次に技術的側面から見ると、甘藷も馬鈴薯輸送試験と同様湿度的には藷の熱容量大なる故輸送時期が若しく低温でない限り藷の収縮を引く心配もない。又輸送時間と密接な關係にあるが、低温による障害よりは寧ろ高温による病気の誘発の危険の方が大きいように感ぜられた。車種別に眺めてみると冷蔵車は藷自身の呼吸熱により高温となる様に考へられたが外気温の影響を受けることが少い故、健全藷ならば安全に輸送出来る。

ワム車は途中の天候により最上部の俵が相当高温となつたり、又夜間外氣に依り冷えるために天井に俵がつかつたりして俵表面に濕りが来た。この濕氣が長時間に亘れば藷に悪影響を及ぼすと考へられる。それ故低温時輸送には通風口を開ける必要がある。又特に外気温の上下による床面及び壁面附近の温度の上下は見逃すことは出来ない。従つて外気温の變化に慮する何らかの室内の温度調節設備を將來の問題として考へたい。

第 一 圖



第 二 圖

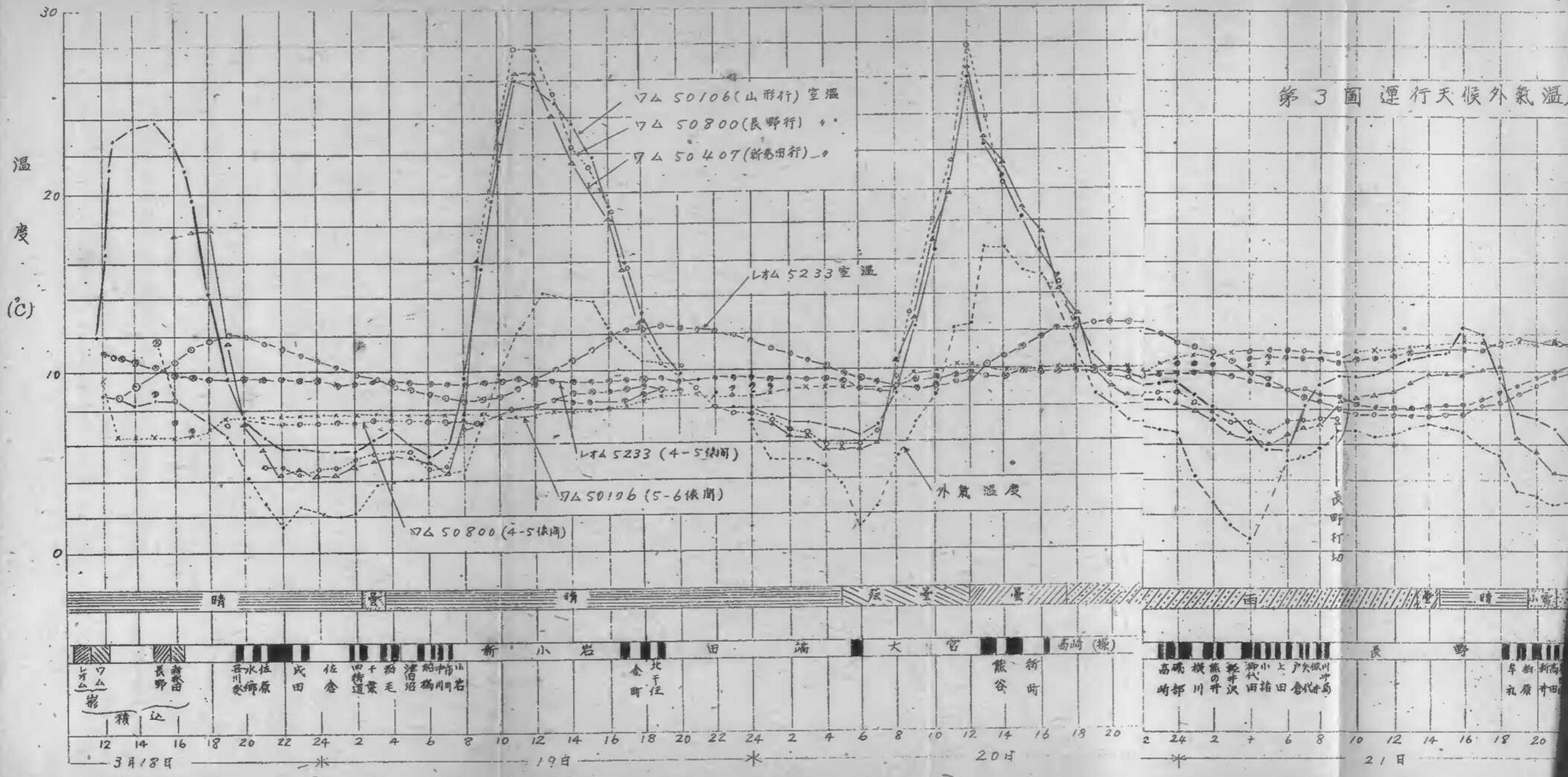


次に今次試験は積卸等の時間を考慮して特別の移送を行った事情にもよるが所要時間に
対して八割迄も駅橋内に停車して居り、かくして時間の経過によって良からぬ結果を招来
したと考へられるから、移送関係に努力し輸送時間を短縮することが何れの面より見ても
絶対に必要である。これについては列車指定割の活用が強く要望されてゐる。其の他輸送
中種々の條件による事故の原因も考へられるが、其の大部分の責任は積込前に於ける取扱
の不完全、種々諸検査の際発見され得なかつた病菌の附着が大なるものであることを結論
とするものである。

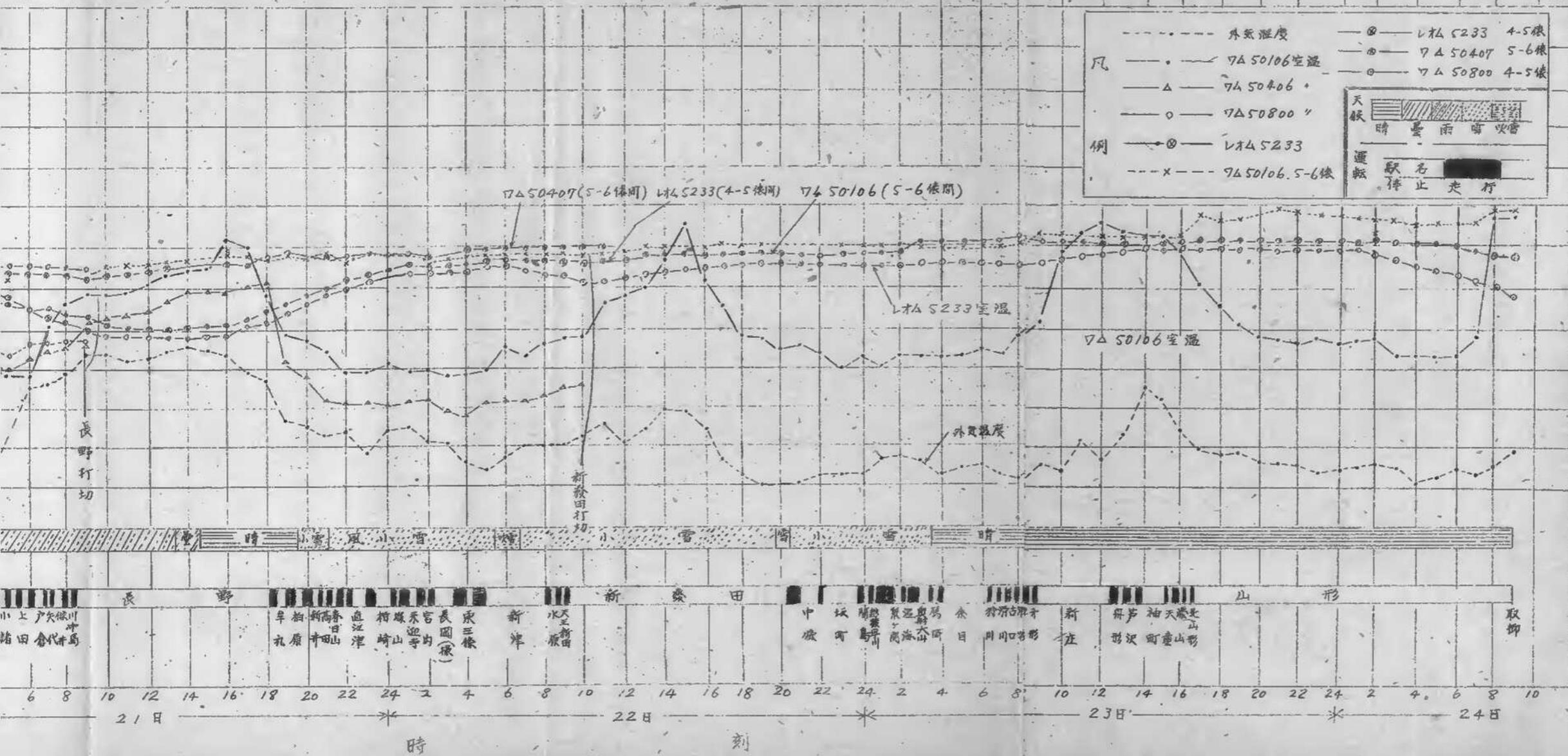
以上此の度の輸送試験に関する概要を述べたのであるが、本試験の結果については関係
方面の御批評を仰ぐと共に一層の研究をお願いするものである。尚、農林省、農事試験場
日本甘藷馬鈴薯株式会社、日本通運株式会社及び現場各機関の絶大なる御支援と紙上を通
じて感謝する次第である。



第3圖 運行天候外氣温

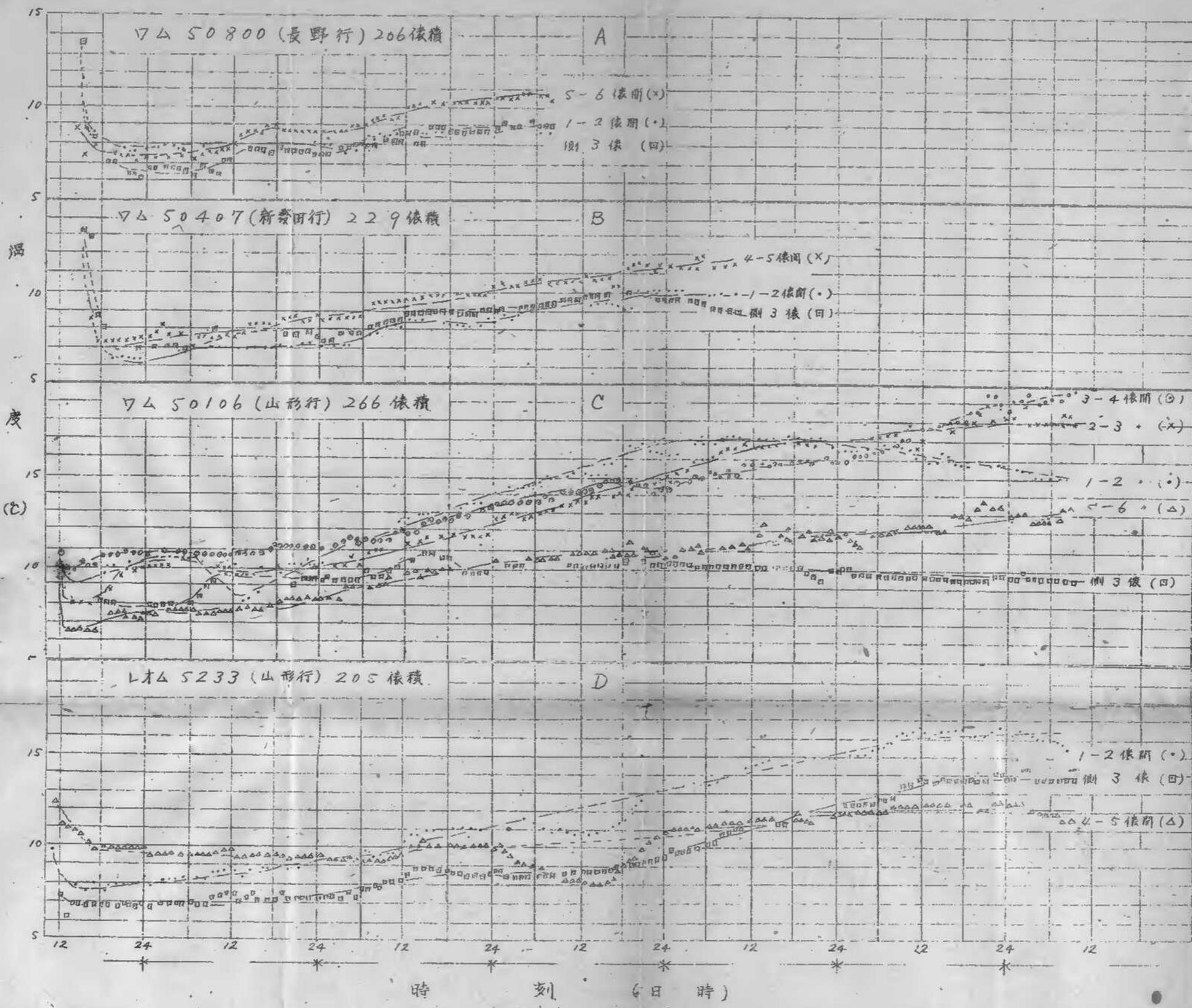


第3圖 運行天候外氣溫度各供試車室內溫度及上層俵間溫度比較



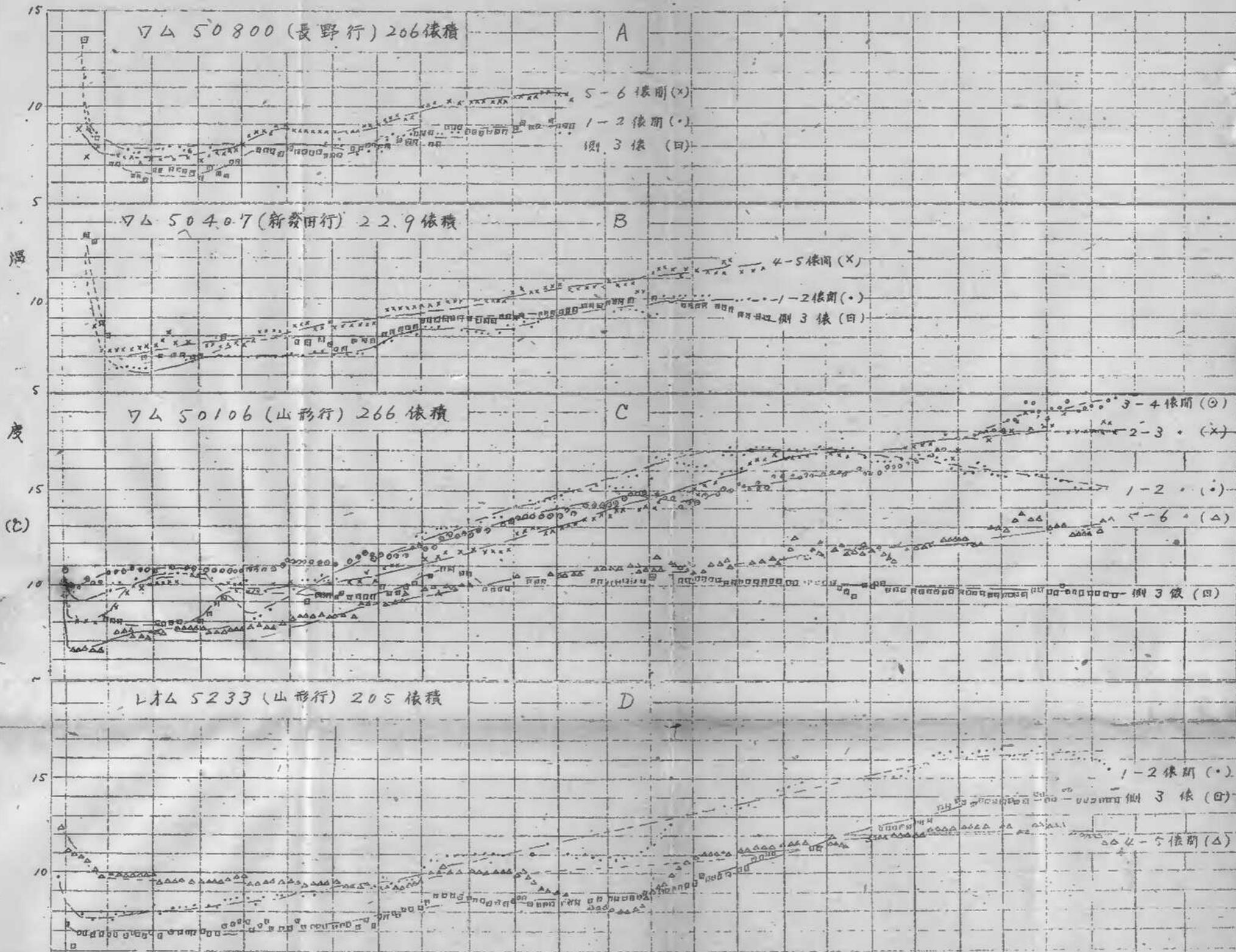
種甘藷輸送試験 昭和二十二年三月十八日—廿四日

裏面白紙



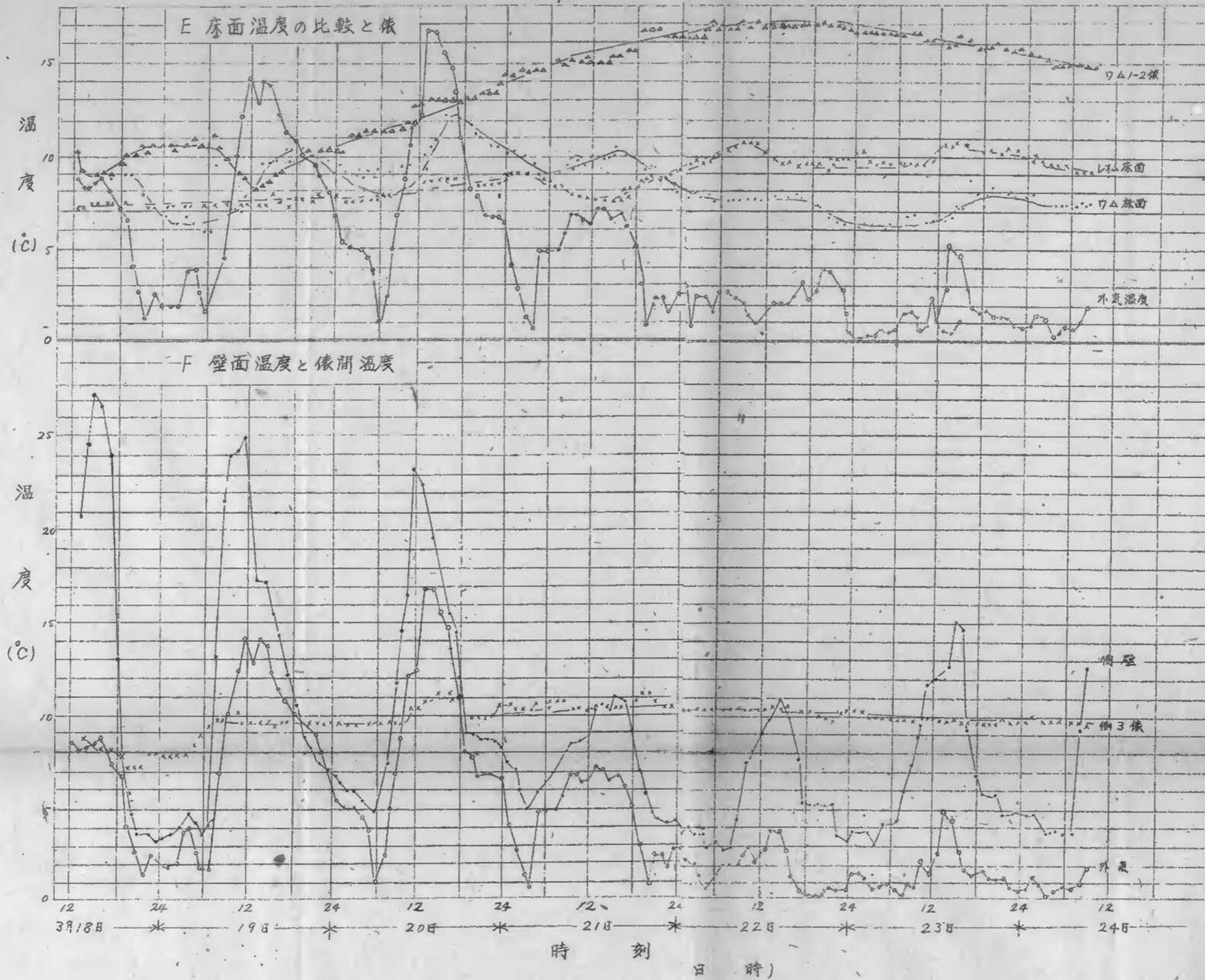
めくられず

第4圖 各供試車の俵間温度

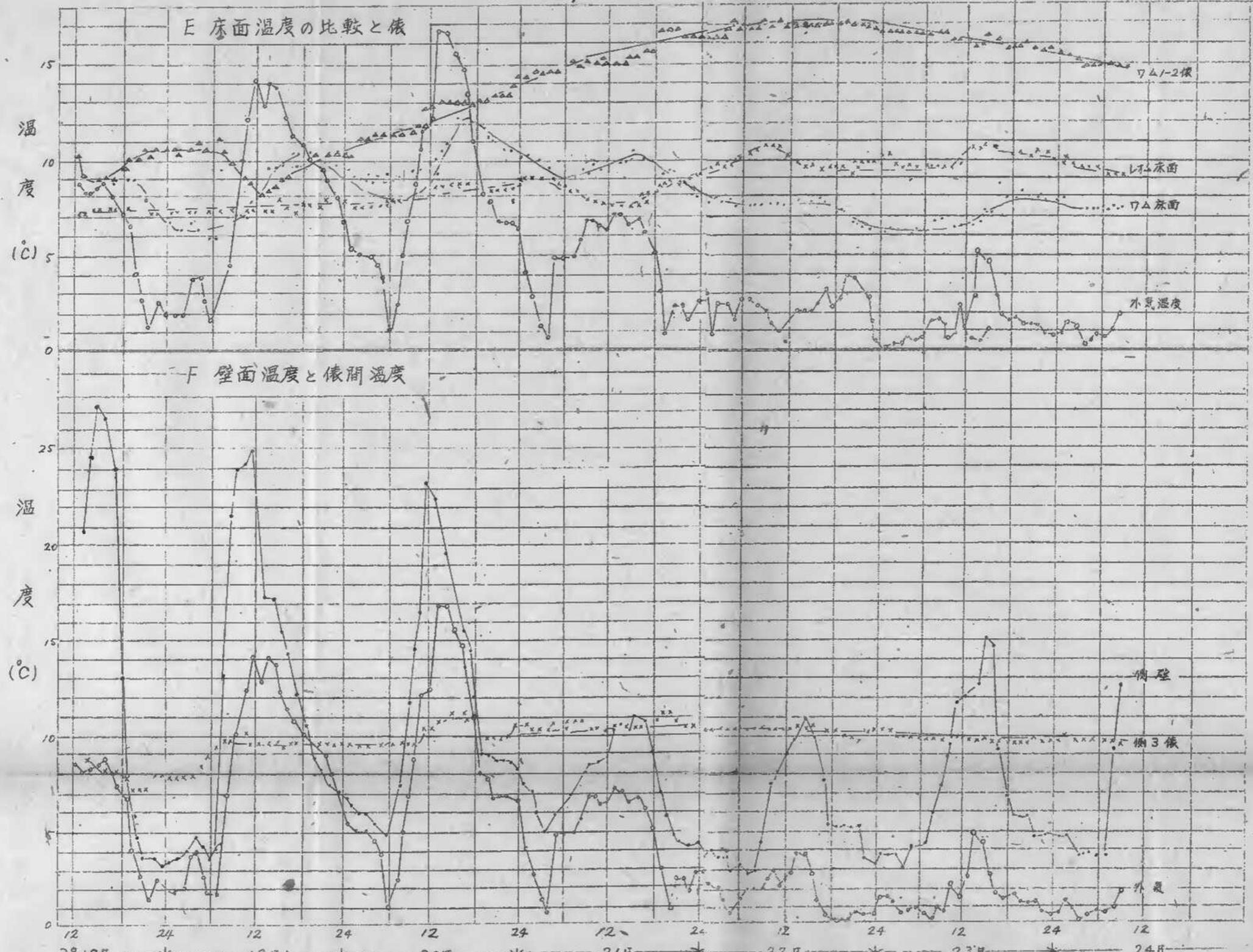


裏面白紙

第5圖 床及び壁面の温度変化と俵間温度との関係



第5圖 床及び壁面の温度変化と俵間温度との関係



裏面白紙

家庭燃料 特別新炭の需給事情

ES 自給自足の家庭燃料

最近における家庭燃料需給の概況を次の通りである。

年次	木炭(千担)	前10年平均	煉瓦(千担)	煉瓦(千担)	炭(千担)	炭(千担)	炭(千担)	炭(千担)	炭(千担)	炭(千担)	炭(千担)	炭(千担)
1930-34年平均	1343	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000
1946年実績	612	10478	330	95	154154	3000						
1947年計画	775	14725	564	121	92014	1500						

註 1930年～34年平均の反折は推定である。

会上カロリー換算(単位10⁶カロリー)

年次	木炭	薪	煉瓦	炭	炭	炭	炭	炭	炭	炭	炭	炭
1930-34年平均	3339330	3048163	167163	116307	511447	122267	5588370					
1946年実績	1499000	962666	404250	116307	219087	1031519	4682411					
1947年計画	1893838	1353135	590200	148213	132888	763628	4962602					

2) 即ち戦前比べて、戦後は木炭、薪、炭は激減して居り、この不足を補うために電燈の消費が激増している。しかも各種燃料のカロリー総量に於いて戦前の約50%にすぎない。夏に戦前不及に於いて、他方、暖房用炭、用石炭の供給も豊富であり、石油、コークスが普及して、たゞ最近の家庭燃料の不足は最も深刻である。

3) このことは各家庭における消費量に付ても全様を結果を示している。

非農家一世帯当消費量（単位10⁴カロリー）

年次	木次	薪	炭	油	電	計
1930~34年平均	28	55	8	-	2	119
1946年実績	15	10	2	-	2	46
1947年計画	18	13	7	-	2	49

非農家人口一人当消費量（単位10⁴カロリー）

年次	消費量
1930~34年平均	27
1946年実績	11
1947年計画	12

2 新炭は戦前においたままとして家庭燃料であったが最近においたばかりの石炭の不足による新規需要が増している。

木炭用途別配当量

年次	家庭用(%)	鉱工業用(%)	農林漁業用(%)	及船用(%)	其他用(%)	計
1930年 34年平均	13.63(41)	66(3)	112(6)	-	372(19)	1913(100)
1946年 実績	812(41)	-	182(17)	198(18)	91(8)	1083(100)
1947年 計画	713(58)	183(14)	47(3)	250(19)	76(6)	1228(100)

新用途別配当量

年次	家庭用(%)	鉱工業用(%)	農林漁業用(%)	及船用(%)	其他用(%)	計
1930年 34年平均	22.913(82)	1.713(5)	2.979(6)	6(-)	45.95(19)	52.267(100)
1946年 実績	10.418(83)	2.659(14)	-	1.280(8)	2.223(13)	16.640(100)
1947年 計画	14.728(60)	4.314(17)	-	2.400(10)	2.198(9)	24.907(100)

(2)

2 その最も著るしい例は自動車用及び25馬力未満の汽力機関の激増と
家業用製紙工業用その他が、その一原因として、新炭の着増であ
る。

3 電力を産業復興用に供給する為には、家庭用電料の消費は電力規制
し、これを確保するに、新炭を専ら家庭燃料に充てる為には石炭石
油の代替を促した。新炭の供給は電力規制と併せて進められ、この
規制が困難とすれば、ガソリン、重油、重炭等の輸入も必要となる。

1947年 計画	713(58)	183(14)	47(3)	250(19)
----------	---------	---------	-------	---------

新用途別配当量

年	家庭用(%)	軽工業用(%)	森林工業用(%)	反折用(%)	其他用(%)	計
1930年 34年平均	42.913(82)	17.13(5)	2.979(6)	6(-)	25.95(10)	52.267(100)
1946年 実績	10.418(8)	26.59(14)		1.280(8)	22.23(13)	16.640(100)
1947年 計画	14.728(10)	4.314(11)		2.400(10)	2.198(9)	24.707(100)

(2)

2 その最も著るしい傾向は、動力用炭素の消費の激増と、工業用製紙工業用炭素の増加である。このうち、動力用炭素の消費の激増は、電力の消費の増大によるものである。このうち、工業用製紙工業用炭素の増加は、紙の生産量の増大によるものである。

3 本年度の計画は、前年度に比し、たゞ、燃料事情を考慮した結果である。新炭の生産は、新炭用材による制限される。従って、我が国の森林は、伐採の増加の結果、最近の炭水産も現存している。しかし、現在の木材新炭の事情は、今後とも通代と余裕なくせしめられる。従って、生産は、徐々に減少し、不便な状態に陥る。これが新炭の増産を困難なものとしている。

4 吾々の冬期需要最盛期を公に公に求め、家庭燃料の確保を期する為、目下、強力な対策を考案中である。



23
10.31
4/8

昭和三十三年米穀年度(自三十三年十一月一日起至三十三年十一月三十一日)



主要農産物別需給計画及び
主要食糧総合需給計画表

生活物資局主食品課
三、九、二六

裏面白紙

昭和23年度主要食糧需給推算

(単位:千石)

種別	米	大麦	裸麦	小麦	甘藷	马铃薯	雑穀	計	備考
作付面積	2818	453	475	732	424	27	529	660	
生産予定高	40000	3713	4101	6762	9347	232	5054	92235	
自家保有高	30487	2225	2765	2671	4967	1861	4214	8907	
飯	29614	1790	2367	2401	3327	270	1686	4214	1924年推定
種子	893	134	166	271	825	354	264	3576	
飼料	301	332	332	0	615	22	2274	2544	
其他						215		215	
集荷予定高	24513	1483	1228	3991	4580	1602	240	45136	
加工用其他	784	254	123	566	1353	86	427	3893	
酒類用	650				181			831	
味噌用	80	84	105		144	8	240	511	
醬油用				482			100	582	
茶酒用		113						113	
澱粉用						115		115	
乳コ-ル用					344	99		443	
種子用					21	183		204	
其他用	54	57	18	54		11	89	377	
食	28229	1230	1105	3441	2801	7045	413	28804	
前期より繰越高	10	0	0	0	0	130	898	1008	
前期消費高	1000	0	0	0	0	0	0	1000	
次期へ繰越高	380	210	210	1051	0	130	0	2471	
次年度早喰高	1200	0	0	0	1000	0	0	2200	
左列配当	28249	1020	895	2390	2886	1045	1241	37576	1924年推定
一般消費								40457	
農家								5095	
公務加配								4992	
妊婦加配								178	
其他								18	
需要計								50823	
要糧高								13247	1924年推定

裏面白紙

昭和22年産米需給推算

種別	千石	千石	千石	備考
生産予定高	9000	50000		
自家保有高	4593	30487		
飯用	4442	29614		
種子用	131	873		
菜荷予定高	4427	29513		
主食用	4309	28729		
加工用他	-	184		
酒造用	98	650		
味噌用	12	80		
其他	8	54		

(9)

裏面白紙

昭和22年産麦損需給推算

種別	大			中			小			費		未 計
	麦 去 米	麦 去 米	麦 去 米	麦 去 米	麦 去 米	麦 去 米	麦 去 米	麦 去 米	麦 去 米	麦 去 米	麦 去 米	
生産予定高	514	4758	2855	652	4664	4198	777	5694	5107		12160	
自家保有高	345	3196	1918	412	2943	2649	1491	2856	3570		7137	
領	215	1991	1105	309	2209	1988	421	2345	2111		5294	
種子用	24	221	133	26	187	169	42	307	276		545	
飼料用	107	1984	590	76	1547	492	28	204	183		1285	
養荷予定高	169	1542	937	241	1721	1549	485	2818	2556		4022	
主食用	121	1113	668	228	1629	1466	431	2416	2174		4308	
消費	121	1113	658	228	1629	1466	278	1299	1169		3303	
製粉							153	1117	1005		1005	
製糖												
乾												
乾												
給												
用	48	449	269	31	92	82	55	402	362		414	
用	8	75	45	10	70	62	41	300	270		108	
用							41	300	270		570	
用	22	202	121								121	
用	19	172	103	3	22	20	14	102	92		215	

裏面白紙

昭和23年度産米類需給推算

種別	大			表			裸			表			小			表		玄米 子石 計
	地 玄	稻 玄	稻 玄	地 玄	稻 玄	稻 玄	地 玄	稻 玄	稻 玄	地 玄	稻 玄	稻 玄	地 玄	稻 玄	稻 玄	地 玄	稻 玄	
生産	721	6622	3713	694	4092	4101	1115	824	662	824	662	1115	824	662	824	662	1115	44076
自家保	433	3973	2225	486	3494	2865	440	3267	2671	3267	2671	440	3267	2671	3267	2671	440	7961
飯	348	3197	1790	402	2887	2367	401	2928	2401	2928	2401	401	2928	2401	2928	2401	401	6158
種子	26	239	134	28	202	166	45	329	290	329	290	45	329	290	329	290	45	570
飼料	59	537	301	156	405	332	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	533
芽	288	2649	1483	208	1498	1228	669	4867	3921	4867	3921	669	4867	3921	4867	3921	669	5702
三食	239	2196	1230	187	1348	1105	99	723	593	723	593	99	723	593	723	593	99	6776
精	239	2196	1230	187	1348	1105	99	723	593	723	593	99	723	593	723	593	99	2928
製							300	2191	1797	2191	1797	300	2191	1797	2191	1797	300	1801
乾																		
乾																		
物配給																		
架	49	463	254	21	150	123	14	690	566	690	566	14	690	566	690	566	14	943
味	16	150	84	18	128	105												189
醬油							81	588	482	588	482	81	588	482	588	482	81	482
穀	22	202	113															113
其	11	101	59	3	22	18	14	102	84	102	84	14	102	84	102	84	14	159

昭和22年産糧類需給推算

種別	甘藷		蕎麥		馬鈴薯		鈴薯		米 玄米	米 玄米	備考
	干藷	生藷	干蕎	生蕎	干薯	生薯	干薯	生薯			
三厘子定高	5,153	1374,000	9,341	2,192	684,617	3,093	12,440				
自家保有高	2,628	700,740	4,767	1,203	320,925	1,898	6,465				
飯	1,835	488,742	3,327	816	217,591	1,162	4,479				
種子用	454	121,228	825	234	62,449	330	1,255				
飼料	339	90,570	615	14	3,821	20	835				
其他				39	57,059	196	196				
集荷子定高	2,525	693,260	4,580	989	263,692	1,395	5,475				
主食用	1,615	444,000	2,841	660	176,048	931	5,951				
生藷	526	149,400	1,955	556	140,116	784	1,739				22年産米 消費 224
干藷	898	60,000	381								
澱粉	375	100,000	460	38	10,000	35	495				
加工用其他	860	229,260	1,962	329	87,644	464	2,024				
澱粉	352	93,900	431	118	31,500	111	442				
アルコール用	300	80,000	544	66	15,000	79	623				
酒類用	100	26,560	181				181				
味噌用	57	15,300	104	6	1,509	8	112				
種子用	15	4,000	27	129	34,348	182	309				
其他	36	9,100	66	20	5,237	38	94				

裏面白紙

昭和23年産薯類需給総算

種別	甘		薯		高		鈴		薯 玄米	式 干	考 備
	薯 干	薯 地	薯 干	薯 地	薯 干	薯 地	薯 干	薯 地			
生産予定高	5,308	9,626	1,415,634	9,626	2,384	2,384	635,623	3,362	22,988		
自家保有高	2,715	4,325	723,918	4,325	1,319	1,319	351,745	1,861	6,186		
飯用	1,629	3,956	484,351	3,956	900	900	240,101	1,270	4,226		
種子用	462	837	123,066	837	251	251	66,832	354	1,191		
飼料	353	640	94,109	640	16	16	4,221	22	162		
其他	271	492	72,392	492	52	52	40,541	215	707		
集荷予定高	2,694	4,732	691,616	4,732	1,065	1,065	287,878	1,502	6,205		
主食用	1,951	3,177	469,000	3,177	753	753	200,792	1,045	4,239		
生薯	551	1,009	147,000	1,009	648	648	192,909	915	1,915		
干薯	638	1,156	170,000	1,156	57	57	17,883	75	1,286		
澱粉	187	381	50,000	381					381		
加工用	375	460	100,000	460	38	38	10,000	35	475		
酒類用	892	1,355	224,816	1,355	312	312	83,026	306	1,466		
其他	349	421	92,990	421	112	112	30,000	105	532		
其他	300	544	80,001	544	56	56	15,000	79	623		
味噌用	100	181	26,560	181					181		
菓子用	57	104	15,300	104	6	6	1,500	8	112		
其他	15	27	4,000	27	129	129	34,506	183	510		
其他	22	39	6,786	39	8	8	2,086	11	50		

裏面白紙

昭和22年度産糧穀需給推算

種別	大豆		雜穀		穀類		合計	備考
	干	玄米	干	他	米	他		
生産予定高	310	2,067	448	2,487	5,054			
自家保有高	253	1,687	379	2,827	4,214			
飯用	215	1,433	38	353	1,686			
糠用	?	47	31	207	254			
飼料用	31	207	310	2,067	2,274			
菜荷予定高	67	380	69	460	840			
主食用	0		62	413	475			
加工用他	57	386	?	47	427			
味噌用	36	240			276			
醬油用	16	100			116			
其他	0	40	?	47	87			

裏面白紙

備考

1. 乃米穀年度に計上したる主要農産物の産年は次の通りである。

22	年	産	米
23	年	産	大麦
23	年	産	小麦
23	年	産	粟
22	年	産	蕎麥
23	年	産	甘藷
23	年	産	馬鈴薯
22	年	産	雑穀

2. 生産予定数量は以下より計上した

(1) 米 農林省発表8月、日現在際想収額高を計上した。

(2) 大麦、小麦、小麥、甘藷

経安本 生産局生産計画数量を計上した。

(3) 甘藷 農林省食糧管理局の見込数量を計上した。

(4) 馬鈴薯 農林省に於て各府県知事と協定した生産見込数量を計上した。

3 自家保有高

(1) 領用

主要農産物別に完全自家保有となる耕作面積の限界を定め、限界面積内の耕作農家は、その生産総量を限界面積以上の耕作農家は、その数量を算出し、両者を合算した数量と過去の自家保有率による自家保有率とを勘案して定められた。

(2) 種子用

農林省農産物耕種要綱により計上した。

2) 飼料用

本表に計上したる数量は過去の飼料用保有量程度を計上した。但し23米穀年度に於ては農家にて飼育したる各役畜牛馬用の飼料事情を考慮し、供出増主要食糧及び輸入食糧の加工歩止りを引下げ、之によつて副産物の生産が増加した数量中より143千石（丁林式換算）を農家に還元する計画である。

自家保有飼料振替所要量

種別	増大保有		計画保有		加原料 千石	改米飼料生産量		改正後飼料生産量			
	原也	換算也	原也	換算也		歩止%	飼料也	換算也	歩止%	飼料也	換算也
米					4427	96	133	160	96	133	160
大麦	118		59		288	98	60	54	74	72	65
稗	84		56		208	91	17	15	85	29	26
小麦	31		0		669	81	54	49	86	87	78
外国食糧					2017	93	121	109	86	62	236
甘藷	41		339								
馬鈴薯	60		16								
計		323		180				387			565
差				143						178	

備考 飼料の換算率付丁林式を採用した

小麦 1.0 粟 0.9 米糠 1.2 馬鈴薯 6.0 甘藷 5.5

兼有予定高

生産予定数量より自家保有高を差引いた数量を計上した

(4) 加工用其他

各物資の需給計画上の原材数量を計上した。

一併

裏面白紙

(四) 主食用

菓荷予丈高より加工用其他を差引いたた数量を計上
 した但し、甘藷、馬鈴薯等の如く加工（干、糖、澱
 粉）したる上主食用に充てたる分については、加工
 歩止りの関係より若干の差を生じたものがある。
 5. 玄米石換算

麦類及び雑糧を玄米石に換算する率は次によつて計
 算した。

(1) 麦類容量換算率

産別	石換量	歩止り率%	製品重量	玄米石に対する%	改正用石換割合%
水	150	96	144	100	100
大	109	74	81	56	60
稈	139	85	118	82	90
小	137	86	118	82	90

(2) 麦類重量換算率

種別	重量	歩止り率%	製品重量	玄米石に対する%	改正用石換割合%
水	100	96	96	100	100
大	100	74	74	77	83
稈	100	85	85	89	96
小	100	86	86	90	93

(3) 糖類換算

産別	玄米一石当量	配給数量に對する差引割合%
甘	147	140
馬鈴薯	189	180

備考 需給推算上は、5%の増減を見込み、玄米一石当
甘藷 14.1貫馬鈴薯 189貫の換算をとった。

(一) 麦類一取当容量

種別	一取当石数
大麦	9.22
裸麦	7.2
小麦	9.3

6 昭和23年度水穀年度別消費量 根拠人口推定表

月別	一取消費 千人	根拠人口		推定人口	備考
		自給消費根拠	推定根拠		
11月	43,167	29,921	4,291	34,212	78,379
12月	44,325	31,538	2,374	34,212	78,637
1月	44,516	31,323	2,889	34,212	78,728
2月	44,726	30,704	2,508	34,212	78,948
3月	44,444	29,506	4,706	34,212	79,156
4月	45,127	27,101	5,111	34,212	79,339
5月	45,265	25,928	4,484	34,212	79,480
6月	45,384	24,229	9,933	34,212	79,596
7月	45,855	29,631	5,273	34,804	79,669
8月	44,920	28,918	5,886	34,804	79,724
9月	44,188	28,134	6,670	34,804	79,792
10月	45,064	29,139	5,665	34,804	79,818
計	538,304	346,072	65,840	412,912	951,216
平均用	44,869	28,829	5,570	34,409	79,268

裏面白紙

7- 年分別配給基準量

年令別	現行	改訂案	備考
1 - 2才	160	200	
3 - 5	220	270	
6 - 10	290	340	
11 - 15	370	370	
16 - 25	380	380	
26 - 60	355	355	
61才以上	320	320	
加重平均	333.6	344.5	
増加率、%	100.0	103.0	

裏面白紙

昭和23米穀年度政府管理主食需給推算(單位:米換算1,000石)

E S B
22.9.16

月別	推算									消費					計	持越商
	持越商	米買入	麦類	甘藷	馬鈴薯	推穀	外國食糧	身稻米	計	消費若用	農家用	勞務加配共計	身稻米	酒味若用		
11月	878	5,343		734	20	100	500		7,575	3,267	323	440	700	62	4,792	2,783
12月	2,783	7,170		333	20	100	1,000		11,406	3,388	188	445	700	211	4,932	6,474
1月	6,474	8,785		150	20	100	1,000		16,529	3,403	227	367	700	311	5,008	11,521
2月	11,521	5,657		100	20	113	1,000		18,411	3,199	257	368	700	111	4,635	13,776
3月	13,776	1,358		110	20		1,400		16,864	3,436	366	370	700	12	4,884	11,980
4月	11,980			159	20		1,400	200	13,739	3,338	531	400		11	4,280	9,459
5月	9,459			60			1,400	600	11,519	3,461	654	485		11	4,611	6,908
6月	6,908			60	120		1,400	600	9,088	3,358	744	488		11	4,601	4,487
7月	4,487		705	60	365		1,300	600	7,517	3,430	408	490		11	4,339	3,178
8月	3,178		1,200	60	270		1,100	600	6,408	3,434	460	443		11	4,348	2,060
9月	2,060	10	1,200	360	140		1,100	600	5,470	3,328	500	444		11	4,283	1,187
10月	1,187	1,190	1,200	700	50		847	300	5,274	3,445	440	498		11	4,394	880
計	878	29,713	4,305	2,886	1,045	413	13,247	3,500	55,987	40,487	5,098	5,238	2,500	784	55,107	880

備考 1. 本表は政府が管理してゐる主要食糧の需給推算である

2. 本米穀年度当初の持越高の内詳は次の通りである。

国内産麦類及び雑穀 50945

外国食糧の賣却 369

計 878

3. 国内産主要農産物が主要食糧用として配給し得る数量は別冊主要農産物別需給計畫表の数量を計上した。

4. 米の供給数量は次の通り計算した。

配当可能量 28,04945

次期へ持越高 880

加工用其他 784

計 28,713

5. 外国食糧の数量は本米穀年度内の不足数量を計上した。

6. 消費者用数量は平均人口 44,8594人に対し次の配給基準量にて計算した。

年令別	配給基準量	年令別	配給基準量
1—2才	200 匁	16—25才	380 匁
3—5才	270	26—60	355
6—10才	340	61才以上	320
11—15才	370	加重平均	344.5 (主米基準 2.466)

7. 農家用数量は次の通り計算した。

総人口	77,268 千人		
農家人口	54,640	}	完全自家保有人口 22,620 千人
一般消費者	44,628		不完全自家保有人口 12,020
人			

(1) 農家自家保有総量 42,455 十石

過去の自家保有率及び主要農産物別に完全自家保有となる耕作面積の限界を定め右限界面積内の耕作をしてゐる農家はその生産総量、限界面積以上を耕作してゐる農家については家族員数に対し平均々合保有せしめる場合の数量を算出し両者を合算した数量を勘案して計上した。

完全農家保有量 33,776 (4合 x 22,620 千人 x 366日 = 33,776)

不完全農家保有量 9,339

42,455

(2) 不完全保有農家保有日数 194 日

9,339 十石 ÷ 12,020 千人 ÷ 4合 = 194 日

(3) 不完全保有農家要配給日数 172 日

366日 - 194日 = 172日

(4) 農家配給用 5,098 十石

2.466 x 12,020 千人 x 172日 = 5,098 十石

8. 勞務加配其の他の内譯は次の通りである。

区 別	22年		23年		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計	
	11月	12月	1月	2月									3月
一般勞務加配	338	541	344	347	350	353	355	358	361	364	367	370	4,248
農産産物 勞務加配	50	50					50	50	50			49	299
不充足保有農家 農繁期加配							31	32	31	31	31	31	187
非主食作農家加配	28	29				28	29	29	29	29	28	29	258
推掃加配	18	18	16	14	13	12	13	14	15	15	15	15	178
引揚着用	4	4	4	4	4	4	4	2					30
病院患者用	2	3	3	3	3	3	3	3	4	4	3	4	30
計	440	445	367	368	370	400	485	488	490	443	444	498	5,238

(1) 一般勞務加配

(4) 加配基準

(4)

区 別	所 要 熱 量			主 体 より 攝 取 する 熱 量	中 等 勞 作 を 基 準 と し た 場 合 の 差 額	
	21-30才男	31-50才男	平 均		熱 量	白 米 所 要 量
最 重 勞 作	cal 3,450	cal 3,300	cal 3,375	cal 2,700	cal 1,700	瓦 313
重 勞 作	3,180	3,000	3,090	2,472	872	248
比 較 的 重 勞 作	2,800	2,700	2,750	2,200	600	171
現 在 中 等 勞 作 攝 取 基 準 量			2,000	2,000		

備考 所要熱量は厚生省研究所国民營養部発表數量を採用した。

(口) 一日当加配所要量

区 別	勞 務 者 人 口	一 日 当 加 配 基 準 量	一 日 当 所 要 量	備 考
最 重 勞 作	千 人 1,197	瓦 513	瓦 374,661	
重 勞 作	4,511	248	1,118,728	
比 較 的 重 勞 作	2,564	171	438,444	
計	8,272		1,931,833	玄米量 13,851 石。 片当玄米量 304,242 石 (22日稼働として計上)

備考 本表の勞務者人口は昭和21年11月1日現在農林省管理局調査數量を計上した。

(1) 23米穀年度労務加配所要量 4,248 4石

(A) 22年11月現在所要量 $304 \times 111.1\% = 337.7$ 石

(B) 25年11月現在所要量 $304 \times 122.8\% = 373.3$

(C) 23米穀年度所要量 4,248

(2) 農家雇傭労務加配

(1) 年間雇傭労務 農家一戸当 25.6 日

昭和18年中央農業会編「適正規模調査報告」の日数を採用した。

(2) 一日一人当加配量 3.6 石

炭坑労務者と同様6合を攝取し得るよう計算した。

6合 - 2.5 = 3.5 (白米) 玄米換算 3.6

(3) 供出対象農家戸数 3,240 戸

(4) 総所要量 $3.6 \times 25.6 \times 3,240 \text{ 戸} = 299$ 石

(3) 不完全保有農家農繁期加配

(1) 転落農家稲作面積 439 町歩

$9,339 \text{ 町歩} \div 2.129 = 439 \text{ 町歩}$

(2) 加配所要量

$2.5 \times 17 \text{ 日} \times 439 \text{ 町歩} = 187$ 石

(6)

4) 非主食作農家加配

種別	作付面積	反当投下量	延一人当加配量	必要量	加配所要量
野菜	200 ⁴⁸⁵	35 ^{延人員}	2	140 ⁴⁵	112 ⁴⁵
桑	181	15	2	54	43
煙草	50	97	1	97	78
茶	30	52	2	31	25
計	461			322	258

備考 1. 各作物の作付面積は経.安.本生産局の昭和23年度の生産計画数量を計上した。

但し野菜の計画面積は4ヶ月前歩の中販売用野菜を栽培する推計延面積のみを計上した。

又 加配所要量は自家保有農家が上記作物を栽培する者を20%とし残りの80%のみは加配することとして計上した。

5 主婦加配

月別	22年 11月	12月	23年 1月	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
主婦人員 千人	185	233	368	257	226	170	131	161	177	188	190	191	2,317
5ヶ月以上 主婦人員 千人	1169	1154	1052	945	865	827	847	907	991	991	991	991	11,730
月当所要量 反	18	18	16	14	13	12	13	14	15	15	15	15	178

備考 1. 5ヶ月以上の主婦に対し一日当.70.反の加配をする。

2. 月当所要量は次の通り計算した。 $70反 \times 当該月日数 \times 5ヶ月以上主婦人員 + (15反 \times 23\%2) = 月当所要量$ (9)

(6) 引揚者用

月 別	22年 11	12	23年 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
引揚者 4人	81	81	81	81	81	81	81	45	0	0	0	0	612
月当所要量 4石	4	4	4	4	4	4	4	2					30

備考 1 引揚者一人当500瓦を船内食糧7日分自港設定目的地までの食糧7日分計14日分計上した。

2 月当所要量は次の通り計算した。

$$500 \text{ 瓦} \times 14 \text{ 日} \times \text{引揚者数} \div (150 \text{ 瓦} \times 93\% / 2) = \text{所要量}$$

(7) 病院患者用

(1) 加配基準量

区 別	所要熱量	主食の摂取 寸の熱量	家庭配給量		加配所要量		査定量	
			量	熱量	熱量	量		
一般患者	11才以上男子	2600	1640	360	1260	380	108	80
	11才以上女子	1700	1360	360	1260	100	29	20
	11才未満小人	1250	988	220	770	118	48	40
結核及び肺癆患者	2400	1800	360	1260	540	154	140	

(口) 病院患者数

区 別	給食可能病院 入院患者数	病院入 院患者数
結核及び癩患者	40,384	48,478
一般患者	11才以上男子	56,576
	女子	45,260
	11才未満小人	11,315
計	113,240	161,629

備考 1. 22年11月及び12月は給食可能病院入院患者を以てのみ給食するものとして計算した。
 2. 23年1月以降は全病院入院患者に対し給食するものとして計算した。

(ハ) 結核及び癩病患者用大豆所要量

結核及び癩病患者に対し一日当々を配給するものとする。

裏面白紙

22
930
11-5

全 国 遷 配 状 况 调 査 (9.30現在) (遷位率) (倉澤管理局核課)

県名	地名	六月底遷配数	七、八月中遷配数	九月中遷配数	全 年 遷 配 数	備考
北海道	札幌市	32,632	5,562	1,800	32,807	610
	小樽市	12,710	3,818	1,400	20,527	780
	函館市	26,877	4,295	1,400	26,640	120
	室蘭市	19,153	2,307	800	12,072	840
青森県	青森市	22,388	4,444	1,300	22,572	110
	計	314,700	42,250	14,340	422,572	840
岩手県	盛岡市	623	3,804	2,100	4,677	360
	計	623	3,804	2,100	4,677	360
宮城県	仙台市	5,289	2,831	1,100	5,500	420
	計	5,289	2,831	1,100	5,500	420
茨城県	水戸市	5,289	2,831	1,100	5,500	420
	計	5,289	2,831	1,100	5,500	420
栃木県	宇都宮市	5,289	2,831	1,100	5,500	420
	計	5,289	2,831	1,100	5,500	420
群馬県	前橋市	5,289	2,831	1,100	5,500	420
	計	5,289	2,831	1,100	5,500	420
東京都	神奈川	196,476	36,901	5,300	253,362	176
	計	196,476	36,901	5,300	253,362	176

裏面白紙

縣名	地区名	大月中現出日数	大月中運出日数	大月中運入日数	元月中に於ける運出日数	元月中に於ける運入日数	全合計	昨年同期
神奈川	横浜市	9,896	113	17,031	102	11,271	39,218	220
	川崎市	5,122	95	8,130	141	1,333	13,180	227
山梨	甲府市	4,472	71	9,963	164	2,350	16,785	223
	其他	23,763	135	17,606	143	1,622	35,144	216
岐阜	岐阜市	53,314	116	53,730	124	5,717	104,327	229
	其他	2,351	112	3,926	112	1	6,377	63
愛知	名古屋市	17,627	130	17,764	41	2,865	24,375	226
	其他	19,970	134	5,322	57	1	24,375	226
静冈	静岡市	4,746	113	1,753	41	194	1,325	140
	其他	2,625	22	1,405	42	310	3,720	20
三重	津市	41,649	119	2,298	109	2,454	40,309	20
	其他	4,820	114	860	22	14	5,734	20
和歌山	和歌山市	21,077	104	21,931	106	714	25,214	175
	其他	1,571	60	2,109	114	110	1,698	16
奈良	奈良市	37,529	117	37,800	113	1,335	43,738	114
	其他	2,275	101	12,840	119	3,490	10,132	174
和歌山	和歌山市	2,811	21	1,556	14	22	1,577	10
	其他	721	32	2,242	141	1	436	60
三重	四日市市	3,413	11	2,207	114	1	1,995	127
	其他	4,815	20	26,605	167	1,400	27,012	127
新潟	新潟市	4,500	100	4,500	100	1	4,500	100
	其他	2,910	100	3,600	100	1	2,910	100
富山	富山市	1,276	60	1,276	60	1	1,276	50
	其他	1,442	51	4,222	50	1	1,442	50
山梨	山梨市	7,750	50	7,750	50	1	7,750	50
	其他	2,535	50	4,625	50	1	2,535	50
福井	福井市	7,220	50	7,220	50	1	7,220	50
	其他	1,605	100	1,605	100	1	1,605	100
長野	長野市	2,235	100	2,235	100	1	2,235	100
	其他	10,240	110	2,132	117	413	10,240	110
長野	長野市	1,249	68	1,997	101	399	3,030	162
	其他	23,236	24	22,109	102	34	43,592	156
長野	長野市	2,455	23	2,455	102	34	2,455	156
	其他	2,455	23	2,455	102	34	2,455	156

70月は、他
地も運出数量
少く、元月
大増の11月
大増の11月
大増の11月
大増の11月

8月は、他
地も運出数量
少く、元月
大増の11月
大増の11月
大増の11月
大増の11月

裏面白紙

170.3

府縣名	地區名	六日末日連配		七~八月連配		九月中連配		全連配		備
		日数	量	日数	量	日数	量	日数	量	
滋賀	大津市		1.6224		8.407		1.6224		8.407	5.9
	計		10.031		8.5		10.031		8.5	7.9
京都	京都市	27.730	11.1	27.954	11.2	(-)1.678	0.7	54.006	21.6	17.6
	計	3.032	2.7	10.592	8.7	1.136	1.0	14.760	12.4	7.6
大阪	大阪市	30.712	8.6	38.546	10.2	(-)5.42	0.2	68.766	18.1	15.4
	計	42.574	11.5	53.206	13.2	22.748	5.8	118.528	30.5	23.3
兵庫	神戸市	5.676	13.2	5.214	8.1	5.575	10.2	16.465	31.5	22.3
	計	3.072	9.6	5.414	13.8	3.108	8.4	11.594	31.8	25.6
兵庫	神戶市	33.736	13.2	25.944	10.9	22.706	9.2	87.386	33.3	24.9
	計	8.5058	12.3	8.778	11.9	5.9137	7.4	233.973	31.6	24.0
兵庫	尾道市	5.728	4.0	7.496	5.0	11.3	0.1	13.337	9.1	
	計	2.204	4.0	2.725	6.0	1.146	2.0	6.075	11.0	
兵庫	姫路市	1.632	4.0	1.935	5.0	4.19	1.0	3.986	10.0	
	計	13.515	4.0	15.025	5.0	6.015	1.8	34.656	16.8	
兵庫	奈良市	23.180	4.0	27.181	5.0	7.693	1.3	58.054	10.3	
	計			1.800	10.0			1.800	10.0	6.0
兵庫	和歌山市			12.213	10.0			12.213	10.0	6.0
	計			14.013	10.0			14.013	10.0	6.0
兵庫	和歌山市	2.220	6.0	2.980	8.0	1.132	3.0	6.332	17.0	14.5
	計	13.610	10.0	3.890	4.0	9.836	7.0	27.336	21.0	14.5
兵庫	高取市	15.830	2.8	6.870	4.2	10.968	6.4	33.668	20.4	14.5
	計			1.135	10.0			1.135	10.0	
兵庫	高取市			6.484	10.0			6.484	10.0	
	計			7.619	10.0			7.619	10.0	
兵庫	根室市			5.70	4.8			5.70	4.8	1.0
	計			5.430	5.2	1.720	1.0	7.150	6.2	4.2
兵庫	根室市			6.000	5.1	1.720	0.9	7.720	6.0	4.2
	計			1.112	4.0			1.112	4.0	
兵庫	山形市			6.304	4.0			6.304	4.0	
	計			7.416	4.0			7.416	4.0	
兵庫	山形市	7.912	14.9	4.202	8.0	(-)1.416	4.2	10.698	20.0	13.2
	計	6.659	14.7	1.156	2.4	2.745	6.1	10.556	23.2	17.2
兵庫	山形市	18.462	5.9	23.088	11.5	(-)2.090	7.0	39.560	16.4	7.3
	計	33.103	8.0	28.446	10.2	(-)7.65	4.2	60.814	17.7	9.0
兵庫	山形市	5.490	12.0	2.574	6.8	8.17	1.9	8.901	20.7	9.0
	計	18.296	7.6	14.621	10.9	1.777	1.1	34.694	19.6	9.0
兵庫	山形市	23.786	3.2	17.215	10.5	2.694	1.1	43.595	19.8	9.0
	計			1.800	8.0	4.50	3.0	2.250	10.0	
兵庫	山形市	5.232	3.8	2.853	4.2	2.150	2.0	10.235	10.0	
	計	5.232	3.3	4.653	4.7	2.600	2.0	12.435	10.0	
兵庫	山形市			8.00	5.0			8.00	5.0	
	計			5.020	5.0			5.020	5.0	
兵庫	山形市			5.820	5.0			5.820	5.0	
	計	2.08	0.7	2.249	7.4	(-)5.3	6.8	2.404	7.3	0
兵庫	山形市	3.716	2.0	12.670	7.1	(-)2.748	4.8	13.638	7.3	1.0
	計	3.924	1.8	14.919	7.1	(-)2.801	1.6	16.042	7.3	1.0

裏面白紙

N0. 4

府縣名	地名	六.月末日 日数	七~八月 日数	九.月 日数	全年度 日数	配 日数	考 日数
高知	高知市	15.377	5.0	5.0	15.0	15.0	15.0
	他	15.377	5.0	5.0	15.0	15.0	15.0
福岡	福岡市	21.805	5.064	5.0	20.0	4.29	4.29
	他	8.187	2.896	5.0	18.0	3.96	3.96
岡山	岡山市	11.889	4.766	5.0	18.0	3.13	3.13
	他	15.423	7.677	5.0	18.0	4.86	4.86
佐賀	佐賀市	7.858	2.892	5.0	18.0	4.86	4.86
	他	4.952	4.38	2.1	18.0	2.52	2.52
熊本	熊本市	11.501	2.6	5.0	18.0	2.51	2.51
	他	—	—	—	—	—	—
大分	大分市	2.310	1.90	5.0	18.0	9.80	9.80
	他	7.050	2.350	5.0	18.0	1.880	1.880
宮崎	宮崎市	23.535	4.339	2.8	18.0	8.018	8.018
	他	39.895	9.139	3.1	18.0	5.158	5.158
鹿児島	鹿児島市	10.529	5.3	4.7	18.0	9.63	9.63
	他	10.529	5.3	4.7	18.0	9.63	9.63
鹿儿岛	鹿儿岛市	6.56	1.92	1.8	18.0	—	—
	他	2.324	1.0	1.8	18.0	—	—
熊本	熊本市	2.980	1.5	1.8	18.0	—	—
	他	1.320	7.9	9.1	18.0	—	—
大分	大分市	10.252	1.1	3.8	18.0	—	—
	他	11.572	10.1	6.0	18.0	10.226	10.226
宮崎	宮崎市	6.977	1.0	5.0	18.0	—	—
	他	3.686	1.58	7.0	18.0	—	—
鹿児島	鹿児島市	4.3.663	1.1	6.7	18.0	—	—
	他	12.65.976	9.3	7.7	18.0	10.251	10.251
合計		1265.976	93	77	979050	2346.277	188

裏面白紙

京浜地方に対する蔬菜緊急入荷対策

E.S. 厚生局 物資局

今次の関東、東北地方水害に際する我が国陸上輸送の杜絶及び
が産地荒廢のため京浜地方への入荷量の激減したるに對
処し、差当り左の措置を講じその入荷を促進し以て消費者
に對する配給を確保せんとす。

一、計画

(一) 北海道産南瓜、人参及び玉葱の海上緊急輸送の措置
を講ずる。

十月 南瓜

大 〇 〇 千 〇

人参

三 〇 〇 〇

玉葱

二 〇 〇 〇

(二) 計
群馬及び長野縣産の甘藷 白茶及び大根の輸送を確保す。

十月 甘藷及び白茶 五〇千メ

大根 一〇〇〇

計 一七五〇

内 東京向 一三五〇支

横浜向 四〇〇

三 措置

前記計画を完成するため左の措置を講ずる。

(一) 價格の例外許可

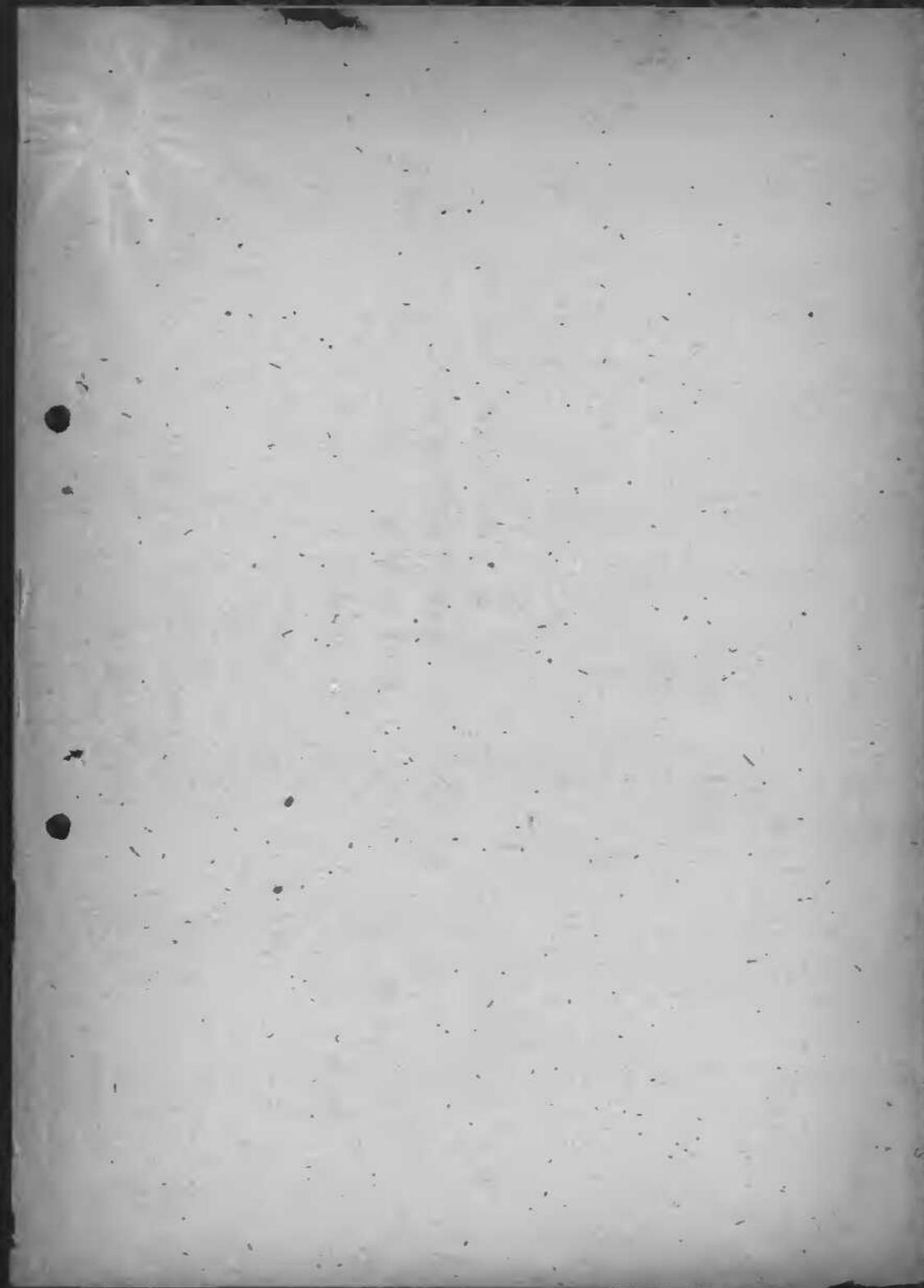
(二) 北海道より海上輸送されるものにつき、運賃諸掛

り、腐敗及び目減費当概ね五円ノ類

(二) 群馬及び長野縣より輸送される白茶及び甘藷につき、輸送力減退及び遅延による目減、腐敗、並びに

積荷減少、負当概ね五円ノ類

(二) 北海道より海上輸送されるものにつき、積荷船を手配する。



秘

秘
報
取
扱
注
意
の
内
容
上
不
確
定
に
つ
き
主
査
の
印
を
付
す

昭和二十二年生活物資一人当一被配当及特別配当
上半期実績推定及下半期計画表の(二)
(経本衆未定稿)

G.H.Qの調査の秘報
22-10-15
E.S.S.台 生活物資局

物資別 配当別	食糧														衣料用品							
	食		酒類		煙草		糖		味噌		醬油		油脂		布類	紙類	皮革	手袋	石炭			
	日合		月合		月本		月反		月日		月合		半期		年	年	年	年	個			
	上半期 7月~10月	下半期 11月~20月	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	年	年	年	年				
一 配 当 基 準	1-2月	12	14																			
	3-5月	15	19																			
	6-10月	20	24			120																
	11-15月	26	28	3.2																		
	16-25月	27	27																			
	26-40月	25	25			30																
	40以上	23	23																			
勞 務 加 配	石炭	坑内	(含一般標準)	70	19	22	70	200	200	200	160	160	160	160	450	625	0.57	1.50	400	月5		
			(含一般標準)	70	5	8	30	100	100												月32	
		坑外	60	5	8	30	100	100														
	焦炭	家族		0.5	0.5						180	180	30	30								
		亜炭		2.26	25	26									60	225	2.63	0.40	100	302	坑内/坑外月5	
	鉄鋼	鉄鋼其他		1.78	2.0	2.5	6	甲50 乙10	150	100					60	150	0.25		60	125		
		二次製品			1.5		5								60							
	鉛山精錬	硫化物		2.17	2.3		6		150						60	150	1.98	0.57	0.53	2.11	下半期	
		其他					5		鐵屑 鋼屑	100	100				60							
	石油	石油		1.87	2.0		5								60		0.40	0.55	0.53	2.11		
	化学肥料	化学肥料		2.37	2.0	2.0	8		150						60	120	0.57	0.26	1.00	2.64		
	農作業	主食生産					8	①	150	152	152											
		蔬菜生産																				
	開拓	開拓(包括内務 入信等)		1.28	1.3	1.3	3								60				0.53	0.19		
	農業水利	農業水利				2.0	3															
茶	茶		②	②		3	④															

裏面白紙

68

対象別	物資別 單位 期別		食 糧												作 業 用 品						
			主 食		酒 類		煙 草		塩		味 噌		醬 油		油 脂		地 促 袋	総 札 靴	作 業 衣	手 袋	万 餘
			日 合		月 合		月 本		月 反		月 旬		月 合		半 期 反		年 足	年 足	年 着	年 双	個
			上 半 期 7月~10月	下 半 期 11月~12月	上 半 期	下 半 期	上 半 期	下 半 期	上 半 期	下 半 期	上 半 期	下 半 期	上 半 期	下 半 期	上 半 期	下 半 期	年	年	年	年	
勞	林 業	代 木	①	②	13	3		130	25	25											
		製薪交	①	①	13			130	69	69						0.21	0.10	0.77	151		
	農 材	合 板	0.69	0.7										30							
務	水	産	①	①	13			130								0.03	0.16	0.67	151		
		陸 運	國 鉄	15.3	②	20	6		130						60			0.15	0.75	151	
			私 鉄	1.00	1.0	20	6		130						30				0.53	0.30	
加	海 運	船 員	(給一般半量) 5.14	2.5	25	6		130			250	250	40	40	60	0.38	0.10	0.75	460	(他国船員 1月)	
		港 船 運 送	2.27	1.25 2.0	20	6		130						60			0.61	0.09	0.43	0.60	
		倉 庫				3													0.58		
配	通 信	1.10	②	20	6		130							30				0.60			
	電 力	0.93	1.0		5		130							30		1.02	0.45	0.43	0.60		
	ガ ス、コ ー ク ス	0.88	1.0		5									30		0.55		0.43	0.30		
配	機 械 工 業	第 一 種		1.0										30				0.67			
		第 二 種	0.72	0.7											30			0.53		0.37	
		製 造 用 具		0.7				130							30						
配	機 械 工 業	通 信 機 械 自動 機 械 自動 車		0.7										30							
		指 定 機 械 具 指 定 車 輛	0.80	1.0											30		10.003		0.53	1.20	
		指 定 鉄 道 車 輛		0.5											30						
配	船 船 運 送	船 船 運 送	1.08	1.5										60							
		船 船 運 送	1.31	1.5											60			0.23	0.03	0.53	0.60
配	船 船 運 送	船 船 運 送		1.0										30							
		船 船 運 送		1.0											30						

(2)

裏面白紙

対象別	物資別 單位別	食糧										農業用品							
		主食		酒類		煙草		塩		味噌		醬油	油脂		地下足袋	総計	作業衣	手袋	石鹼
		日合		月合		月本		月元		月切		月合	半期瓦		年足	年足	年着	年双	酒
		上半期 7月~12月	下半期 1月~6月	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	年	年	年	年		
勞	金属工業	電線	1.40	1.5		5						60		0.04		0.53 0.6	1.20		
	其他																		
勞	化学工業		0.61	0.7		5						30		0.03	○	0.43	2.11		
	製鹽		1.50	1.5		5						60		0.46	0.09	0.34	0.60		
勞	炭素	セメント		1.3		5						30							
		耐火煉瓦		1.5		3							60						
		板硝子	1.17	0.7									30		0.03		0.43	2.11	
		炭素製品		1.5									60						
		其他		0.7									30						
和	土木建築	公共	0.65	1.0	2.0	3						30		0.22	0.02	0.25	1.87		
		一般	0.95	1.0		3		130				30				0.53	1.91		
和	土石採取													1.66		0.53	1.98		
	食料品工業		0.70	0.7		3		製糖製品 130				30		0.07		0.27	0.30		
和	煙草		0.44	0.5		5						30		0.07		0.27	0.19		
	畜産															0.53	0.19		
和	衛生用品製造		0.70	0.7								30				0.27	1.20		
	日用品工業															0.27	0.30		
和	警察消防		0.69	0.7								30				0.75			
	刑務村看守		0.61	0.7								30				0.75			
和	公衆衛生費		0.70	0.7		3						30				0.50			
	病院(病床50以上)		0.50	0.5								30							

(3)

裏面白紙

労務加配対象業種別労務者比較表

昭和30年

業種別	労務者数		労務局の 勤労統計人口 (2)其の年未調整)	備考
	現行	改訂案		
石炭 鉱業	408,775	450,000	409,660	定本推定 其の定本推定は労務局の労務者 を19日稼働として推定す
炭 鉱 住宅建設業		44,804	44,804	商工省調査
重 工 業	39,165	39,182	17	
磁 土 業		42,642		
鋼 鉄 業	87,136	57,775	12,587	商工省調査
鉄 鋼 業	10,266	11,555	1,289	商工省調査
鉄 鋼 業	2,034	2,034	2,034	同上
鉄 鋼 業	134,000	191,500	57,500	商工省調査
鉄 鋼 業	22,056	31,500	4,444	
鉄 鋼 業	488,674	555,788	67,094	運輸省調査 全職業者調査による本邦人日米 国籍職員数日 625,341人
鉄 鋼 業	154,354	179,117	24,763	大蔵省 検査局調査による本邦 6月24日検査員は 594,356人
鉄 鋼 業	85,554	85,554	-	
鉄 鋼 業	229,751	343,342	113,591	運輸省調査
鉄 鋼 業	88,475	86,673	1,802	主要産業 57 港分
鉄 鋼 業	16,161	11,937	4,224	全 上 其の他 港分 介
鉄 鋼 業	115,669	140,553	24,884	
鉄 鋼 業		4,779	4,779	運輸省調査
鉄 鋼 業		15,324	15,324	同上
鉄 鋼 業	18,138	31,336	13,198	運輸省調査 労働局長 電通工場分
鉄 鋼 業	36,827	36,941	120	全 上 労働局長 (電通工場分)

(17)

裏面白紙

業種別	為替		統計局の 動景統計人口	備考
	現	改訂案		
鋼船造修業	103,446	122,473	船船製造業 182,812	運輸用鋼板
木船造修業	54,163	58,674		全上
船舶修理工造修業	32,268	71,802		
船舶修理工業	8,233	8,203		
電機製造業	12,902	18,585	12,925	商工省調査
煉鋼製造業		15,114	15,114	商会上
鋳金製造業		6,311	6,311	商会上
鋳加工及再生業		515	515	商会上
電機機械	107,626	47,608	△60,018	商工省調査
通信機械	75,514	73,154	△2,360	全上
自動車	18,015	33,001	△14,686	全上、特設工場、 13,172工場、内訳は日産工場
産業用車	11,084	12,329	△1,245	全上
自動車	119,580	119,099	△481	全上 全上、特設工場、 13,172工場、内訳は日産工場
製機具	48,945	43,302	△5,643	商工省調査 現作の増産機材日産受クニ 改訂案で日産面と改訂して、工作 機械、工具、時計、及重機、光学 機械、製材木工具、油じ、歯車 ニ包含（増加分119,918人）
輪胎製造業	7,732	126,463	118,731	商会上
鋳鉄物 鋳造業		99,116	99,116	商会上
鋳業機械	97,564	136,238	38,674	全上、製鋼と鋳文（重機 機材、鋳造用、食料加工機械と鋳）
鋳業内製機具及具	8,709	10,451	1,742	全上
化学肥料製造業	120,646	103,131	△17,515	全上 現作の増産機材に日産、職員 ニ包含あり。
硫酸	695	2,876	2,181	商工省調査
化学	3,595	3,452	△1,461	全上

(2)

裏面白紙

業種別	労働者数		差引増減 (△印ハ減)	統計局 勤勞統計人口	備考
	現行	改訂案			
曹達	6,159	18,103	11,944		商工省調査
コークス	1,155	2,017	862		企上
火薬	4,637	5,209	572		企上
ゴム製品	40,869	42,915	2,046	52,635	企上
自動車用タイヤ		3,645	3,645		①企上
アルコール	1,778	2,091	313		商工省調査
農薬薬劑	1,810	2,047	237		企上
揮発油	3,500	4,921	1,421		大蔵省調査
合成染料		8,585	8,585		①商工省調査
硝子		417	417		①企上
二硫化炭素		537	537		①企上
皮革		7,548	7,548	6,786	①企上, 有めしR工業用 皮革製造業のみ
タール製品		4,318	4,318		①企上
化粧品		6,224	1,224		①企上
塗料		4,549	4,549		①企上
酸		2,637	2,637		①企上
油		4,183	4,183		①農林省調査
炭酸薬品		9,500	9,500		①商工省調査
合成樹脂		21,407	21,407		①企上
有機合成品		6,713	6,713		①企上
油脂製品		5,157	5,157		①企上
其他(セメント, 生地, 炭酸, 硝酸)		2,001	2,001		①企上
製糖		103,537		64,732	農林省調査
化学纖維	192,800	18,301	74,988		商工省調査
棉紡		150,944			

(3)

裏面白紙

業種別	労務者数		差引増減 (△印ハ減)	統計局 勤続者人口	備考
	現行	改訂案			
織	401,287	396,346	△4,941		前工省調査
縫	33,079	48,432	15,353	51,419	前工省調査 現行320工場 改訂300工場 増大の概算が光通道へ転換
工	12,954	18,725	5,771	13,422	前工省調査
業	7880	7880	-		全上
	6,269	7,607	1,338		全上
	3,240	3,271	51		全上
	12,950	12,950		22,605	全上
	42,558	42,558		47,915	全上
	4,696	4,696		1,381	全上
	33,319	56,629	23,310	54,660	大蔵省調査、人員増口は給 料増の概算が七の五増産製 産に概算せよによる
	18,241	18,241		24,387	大蔵省調査
	13,383	15,914	2,531		前工省調査
	206,467	246,523	10,056	340,480	通産省調査、本年5月大蔵省 燃料省調査による 労務者は 426,116人
	8,909	1,432	△7,477		全上
	66,859	6,084	14,697		前工省調査
		32,452	32,452		前工省調査
		53,452	53,452		前工省調査
	2739	2272	△467	10,938	前工省調査
	21,413	15,666	△5,747		大蔵省調査

(4)

裏面白紙

産業別	労働者数		増減 (△印ハ減)	統計局 勤労統計人口	備考
	現行	改訂案			
警察官吏	80,391	82,130	1,739		内務省調査 皇太子皇官を含む
消防官吏	21,673	26,285	4,612		同上
刑務所看守	7,607	9,916	2,309		司法省調査
開拓関係 土木建築業	351,759	386,934	35,175		海軍建設局推定
運駐軍労働者	590,593	590,593	0		同上
土木建築業	93,132	166,214	73,082		陸軍調査
食料品工業	800,000	816,434	16,434		労務省調査 労務省推定人数より電力工費 及び住居改修費を除く
食糧営団労働者	96,430	133,587	37,157		農林省調査
衛生用品製造業	46,479	56,879	10,400		営団連合会調査
製紙合板製造業	40,800	45,738	4,938		厚生省調査
自動車代燃機製造業	85,067	89,490	4,423		農林省調査
水道事業	4,995	5,489	494		運輸省調査
公衆衛生事業	13,720	15,819	2,099	5,075	厚生省調査
病院南知係	22,190	13,415	-8,775		同上
氣象観測業	9,200	17,839	8,639		同上
生漆採取業	36,977	36,977	0		前年度情報局調査、遊費
土石採取業	3,355	7,786	4,431		運輸省調査
石灰製造業		1,012	1,012		農林省調査
石灰製造業		29,498	29,498	36,631	同上
貯蔵管理工場労働者		17,889	17,889		同上
合計	6,213,736	7,496,290	1,282,554		同上
		754,537	1,337,658		内訳 現行業種 825,861人 追加業種 511,797人

備考 (1) 統計局の勤労統計人口には労働加配の対象たうざる事務職員を含む
 (2) 備考欄中(○)とは改訂案に於て新たに追加した業種を示す



指定物品規格証明要領（終本訓令案）

（昭和二二・一〇・二九）
（終本生産局及び生活物資局）

第一條 この要領は 別表に掲げる物品（以下指定物品と
いう。）の所要資材を有効に利用して当該物品の品貨の向
上を図るため、物品の規格を定め又は物品が当該規格に
合致しているか否かの証明を実施する場合に、これを適
用する。

第二條 主務大臣は、この要領に従い指定物品の規格を定
め又は証明を行う場合には、臨時物資供給調整法第一條
第一項に基く規則を制定して、これを実施しなげればな
らなむ。

第三條 主務大臣は、指定物品についてその製造方法又は
品貨について規格を定めることのできる。

製造方法及び品貨について規格を定める場合には、指
定物品の製造に関し権限ある主務大臣は、当該物品の販
売又は使用につき権限ある主務官廳と協議して、これを
定めなければならぬ。

第四條 主務大臣が指定物品の製造方法について規格を定
めた場合には、当該指定物品の生産者は、当該指定物品
について定められた規格に従つて、指定物品を製造しな
げればならぬ。

第五條 主務大臣は、指定物品が第三條の規定による規格
に合致しているか否かと、その指定する國の機關として

22.10.29

検査させる。

前項により検査を行う國の機関（以下検査機関という）は、検査を行つた指定物品に、その規格に合致するか否かを証明する印章又は記号を附しなければならぬ。

第六條 指定物品の生産者は、前條の規定による検査機関の証明を受けなければ、指定物品を出荷してはならぬ。指定物品の販売業者は、前條第二項の印章又は記号を附してある指定物品でなければ、これを販売してはならぬ。

第七條 主務大臣は、第五條の検査に不合格となつた指定物品の出荷を禁止し又はその指定する國の機関に譲渡することを命ずることが出来る。

2

第八條 検査機関において指定物品の証明を行う場合には、証明に必要の手数料を徴収することができる。

この訓令は、公布の日から、これを施行する。

別表

石けり、マツチ、ゴム製品（肩ゴムを更生又は利用し其
ものを除く。）再生ゴム

三才受信器

長信器用真空管

無線器用部品（トランス、コンデンサー、抵抗部品、音響

部品）

振声装置

時計、写真機、双眼鏡、カンピ鏡、測量機械、装束機械

蓄音機、ミシン、手びき鋸、農機具、自動車部品、装束

機械、自転車、リヤカー、電球、乾電池、試薬

昭和22年米及古棉米出穀建物或入付概算状況

② 軍手(刈)

22.11.20 整理上

縣名	割当数量	在途数量	入付数量	乾物数量
北海道	140860		70300	0
青森	28400			
岩手	20600		0	0
秋田	47200		0	0
山形	78800		0	0
富山	64200		0	0
福井	38200		0	0
計	423400		70300	0

③ 作業用衣(着)

北海道	140600	112392	24953	
青森	28400			
岩手	20600	0	0	0
秋田	47200	0	0	0
山形	78800	77782	0	0
富山	64200	55754	0	0
福井	38200	23580	0	0
計	423400	269508	24953	0

④ 自転車タイヤ(本)

北海道	7030	7030	7030	0
青森	1420	0	0	0
岩手	1030	0	0	0
秋田	2360	0	0	0
山形	3940	0	0	0
富山	3210	0	0	0
福井	1910	0	0	0
計	20900	7030	7030	0

(1)

43

◎ 丁人長靴 (尺)

縣名	割	送	入	付	風	給
北海	2,715	1,224	1,224	0	0	0
青森	545	555	-	-	-	-
岩手	405	405	0	0	0	0
秋田	915	915	915	-	-	0
山形	1,530	1,215	0	0	0	0
富山	1,245	1,245	1,245	0	1,000	0
福井	735	735	735	0	0	0

◎ 丁人深靴 (尺)

北海	21,720	7,851	7,851	0	0	0
青森	4,440	0	0	0	0	0
岩手	3,240	3,240	0	0	0	0
秋田	7,320	7,320	7,320	0	0	0
山形	12,240	12,240	10,690	10,690	10,690	0
富山	9,960	9,960	9,960	9,960	9,960	0
福井	5,880	0	0	0	0	0

◎ 地下足袋 (尺)

北海	70,300	55,577	54,843	0	0	0
青森	14,200	14,200	-	-	-	-
岩手	10,300	10,300	10,300	0	0	0
秋田	23,800	23,600	12,000	0	0	0
山形	39,440	37,440	39,400	39,400	39,400	0
富山	52,100	52,100	32,100	0	0	0
福井	19,100	19,100	19,100	0	0	0

(2)

◎ 自転車 チューブ (本)

北海	700	1,030	7,000	0	0	0
青森	1,420	0	0	0	0	0
岩手	1,030	0	0	0	0	0
秋田	2,360	0	0	0	0	0
山形	3,940	0	0	0	0	0

岩手	14,200	14,200	0	
岩手	10,300	10,300	0	
秋田	23,800	23,600	12,000	0
山形	39,400	39,400	39,400	39,400
富山	52,100	32,100	32,100	0
福井	19,100	19,100	19,100	0

(2)

101

◎ 白轉車 チューブ (ホ)				
北海	道	7,030	7,030	0
青岩	森手	1,420	0	0
秋山	田形	2,360	0	0
富山	山井	3,940	0	0
福井	井	1,910	0	0
計		20,960	7,030	7,030
◎ リヤカー タイヤ (ホ)				
北海	道	1,054	1,054	0
青岩	森手	213	0	0
秋山	田形	1,544	0	0
富山	山井	3,544	0	0
福井	井	5,944	0	0
計		4,882	0	0
◎ リヤカー チューブ (ホ)				
北海	道	1,054	1,054	0
青岩	森手	213	0	0
秋山	田形	1,544	0	0
富山	山井	3,544	0	0
福井	井	5,344	0	0
計		4,882	0	0
計		3,138	1,054	1,054

(3)

◎ リヤカー (台)

北海道	115	0	0	0
青森	40	-	-	-
秋岩	30	0	0	0
山形	60	0	0	0
富山	100	0	0	0
福井	20	0	0	0
井	50	0	0	0

◎ ゴム半長靴 (足)

北海道	10860	4254	6162	0
青森	2220	992	-	-
秋岩	1620	632	0	0
山形	3660	2017	0	0
富山	6120	5128	0	0
福井	4980	3302	4980	4000
井	2940	2139	0	0

◎ 酒 (石)

北海道	6867	0	0	0
青森	1687	-	-	-
秋岩	1287	-	704	704
山形	3200	0	0	0
富山	4762	0	4000	3763
福井	4306	0	1874	1874
井	3347	0	0	0

(石)

◎ 運算 (千本)

北海道	18353	0	0
青森	4163	-	-
秋岩	3113	700	0
田	7500		

加	子	1,207		708	108
秋	田	3,200	0	0	0
山	形	4,262		4,000	3,763
富	山	4,306		1,874	1,874
福	井	3,347		0	0

(4)

◎ 沼草 (千升)

北海	道	18,553	0	0	
青	森	4,163			
岩	手	3,113	700	0	
秋	田	7,500	0	0	
山	形	11,663	0	0	
富	山	9,957	2,425	0,625	
福	井				

(5)

五

G.H.Q.の關係あり極秘扱

昭和二十二年生活物資需給計画の概要

三 経本
三 生活物資局

103

張

昭和二十二年生活物資需給計画概要説明

基本生活物資局

一 昭和二十二年十月七日閣議決定の昭和二十二年生活物資需給計画概要説明に基き更に最近の事情を考慮して数量計画を作った。

二 政府に於て計画を概定できると思われる生活物資の需給に於ては、昭和二十二年生活物資需給計画の概要説明に基き、統一的に数量計画を作った。昭和二十二年生活物資需給計画の概要説明に基き、統一的に数量計画を作った。昭和二十二年生活物資需給計画の概要説明に基き、統一的に数量計画を作った。

三 昭和二十二年生活物資需給計画の概要説明に基き、統一的に数量計画を作った。昭和二十二年生活物資需給計画の概要説明に基き、統一的に数量計画を作った。昭和二十二年生活物資需給計画の概要説明に基き、統一的に数量計画を作った。

四 今後の情勢に依り特に第四半期に何等は必要に應じ各府と打合せを以て計画の補正を行うものである。又下半期の計画については家庭燃料、衣料品及び塩についての需給計画の基本が既に閣議で決定してゐるので、これによる数量計画を概ね採用した。四 司令部との関係については、衣料品に關して概ね既承認を受けたものがあり、家庭燃料及び塩につき閣議決定に依り承認方委員中のものであると共に主要食糧、煙草、酒等は必要により事務当局において折衝中であるがその内容も十分に織込みこの総合計画として閣議で概定し更に司令部側の意旨を確認して主要食糧、塩、油脂、ゴム製品等についてはこの計画上必要とする製品又は原材料

の輸入、歳出又は生産を概ね最、必要量で具す可能を思
われるから、これを絶対確保するよう政府として要請す
ることを要する。(一九、参照)

五、この総合計画の大要は、諸種の事情を勘案して必要且
つ可能な範囲で、適時にこれを公表することとし、国民の
段階におけるわが国民の生活内容の水準を示し、その
生活を中心とする生活設計を準備せしめるものとする。

六、現下の情勢の下で概ね確定と思われる数量計画は、
たから生産の増強及び流通秩序の確立が更に効果を表わ
すときは、この需給計画はそれだけ供給及び配当におい
て増加する可能性がある。従って必要なる施策を強力に講じ、官民
協力してその努力をする必要がある。

七、この計画による場合の国民生活内容の本年度と昨年度
へ上半期及び下半期別との比較及び本年度の上半期と
下半期との比較は別紙「昭和二十一年度及び昭和二十二
年度生活物資二般配当一人当配当量比較表」(二六ト六)の
第一般男子「」及び「昭和二十一年度生活物資一人当一
般配当及び特別配当」上半期実績推定及び下半期配当見込
推定表の一及び二により大略これを示してある。

八、この基本計画の下半期分を基準とする各府の実施は、
十二月二十二年十一月一日から直ちに言うものでなく、
関係方面と打合せを行、必要なる場合は若干の補正を加
え、後述するだけ速かき適時日から、入札に移すものとす
る。

九、要輸入物資表

品目	輸入と要する時期	要輸入数量
主要食糧	二二年七月より 二三年六月まで	一九三〇千石
塩	オ三、四半期 オ四、四半期	三一〇千石 二七五千石
油脂原料 の主なものの		
大豆	オ三、四半期 オ四、四半期	一七五千石 一八千石
コブラ	オ三、四半期 オ四、四半期	二〇千石 八千石
亜麻仁	オ三、四半期 オ四、四半期	〇八千石 〇八千石

十、主要物資の要について概略の説明をすると次の通りである。

一、主要食糧へ別表参照

二、塩

国内産主要食糧農産物

三、米

生育時期の天候が極めて好ましくあつたから一時は相当の豊作が傳へられ、水たけ水ども再度の水害により、供出において約二〇〇千石以上の減少を見ざるを得なかつた程の収穫減が豫想せられ、たが米の生産は五九六七二千石と見込まれるに至つたが、先に主要食糧の供出割当数量は雑穀を合め、二、五五〇千石と決つたから、各供米

対策の強力な推進を行い、右数量が完全に集荷で
さるものと見込む。

四) 麥類収穫時期の好天候により比較的結実が良
かつたかう自から供出成績も順調に推移し、十
月十日現在にて供出割当数量に対しその集荷実
績は一〇五九%であるが最後供出成績は割当數
量に対し一一〇%と見込んだ数量であるが実
上は他の品目は変更される場合も豫想して一応
麦類に計上した。

四) 甘藷

八月より十月中旬頃までは晴天が続いたのと特
に畑作物は干魃の被害が多かつたかう昨年産甘

藷の生産数量一四七〇百万貫に対し、本年産甘
藷の生産見込数量は一一四九百万貫であつて、
一水が供出割当数量は、五七七百万貫と決定し
たのを基礎として供出見込数量は供出割当數量
の一〇三%と見込む。

五) 馬鈴薯

現在の集荷成績は予想外に良好であつて十月十
日現在で供出割当數量に対し北海道の供出割当
數量を除いて一一〇%であるが北海道の供出
時期が遅いから最終供出成績は供出割当數量に
対し一一〇%と見込む。

(2)

外國主要食糧の輸入想定數量

本年十一月より六月までの輸入見込は米園における或種作物の凶作と欧州における大山作等のため最近傳來り水る世界の食糧事情がひどく悪化しつあるが二十二年七月から二十三年六月迄の最低要輸入量を一九三〇千屯(自二十二年十一月至二十三年十一月)向一八九〇千屯と見込み、その輸入の實現に最大努力を傾けるものとするが現在では外国食糧の輸入の見込が必ずしも樂觀を許さな、突値にあるから、差当つての主要食糧需給計画の基本は昭和二十二年穀年度において外国食糧の放出を許可さ水たる数量程度である一六八九千屯を前換として本計画を樹立することとした。

(一) 配当

主食総体としては一般配給基準量の確保を第一とし、必要なる労務加配の確保に重點をおき、そのため中商端境期である六月三十日の持越高を昨年度より一五〇〇千石程度増加する必要が認められる。なほ國民全体の年間を通じての食生活を改善し且つ配給不足に耐え易くするため外国食糧の放出の身替としての内地米の凍結数量を増加し中商端境期以降において多少づつでも米の配給ができるようにしたい。

(二) 一般消費者用

愛知の成人一人一日当三五五瓦(二合五勺)の現配給基準量を堅持して、水を選配なからしめる

ことに重負をおさざりたための配給採任用数量を増
加せしめることとし、有ほ昭和二十二年十月一日
現在にて厚生省人口問題研究所にて推定したる我
國の年令別人口構成によつて配給基準量と同等平
均すると一人一日当三三三食となつたから、此
によつて所要量を算出した。

(2)

一部保有農家用
一部保有農家の自家保有食糧の保有期間によつて
は現在完全保有農家と同様一人一日当平均四合で
あるけれども、所在の悪化しつゝある食糧事情を
考慮し消費者と共に乏しきまみれうることとし、
此を三合一五に減少するが自家生産主食が有るな

つた以の配給主要食糧は一般消費者と同様成人
一人一日当三五五瓦(二合五勺)の配給基準量に
て配給することとするも、外国食糧の輸入が要請数
量通り実現するか否か不明である現在では昭和二
十三年産麦類の自家保有率を若干引上げること及
び一部保有農家に対し配給を開始すると共には自
家保有食糧の有無を調査に調査すること等によつ
て一部保有農家に配給する数量を減少せしめ、
農繁期及び水害地復旧用等を合め計四七六一千
石とした。

(3)

労務加配用
適合軍の特別の厚意により外国食糧の輸入を当分

希望の最少必要限度へ一九三〇千也へにおい、確保することが可能であれば最近の物價賃金状況に鑑み、労務加配の確保に重点をおい、現在加配対象となつてゐる重要産業役務については、その必要人員増加を考慮し、更に供給力の許す範囲内に於て必要なる加配対象の増加及びなすべく重要産業等労務者間に均衡ある加配をするため一部加配基準量の増加としながら重要産業における就業有勤労に対する消耗を補給し、その努力に報いるよう留意することとしたが、現在では外国食糧の輸入の見込が必ずしも樂觀を許さな、実情にあつたから、輸入数量の見込が可能となる時期までは、

やむを得ず新規業種の追加及び一部加配基準量の増加は、これを実施せず現在の労務加配の配給対象の稼働人員を増加する程度にすることとした。
(4) 加工原料用
加工原料用の数量は主要食糧を確保する方針の基に、関係方面の意圖を考慮し、これを加え相当の圧縮を加えた。

二 味噌

(一) 供給

二十一年度の生産は大七、八四三千貫であつたが本年は輸入脱脂大豆粉は出来る限り味噌原料にふりあて

ることとして年間七四六〇八千貫の生産、このうち
下半期には四九〇〇万貫程度の生産を見込んでゐる。

(三) 配当

昨年の配給基準量は一月一人当り甲地区二四〇匁、
乙地区一八〇匁、丙地区一三〇匁として配給を定めた。
して未だ原料逼迫のため選配欠配を生じた。このうち
年度初より右基準量を半量に切り下げたが本年下半期
より原料計画を変更し第四四半期より前記基準量に
復すべく計画したがその成否は原料の輸入が計画ど
り実現するか否かにかつてゐる。此れ、右の確保
による増加分は主食として配給することと考慮する。
尚労働加配としては、従来通り炭鉱労働者、船員等

に ついては、これを考慮した。

三 飲用牛乳

(一) 供給

飼料の配給については二十一年度と二十二年度とは
殆ど同様の状況であり全国の飲用牛乳量は二十一年
三三万石、本年は三十四万石の生産と見込まれるが、
大消費地区の供出量を確保するため供出牛乳一石当
り大麦類三斗三升をリンクして稟荷につとめてゐる。
ので稟荷の状況は最近好転しつつある。

(二) 配当

統制地域一都一〇六市において年約九四〇〇〇石を

兼有し、生後一才未満の乳幼児に対し一人一日当り平均〇九一合の確保を期してゐる。

四

煉粉乳

(一) 供給

二十一年度の生産は八十八万函であつたが本年度は頭初より北海道に於ても原料乳集荷に前記リソリ割を突破することとしたため本年は昨年よりやゝ生産増を見九三万函程度を確保しうる見込であるが特に空缶の不足が甚しく生産の大なる障害となつてゐる。尚輸入をについては二十一年度約九一千函、二十二年約九四千函の放出があり乳製品不足の危機緩和に役

立つてゐる。

(二) 配当

生産並びに輸入については前記の通り前年度に於て大差なきため前年度とも飲用牛乳、煉粉乳を合せて人工混合栄養児平均一人当一日二合弱程度の配給しか期待出来なかつたため、本年度下半期より輸入脱脂粉乳、アノスクリームミクス、卵粉等を加工して育児食を一二〇〇万ポンド生産し、生後八ヶ月以上の乳児を対象として煉粉乳を総合配給することにより下半期に於ては一人当平均二合五分の確保に努めつつある。

五 蔬 菜

(一) 供 給

大消費地への給源であつた特産地が主たる事情等から
壊滅した今日この供給力の回復には特産地の育成以
外に方法は無い。そこで特産地育成のために肥料を
特配してその再興を期しつゝあるが他方、出荷促進
のため出荷にリンクした肥料等リンク配給をどう大
消費地への乗荷の確保をはかつてゐる。
蔬菜の特性即ち腐敗性と地域的に分散して生産され
てゐる事情その他自然的條件の制約が大ざつこと等
計画化し難い点があるが、大消費地に向けては下
半期概ね八〇〇〇万貫程度の乗荷がある見込である。

(二) 配 当

蔬菜の特産地が回復すれば一人一日平均六〇貫の配
給は必しも困難でなく、事実この程度の消費は過去
においてさ水でいたのであるが、本年下半年期にお
いては現状よりの飛躍は望まべくもなく、右の地域にお
いては八〇〇〇万貫程度の乗荷をもとにして、一人
一日当一五―四〇貫程度が一般家庭にまわるので
ないかと思はれるので二十三年の十一月の冬枯時
期には特に漬物による蔬菜不足の補充を考へてゐる。
生鮮食品について共通の問題であるが、消費地への
入荷後の横流れについては特段の措置を講じてその
絶滅を期してあり、其については特に消費者へ販

売業者の協力を切望すると同時に流通秩序確立対策の最も重要な部門として対処改善することを考慮してゐる。

六

鮮魚介

イ 供給

現在の生産条件即ち燃油は昭和十一年平均約六万キロ立弱を消費したのに比し本年度は約三〇万キロ立の供給と見れば更に漁網網の不足、根本的には頓土喪失及び暴風による減産等のため総生産は年向七億五千万貫程度と見込まれ昭和九、十一年の約五十パーセントにしか当らない。

かゝる状況は早急に改善を以ていけり下半期におけるは、八大消費地域における魚介の配給確保のためには出荷にリンクして燃油、作業用品等を配給する等として乗荷につとめる。

ロ 配当

右による乗荷は本年度下半期において付三〇〇〇万貫程度が家庭用によわると見られ概ね一人当一〇〇〇〇の程度となるであろう。尚鮮魚配給を補強し蛋白質食品の配給増を目途として別途加工水産物の増産につとめ、大消費地域においては一、二、三、四の程度を確保するよう措置を講ずる。

七、塩

(一) 供給

終戦後国内の塩生産は出炭の不振を主な原因として
 程度に停下し、本年上半年期において僅か六万トン程
 度（一部推定を含む）の生産を遂げていない。昭和
 五十九年平均年六〇万トンを挙げていたのに比すべ
 ばその不振の程度が如何に甚しいかが判明するであ
 ろう。斯くて一四半期概ね二十五万トンの需要を充
 すために外塩に依存せざるを得ず、上半期において
 概ね四十万トンの輸入があり辛して、塩不足を克服
 して来たが、今後においてモ配炭事情、輸入塩の状
 況により榮観出赤ぬ状況にある。

(二) 配当

生理的必需量はこれを食用として確保する必需が
 あるため一般配給の一月一人当ニ〇〇グラム、主要
 食糧供出リンク用及び炭鉱労務者向等の最重要部内
 に対する配当はこれを削減しなむが、醤油、味噌、
 漬物、水産、茶の加工用に対する配当及びソーダ製
 造用その他工業関係に対する配当等重要な需要部内
 に対するは殆んど見直しつかぬ状態である。
 別途石炭確保のほかに関係方面に強力に要請を行ひ、
 輸入量の絶対的確保に努めつゝある所以である。

八 醬油（アミノ酸を含む）

(一) 供給

昨年度の生産量は二〇七一、四七〇石に対し本年度は
下半期における大豆輸入の可能性を勘察して生産は
二二〇〇千石程度と見込んでゐる。

(二) 配給

昨年来配給基準量は一人一ヶ月甲地区二合、乙地区
二合七勺、丙地区三合七勺であつたが原料逼迫のため
その確保困難となり本年度当初からは配給基準量を
甲地区二合、乙地区二合五勺、丙地区三合に切り下
げることとしたが下半期においてもおおむね同様の配給
基準量を維持するがその配給が出来るか否かは、一

つに輸入大豆の確保如何にかつてゐる。
尚ゆゑ配給としては、従来通り炭酸カルシウム、硝酸等
に ついては、これを考慮した。

九 砂糖

(一) 供給

国内生産については二十一年度八四〇〇トンに対し
二十二年は原料ビートに対する肥料供給の増加等に
より生産は一五〇〇〇トンの見込であり他方輸入に
ついては二十一年度は一万吨強であつたが二十二
年は現在すでに三万吨強が輸入済みであり年間四
万吨程度の輸入が見込まれる。

(二) 配当

砂糖の配当については戦前消費一〇〇万トン以上に
比し昨年一方トン強であり、本年度は昨年より若干
増加し二五三万トン程度を乳幼児向に重点をおき乳
幼児用の飲用牛乳添加用として人工及び混合栄養児
に月九〇〇瓦を配当することとし、又一七才の幼
児に対し一人当り五斤を既に配給したが、一般家庭
向にはこの水を配給せず三万トン程度を明年度に繰越
し、明年度の乳幼児用砂糖の確保をはかる方針である。

十

油脂

(一) 供給

二十一年度は油脂原料の輸入が殆んどなかつたため
油脂生産は一〇八四二トンと、前年よりの繰
越二二五〇〇トンを合せて三三三二四二トンしか供給
できなかつたが、今年度は油脂原料として大豆二五〇
〇〇トン、内一〇〇〇〇トン輸入せず、コブラ四
万トン余、内一三六〇〇トン輸入せず、其の他王
蜀黍胚芽一八〇〇〇屯の輸入が見込まれるので油脂
生産量は国内原料分を合せて四四七〇〇トン、油脂
としての輸入総油、ラード等約一〇〇〇トン、合計
約五一八〇〇トンの供給が可能である。昭和五、九
年の平均一九万トンの生産に比するとその二十五パ
ーセントにしか当らぬ。

四、配当

二十一年度の油脂配当は食用に二二〇〇〇トン、工業用に一五三〇〇トン本年度の持越三〇〇〇トンであつたが本年度は食用に一七〇〇〇トン、工業用に一六九〇〇トンを予定し未だ輸入完了せぬ原料について見透不確実なものであるのでその調整を計るため一五〇〇〇トン程度の翌年度持越を考へて、右によつて下半期の一般配当は一人当七五グラムの予定であり、労務加配としては、亜炭、硫黄、等を考慮した。

十一、輸出

(一) 供給

輸出は輸出用に主力を注ぎ本年度総生産七一万画のうち四八万画を輸出にあてる予定であるが昭和十九年において一〇〇〇万画前後を生産し輸出産前の勇とされていた時代に比すれば今昔の感に堪え有い。その原因はかかつて空缶用ブリキの不足にあり今後ともその事情はつくもとのと考へられるが輸出入回教基金の設定により輸出向の振興の機会は与えられたわけである。

(二) 配当

輸出に重点を置かれるたど国内向として日生鮮食品

の需給調整、災害対策、特定産業労働者等に極めて
僅かの数量が割り当てられるに止まるので、他方場
詰の生産、集荷に努め、詰の不足を補う方針である。

十二、酒類

(一) 伏 給

本年当初の持越の酒類が一〇四〇千石（酒量換算）
以下同じ。あつたが、その後の生産配当の推移、
より下半期には、八〇万石程度を持越したほか、諸味
の持越の肉派もあり、主要食糧事情からする清酒に
対するニニ米穀年度における米穀割当を三三万石（
ニニ米穀年度は六五〇千石であつた。）に激減した

り、七〇万石の生産は、昨年の一六八万石に対し、本年
度は一五八万石即ち一〇万石程度の生産減にとま
る。但し、米年度には急激な生産減があらはれるこ
ととならう。

(二) 配 当

一般家庭用として上半期は一月成年男子一人当り
三ニ合の配給をしたが、下半期においては、一月
における成年男子一人当ニ合配給のほか、米年の正
月配給用に一人三合を配給することに止り、他は必
要な労働配用三ニ合を確保するほかは、財政
上の要請にとづいて自由販売とする。

十三 煙草

(追加予算の肉俵あり赤次定。)

十四 衣料品

(一) 供給

衣料品については消費者の手持品の不用品、戦時中の
らの国内在庫の拂出しが行結つて来て居り、今度の
供給増加は新規生産にまだ及ばない段階に
立到つた。
他方においてわが繊維工業は原料輸入が再開し、
備の復元も進捗して生産増強に向つてあり、前途
に光明を見出したのであるが、その生産品の大部分は

優先的に輸出用に振り向けなければならず国内用は
あつても生産資材用に充當する必要がある衣料品生
活は昨年度よりも若干水準を下げざるを得ないと思
はれる。

本年度衣料供給計画数量を国民一人当り平均に換算
すれば一八二ポンドであり、戦前の一〇ポンド程度
に比較して二割に及ばず、昨年度の二〇三ポンドに
も達しない。

(二) 配給

配給については出来る限り有効且つ公正に國民に供
給することを主眼とし消費部内についても品種につ
いても國民衣生活の現状に照らし最も緊要度の高い

も身に重点を置き、集中的に需要を回すこととし、労働者に対する振業用品を優先的に供給し、妊娠婦、乳幼児、学童、中学生、引揚者その他の生活困窮者のため特に必要な衣料品を確保する。外一般用としては補修用品と普遍的な高度消耗品に重点をおくこととする。

而して本年度上半期においては衣料品配給規制の実施準備のため、殆ど新たな割当と行はず前年度割当分の現物化に止めたので下半期において本年度分の大部分を配給する計画である。

十五、家庭燃料

(一) 供給

薪炭、練豆炭及び炭団の供給は原木、食糧、生産資
材、輸送力その他の供給諸條件が相当悪い現状に鑑
み、凡ゆる施策を講ずるが、薪炭、練豆炭、炭
団を合計して比較すると昨年度の実績の約一二〇%
の供給を見込み、今年度の燃料確保をなすつ、あるが
この確保目標は最高の生産年度（昭和十五年）に比
し木炭において五五五%、薪において四三〇%、練
豆炭において二三一%、炭団において四三三%に過
ぎない。

(二) 配当

この家庭燃料の配当については

(一) 用途別には家庭用に重点をおき各家庭の絶対必要
な熱カロリ―量を六六消費地の標準五人世帯につ
ては年間木炭換算平均十六俵下半期九俵としこれを
配当の基準とする。

(二) 地域別の家庭配当基準は全国を八プロツクに分
夫々プロツク別の平均的気温分布状況に応じ電気
瓦斯の供給状況を勘案してこれを総合的に調整して
現実の配当を行うこととする。

等の措置を講じて家庭における燃料不足を緩和する方
針である。

十六 日用品

(一) 供給

生活用品へ休業用品を含む。については、需要が大
であるに拘らず、実際政府の配当しうる原材料の数
量が限られており、殊にゴム、纖維類、油脂、パラ
フィン等の供給は相当部分が輸入の可能性如何にか
らうているので、今後早急な飛躍的増産は望めず、
昨年度に比してよいとはいえない。
今生産見透を昨年度に比較しつゝ、物類別にみると、
マツチは昨年と同じ位、石けん、ソーソクは三分の
一、電球、洋傘、パケツ等は稍増、労務着用の休業
用として重要な地下足袋は六割、草靴は七割弱とい

昭和二十一年度

物資需給計画実績検討資料

民經—產構—總—第八號

昭和二十二年十月

財團法人 國民經濟研究協會

社團法人 金屬工業調查會

裏面白紙

はしがき

本ノ上てい密毅於で物符たるを本ノ務係合を續度天本懸め厚つ満し
 又料とお配全左の技いけ求中る関に彼相程つをし御賜し
 喚年(てびの討あ資的が記所資單突上は通いのこ調つ各ににのた
 討度民終如産する帯不録期料行でなじて推と登天各ににのた
 賞第総戦我何業る給備成整のは本第か行突左人懸深高謝
 料一一後國に經参計に突理如「本四つ配ホ主推雷總担甚工意
 は産のに突者考画の調不くに在ホ夕四物裁て六と懸安官毅總
 距四種第お施治資のい調不くに在ホ夕四物裁て六と懸安官毅總
 年半一一け之動料立て查備行本総月半突開いごす切突と意務げ
 久期総年る世必心ててはに年等う協有上期ものたるなホ各をる
 ノ物一度主天如供方番がこ会の旬の少閉天左指部配液存
 年資第で要か何す々前つ特と在現を突く銀め輝導給し
 9番ニお物活るでにてにをり突締續なんに在商機伏
 月給那る資調る戸のものは為困伏上勿調く解た工関併に
 作計)昭の登物突少し難このと登散突つが省の世調
 成画の和生し行に施し取て尔附しがま組續天にに彼て登
 し突継久産ににく給突つつ調被突し会に調問然表並多
 天續續ノ天以「檢作年らてししい此関續少で掲登の登突きも
 「檢作年らてししい此関續少で掲登の登突きも
 和賞とにに關かものとお探副すた間前が或か
 賜討業度伏我天ててににおお

昭和二十二年一月
 昭和美スヌ年ノ月
 社団法人 金島工業調査會
 財団法人 國民經濟研究協會

編
 面
 白
 紙

昭和21年物資需給計画実績檢討資料目次

番号	項目	頁	番号	項目	頁
1	昭和21年度主産物需給概況表	1-12	30	ソ一 炭需給檢討表	33
2	石炭需給檢討表	3	31	硫酸需給檢討表	34
3	石油需給檢討表	4-5	32	フ一 バイ卜需給檢討表	35
4	陸地産果別配炭実績表	6	33	石灰需給檢討表	36
5	火正ノ以降石炭需給高表	7	34	セキト需給檢討表	37
6	昭和21年度外産炭入着 実績表	8	35	セキト需給檢討表	38
7	亜炭需給檢討表	9	36	脂肪需給檢討表	39
8	コークス需給檢討表	10	37	ゴム需給檢討表	40
9	普通鋼々材需給檢討表	11	38	塗料需給檢討表	41
10	鉄線需給檢討表	12	39	皮革需給檢討表	42
11	鋼二六次製品需給檢討表	13	40	タニシ需給檢討表	43
12	昭和6年以降普通鋼々材需給表	14	41	生木需給檢討表	44
13	昭和6年以降鉄線需給表	15	42	綿花需給檢討表	45
14	生坂需給表 配需表	16-17	43	羊毛需給檢討表	46
15	銅需給檢討表	18	44	スズ需給檢討表	47
16	電線需給檢討表	19	45	綿糸需給檢討表	48
17	鉛需給檢討表	20	46	毛糸需給檢討表	49
18	電氣需給檢討表	21	47	人絹糸需給檢討表	50
19	揮発油需給檢討表	22	48	スズ需給檢討表	51
20	灯油需給檢討表	23	49	皮革需給檢討表	52
21	軽油需給檢討表	24	50	糸類合計需給檢討表	53
22	B重油需給檢討表	25	51	製紙パルプ需給檢討表	54
23	C重油需給檢討表	26	52	人絹糸需給檢討表	55
24	液体潤滑油需給檢討表	27	53	一般紙需給檢討表	56
25	半固体潤滑油需給檢討表	28	54	クラフト紙需給檢討表	57
26	潤滑油需給檢討表	29	55	新聞紙需給檢討表	58
27	石油需給檢討表	30	56	電力需給檢討表	59
28	煤需給檢討表	31	57	昭和6年以降電力需給 趨勢表	60
29	苛性ソーダ需給檢討表	32	58	生糸需給檢討表	61
			59	木材需給檢討表	62

昭和21年度主要物需給概況表 (1)

物資 單位	需給 項目	供給力								配當			
		計		面		實		績		B/A %	計		D/C %
		生産	在庫繰越 輸入等	計 (A)	生産	在庫繰越 輸入等	計 (B)	計 (C)	実績 (D)		%		
石炭 (42)	石炭	23,095	866	23,961	22,423	97	1,424	23,847	99	23,961	22,751	95	94
	亜炭	3,420	-	3,420	3,378		44	2,822			2,822	100	
	コークス	811	90	901	786	96	101	887	98	901	887	100	98
鉄鋼 (2)	普通鋼及材	319,300	127,300	446,600	326,500	103	12,020	438,520	98	446,600	438,520	100	78
	鉄鋼	174,000	76,060	250,060	219,906	112	41,551	259,457	96	250,060	248,682	96	72
	鉄鋼二次製品	71,940	950	72,890	70,000	97	950	70,950	97	72,690	---	---	---
非鉄 金属 (2)	銅	4,100	39,180	63,280	29,230	120	16,554	45,784	70	63,280	36,844	81	58
	亜鉛	31,800	720	32,520	38,910	124	720	39,630	722	32,520	37,220	94	111
	鉛	6,300	37,100	43,400	6,160	98	28,960	35,120	81	43,400	31,329	89	72
液体 燃料 (2)	重油	6,850	9,950	15,800	6,413	110	15,448	21,261	138	15,800	6,861	31	45
	揮発油	29,848	155,307	185,155	28,865	97	187,641	216,506	117	158,226	158,601	73	100
	灯油	23,467	31,046	54,513	22,373	95	36,229	58,602	107	40,489	43,719	75	90
	軽油	9,564	82,780	92,344	8,987	94	91,410	100,397	110	76,763	75,985	76	124
	B重油	54,623	333,255	387,878	71,965	131	353,802	425,767	110	355,788	380,093	89	105
	C重油	8,173	2,800	11,973	6,037	66	9,986	16,023	136	9,535	7,050	44	74
	液体潤滑油	40,339	44,642	84,981	50,798	126	84,497	125,295	143	88,065	87,303	70	99
	半固体潤滑油	6,530	1,423	6,953	4,940	89	6,353	10,293	448	6,953	6,671	65	96
化学 工業 品 (2)	酒精	28,526	-	28,526	14,438	51	3,356	17,794	63	18,986	16,404	92	88
	塩化ナトリウム	53	480	533	354	100	484	538	100	768	788	94	97
	苛性ソーダ	36,600	-	36,600	30,125	82	3,500	33,625	92	36,600	25,894	79	91
	重灰	32,200	-	32,200	23,214	72	3,700	26,914	84	32,200	24,380	91	71
	硫酸	588,605	-	588,605	556,737	96	12,191	568,928	97	588,605	549,879	97	94
	カーバイド	(21,192)	---	---	21,042	---	2,500	23,542	---	(21,192)	227,815	76	
	石灰窒素	229,610	-	229,610	192,936	84	8,175	201,131	88	229,610	189,259	94	83
	セメント	995,000	5,000	1,000,000	1,039,017	104	103,212	1,142,229	114	995,000	1,023,215	90	102
其他	炭酸ソーダ	733,000	-	733,000	784,850	107	155,166	948,016	128	733,000	820,693	87	112
	脂肪酸	8,780	-	8,780	8,424	96	158	8,582	98	8,780	9,849	91	89
	丁二酸	20,572	-	20,572	20,172	98	600	20,772	101	20,572	18,945	91	92

(続)

(2)

需給項目 品名	供 給 力							配 當					
	計 画			実 績				B/A %	計 画 (C)		D/C %		
	生 産	在庫繰返 輸入等	計 (A)	生 産	生産実績 計画	在庫繰返 輸入等	計 (B)		実 績 (D)	D/B %	%		
工 業 用)	塗 料	17,840	-	17,840	18,802	105	2,013	20,815	121	17,840	16,943	81	95
	皮 革	6,760	22,432	29,192	5,900	88	22,432	28,332	98	17,028	14,716	52	87
	タ ン = ヂ	-	-	-	900	-	6,100	7,000	-	-	6,800	97	-
農 業)	生 糸 (噸)	155,430	-	155,430	102,295	66	55,051	157,346	101	155,430	61,155	39	47
	綿 花 (噸)	-	890,000	890,000	-	-	863,930	863,930	97	890,000	475,203	55	53
	羊 毛 (噸)	-	-	-	3,300	-	160,690	163,990	-	-	126,428	77	-
	ス ー	-	-	-	17,214	-	19,000	36,214	-	-	29,236	81	-
	綿 糸	208,696	-	208,696	194,505	93	96,880	291,385	139	205,655	173,958	60	85
	毛 糸	35,431	-	35,431	30,179	86	21,640	56,819	149	35,247	30,587	59	87
	人 絹 糸	23,421	-	23,421	10,592	45	7,700	18,292	78	22,921	20,206	110	88
	ス ー 糸	14,168	-	14,168	17,207	121	29,209	44,416	313	14,168	21,441	48	152
	麻 類	21,198	9	21,207	16,122	76	1,951	18,073	86	21,198	13,844	77	65
	糸 類 計	302,914	69	302,983	268,605	89	155,380	423,985	140	298,258	260,036	61	87
紙 類)	製 紙パルプ	255,221	-	255,221	213,361	83	8,266	220,627	87	-	214,954	97	-
	人 絹パルプ	16,648	-	16,648	13,203	80	3,777	16,980	102	-	15,275	90	-
	一 般 洋 紙	210,576	-	210,576	196,153	93	-	196,153	93	210,576	178,289	91	85
	ク ラ フ ト 紙	20,047	-	20,047	10,452	52	937	11,189	56	20,047	10,964	98	55
	新聞巻取紙	208,173	-	208,173	187,040	90	22,439	209,479	101	-	190,305	92	-
電 力)	力 (百万KWH)	-	-	-	30,850	-	-	30,856	-	-	30,856	100	-
食 料)	主要食糧(概算)	-	-	-	40,487	-	13,012	53,499	-	-	44,408	83	-
材 料)	木 材	75,280	-	75,280	64,240	85	-	64,240	85	72,607	41,927	65	58

(2)

3. 石灰需給細分表

(1)

(單位 1,000 吨)

品名	出	分	最低需量			実績計			実績計			実績計 凡例年 凡
			上期	下期	計	上期	下期	計	上期	下期	計	
運輸	海	用	62.0	52.0	104.0	41.0	55.0	96.0	41.6	52.3	93.9	9.5
		上	3.342	4.045	7.387	3.366	3.494	6.860	3.342	3.638	6.980	1.02
運輸	陸	上	42.0	43.2	85.2	42.0	42.0	84.0	42.0	42.0	84.0	9.5
		計	3.762	4.472	8.234	3.782	3.914	7.696	3.651	4.154	7.805	1.61
鐵	鋼	製	8.57	9.80	18.37	8.57	8.57	17.14				
		通	5.38	7.64	13.02							
鐵	鋼	煉	1.00	1.20	2.20							
		煉	3.3	4.5	7.8							
鐵	鋼	煉	1.528	1.907	3.435	6.900	8.010	14.910	72.64	28.13	100.77	9.7
		計	1.67	2.00	3.67	5.02	7.60	12.62	70.6	26.22	96.82	13.7
生	産	造	1.13	1.15	2.28	4.05	2.88	6.93	2.03	4.65	6.68	12.1
		造	3.5	4.0	7.5	1.98	1.00	2.98	3.68	2.19	5.87	2.38
生	産	造	7	8	15	8.6	6.0	14.6	1.99	1.54	3.53	2.41
		造	2.5	2.7	5.2	4.98	5.05	10.03	8.08	8.29	16.37	1.66
生	産	造	1.09	1.80	2.89							
		造	3.59	3.90	7.49	11.7	10.33	22.00	16.91	14.81	31.72	1.44
全	産	造	4.0	4.0	8.0	22.4	16.3	38.7	3.81	2.43	6.24	1.44
		造	3.8	4.5	8.3							
全	産	造	2.0	2.0	4.0	5.2	7.9	13.1	6.5	7.4	13.9	1.07
		造	1.2	1.5	2.7	22.8	14.5	37.3	11.0	10.7	21.7	5.8
全	産	造	1.10	1.20	2.30	5.02	3.87	8.89	4.23	4.24	8.47	1.03
		造	1.20	1.20	2.40	5.21	8.40	13.61	9.20	7.64	16.84	1.23
化	資	業	6.0	4.0	10.0	1.03	2.55	3.58	2.16	2.24	4.40	1.22
		業	9.60	8.00	17.60	63.29	64.90	128.19	54.09	59.43	113.52	8.8
化	資	業	2.0	2.0	4.0	2.63	4.00	6.63	8.11	2.61	5.72	8.6
		業	2.0	2.0	4.0	8.2	8.0	16.2	13.4	10.2	23.6	1.45
化	資	業	1.65	1.65	3.30	5.65	15.4	21.05	7.04	20.3	27.37	1.42
		業	1.00	1.00	2.00							
工	業	業	4.8	4.8	9.6	12.1	12.0	24.1	17.5	9.4	26.9	1.11
		業	2.5	2.5	5.0	4.8	7.6	12.4	13.6	11.2	24.8	2.00
工	業	業	5	5	10	8.2	5.3	13.5	9.8	4.7	14.5	1.02
		業	8.7	8.7	17.4	19.6	29.5	49.1	51.5	49.9	99.4	2.02
工	業	業	7	7	14	0.6	1.1	1.7				
		業	3.3	3.4	6.7	9.8	12.0	21.8	12.4	11.8	24.2	1.11
工	業	業	4.8	4.9	9.7	3.86	3.25	7.11	3.86	3.38	7.24	1.01
		業	8	9	17	8.2	6.9	15.1	6.1	4.8	10.9	7.2
工	業	業	8	8	16	3.9	3.6	7.5	4.6	4.5	9.1	1.22
		業	4.6	4.7	9.3	13.6	14.6	28.2	23.0	19.7	42.7	1.46
工	業	業	1.560	1.584	3.144	9.05	9.450	18.50	9.55	9.025	18.575	1.00
		業	3.30	4.00	7.30	18.62	21.80	40.42	19.7	19.81	39.51	9.0
工	業	業	1.50	1.50	3.00	16.8	16.8	33.6	11.36	11.97	23.33	1.01
		業	9.0	9.0	18.0	25.8	19.8	45.6	23.5	21.1	44.6	9.7
工	業	業	9.4	9.4	18.8							
		業	1.2	1.2	2.4	4.4	3.2	7.6	10.2	3.7	13.9	1.82
工	業	業	6.3	6.3	12.6	5.10	4.66	9.76	5.98	5.27	11.25	1.13
		業	8.6	8.6	17.2	5.41	5.30	10.71	9.52	7.99	17.51	1.61
工	業	業	1.2	1.2	2.4	13.2	2.26	41.4	3.63	3.63	7.26	2.17
		業										

(4)

(2) (續)

品名	分	最低需要額		實施計		実績		実績計比
		上期	下期	上期	下期	上期	下期	
生産資材	炭燃料	797	867	402.5	525.0	927.5	484.5	1079.6
	人産石油	315	315	37.8	41.2	44.0	6.1	9.7
	石油精製	15	12					
	アルコール	40	35	12.6	36	48.6	36.2	56.5
	計	870	862	52.4	40.2	92.6	41.3	66.2
	瓦斯コークス	967	1094	628.7	803.5	1432.2	701.9	691.6
	電	113	400	230.7	163.8	1993.7	227.0	1058.2
	計	5971	6876	3107.3	4576.4	7683.7	4027.2	2481.3
	炭	95	101	73.9	39.9	113.8	80.9	55.6
	粉	76	85	42.0	83.0	125.0	63.2	83.4
消費資材	染色整理加工	43	46					
	入盛織機	40	40	36.0	47.9	83.9	56.4	61.7
	機及バール	128	218	119.2	112.0	229.7	154.6	163.9
	計	432	490	269.6	282.8	552.4	354.9	364.5
	製	524	399	250.6	112.0	362.6	226.3	91.9
	味噌醬油	79	87	16.2	21.8	38.0	35.5	62.1
	牛乳及乳製品	40	40	15.0	22.3	37.3	22.5	47.4
	酒	114	114	9.3	20.0	29.3	33.7	68.4
	主食	41	61	24.0	19.0	43.0	26.1	49.5
	計	107	109	41.0	61.6	102.5	65.3	71.0
其他	煤炭・豆炭	906	808	356.1	256.6	612.4	409.4	681.9
	燒屑・悉場	237	237	193.4	171.2	364.6	143.0	159.9
	計	1620	960	521.0	1122.6	1648.6	517.3	812.6
	丁ルニ一ル	34	36					
	其他	88	100					
	計	122	136	91.3	89.3	198.6	119.3	228.3
	官需	50	80	41.6	50.2	91.9	54.3	83.9
	山元消費	1188	1819	1246.6	1214.6	2368	1048.8	1806.4
	其他	144	145	206.9	568.3	775.2	118.2	151.7
	計	1614	2029	1861.3	2371.0	4232.3	1681.9	2194.3
合計	15071	16407	10692.5	13268.8	23961.3	11529.1	22364.5	

4. 内地産業別配炭実績表

(単位 1,000 吨)

産業部門	昭和 11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度			
										上半期	下半期	計	
重工業	製鉄鋼業	6,129	6,637	7,926	10,057	11,437	13,171	12,315	13,652	11,242	2,765	528.3	3293.3
	造船金属業	698	863	1,278	1,680	1,970	2,024	2,176	2,457	2,746	708	144	852
	磁山製煉業	806	725	881	664	857	952	778	714	603	201	64.9	265.9
	製油人造石油	-	-	-	64	387	603	1,012	1,234	1,573	606	78.3	684.3
	化学工業	3,295	3,958	4,770	6,417	7,150	6,572	6,803	6,158	4,600	1,214	638.5	1,852.5
小計	10,728	12,183	14,915	18,882	21,803	23,322	23,104	24,219	20,753	5,474	1,454.0	6,948.0	
動力	瓦斯工-ガス	2,342	2,564	3,217	3,685	3,945	4,080	3,946	3,804	3,357	747	379.1	1,126.1
	電力・電燈	3,206	3,247	4,329	6,200	5,898	4,207	6,281	5,077	3,705	633	64.4	697.4
	鉄道(含私用)	4,008	4,126	4,442	5,076	5,568	5,105	6,300	6,950	8,097	3,430	2,775.7	6,205.7
	燃料(含外船)	4,487	4,701	4,454	3,722	3,804	2,931	2,517	2,010	1,046	281	222.3	503.3
	小計	14,043	15,138	16,444	18,683	19,216	16,323	18,024	17,841	16,205	5,091	3,441.5	8,532.5
国民生活用其他	煮業	3,949	4,287	4,261	4,114	4,665	3,777	3,457	2,929	2,029	598	247.3	845.3
	繊維工業	6,384	6,968	6,919	6,420	6,224	4,926	3,080	2,109	1,026	355	225.4	580.4
	食料品工業	1,528	1,428	1,437	1,541	1,503	1,527	1,218	958	684	268	223.5	491.5
	製塩業	731	702	577	718	625	355	374	362	331	169	132	301.0
	煉炭製造業	1,367	1,430	1,527	1,666	2,206	1,780	1,358	1,035	431	106	82.5	188.5
	煨厨浴雑業	4,043	4,475	3,648	3,103	3,225	3,559	3,124	2,477	1,976	1,130	555.1	1,685.1
	官房用	198	188	189	573	694	505	664	700	497	202	107.9	309.9
	其他特許用	659	887	1,278	1,877	2,290	3,325	3,761	3,564	2,848	852		852
小計	18,859	19,965	19,838	20,014	21,932	19,756	17,036	14,136	7,830	3,670	1,673.7	6,253.7	
山元消費	3,290	3,649	3,930	3,158	2,920	2,915	3,195	3,031	3,080	1,406	1,323.1	2,729.1	
総計	46,920	50,935	55,127	60,737	66,890	62,316	61,859	59,225	49,873	15,671	7,792.3	23,463.3	

5 大正11年以降に於ける石炭需給高

(単位 1,000 吨)

年次	供給高				需高				備考		
	出炭高	移入高	輸入高	計	移出高	輸出高	計	差引内地 需高	推定内地 消費高		
大正	11年	27,702	300	1,187	29,189	250	1,704	1,954	3,236	26,936	1. 日荷支石炭聯盟の石炭統制 会及大東亜炭務局調査課 資料に依り調査す。 昭和19年以降日炭資料に 依る 2. 推定内地消費高は石炭の増 減、其の他資料を折込あり 3. 昭和11年以降は概ね全研 年及とす。
	12年	28,947	272	1,713	30,932	265	1,587	1,852	2,512	28,420	
	13年	30,111	340	2,012	32,463	276	1,925	2,201	3,046	29,372	
	14年	31,459	377	1,768	33,604	250	2,716	2,966	3,655	30,215	
昭和	1年	31,426	314	2,044	33,784	357	2,617	2,974	3,080	31,812	
	2年	33,631	395	2,903	36,929	362	2,190	2,552	3,407	33,693	
	3年	33,859	352	2,780	36,991	361	2,185	2,546	3,445	34,254	
	4年	34,250	344	3,255	37,849	368	2,044	2,412	3,544	35,145	
	5年	31,376	295	2,692	34,363	428	2,132	2,560	3,183	31,651	
	6年	27,988	417	2,693	31,098	443	1,541	1,984	2,914	29,434	
	7年	28,053	511	2,715	31,279	458	1,389	1,847	2,943	29,572	
	8年	32,524	777	3,496	36,797	568	1,560	2,128	3,469	34,961	
	9年	35,926	1,013	4,061	41,000	585	1,088	1,673	3,927	39,608	
	10年	37,762	1,203	4,049	43,014	713	1,017	1,730	4,284	41,313	
和	11年	41,802	1,761	4,409	47,972	876	1,111	1,987	4,595	46,001	
	12年	45,258	1,926	4,526	51,710	914	1,027	1,941	4,976	47,547	
	13年	48,684	3,045	3,756	55,485	1,032	757	1,789	5,366	53,217	
	14年	52,409	3,808	4,490	60,707	1,050	639	1,689	5,913	61,311	
	15年	57,309	5,058	5,065	67,432	943	548	1,491	6,941	66,542	
	16年	55,602	4,541	5,267	65,410	1,096	643	1,739	6,371	62,106	
	17年	54,179	3,332	5,512	63,023	1,014	582	1,596	6,142	61,594	
	18年	55,539	2,169	3,948	61,656	805	2,977	1,402	6,554	59,897	
	19年	49,335	1,056	2,195	52,586	714	-	714	5,872	49,893	
	20年	22,334	43	226	22,603	371	-	371	2,232	23,564	

6 昭和元年以降外地炭内地入着実績推移表 (単位1,000吨)

年次	輸 入 炭							移 入 炭				合 計
	滿 洲	中 華 民 國	佛 印	北 樺 太	カ ナ ダ	其 他	計	朝鮮	台 灣	樺 太	計	
昭和元年	1,418	311	244	-	-	71	2,044	222	136	6	364	2,408
2	1,743	660	346	41	-	13	2,763	237	130	8	375	3,078
3	1,759	637	377	99	-	8	2,781	271	79	2	352	3,132
4	2,016	628	488	118	-	6	3,256	285	43	16	344	3,609
5	1,696	456	418	111	-	11	2,692	240	42	13	295	2,987
6	1,766	357	447	119	-	4	2,693	316	64	38	417	3,110
7	1,821	423	354	115	-	2	2,715	377	62	52	511	3,226
8	2,482	366	470	175	-	3	3,496	463	147	167	777	4,273
9	2,754	551	660	202	-	4	4,061	573	105	335	1,013	5,074
10	2,693	557	747	46	-	12	4,049	624	109	474	1,203	5,252
11	2,277	1,022	883	227	-	-	4,409	616	116	1,029	1,761	6,170
12	2,281	1,307	832	104	-	2	4,526	690	288	1,048	1,926	6,452
13	1,480	1,653	620	-	-	3	3,756	852	401	1,792	3,045	6,801
14	848	3,042	647	-	38	13	4,490	1,013	255	2,540	3,808	8,298
15	773	3,800	485	-	7	-	5,065	1,467	263	3,328	5,058	10,123
16	671	4,276	320	-	-	-	5,267	1,130	37	3,374	4,541	9,808
17	642	4,674	296	-	-	-	5,612	932	172	2,228	3,332	8,944
18	602	3,286	60	-	-	-	3,948	476	5	1,668	2,169	6,117
19	589	1,606	-	-	-	-	2,195	248	-	808	1,056	3,251
20	47	179	-	-	-	-	226	43	-	-	43	269

(註)

資料一昭和10年度は石炭聯合会「最近16年間石炭輸移入高調」(石炭時報第11巻第4号)一部
 「本邦産炭ノ趨勢」に依り補正(歷年)
 昭和11年以降16年度は「外務省調査局經濟資料」(昭和20-10-9号)記載「最近6年間内地石
 炭移出入高調」(會計年度)
 昭和16年以降18年度は日滿炭石炭聯盟「日滿炭地域別石炭生産配給高推移表」(昭和19-8-26
 号)(會計年度)
 昭和19年以降「日本石炭株式会社調」(會計年度)

(8)

7 亞 炭

(單位 十兆)

區	分	上 期		下 期		期 末	計 劃	比 率
		計 劃	實 績	計 劃	實 績			
備 考	香	煤	444	444	1910	1220	2328	70
		生 產	1510	1158	1488	1220	2822	
		合 計	1602	1158	1488	1220	2822	
		鐵 礦	82	84	85	85	169	
		金 屬	66	66	65	65	151	
		工 業	97	97	110	110	207	
		亞 炭	11	11	10	10	21	
		肥 料	340	340	380	380	720	
		小 計	311	311	370	370	681	
		鐵 礦	84	84	110	110	194	
備 考	香	生 產	143	143	190	190	333	
		合 計	538	538	670	670	1208	
		山 石	95	95	110	110	205	
		硝 石	257	257	60	60	317	
		硫 磺	104	104			104	
		小 計	456	456	170	170	626	
		合 計	1334	1334	1220	1220	2554	
		生 產	268	268			268	
		合 計	1602	1602			2822	

下期目標推定を念む

2. 七月以降亞炭増産状況 (單位 十兆)

月 別	要 需	増 産 (A)	盛 交 (B)	減 交 (C)	実 績 (C)	B : C	A : C
7	165.3	128.5	128.5	94.4	94.4	23	57
8	144.6	135.0	135.0	115.6	115.6	85	79
9	122.3	132.3	132.3	122.5	122.5	93	71
第 2.4 計	432.2	395.8	395.8	332.5	332.5	85	69
10	156.4	145.2	145.2	92.5	92.5	62	54
11	164.5	147.1	147.1	95.9	95.9	83	58
12	178.2	187.7	187.7	156.6	156.6	99	48
第 3.4 計	699.1	648.0	648.0	474.0	474.0	79	55
1	107.1	85.6	85.6	95.5	95.5	110	54
2	190.1	118.6	118.6				
3	238.8	148.9	148.9				
第 4.4 計	605.9	354.1	354.1				

3. 過去に於ける亜炭生産増産(單位 十兆)

昭和	16年	17年	18年	19年	20年
昭和16年	408	1607	992	617	530
昭和17年	2876	2304	175	173	192
昭和18年	2304	228	230	300	165
昭和19年	1643	76	228	228	116
昭和20年	(北海道を除く)		76	52	169
計			1030	931	658
			2699	2301	1710

(9)

9 普通鋼材 (單位 噸)

品名	上期		下期		期末	増減	前年比
	前	後	前	後			
緑鋼	139,300	152,000	180,000	174,500	319,300	326,500	1.03
園形生差額	94,100	98,100	33,200	33,920	127,300	112,020	.90
在庫面収	238,400	236,100	213,200	232,420	446,600	438,520	.98
合計	471,800	486,200	426,400	440,840	893,200	883,040	.99
輸出	44,000	2,099	1,000	1,241	5,400	3,338	.62
輸出用	4,400	2,099	1,000	1,241	5,400	3,338	.62
小計	37,600	34,536	27,940	16,901	64,340	51,437	.79
陸上	13,200	11,852	8,400	10,895	21,600	22,727	1.05
海通	2,400	1,684	1,600	1,518	4,450	3,411	.77
小計	53,600	48,291	37,940	29,294	91,390	77,595	.85
生産用資材	43,000	29,230	38,500	40,317	81,500	69,547	.85
石炭	27,000	13,628	12,600	16,259	39,600	30,587	.77
肥料	1,700	13,600	3,650	17,000	5,350	30,600	5.69
雑	8,000	7,573	5,300	7,107	13,300	14,680	1.10
織	190	2,080	2,100	928	4,000	3,008	.75
他	9,200	8,800	8,800	8,100	18,000	16,900	.94
小計	90,900	76,911	70,950	90,411	161,850	165,322	1.02
余	6,000	2,277	2,248	5,361	8,248	12,638	1.53
生	980	800	230	400	1,210	1,200	.99
治	450	300	230	300	680	600	.88
療	2,430	837	2,708	6,061	10,138	14,438	1.42
小計	2,880	2,352	1,900	2,545	4,780	4,897	1.02
土	2,880	2,352	1,900	2,545	4,780	4,897	1.02
小計	2,880	2,352	1,900	2,545	4,780	4,897	1.02
保	22,500	10,644	49,000	42,344	76,300	52,989	.69
其他	1,400	22,280	1,082	20,388	2,482	47,668	
留	4,544		4,820		10,560		
生産確保資材	39,900	37,151	44,000	35,136	83,900	72,293	.86
高	23,400	24,000	21,300	23,420	44,660	43,820	.98
合計	233,400	230,100	213,200	232,420	446,600	438,520	.98

備考
 1. 一部指定生差額中取崩部門高は自家消費を含む、計画の保留分は実績比
 2. 取崩その他材料は他材料に転用
 3. 生産確保原資材は他材料に転用

用途	分類	上期		下期		年度	比前日	備考
		計	面	計	面			
供給力	國內生産	900.0	1152.06	104.000	102.700	194.000	217.906	112
	在庫	46.000	12.551	3,006.0	24.000	26.060	41.551	55
電力	合計	136.000	132.757	134.064	142.900	200.060	259.457	96
	輸出	14.000	5.63	2.50	91	1.650	6.54	40
電	輸出原料	14.000	5.63	2.50	91	1.650	6.54	40
	小計	9.100	2.853	2.60	5.715	16.360	13.568	83
輸	陸上	6.200	2.899	2.700	1.967	8.900	4.866	55
	海運	5.700	77	2.20	1.14	7.90	1.92	24
輸	小計	15.900	10.829	10.180	2.777	26.060	18.626	92
	備貯管及粉砕機	60	250	-	300	60	550	917
生産用原料	石灰	8.200	4.183	10.500	5.194	18.700	9.377	50
	肥料	6.800	1.654	3.500	4.785	10.300	6.439	68
燃料	煤	5.000	4.308	3.200	4.410	8.200	8.726	106
	油	3.470	1.265	5.520	3.011	8.990	4.274	48
其他	小計	12.50	7.30	1.540	1.420	2.750	3.150	78
	旭産	2.280	1.478	1.540	4.98	3.820	1.856	51
生活用品	小計	22.000	13.616	26.760	19.306	52.760	32.922	62
	備貯管及粉砕機	1.600	1.500	1.200	1.650	2.800	3.150	113
復興用	食糧	2.100	1.846	400	908	2.500	2.754	110
	生活用品	1.400	1.264	400	596	1.800	1.800	100
其他	小計	80	52	30	40	110	92	84
	備貯管及粉砕機	3.580	3.162	830	1.484	4.410	4.646	105
其他	大計	670	307	200	273	890	580	67
	小計	670	307	200	273	890	580	67
其他	備貯管及粉砕機	350	300	-	200	350	500	143
	特需	2.380	4.115	13.000	16.607	20.380	20.722	102
其他	小計	2.80	2.79	1.40	1.19	4.20	3.98	95
	備貯管及粉砕機	7.660	4.394	13.140	16.726	20.800	21.120	102
其他	小計	2.400	8.200	8.000	8.000	15.800	16.200	105
	備貯管及粉砕機	2.820	5.86	1.600	9.48	4.420	1.534	35
其他	同上請取備貯管	90	-	400	-	490	-	-
	生産設備材料	62.500	68,000	72,500	80,000	140,000	148,000	106
其他	線	-	21,000	-	10,975	-	10,975	-
	合計	136,000	132,757	134,060	142,900	200,060	259,457	96

備考
 1 一部推定を含む
 2 生産設備原料は累算用とす
 3 税抜生産内訳

	上期	下期	計
コ-ク	72,626	74,800	147,426
電力	37,580	22,900	60,480
(木炭併計)	11,520	192,700	204,220
計	121,726	210,400	332,126

11 燃料二次票品

(單位 億)

區	分	上期		下期		年度計	年度比	年度%
		計	実績	計	実績			
燃料	高							
	煤	31000	30100	40040	33000	71940	20000	90
	油	650	650	300	300	950	950	100
電力	合計	32350	30750	40340	33300	72890	20950	90
	輸出			240		240		
	出力	430		320		750		
	小計	430		1060		1490		
	陸	1000		1000		2000		
	海	1300		610		1910		
	屋	1110		1050		2160		
	小計	4200		2060		6260		
	石	6300		10600		16900		
	肥	1240		90		2010		
農	合計	3120		2930		6050		
	小計	10660		14300		24960		
	食	1180		550		1730		
	生	260		240		500		
	活	140		90		230		
	計	1580		880		2460		
	建	2020		940		2960		
	小計	2020		940		2960		
	其	10560		14920		25480		
	他	420		1980		2400		
備	合計	10980		16900		27880		
	小計	3480		3600		7080		
	合計	32760		40340		72690		

補充

配當実績は不明なものを以て記載せず

(1)

1 4 生產補充一般民需需鋼及配需至K実績表

(單位 億)

都	門 別	昭和十四年		十五年		十六年		十七年		十八年		十九年 計並	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績		
生産補充計画産業	鉄	443.526		260.718	243.506	160.314	153.54	148.910		11,999		25,227	
	石炭	122.539		86,826	126,020	82,000	123,287	135,200		130,510		119,864	
	錫	91,646		58,200	52,590	40,081	38,549	28,900		41,849		91,463	
	非鉄金屬	91,278		112,000	94,277	25,683	22,058	84,285		45,000		36,354	
	石油	128,702		143,111		154,687		18,500		6,500		15,606	
	石油精製		927										
	石油精製		927										
	石油精製		927										
	石油精製		927										
	石油精製		927										
非計産	農産物	23,958		18,221	15,370	10,220	9,859	8,200		4,014		2,542	
	畜産物	16,597		25,500	18,607	22,600	20,929	18,021		10,680		4,661	
	水産物	10,531		6,400	5,483	4,300	4,185	4,000		3,000		5,190	
	林産物	35,642		35,000	28,809	27,500	26,383	27,500		30,000		10,000	
	其他	30,992		28,363	60,841	112,280	128,403	124,570		129,600		1,960	
	其他	61,000		54,800	48,117	48,000	46,000	45,000		29,500		3,000	
	其他	28,386		18,500	22,860	22,600	21,200	11,200		11,800		2,000	
	其他	30,492		24,842	28,813	30,810	30,531	27,243		99,102		34,946	
	其他	15,730		15,940	12,440	12,440	12,440	13,031		19,804		98,900	
	其他	44,250	15,571	36,500		28,990	29,000	29,000		12,000		14,500	
民生計産	林産物	2,000		2,000		1,000		1,301		2,109		250	
	畜産物	10,400	2,235	5,000		2,000		2,260		830		300	
	水産物	6,500	4,765	5,000		3,600		4,550		4,500		3,500	
	林産物	15,000	3,680	15,000		9,500		6,392		4,151		2,000	
	其他	13,153	12,600	16,000		16,000		12,000		14,900		4,600	
	其他	8,000	4,222	5,000		4,800		5,000		4,000		3,400	
	其他	90,650	43,476	86,100	103,440	93,500		14,520		6,523		12,770	
	其他	2,300	3,300	1,200		1,200		1,000	4,029	600		500	
	其他	1,500	700	700		700		513	760	600		625	
	其他	2,500	2,500	2,500		2,500		2,500	2,000	2,000		300	
治産	国民生活治計	209,350	310,434	260,000	104,000	442,457		29,900	20,024	12,500		8,820	
	国民生活治計	302,000	343,710	192,400	232,290	442,457		118,764	108,674	98,503		42,905	
	国民生活治計	72,600		5,500				12,000		7,000		1,000	
	国民生活治計	12,326		939		1,524		2,000		3,260		1,000	
	国民生活治計	4,459		5,129		5,000		5,000		3,028		5,540	
	国民生活治計	5,129		25,260		25,260		25,260		24,961		11,420	
	国民生活治計	83,100	80,615	23,577									
	国民生活治計	62,000	69,170	83,100	80,615	23,577							
	国民生活治計												
	国民生活治計												

34

(2) (続)

部 門 別	昭和十四年		十五年		十六年		十七年		十八年		十九年	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
空 空	3,000	3,700	4,000	4,000	21,200	21,200	31,000	31,000	45,000	45,000		
船 船	36,000	45,000	42,000	42,000	22,042	22,042	23,500	23,500	28,000	28,000		
瓦 瓦	39,000	46,950	38,350	38,350	36,360	36,360	40,600	40,600	45,000	45,000		
鉄 鉄	30,000	30,000	22,300	22,300	12,000	12,000	14,000	14,000	18,000	18,000		
土 土	20,000	20,000	20,000	20,000	8,400	8,400	5,130	5,130	6,000	6,000		
一 一	60,000	60,000	60,000	60,000	12,000	12,000	11,800	11,800	15,000	15,000		
金 金	32,000	32,000	32,000	32,000	23,000	23,000	19,000	19,000	20,000	20,000		
産 産	45,000	45,000	45,000	45,000	32,900	32,900	26,700	26,700	30,000	30,000		
機 機	18,500	18,500	18,500	18,500	16,500	16,500	16,400	16,400	20,000	20,000		
械 械	4,000	4,000	4,000	4,000	2,300	2,300	1,800	1,800	2,000	2,000		
工 工	400,000	450,000	160,000	160,000	98,800	98,800	48,500	48,500	100,000	100,000		
車 車	2,500	2,500	2,500	2,500	300	300						
夏 夏	1,000	1,000	1,000	1,000								
車 車	18,500	18,500	18,500	18,500	6,000	6,000	3,600	3,600	2,200	2,200		
自 自	2,000	2,000	2,000	2,000	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200		
動 動	33,000	33,000	33,000	33,000	2,450	2,450	1,463	1,463	884	884		
機 機	40,000	40,000	40,000	40,000	25,400	25,400	24,900	24,900	24,900	24,900		
修 修	400	400	400	400	1,150	1,150	901	901	861	861		
他 他	1,300	1,300	1,300	1,300			1,078	1,078	1,000	1,000		
計 計	8,900	8,900	8,900	8,900	2,014	2,014	2,450	2,450	2,080	2,080		
電 電	2,500	2,500	2,500	2,500	510	510	920	920	300	300		
気 気	3,300	3,300	3,300	3,300	500	500	400	400	400	400		
通 通	12,820	12,820	12,820	12,820	890	890	580	580	550	550		
信 信	1,500	1,500	1,500	1,500	420	420	1,920	1,920	400	400		
計 計	5,000	5,000	5,000	5,000	2,000	2,000	1,900	1,900	2,000	2,000		
郵 郵	(6,000)	(6,000)	(6,000)	(6,000)	4,300	4,300	4,000	4,000	4,000	4,000		
人 人	18,000	18,000	18,000	18,000	8,200	8,200	6,900	6,900	8,000	8,000		
企 企	2,000	2,000	2,000	2,000	920	920	1,000	1,000	1,500	1,500		
業 業	13,000	13,000	13,000	13,000	2,620	2,620	2,620	2,620	2,620	2,620		
比 比	15,000	15,000	15,000	15,000	5,400	5,400	3,850	3,850	4,500	4,500		
織 織	5,000	5,000	5,000	5,000	800	800	600	600	1,000	1,000		
紙 紙	10,000	10,000	10,000	10,000	4,000	4,000	3,000	3,000	4,000	4,000		
用 用	2,000	2,000	2,000	2,000	800	800	600	600	1,000	1,000		
計 計	10,000	10,000	10,000	10,000	4,000	4,000	3,000	3,000	4,000	4,000		
研 研	5,000	5,000	5,000	5,000	2,000	2,000	1,500	1,500	2,000	2,000		
究 究	10,000	10,000	10,000	10,000	4,000	4,000	3,000	3,000	4,000	4,000		
用 用	5,000	5,000	5,000	5,000	2,000	2,000	1,500	1,500	2,000	2,000		
計 計	10,000	10,000	10,000	10,000	4,000	4,000	3,000	3,000	4,000	4,000		
外 外	10,000	10,000	10,000	10,000	4,000	4,000	3,000	3,000	4,000	4,000		
計 計	10,000	10,000	10,000	10,000	4,000	4,000	3,000	3,000	4,000	4,000		
計 計	10,000	10,000	10,000	10,000	4,000	4,000	3,000	3,000	4,000	4,000		

備考 1. 各年物動計画(年間計画)表は、昭和十四年、十五年、十六年、十七年、十八年、十九年の計画を示す。
2. 本部推定は、各年計画の合計である。

中 檢 査 及 目 下 支 出 費 用 表

區分	上期		本期		下期		累計	年度	比率%
	實	計	實	計	實	計			
國內生產	9,100	5,100	12,160	1,320	15,000	1,660	24,100	5,110	120
國外生產	23,500	5,159	15,680	1,560	15,680	6,295	39,160	1,424	29
合計	32,600	10,259	27,840	2,880	30,680	7,955	63,260	6,534	93
輸出	380	-	-	451	2,000	2,000	2,000	2,000	100
輸入	380	-	2,450	3	2,450	3	830	3	0.4
淨輸入	-	-	2,070	2,070	2,070	6.7	2,253	1,065	47
淨輸出	380	446	1,460	1,460	1,460	2.7	40	383	15
合計	380	446	1,460	1,460	1,460	6.2	820	78	10
生產用	3,130	611	2,485	2,485	2,485	9.1	6,613	7,526	27
消費	800	399	950	950	950	3.4	1,550	1,640	16
合計	1,525	388	2,300	2,300	2,300	8.3	5,350	6,922	30
民生用	105	288	1,170	1,170	1,170	4.2	2,225	2,444	25
合計	6,480	287	5,120	5,120	5,120	18.1	11,600	13,12	20
其他	250	95	330	330	330	1.2	580	121	21
合計	120	90	110	110	110	0.4	280	123	44
合計	490	165	480	480	480	1.7	110	-	-
合計	300	32	350	350	350	1.2	970	244	25
合計	3,046	43	2,350	2,350	2,350	8.5	650	159	25
合計	934	20	740	740	740	2.7	1,474	577	11
合計	3,780	63	3,090	3,090	3,090	11.1	6,890	1,038	7
合計	1,220	1,145	1,227	1,227	1,227	4.4	2,947	680	19
合計	15,000	2,976	16,800	16,800	16,800	60.0	31,800	1,537	52
合計	3,120	1,072	3,200	3,200	3,200	11.5	6,320	2,884	90
合計	1,320	1,164	1,320	1,320	1,320	4.8	2,940	3,684	58
合計	32,600	10,259	32,000	32,000	32,000	113.0	63,260	8,940	73

1. 銅及銅製品は主として、商工有銅より電光銅、水抜銅の各
 2. 銅の生産は、銅山からの採出と、銅の精錬によるものと、銅の
 3. 銅の消費は、電線、銅管、銅板、銅箔、銅粉、銅屑、銅
 4. 銅の在庫は、銅山、銅管、銅板、銅箔、銅粉、銅屑、銅

區分	輸入		輸出		合計	在庫	必要
	實	計	實	計			
昭和12年	5,380	95,739	2,724	3,233	187,847	不明	181,890
13	6,987	104,730	923	6,807	206,958	不明	199,228
14	不明	117,224	不明	9,599	216,399	不明	207,800
15	不明	145,422	不明	7,699	290,146	不明	282,447
16	不明	51,154	不明	不明	193,581	不明	193,581
17	不明	936	不明	不明	223,217	不明	223,217
18	不明	450	不明	不明	113,266	不明	113,266
19	不明	4,085	不明	不明	94,306	不明	94,306
20	不明	不明	不明	不明	23,300	不明	23,300

16 電 線

(單位 億)

區	分	上 期		下 期		計 畫 A	實 績 B	計 比 率 %
		計 畫	實 績	計 畫	實 績			
配	煤	720	720	-	810	720	720	
	國內生產	15,200	17,110	16,800	21,800	31,800	30,910	124
	在國收入							
	輸 入							
	合 計	15,700	17,830	16,800	22,610	32,520	32,630	122
	輸 出	920	-	1,390	-	2,310	-	
	輸 出 原 材	-	-	-	-	-	-	
	小 計	920	-	1,390	-	2,310	-	
	陸 上	1,700	1,720	1,850	2,000	3,550	3,720	104
	海 上	165	190	190	160	355	351	99
通 信	1,910	1,500	2,090	1,200	4,000	2,700	67	
小 計	3,775	3,410	4,180	3,360	7,905	6,771	85	
化 學 工 業	430	320	685	290	1,115	591	53	
電 力	650	830	1,030	950	1,680	1,780	106	
機 械	1,000	2,110	1,060	2,700	3,060	4,810	232	
其 他 產 業	665	370	1,123	340	1,858	710	38	
小 計	2,745	3,630	3,968	4,260	6,713	7,890	117	
食 糧	400	670	205	430	605	1,100	103	
生 活 用 品	400	690	205	430	605	1,100	108	
醫 藥 衛 生	190	190	285	210	475	400	84	
小 計	6,140	320	5,300	3,000	11,440	3,320	29	
其 他	310	1,800	172	9,140	482	17,940	3,700	
小 計	6,450	2,120	5,472	12,140	11,922	21,260	181	
保 留	1,240	-	1,350	-	2,590	-		
合 計	15,720	17,020	16,800	20,400	32,520	37,420	111	
煤	-	810	-	2,210	-	2,210		
合 計	15,720	17,830	16,800	22,610	32,520	39,630	122	

備 考 下 計 畫 比 商 工 產 實 績 比 電 線 投 入 額

用途	区分	上期		本期		下期	累計	年度	凡率/A
		計	実	計	実				
配給力	高	6990	6990	9610	9610			5990	
	國內生産額	1700	2420	4600	3740			6300	98
	在倉庫	22200	20930	9900	1040			37100	59
	輸入	28920	30340	14500	14390			43400	81
	合計	10000	10000					10000	100
	輸出	0	0	150	51			220	25
	輸出原料	10000	10000	150	51			10220	98
	小計	1515	879	800	667			2315	69
	陸海	600	332	245	682			915	111
	陸	1310	330	510	855			1820	232
配當	小計	3495	4592	1550	2204			5050	135
	石肥	700		510	347			1210	
	肥料	1700	3406	3150	1924			4850	69
	機械	1350		1200	624			2540	
	其他	1700		995	1817			2695	
	小計	5450	3406	5845	4212			11295	67
	食糧	220	160	98	114			368	94
	日用品	50	9	5	75			55	30
	衛生	45	24	10	25			55	89
	小計	365	193	113	1465			478	71
備	土	830	377	210	670			1040	101
	燃料	4453	1168	2900	1597			2765	39
	其他	367	307	90	1965			457	110
	小計	480	1475	2790	19935			7610	43
	貯蓄	1120	682	937	851			2107	73
	生産確保材料(修繕用)	2700		2900	671			5600	13
	小計	38900	20730	14500	10599			43400	72
	類似	9610	9610		3991			3791	
	合計	28900	30340	14500	14390			43400	81

備考 1. 計画及配當実績は商工有調
 2. 製煉能力44000吨あり
 3. 特殊、国内最低需要量40000吨と見込まれる
 4. 過去に於ける推定需要量(吨)

区分	生産	供給		消費		合計	貯蓄	必要
		移入	移入	移出	移出			
昭和22年	10392	72	98725	不明	109117	1692	1992	105433
23	11116		60799		71905	3440	1855	55910
24	12760	不明	101001		113761	不明	1383	112378
25	16208		22090	30004	138902		1058	137244
26	18092		28532	39791	176405		不明	136408
27	24222		2200	46204	28226			28226
28	29928		3181	不明	33009			33009
29	34117		2587	36704	36704			36704
30	9440		不明		9440			9440

18 電 氣 氣 豆 鉛

(單位 陸)

區 分	上 期		下 期		期 末 結 算	年 度 計 算	比 率 %
	計 面	期 末 結 算	計 面	期 末 結 算			
總 計	2,900	8,600	2,950	13,500	5,850	8,600	110
內 國 產	6,400	3,587	3,550	3,261	8,951	6,841	67
外 國 產	9,300	15,820	6,500	19,541	15,800	21,861	138
輸 出	100	18	180	81	280	99	35
輸 入	100	18	181	81	280	99	35
上 海	470	315	240	215	710	530	75
上 海	750	270	300	546	950	816	86
上 海	250	14	120	49	370	63	17
小 計	1,470	599	560	810	2,030	1,409	70
石 油	176	5	130	20	306	20	7
石 油	210	5	140	68	350	93	21
煤 炭	2,030	403	1,700	1,273	3,730	1,676	45
天 然 氣	2,650	823	1,840	890	4,490	1,713	38
小 計	5,065	1,231	3,810	2,251	8,875	3,482	39
食 鹽	80	44	70	5	150	49	33
生 活 用 鹽	180	16	100	99	280	115	41
生 活 用 鹽	110	10	180	31	210	41	20
小 計	370	70	270	135	640	205	32
土 產	275	94	70	84	345	128	52
其 他	810	126	990	565	1,800	691	38
原 煤	1,180	182	620	615	1,800	997	44
生 產 確 保 材 料 (電 線 用)	30				30		
生 產 確 保 材 料 (電 線 用)	2,300	2,320	6,500	4,541	15,800	6,861	42
小 計	1,350	1,500	15,800	15,800	15,800	15,800	100
總 計	9,300	15,820	6,500	19,541	15,800	21,861	138

備 考
 1. 計 面 及 公 配 當 失 續 時 商 工 有 關
 2. 類 似 能 力 比 照 需 要 台 0.0.0.0 飛 鳥
 3. 智 能 求 取 以 限 低 需 要 台 0.0.0.0 飛 鳥 以 來 名
 4. 運 去 凡 亦 計 需 要 量 (批) (港 港 互 為 主 合 亦)

區 分	供		給		需		要
	生 產	輸 入	在 庫 備 用	合 計	輸 出	需 求	
昭和13年	42,232	6,181	不明	11,043	689	110,354	
13	56,079	46,690		10,269	396	102,373	
14	52,437	60,848	3,771	123,056	72	123,056	
15	61,078	24,285	9,303	94,666	不明	94,666	
16	64,020	6,324	8,907	79,251	不明	79,251	
17	59,823	3,409	不明	63,232		63,232	
18	61,888	3,449		65,336		65,336	
19	60,643	691		60,914		60,914	
20	16,606	不明		16,606		16,606	

區 分	上 期		下 期		類 別	年 度	計 比 率
	計	実 績	計	実 績			
供給力	15,950	17,688	13,898	2,888	供給力	17,688	-
生産	11,289	9,986	16,698	11,392	生産	2,984	97
在庫	3,870	5,028	8,820	84	在庫	9,870	35
消費	6,699	9,527	11,921	3,366	消費	12,920	123
合計	2,65	2,87	4,23	4,27	合計	185,155	117
自動車	4,202	4,692	8,956	7,856	自動車	686	104
火 車	484	-	650	932	火 車	1,134	-
航 空	1,120	-	1,440	1,110	航 空	3,060	-
小 計	6,104	4,971	2,090	2,043	小 計	4,194	96
官 公 廳	4,200	4,380	5,446	4,26	官 公 廳	996	93
官 公 廳	2,709	3,527	1,383	2,472	官 公 廳	4,092	147
公 共 事 業	114	168	339	298	公 共 事 業	453	103
公 共 事 業	1,837	2,160	1,624	1,928	公 共 事 業	3,455	118
公 共 事 業	1,579	2,861	633	3,115	公 共 事 業	2,212	170
公 共 事 業	4,497	5,511	8,048	8,816	公 共 事 業	12,526	110
公 共 事 業	62,488	63,657	95,738	2,303	公 共 事 業	35	-
公 共 事 業	3,451	2,898	2,347	4,944	公 共 事 業	15,286	100
公 共 事 業	-	658	-	316	公 共 事 業	2,629	-
公 共 事 業	-	2,863	-	4,924	公 共 事 業	-	-
公 共 事 業	65,737	9,527	11,921	15,128	公 共 事 業	185,155	117

1. 供給力は、実績は石油供給力に對する。配當計画の差を記入し、輸送力に對する。又輸入油の供給力に對する。配當計画の差を記入し、輸送力に對する。

2. 生産は、実績は石油供給力に對する。配當計画の差を記入し、輸送力に對する。

3. 在庫は、実績は石油供給力に對する。配當計画の差を記入し、輸送力に對する。

4. 消費は、実績は石油供給力に對する。配當計画の差を記入し、輸送力に對する。

5. 合計は、実績は石油供給力に對する。配當計画の差を記入し、輸送力に對する。

6. 自動車は、実績は石油供給力に對する。配當計画の差を記入し、輸送力に對する。

7. 火 車は、実績は石油供給力に對する。配當計画の差を記入し、輸送力に對する。

8. 航 空は、実績は石油供給力に對する。配當計画の差を記入し、輸送力に對する。

9. 小 計は、実績は石油供給力に對する。配當計画の差を記入し、輸送力に對する。

10. 官 公 廳は、実績は石油供給力に對する。配當計画の差を記入し、輸送力に對する。

11. 公 共 事 業は、実績は石油供給力に對する。配當計画の差を記入し、輸送力に對する。

12. 公 共 事 業は、実績は石油供給力に對する。配當計画の差を記入し、輸送力に對する。

13. 公 共 事 業は、実績は石油供給力に對する。配當計画の差を記入し、輸送力に對する。

14. 公 共 事 業は、実績は石油供給力に對する。配當計画の差を記入し、輸送力に對する。

15. 公 共 事 業は、実績は石油供給力に對する。配當計画の差を記入し、輸送力に對する。

16. 公 共 事 業は、実績は石油供給力に對する。配當計画の差を記入し、輸送力に對する。

17. 公 共 事 業は、実績は石油供給力に對する。配當計画の差を記入し、輸送力に對する。

18. 公 共 事 業は、実績は石油供給力に對する。配當計画の差を記入し、輸送力に對する。

19. 公 共 事 業は、実績は石油供給力に對する。配當計画の差を記入し、輸送力に對する。

20. 公 共 事 業は、実績は石油供給力に對する。配當計画の差を記入し、輸送力に對する。

26. 灯 (単位: 千灯)

区分	上		下		計		新設	廃止	比率%
	計画	実績	計画	実績	計画	実績			
線路									
管内生産額	12,900	8,980	10,567	10,567	10,567	10,567	2,980	28.2	95
在来	4,525	6,055	9,103	460	13,628	6,495	13,628	48	48
輸送	4,698	13,633	12,720	8,746	22,579	22,579	22,579	127	127
合計	22,123	34,248	32,390	31,544	54,513	54,513	54,513	100	100
船舶	230	808	981	974	1,711	1,782	1,782	104	104
自動車		2		16		18		18	
火	2,325	894	2,700	5,829	10,025	6,723	6,723	67	67
探	10,803		4,972	4,942	14,275				
製	1,960		832	526	2,792				
小計	12,763	13,157	5,804	5,518	18,567	18,567	18,567	100	100
水	1,900	2,993	2,695	2,382	4,594	4,326	4,326	116	116
官									
廳	470	603	682	701	1,152	1,304	1,304	120	120
公共									
團體	400	943	2,473	1,687	2,873	2,530	2,530	92	92
小計	636	1,223	2,990	2,036	3,626	3,269	3,269	90	90
特	346	407	566	161	912	668	668	62	62
費	2,953	2,693	4,948	3,492	7,901	6,184	6,184	78	78
他									
合計	22,123	34,248	22,840	21,079	48,489	43,919	43,919	90	90
線									
車									
損									
失									
合計	22,123	34,248	32,390	31,544	54,513	54,602	54,602	100	100

備考

1. 計画は高工の線路は石油配給力不足の場合、又輸入の増加のため、農林用、
2. 計画は管内生産額に比して不足の場合、又輸入の増加のため、農林用、
3. 計画は管内生産額に比して不足の場合、又輸入の増加のため、農林用、
4. 計画は管内生産額に比して不足の場合、又輸入の増加のため、農林用、
5. 計画は管内生産額に比して不足の場合、又輸入の増加のため、農林用、
6. 計画は管内生産額に比して不足の場合、又輸入の増加のため、農林用、

年次	昭和12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
消費	180	149	152	124	105	76	66	26	26

21

煤油

(單位：噸)

區	分	上期		下期		期	計	年	度	計
		計	實	計	實					
電力	煤	1467	3,839	14,840	14,67	14,840	3,839	14,67	3,839	-
	油	4,850	4,709	4,714	4,850	4,709	4,850	4,850	4,850	94
	煤油	2,653	2,968	11,058	13,711	5,66	2,653	13,711	3,534	26
	煤油	42,302	31,378	25,500	67,822	39,973	42,302	67,822	71,351	105
	煤油	-	10,962	-	1,724	1,724	-	1,724	12,686	-
	煤油	51,272	53,856	41,272	61,341	61,341	51,272	61,341	100,397	110
	煤油	14,229	13,354	2,057	3,486	2,057	14,229	3,486	3,745	108
	煤油	65	73	352	412	412	65	412	485	116
	煤油	-	-	-	95	95	-	95	95	-
	煤油	13,140	6,797	6,797	7,129	7,129	13,140	7,129	19,939	-
電力	煤	3,050	3,778	3,778	2,628	2,628	3,050	3,778	6,818	-
	油	16,180	9,173	10,575	9,757	9,757	16,180	9,757	18,930	91
	煤油	14,800	11,933	16,940	13,891	13,891	14,800	13,891	25,824	82
	煤油	763	899	1,183	1,109	1,109	763	1,109	2,008	106
	煤油	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	煤油	2,173	1,681	-	1,79	1,79	2,173	1,79	1,860	86
	煤油	2,405	2,038	847	930	930	2,405	930	2,968	91
	煤油	306	324	1,247	322	322	306	322	716	46
	煤油	3,186	6,693	4,718	4,849	4,849	3,186	4,849	11,542	147
	煤油	-	3,847	-	6,825	6,825	-	6,825	9,672	-
電力	煤	39,114	36,314	3,849	39,671	39,671	39,114	39,671	76,985	104
	油	12,158	14,888	3,423	8,601	8,601	12,158	8,601	8,601	-
	煤油	-	2,064	-	10,923	10,923	-	10,923	12,987	-
	煤油	-	678	-	2,146	2,146	-	2,146	2,824	-
	煤油	51,272	53,856	41,272	61,341	61,341	51,272	61,341	100,397	110
	煤油	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	煤油	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	煤油	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	煤油	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	煤油	-	-	-	-	-	-	-	-	-

1. 商工省、煤油は石油配給公團調
 2. 煤油は電力供給力に對する配電計画の差を記入す
 3. 電力は他の電力供給力に對する配電計画の差を記入す
 4. 電力は電力供給力に對する配電計画の差を記入す
 5. 電力は電力供給力に對する配電計画の差を記入す
 6. 電力は電力供給力に對する配電計画の差を記入す

年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
消費	143	208	168	141	99	84	62	36	19
生産	-	-	-	-	-	-	-	-	-
備蓄	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(24)

22 B 實 油

(單位 計)

用途	分類	上期		下期		年度計	年度比	年度比
		計	実	計	実			
電力	燃料	1,940	2,095	3,862	3,862	1,940	9,095	-
	燃料	2,250	43,894	2,212	2,802	54,623	71,965	131
	燃料	1,300	2,543	1,635	-	10,135	2,442	13
	燃料	13,000	13,000	18,180	19,358	31,318	33,607	107
	燃料	16,040	193,781	2,271	2,271	387,878	425,767	110
	燃料	5,990	54,137	6,892	7,194	120,882	126,080	104
	燃料	-	-	-	-	-	-	-
	燃料	-	-	-	-	-	-	-
	燃料	-	-	-	-	-	-	-
	燃料	-	-	-	-	-	-	-
官廳	燃料	2,003	1,621	1,535	1,397	3,538	2,998	85
	燃料	7,100	7,091	10,268	8,318	19,867	16,023	90
	燃料	2,015	1,976	2,950	2,405	4,965	4,381	89
	燃料	-	-	-	-	-	-	-
	燃料	-	-	-	-	-	-	-
	燃料	-	-	-	-	-	-	-
	燃料	-	-	-	-	-	-	-
	燃料	-	-	-	-	-	-	-
	燃料	-	-	-	-	-	-	-
	燃料	-	-	-	-	-	-	-
公共團體	燃料	4,079	3,603	10,669	2,206	15,448	5,809	38
	燃料	1,183	1,635	1,935	2,123	3,089	3,574	120
	燃料	14,153	14,470	21,235	23,062	35,708	34,093	106
	燃料	1,258	3,826	14,503	3,101	32,090	34,001	-
	燃料	-	350	-	122	-	492	-
	燃料	-	433	-	6,866	-	11,201	-
	燃料	16,040	193,781	2,271	2,271	387,878	425,767	110
	燃料	-	-	-	-	-	-	-
	燃料	-	-	-	-	-	-	-
	燃料	-	-	-	-	-	-	-

備考 1. 計画は商工省、実績は石炭供給公団資料
 2. 計画は他油の供給力不足の場合約輸入油の配當計画の差を記入し、
 3. 輸入油の供給力不足の場合約輸入油の配當計画の差を記入し、
 4. 一般生産用(軍用加熱炉)として特に毎月13斗計増す、
 5. 輸入不足の月より平足に近づけ、22年度は輸入増す、
 6. 輸入不足の月より平足に近づけ、22年度は輸入増す、

(単位 千計)

年次	昭和12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
消費	1,921	1,769	1,426	1,471	861	516	596	252	100

23 C 重油

(單位 噸)

區	分	上		下		年	度	計
		計	實	計	實			
廠	煤類	904	526					
	煤類	609	6430	9173	6087			66
園	在園	1386	1415	2800	5930			212
	在園							
輸	輸							
	輸							
船	船	3098	24					
	船	1986	6066	14923	16023			136
自	自	100	39					
	自							
燈	燈							
	燈							
農	農							
	農							
林	林							
	林							
水	水							
	水							
官	官							
	官							
廳	廳	320	40	360	151			42
	廳							
公	公							
	公							
大	大							
	大							
國	國							
	國							
體	體							
	體							
時	時							
	時							
總	總	1666	2511	2175	6719			73
	總							
業	業							
	業							
池	池	1986	1669	2536	7050			24
	池							
總	總	526	195	2488	196			
	總							
用	用	7929	366					
	用							
放	放	359	136					
	放							
廣	廣	1986	24483	2988	6066	14923	16023	136
	廣							

1. 商工の需給に支障を及ぼす虞あり。又、他油の供給に支障を及ぼす虞あり。
 2. 商工の需給に支障を及ぼす虞あり。又、他油の供給に支障を及ぼす虞あり。
 3. 商工の需給に支障を及ぼす虞あり。又、他油の供給に支障を及ぼす虞あり。
 4. 商工の需給に支障を及ぼす虞あり。又、他油の供給に支障を及ぼす虞あり。
 5. 商工の需給に支障を及ぼす虞あり。又、他油の供給に支障を及ぼす虞あり。
 6. 商工の需給に支障を及ぼす虞あり。又、他油の供給に支障を及ぼす虞あり。
 7. 商工の需給に支障を及ぼす虞あり。又、他油の供給に支障を及ぼす虞あり。

年	1955年	1956年	1957年	1958年	1959年	1960年
計	207	223	144	196	386	222
度	169	169	144	196	386	222
比	100	100	85	116	228	137

24 液体潤滑油

通	分	上期		下期		年度	年度	比率	
		計	実績	計	実績				
供給力	煉油	-	41,766	-	46,466	-	41,766	-	
	国内生産	21,100	25,533	19,239	20,265	40,339	50,798	126	
	在産	1,623	1,846	2,801	3,459	44,642	21,805	49	
	輸入	-	577	3,000	8,671	-	9,248	-	
	合計	22,723	27,944	25,040	34,394	84,981	81,851	143	
	配	船舶	4,525	4,225	6,109	5,573	10,704	9,798	91
		自動車	4,288	4,038	6,188	6,601	10,476	9,639	92
		灯	-	-	-	-	-	-	-
		林業	2,172	-	3,030	3,079	5,202	-	-
		製紙	874	-	817	623	1,691	-	-
小計		3,046	2,897	3,847	3,702	6,893	6,599	96	
官公		6,641	5,250	8,309	7,217	13,947	12,467	89	
官		3,759	3,793	4,398	3,491	8,157	7,264	89	
公		481	-	-	-	-	-	-	
小計		481	582	600	573	1,089	1,155	106	
需	工業	1,031	1,131	893	1,468	1,924	2,599	135	
	農業	13,961	16,199	20,910	20,102	34,871	36,301	104	
	交通	-	-	4	1,481	4	1,481	-	
	小計	36,731	38,115	51,334	49,184	88,066	89,303	99	
	電力	-	46,466	-	31,315	-	31,315	-	
	運輸	910	-	-	1,731	-	2,641	-	
	其他	2,125	-	-	1,911	-	4,036	-	
	合計	36,731	87,616	51,250	84,145	87,981	125,295	143	

備考

1. 計画は商工省、実績は石油供給公団調
2. 計画は商工省、実績は石油供給公団調
3. 計画は商工省、実績は石油供給公団調
4. 計画は商工省、実績は石油供給公団調
5. 計画は商工省、実績は石油供給公団調
6. 計画は商工省、実績は石油供給公団調
7. 計画は商工省、実績は石油供給公団調

年次	昭和12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
消費量	318	439	536	192	260	180	145	96	47

(単位: 千バレル)

區	分	上期		下期		算出	計
		計	日	計	日		
燃料	燃	2,119	3,011				
	産	1,908	3,168	5,530	4,940	89	
輸送	回	858	269	1,423	2,429	126	
	入		34		34		
用	用	199	503		221		
	合	2,766	4,239	6,953	10,293	148	
船	自	47	80	105	123	17	
	灯	49	91	123	114	93	
農	林						
	開	62	116	188			
水	小	77	19	37			
	計	62	135	225	201	24	
官	産						
	廳	199	205	403	416	103	
公	天						
	小						
大	公						
	計						
需	需	60	59	119	108	92	
	小	11	21	62	38	24	
需	需	2261	3,466	5,775	5,424	95	
	小						
需	需						
	小						
需	需	2,266	4,189	6,953	6,671	96	
	小						
需	需						
	小						
需	需	2,266	5,289	6,953	10,293	148	
	小						

備考

1. 計画は、燃料の供給力不足の恐れがある。又輸入の増大を要する。
2. 計画は、燃料の供給力不足の恐れがある。又輸入の増大を要する。
3. 計画は、燃料の供給力不足の恐れがある。又輸入の増大を要する。
4. 計画は、燃料の供給力不足の恐れがある。又輸入の増大を要する。
5. 計画は、燃料の供給力不足の恐れがある。又輸入の増大を要する。
6. 計画は、燃料の供給力不足の恐れがある。又輸入の増大を要する。

年	計	日	計	日
昭和12年	4,300	12,800	49,700	12,800
昭和13年		14	15	16
昭和14年		17	18	19
昭和15年		20	21	22

26 酒 類 (單位 計)

區 分	上 期		下 期		年 度 計 算	比 率 %
	計 算	實 績	計 算	實 績		
總 額	3,356	1,853	2,021	2,852	3,356	-
國 內 生 産	2,245	4,454	2,021	2,852	14,438	51
在 庫 輸 入	-	-	-	-	-	-
輸 入 概 計	2,245	2,852	2,021	2,852	12,794	63
海 陸 運 輸	-	-	-	-	-	-
上 陸 運 輸	-	57	-	174	231	-
小 計	-	57	-	174	231	-
産 業 用	230	241	625	417	855	57
酒 造 工 業	679	748	1,400	1,284	2,079	98
酒 造 工 業 概 計	3,056	2,240	3,906	2,423	4,663	67
火 車 運 送	180	119	165	39	345	45
汽 車 運 送	140	128	140	103	231	83
其 他	549	644	963	1,249	1,891	125
小 計	4,834	4,118	2,199	5,513	2,631	80
全 體	572	621	2,077	3,221	3,842	145
生 産 用	69	16	29	17	98	34
醫 藥 衛 生 用	2,181	1,091	2,021	1,402	2,491	59
其 他	-	-	-	-	-	-
小 計	2,822	1,728	4,131	4,638	6,366	92
戰 争 用 資 材	-	-	-	-	-	-
小 計	-	24	-	152	176	-
其 他	-	-	-	-	-	-
小 計	-	24	-	152	176	-
總 計	2,656	5,929	11,330	10,477	18,986	88
概 算	-	1,893	-	1,390	1,390	-
其 他	589	-	2,951	-	954	-
計 算	2,245	2,852	2,021	1,367	2,852	17,794

(備 考)

- 下期は商工の生産が減少し、酒造業の生産も減少した。
- 本表は酒造業の生産が減少し、酒造業の生産も減少した。
- 酒造業の生産が減少し、酒造業の生産も減少した。
- 酒造業の生産が減少し、酒造業の生産も減少した。
- 酒造業の生産が減少し、酒造業の生産も減少した。

(註) 此の数字は概算による。

運送に要する燃料の消費量は、酒造業の生産が減少したため、概算による。

品名	数量	単価	計 算	実 績	計 算	実 績
酒 造 業	4,500	40,500	26,900	43,800	11,500	22,800
汽 車 運 送	4,500	41,200	26,200	43,800	11,500	22,800
火 車 運 送	3,800	38,900	21,900	49,500	16,600	20,000
其 他	2,100	63,000	7,600	20,000	12,100	14,600
小 計	15,000	183,600	100,000	177,100	42,000	60,200
計 算	-	-	-	-	93,018	-
実 績	-	-	-	-	-	93,018

(單位千瓩)

區	分		上		下		期		年		計
	國內生產	國外生產	計	面	計	面	計	面	計	面	
供給	稅	高	71	74	65	71	71	71	71	71	100.0
	專	煙	155	144	51	44	51	44	51	44	100.0
	自	煙	92	92	61	61	61	61	61	61	100.0
	小	計	247	236	112	105	112	105	112	105	100.0
配	入	額	130	127	227	280	227	280	227	280	100.0
	合	計	447	434	469	464	469	464	469	464	100.0
	了	用	44	28	35	54	35	54	35	54	92.5
	電	用	29	20	38	25	38	25	38	25	107.8
	其	計	73	48	73	79	73	79	73	79	79.9
	工	用	10	9	7	20	7	20	7	20	70.0
	家	小	83	55	80	89	80	89	80	89	78.8
	家	計	100	100	90	90	90	90	90	90	90.0
	家	用	30	26	64	54	64	54	64	54	90
	家	用	47	47	34	47	34	47	34	47	81
需	改	用	50	46	52	54	52	54	52	54	98
	管	用	30	26	40	25	40	25	40	25	66
	水	用	8	10	10	8	10	8	10	8	20
	家	用	25	18	20	25	20	25	20	25	38
	家	用	16	16	10	16	10	16	10	16	26
	家	用	290	289	320	306	320	306	320	306	101.7
	小	計	74	65	19	74	19	74	19	74	44
	減	量	447	434	69	65	69	65	69	65	50
	減	高									50
	合	計									100.0

備考

1. 生産し、加工し、配電、供給、消費の各段階に於ける電力の損失率を調査し、その結果を公表する。
2. 配電、供給、消費の各段階に於ける電力の損失率を調査し、その結果を公表する。
3. 配電、供給、消費の各段階に於ける電力の損失率を調査し、その結果を公表する。

4. 過去に於ける供給 (單位千瓩)

昭和	供給	備
13.	536	2,228
14.	484	2,234
15.	636	2,496
16.	574	2,299
17.	389	1,895
18.	495	2,013
19.	383	1,993
20.	353	1,381
21.	270	461
22.	270	731

5. 過去に於ける消費 (單位千瓩)

昭和	消費	備
13.	821	70
14.	884	82
15.	927	102
16.	1,009	55
17.	968	59
18.	1,003	35
19.	1,089	204
20.	823	558
21.	549	176

2. 年度、半年度、四半期

29 奇 性 ソ 一 9

(單位 兆)

品 種	分 別		期 間		下 面 計	期 間 実 績	年 度 実 績	比 率 比
	上 面 計	下 面 計	上 面 計	下 面 計				
供 給 力	想 定	3,500	-	4,657	-	3,500	-	
	アソモニ了法	5,150	6,640	2,781	1,130	6,518	55.4	
配 給 力	電 解 法	14,250	10,020	12,126	10,020	23,607	95.6	
	小 計	19,900	15,148	14,927	16,700	30,125	82.2	
輸 入	合 計	19,900	15,148	14,927	16,700	30,125	97.8	
	出 産	-	-	-	-	-	-	
輸 出	用 途	-	-	-	-	-	-	
	化 学 品	2,450	1,322	1,906	2,300	4,250	67.8	
生 産 資 材	ス ー パ ー	5,300	5,299	5,301	900	10,599	80.5	
	パ ー ツ	2,300	1,029	900	7,680	16,130	80.5	
資 材	綿 花	850	243	200	200	443	-	
	有 機 質	1,810	991	151	151	1,121	58.2	
材 料	油 脂	1,630	1,328	900	2,610	6,120	58.2	
	点 検	70	121	60	60	221	-	
石 炭	油 精	150	64	40	40	104	36.3	
	水 質	-	339	-	-	450	-	
其 他	其 他	330	1,229	1,500	1,100	1,430	229.0	
	小 計	14,890	12,443	11,053	13,830	23,496	82.0	
國 民 生 活 用	飼 料	780	395	130	40	920	64.0	
	畜 産	800	233	200	560	1,360	81.6	
小 計	畜 産	430	64	30	250	680	13.8	
	小 計	2,010	692	360	850	2,860	36.7	
個 別 配 給	配 給	1,100	771	420	-	1,480	80.7	
	用 途	380	45	90	220	550	28.2	
官 保	官 保	330	45	90	1,800	2,990	-	
	留 高	1,190	-	-	-	-	-	
合 計	公 称	19,900	18,648	16,900	19,634	33,625	91.8	
	実 績	-	4,657	-	-	2,731	-	

備 考

- 生産及配給計画は商工省調査部推定を合算
- 配給能力
 - (1) 戦後復旧後の生産能力(電解法)
 - アソモニ了法 100,000 兆
 - 電解法 100,000 兆
 - 計 200,000 兆
 - (2) 一ヶ年以内回復し得る能力
 - 了法 206,000 兆
 - 電解法 152,000 兆
 - 計 358,000 兆
 - (3) 2/5月/日現在に於ける生産能力(年産)
 - 了法 403,000 兆
 - 電解法 306,000 兆
 - 計 709,000 兆
- 電解法中括弧内は内産能力を以て算出
- 今後一ヶ年の需要要量(化学工業連合会編)
 - 人 類 25,000 兆(25,000 兆)
 - 畜 産 25,000 兆(25,000 兆)
 - 綿 花 25,000 兆(25,000 兆)
 - 石 炭 25,000 兆(25,000 兆)
 - 其 他 25,000 兆(25,000 兆)

20000 兆(目標) / 11,200 兆(染色精製) 9,000 兆

過去に於ける供給力 (單位 兆)

年 度	了法	電解法	計	輸入	合計	能力
昭和10	141	92	233	20	253	---
11	109	116	225	16	241	---
12	235	105	340	17	357	---
13	305	135	440	-	440	---
14	273	138	411	-	411	---
15	259	144	403	-	403	---
16	163	120	283	-	283	589
17	110	114	224	-	224	593
18	103	115	218	-	218	593
19	44	96	140	-	140	423
20	35	35	70	-	70	423

用途別消費高

年 度	16年	17年	18年	19年	20年
食 料	25,741	29,350	43,450	36,900	32,500
畜 産	23,420	11,900	11,600	11,600	22,900
人 類	20,000	10,700	8,072	2,380	2,900
綿 花	19,850	12,099	5,035	18,650	2,000
石 炭	5,124	4,664	1,910	850	100
其 他	11,761	9,941	6,573	3,062	380
計	14,262	9,148	9,965	3,350	422
綿 花	12,211	6,336	4,261	1,800	220
石 炭	6,201	8,824	8,248	73,808	12,548
計	24,899	24,046	22,914	198,245	26,520

(備考) 20年以降は推定値(除く輸出入)

區	分	上 期		下 期		年 度	比 率
		計	面	計	面		
硫 安	概 算	-	-	-	-	-	-
	内 生 産 額	269,480	12,191	319,125	10,688	12,191	-
	合 計	269,480	261,638	319,125	306,099	588,605	95.0
配 當	概 算	-	263,829	-	315,789	-	-
	内 生 産 額	269,480	253,141	319,125	296,738	588,605	94.0
	合 計	269,480	516,970	319,125	512,527	1,177,210	97.0

備 考

1. 生産配當計画は商工有願配當実績の一部推定を含む
 尚食糧用出荷率は特等硫安の配當率に於て、
 概算 9000 計 12,600

2. 最低需要量は 2,000 十石に對し、窒素肥料の供給力は、
 年間需要量は 12,000 十石の取扱、石炭の補強年を合め、
 2,000 十石の取扱、馬鈴薯、甘藷)の生産量は 66,000 十石
 存在

3. 生産能力 (化学技術室調査) 現在)
 公称能力
 肥料工場 1,242,600 噸
 副産物 117,636
 計 1,360,236
 生産能力
 689,400 噸
 86,088
 775,488

4. 過去に於ける硫安生産量(噸)

年 度	内 容	地 区	期 間	計
昭和12年	934			
13	108		425	1,533
14	1,009		466	1,475
15	1,175		425	1,600
16	1,278		450	1,728
17	1,579		435	1,514
18	939		393	1,328
19	568		326	694
20	544		-	-

5. 窒素肥料の消費実績 - 硫安採算 (噸)

肥料年度	硫 安	石灰窒素	有機肥料	硝 石	高濃化成肥料	合 計
昭和12年	1,128	255	462	121	135	1,901
13	1,175	227	504	9	36	1,951
14	1,098	175	274	9	36	1,593
15	1,180	220	234	135	36	1,805
16	1,176	220	198	23	36	1,653
17	927	170	148	-	33	1,346
18	823	160	121	-	13	1,117
19	413	107	20	-	-	540
20	350	100	-	-	-	470

(備考) 濃液窒素、200 年度は採算に入らざる

32 カバーバイト

區	分	上		下		計	年	度	計
		面	積	面	積				
電	力	給	25,800	54,751	80,551	2,750	25,800	220.0	25,800
		内	(10,192)	11,000	21,192	2,504	21,042	210.0	21,042
		法	1,350	3,402	4,752	50	4,802	442.0	4,802
		産	1,300	2,930	4,230	50	4,280	392.0	4,280
		産	10	124	134	50	184	17.0	184
		出	2,740	6,456	9,196	50	9,246	842.0	9,246
		用	-	73,900	73,900	-	73,900	6,720	73,900
		上	-	13,069	13,069	-	13,069	1,192	13,069
		上	-	86,269	86,269	-	86,269	7,528	86,269
		産	4,490	15,147	19,637	4,682	24,319	2,172	24,319
電	力	給	250	1,530	1,780	780	250	392.0	250
		内	-	-	-	-	-	-	-
		法	250	1,530	1,780	780	1,780	1,192	1,780
		産	110	494	604	174	778	612.0	778
		産	1,102	1,103	2,205	2,662	4,867	3,655	4,867
		出	1,500	-	1,500	3,100	4,600	3,413	4,600
		用	(10,192)	24,831	35,023	780	35,803	2,823	35,803
		上	-	34,751	34,751	-	34,751	2,823	34,751
		上	-	146,551	146,551	-	146,551	11,920	146,551
		産	-	-	-	-	-	-	-

備考 1. 生産及配當計画(市税用のみ) 4. 過去に於けるカバーバイト生産高

2. 製品別工場能力(商工省調) 3. 原料面よりみれば、カバーバイト工場の電力、ガス、炭、灰、電、水、油、等の消費量は、前年度に比し、概して減少した。

製品別工場名	工場能力		美濃労働力	
	日産	年産	日産	年産
石炭工業場	48,170	386,900	26,750	213,300
製鋼工業場	6,480	43,800	3,327	26,990
合成工業場	5,690	45,100	2,710	23,500
計	59,940	475,800	32,787	263,790

年次	生産	石灰工業用	市税合成	美濃労働					
					11	12	13	14	15
昭和11	329	179	26	124					
12	357	203	33	121					
13	350	196	41	123					
14	357	132	22	5					
15	357	170	187	7					
16	360	190	53	117					
17	306	254	46	106					
18	300	131	63	107					
19	292	127	65	100					
20	130	43	18	37					

33 石灰 壁 表 (單位 熟)

區	辦	工		期		下		期		計	比	年	比
		計	面	期	期	計	面	期	期				
原	國	燃	生	產	額	116.160	94.660	113.450	98.226	229.610	192.936	84.1	84.1
全	業	機	用	高	額	116.160	102.855	113.450	129.317	229.610	201.131	88.0	88.0
合	計	計	計	計	計	116.160	102.855	113.450	129.317	229.610	201.131	88.0	88.0

備 考
 1. 生産及配需計畫は商工須知
 配需実績は二部推定を含む、高倉濶用配需中代は

合 成 成 績 用 125 熟 573 熟 左 合 計

2. 現在 電力 部門に於ては昭和20年度末 (岩手) 8,000,000 熟
 現 在 電力 部門に於ては昭和20年度末 (新潟) 8,000,000 熟
 現 在 電力 部門に於ては昭和20年度末 (山形) 3,000,000 熟
 現 在 電力 部門に於ては昭和20年度末 (福島) 1,000,000 熟
 現 在 電力 部門に於ては昭和20年度末 (茨城) 1,000,000 熟
 現 在 電力 部門に於ては昭和20年度末 (栃木) 1,000,000 熟
 現 在 電力 部門に於ては昭和20年度末 (群馬) 1,000,000 熟
 現 在 電力 部門に於ては昭和20年度末 (埼玉) 1,000,000 熟
 現 在 電力 部門に於ては昭和20年度末 (千葉) 1,000,000 熟
 現 在 電力 部門に於ては昭和20年度末 (東京) 1,000,000 熟
 現 在 電力 部門に於ては昭和20年度末 (神奈川) 1,000,000 熟
 現 在 電力 部門に於ては昭和20年度末 (静岡) 1,000,000 熟
 現 在 電力 部門に於ては昭和20年度末 (愛知) 1,000,000 熟
 現 在 電力 部門に於ては昭和20年度末 (岐阜) 1,000,000 熟
 現 在 電力 部門に於ては昭和20年度末 (富山) 1,000,000 熟
 現 在 電力 部門に於ては昭和20年度末 (石川) 1,000,000 熟
 現 在 電力 部門に於ては昭和20年度末 (福井) 1,000,000 熟
 現 在 電力 部門に於ては昭和20年度末 (滋賀) 1,000,000 熟
 現 在 電力 部門に於ては昭和20年度末 (京都) 1,000,000 熟
 現 在 電力 部門に於ては昭和20年度末 (大阪) 1,000,000 熟
 現 在 電力 部門に於ては昭和20年度末 (和歌山) 1,000,000 熟
 現 在 電力 部門に於ては昭和20年度末 (奈良) 1,000,000 熟
 現 在 電力 部門に於ては昭和20年度末 (徳島) 1,000,000 熟
 現 在 電力 部門に於ては昭和20年度末 (香川) 1,000,000 熟
 現 在 電力 部門に於ては昭和20年度末 (高松) 1,000,000 熟
 現 在 電力 部門に於ては昭和20年度末 (愛媛) 1,000,000 熟
 現 在 電力 部門に於ては昭和20年度末 (高知) 1,000,000 熟
 現 在 電力 部門に於ては昭和20年度末 (福岡) 1,000,000 熟
 現 在 電力 部門に於ては昭和20年度末 (佐賀) 1,000,000 熟
 現 在 電力 部門に於ては昭和20年度末 (長門) 1,000,000 熟
 現 在 電力 部門に於ては昭和20年度末 (山口) 1,000,000 熟
 現 在 電力 部門に於ては昭和20年度末 (徳島) 1,000,000 熟
 現 在 電力 部門に於ては昭和20年度末 (香川) 1,000,000 熟
 現 在 電力 部門に於ては昭和20年度末 (高松) 1,000,000 熟
 現 在 電力 部門に於ては昭和20年度末 (愛媛) 1,000,000 熟
 現 在 電力 部門に於ては昭和20年度末 (高知) 1,000,000 熟

3. 過去 1 年 生産高
 昭和20年 253,000,000 熟
 昭和19年 232,000,000 熟
 昭和18年 165,000,000 熟
 昭和17年 212,000,000 熟
 昭和16年 222,000,000 熟
 昭和15年 192,000,000 熟
 昭和14年 154,000,000 熟
 昭和13年 149,000,000 熟
 昭和12年 200,000,000 熟
 昭和11年 95,000,000 熟

4. 消費実績 - 硫安頂参考

34

七 X N T

算 本 計

選 別	分 類		上 期		下 期		類 額	年 額	比 率
	概 算	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績			
炭 給 力	高 炭	5,100	103,212	5,000	138,912	5,000	500	103,212	2,600
	低 炭	520,000	558,329	475,000	480,638	495,000	995,000	103,212	104
運 送	上	22,030	19,143	21,000	19,610	43,830	43,830	56,653	98.6
	下	5,330	5,829	7,200	7,093	12,530	12,530	120,122	103.5
産 産 用 資 材	炭	4,000	4,159	4,000	2,752	8,000	8,000	6,911	86.5
	油	31,360	29,131	32,800	29,355	65,140	65,140	56,486	86.5
商 民 生 活 用	食 料	21,500	14,448	27,100	18,725	60,600	60,600	33,123	55
	衣 料	27,450	13,736	27,000	13,473	54,450	54,450	26,419	42.2
産 産 用 資 材	炭	2,000	2,009	2,460	1,958	3,460	3,460	3,967	114
	油	240,000	2,251	2,500	2,715	5,100	5,100	4,726	91.5
商 民 生 活 用	食 料	3,510	2,046	4,200	3,966	7,700	7,700	6,012	28.5
	衣 料	11,400	6,889	12,000	9,746	28,400	28,400	16,633	58.5
産 産 用 資 材	炭	12,865	14,547	20,240	18,789	40,105	40,105	22,406	56.1
	油	28,315	5,008	10,500	6,345	19,815	19,815	11,853	59.3
商 民 生 活 用	食 料	10,435	9,373	12,000	20,795	22,825	22,825	30,168	132
	衣 料	1,450	781	2,220	1,686	3,690	3,690	2,467	67.1
産 産 用 資 材	炭	5,100	5,273	6,680	5,818	11,800	11,800	10,911	95.5
	油	17,375	15,429	20,960	28,299	38,275	38,275	42,726	113.5
商 民 生 活 用	食 料	24,250	19,922	21,600	11,411	45,850	45,850	30,184	65.5
	衣 料	33,721	25,368	35,410	48,539	69,121	69,121	12,490	109.5
産 産 用 資 材	炭	11,468	3,444	18,200	2,699	29,668	29,668	6,143	25
	油	45,182	78,813	53,600	42,238	98,989	98,989	131,050	132
商 民 生 活 用	食 料	303,511	200,709	203,600	215,981	549,111	549,111	416,488	76
	衣 料	5,200	13,912	5,000	11,914	50,000	50,000	119,014	238
産 産 用 資 材	炭	525,000	661,591	480,000	617,550	1,000,000	1,000,000	1,422,229	144
	油								

備 考

1. 計 画 及 び 実 績 は 商 工 業 資 料 部 門 一 部 外
 2. 記 録 欄 内 の 炭 石 炭 産 出 量 (担) は 概 算 値 である
 3. 炭 石 炭 産 出 量 (担) は 概 算 値 である
 4. 炭 石 炭 産 出 量 (担) は 概 算 値 である
 5. 炭 石 炭 産 出 量 (担) は 概 算 値 である

4. 過去 5 年 間 の 炭 石 炭 産 出 量 (千 担)

年 度	計 画	実 績
昭和 10 年	5,100	5,100
昭和 11 年	5,100	5,100
昭和 12 年	5,100	5,100
昭和 13 年	5,100	5,100
昭和 14 年	5,100	5,100

5

年 度	計 画	実 績
昭和 10 年	5,100	5,100
昭和 11 年	5,100	5,100
昭和 12 年	5,100	5,100
昭和 13 年	5,100	5,100
昭和 14 年	5,100	5,100

1. 炭 石 炭 産 出 量 (担) は 概 算 値 である
 2. 炭 石 炭 産 出 量 (担) は 概 算 値 である
 3. 炭 石 炭 産 出 量 (担) は 概 算 値 である
 4. 炭 石 炭 産 出 量 (担) は 概 算 値 である
 5. 炭 石 炭 産 出 量 (担) は 概 算 値 である

(單位 100 平方呎)

區	分	上 期		下 期		計 劃	比 率
		計 畫	實 績	計 畫	實 績		
狀 拾 力	高 額	155,166	114,021	155,166	114,021	155,166	
	內 生 產	408,000	411,225	325,000	330,555	733,000	107
	合 計	408,000	566,286	325,000	444,576	733,000	121
	輸 入	2,000	1,080	1,500	499.5	3,500	44.8
	官 需	2,350		1,490		3,840	
	省 酒	6,000		4,500		10,500	
	小 計	2,850		2,250		3,840	
	概 算 用	2,600	41,925	50,520	52,239	86,500	106.2
	使 用 費	12,000	10,885	45,070	38,998.5	62,000	89.5
	小 計	1,000	11,475	-	3,385	1,000	45.3
畜 產	畜 產	32,000	12,142.5	45,000	26,685	72,000	70.8
	乾 草	3,000	3,000	-	-	3,000	100
	產 乳	90,000	9,226.5	62,010	6,8603.5	150,010	102.5
	畜 產 用	11,000	10,960	2,000	2,985	13,000	107
	小 計	31,000	23,532	31,800	34,047	63,577	90.5
	一 般 費	53,500	53,000	32,000	38,670	85,500	106
	地 方 費	12,000	19,000	8,000	8,000	20,000	100
	小 計	22,500	22,000	40,000	46,670	112,500	103
	自 費	19,000	20,700	10,000	16,803.5	29,000	130
	小 計	1,500	2,151.5	8,300	7,048	9,800	94.2
畜 產 用	畜 產 用	8,000	8,000	8,000	28,827	16,000	135
	畜 產 用	28,500	31,056	26,300	36,685	54,800	137.5
	小 計	120,223	129,465	59,800	84,717	109,023	127.5
	小 計	35,914				35,914	
	小 計	114,091			1,323	112,323	
	小 計	408,000	566,286	325,000	444,576	733,000	121

備 考

1. 畜 產 用 費 (畜 產 用 費) 畜 產 用 費 100 平 方 呎
 2. 畜 產 用 費 (畜 產 用 費) 畜 產 用 費 100 平 方 呎

畜 產 用 費	畜 產 用 費	畜 產 用 費	畜 產 用 費
畜 產 用 費	畜 產 用 費	畜 產 用 費	畜 產 用 費
畜 產 用 費	畜 產 用 費	畜 產 用 費	畜 產 用 費
畜 產 用 費	畜 產 用 費	畜 產 用 費	畜 產 用 費
畜 產 用 費	畜 產 用 費	畜 產 用 費	畜 產 用 費

38 塗料

(單位 現)

区	分	上		下		算		計
		画	額	画	額	画A	画B	
現	債		2,013				2,013	
	差							
配	合	7757	12,827	10,091	7,975	17,840	18,802	105
	計	9,259	12,840	10,091	7,975	17,840	20,815	121
備	單	4,729	4,854	6,377	4,348.3	11,168	9,192.7	9.8
	用	1,004	1,063.9	595	894	1,601	1,959.9	122
蓄	匯	891	1,276.6	1,455	1,110.1	2,336	2,386.7	10.2
	匯	1,085	1,811	1,452	1,588.8	2,537	3,399.8	8.1
計	凡	9,959	9,000.9	10,081	7,941.0	17,840	16,943.1	95
	計	3,238.1	3,238.1		3,238.1		3,238.1	
總	計	12,729	12,729	12,081	11,813.1	17,840	20,815	121

備考

1. 資料は日本塗料協会調
2. 陸運は鉄道局車輦、自動車の場合
3. 海運は海運總局及水谷ニ限買貨の場合
4. 其の他欄は被器を含む、其の実績の円換次の如し
 上 期 下 期
 概算 744.6
 其の他 1,069.4
 計 1,814

5 運去に於ける実績

期	加	減
12	93,500	
13	101,200	
14	103,100	
15	97,200	
16	96,100	
17	95,000	
18	62,100	
19	49,500	
20	9,000	

4 | 生 産 額 (單位 噸)

區 別	分 類	上 期		下 期		年 度		比 率 %
		計 算	実 績	計 算	実 績	計 算 A	実 績 B	
鉄 鋼	産 出	78,935	55,029	1,220	55,649		55,029	
	在 庫 面 収		5,234	76,495	49,946	155,430	155,295	66
力 電	合 計	78,935	22	78,915	105,595	155,430	159,346	101
	輸 出	65,000	51,951	65,000	9,404	130,000	61,155	49
電 力	生 産 確 認 原 材 料	12,715		12,715		25,430		
	合 計	1,220	55,649		96,191		96,191	
電 力	合 計	98,935	102,401	78,915	105,595	155,430	159,346	101

備 考

1. 本表は炭酸ナトリウム生産年度(6月~即年5月)生産量に配當実績中火は計画から推定を念ず、
2. 過去に於ける消費高

年 次	生 産 額 (噸)	輸 出 (噸)	輸 入 (噸)	國內消費(噸)	一人當り(噸)
昭和5年	70,970	44,616	23,106	210,060	0.43
10	72,904	63,104	21,549	119,554	0.23
12	73,564	54,393	24,876	215,459	0.40
13	70,791	54,814	23,028	176,674	0.32
14	74,451	45,015	20,665	312,010	0.57
15	77,263	35,256	19,765	369,993	0.67
16	82,889	77,157	20,650	466,399	0.83
17	44,647	9,030	13,101	375,540	0.68
18	44,058	49,634	1,133	97,558	0.14
19	45,789	7,777	702	38,715	0.07
20	52,267	5	-	52,267	0.09

3. 昭和21年 生産法 生産高

新 産 出 高 1,730,000 噸
 成 産 出 高 1,700,000 噸
 及 び 貯 蓄 高 1,000,000 噸
 計 1,700,000 噸
 1,700,000 噸
 1,700,000 噸
 1,700,000 噸

4. 本表はマニラ紙生産年度(6月~即年5月)生産量に配當実績中火は計画から推定を念ず、
 2. 過去に於ける消費高

通	分	上、期		下、期		年		計			
		計画	実績	計画	実績	計画	実績				
状	原	在	庫	高	收	入	頭	計	比	率	%
記	費	注	差	理	保	原	材	料	高	計	%
書	合	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
				14,673		381,944					
				448,449		361,910		890,111		14,673	
				448,121		746,754		890,000		248,259	96
				112,176		8,401				8,400	
				381,944		348,629				466,803	
				448,121		388,929				388,929	
						746,754		890,000		1,639,301	

備考

1. 本年度は商工海運

2. 国産に於ける棉花の輸入量

昭和ノス年	13,500	111	211
18	9,400	111	111
14	1,000	9	111
15	6,000	10	111
16	8,400	11	111
17	1,500	3	111
18	1,339	1	111
19	702	2	111
20			0

3. 国内需要中の製綿用棉花は配給計画に照準するところとす。此より棉花の製綿用棉花は配給計画に照準するところとす。

43 羊 毛 (單位 噸)

區 分	上 期		下 期		年 計	年 度 比 率 %
	計 畫	實 績	計 畫	實 績		
供給力						
國內生產額		162,690		96,368	162,690	
國外生產額				3,300	3,300	
合計		162,690		99,668	163,990	
生產確原原料		64,322		62,106	126,428	
線 類		96,368		37,562	37,562	
合計		162,690		99,668	163,990	

備 考

1. 下表は商工省額、羊毛の國內生産量に據る。

2. 本表に用たる生産確原原料は概して
紡毛用 26,000 磅

3. 過去における供給力 (4 噸)

昭和11年	圓 盤	用フロッツ輸入	非二國輸入
	2		808
12	2		285
13	3		415
14	3	23	281
15	3	25	298
16			
17			
18			
19			

不 明

購買原料不明なるを以て推定を
念む

区分	上期		下期		累計		増減率%
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	
設備							
増							
減							
在庫							
合計							
生産							
確保							
材料							
高							
合計							
設備							
増							
減							
合計							

備考

1. 本表は商工会議

2. 過去に於ける生産額 (單位千円)

昭和	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
平均	156.060	176.494	227.209	201.267	284.816	296.660	445.1	121.789	155.308	217.22	

3. 本表に於ける設備の増減は配賦減価率による材料の供給等

左記の如き理由あり

生産

率

4. 生産能力 (日産能力)

事	業	種	別	備
美	前	被	備	
企	業	種	別	
現	業	種	別	
現	業	種	別	
現	業	種	別	
現	業	種	別	

區	年	上		期		下		年		計
		計	差	計	差	計	差	計	差	
配	額									
給	內	23.50		20,897		124,756		200,696	194,505	93
力	率			26,100				96,880		
	合	3.9		1,15,777		14,756		218,696	291,385	139
配	出	66,269		59,245		72,209		16,3774	78,495	48
電	用	14,912		10,498		3,392		22,285	12,891	66
當	志	2,760		46,687		11,236		38,885	22,572	562
	越			29,349		3,041		112,427	3,041	112,427
	合	83,940		145,777		124,756		208,696	291,385	139

(單位：千圓)

備 考

1 本出生業公司配當計出日不續繼協会の実施計画に於ては、配當米
續以て商工省額

2 需 要 表

年	以	生	差	出	入	(單位：千圓)	
						需 要	一 人 當 量
昭和	13	1,586,400	924,161	8,574	621,823	8.76	
		1,222,661	809,610	6,519	418,571	5.83	
		1,115,960	906,204	13,676	223,472	3.05	
		834,027	621,262	11,820	156,331	2.13	
		1,492,260	325,361	739	162,138	2.22	
		47,225	2,737	3,355	219,449	3.01	
		2,361	21,263	2,444	141,212	1.93	
		3,544	1,596	206	44,444	0.62	
		1,409	41		41,398	0.57	

3 差 差 規 則

年	差	規 則
昭和	13	13,782
		10,187
		3,593
		587
		293
		2,714 (昭和13年)
		4,000 (昭和14年)
		585 (昭和15年)
		27 (昭和16年)

46 毛糸 (鹿毛糸) (單位: 千疋)

區	分	上期		下期		年度	比率%
		計画	実績	計画	実績		
供給	高						
	國內生産額	18,509	15,159	16,922	22,683	30,199	86
配	在庫		21,641			21,641	
	合計	18,509	36,799	16,922	32,703	36,431	149
需	出	427	260	4163	355	4,590	13
	生産用資材	3,200	411	1,059	455	4,249	20
需	國民生活用	14,822	13,444	11,596	15,661	26,398	111
	總	600	22,683	184	21,232	184	21,232
合計		18,509	36,799	16,922	32,703	36,431	149

備考

1. 生産至加工配當新出日糸織維協会の突進新進の生産、配當
 2. 過去比右の需給表 (鹿毛糸、初毛糸) (單位: 千疋)

年次	生産	消費	輸出	輸入	單位消費	
					一人當消費	一疋當消費
昭和12年	147,902	30,466		4490	121,906	1.72
13	112,483	21,565		1410	98,328	1.37
14	122,516	33,355		10	98,191	1.36
15	82,154	16,829		1	72,226	0.99
16	91,457	11,907		2	79,552	1.09
17	62,763	6,323		1	56,391	0.79
18	52,309	6,305		1	48,005	0.64
19	20,018	2,245		234	19,007	0.25
20	13,928	-		-	13,928	0.19

3. 生産能力

鹿毛糸 (千疋)	前年度		本年度	
	實現	目標	實現	目標
733	733	733	733	733
98	98	98	98	98
65	65	65	65	65
24	24	24	24	24
42	42	42	42	42
79	79	79	79	79
65	65	65	65	65
23	23	23	23	23
6	6	6	6	6

48 又 7 条

(單位：千圓度)

區	分	上		期		下		類	年		度	計
		計	画	実	成	計	画		実	績		
隊	線											
	國內生產額	10,843		12,293		3,325		2,825				
	在產回收			27,209						14,168	19,207	121
配	合	10,843		39,482		3,325		33,191		14,168	44,416	313
	出費					380		185		384	135	36
	生產用材	2,838		1,411		197		1,107		3,035	2,518	83
會	國民生計	8,005		9,814		2,748		8,994		10,753	18,988	176
	高			28,252				22,976			22,975	
	合計	10,843		39,482		3,325		33,191		14,168	44,416	313

備考

1. 本生產費中心配當計画を日不減協働會より
 実績計画へ、生産配給実績は商工省調

2. 過去に於ける常給表

年次	生産	輸	出	入	單位千圓度	
					國內消費	一人當消費
昭和12年	80,507		12,219		6,877	0.962
13	273,587		32,543		244,944	3.353
14	182,418		30,651		143,767	1.97
15	144,161		26,990		117,171	1.51
16	66,125		32,032		33,443	0.46
17	41,426		13,759		27,667	0.38
18	26,506		6,900		19,606	0.27
19	11,516		4,608		6,908	0.09
21	5,343		438		4,905	0.07

3. 生産能力の繰繰の積算

49 麻 類 (單位 千枚)

區	分	上 期		下 期		年 度		新 年 度 比 率 %
		計	実 績	計	実 績	計	実 績	
採 取	高							
	國內生産額	9,444	8,634	11,254	9,488	21,198	16,122	76
在 庫	回 收		1,951				1,951	
	合 計	9,444	10,585	11,254	9,488	21,207	18,073	86
配 給	出 費	397	-	2,423	-	2,820	-	
	生産用資材	6,720	4,154	7,824	5,777	14,544	9,951	68
營 業	國民民生治用	2,319	1,625	1,516	2,262	3,834	3,873	102
	餘 額	9	4,806		4,229	9	4,229	
合 計		9,444	10,585	11,254	12,294	21,207	18,073	86

備 考

1. 本生産量は、配給計画並に日米減産協会の実施計画に示す通り、配給計画に準じて生産されたものである。

2. 過去に於ける麻類の需給表 (単位 千枚) (日本減産協会編)

年 次	生 産	出 給	輸 入	国内消費	一人割消費
昭和12年	12,610	5,477	6,740	142,146	2,07
13	14,733	5,470	4,625	92,852	1,39
14	17,155	5,228	2,338	114,405	1,57
15	17,737	2,302	1,572	44,422	0,61
16	41,737	3,236	2,406	1,49,27	0,20
17	26,087	2,060	-	1,0,39	0,01
18	20,747	1,711	4	4,040	0,06
19	13,691	989	-	1,2,702	0,17
20	16,253	-	-	1,6,253	0,22

(注) 赤線は、年度、年度、年度、マニラ麻等を示す。

3. 生産能力 (原棉公債人付)

年 次	原 棉	備 考
昭和12年	37,34	
13	14,5	
14	3,9	
15	8,9	
16	9,9	
17	9,9	
18	9,9	
19	9,9	
20	9,9	

50 木 類 (合計) (單位:千封度)

區	分	上		下		期	年	及	計
		計	面	計	面				
供給力	高								
	國內生産	136,447	90,248	166,427	88,356		69	268,605	89
	在							155,380	
	合計	136,447	90,248	166,427	88,356			423,985	140
電力	輸	22,281	60,335	108,993	21,799			82,134	45
	出							52,381	61
	民生用	33,842	79,969	32,546	65,522			148,914	221
	合計	56,123	140,304	141,539	137,246			286,788	286

備考

1 過去に於ける生産額

年次	原木	薪炭	薪炭	薪炭	合計
昭和15年	147,922	80,507	334,500	8,878	572,807
16	112,482	273,589	222,728	2,445	611,844
17	122,516	192,418	239,241	7,184	561,359
18	89,054	144,161	208,450	6,260	447,925
19	91,451	66,125	158,011	13,094	375,997
20	62,963	41,426	91,595	2,604	208,588
21	52,309	26,526	43,390	2,344	124,569
22	31,018	11,576	16,652	3,162	62,408
23	13,928	6,343	5,229	2,679	28,179

2 新設工場以外の加工部門に於ける生産能力

区分	算定前	算定後	増減	喪失	現存	前月
鋸木工場	40,726	28,499	12,227	15,000	13,122	19,539
個人用機	27,812	19,357	8,455	19,000	10,929	10,929
毛	29,102	16,990	12,112	1,999	10,400	10,944
麻	15,846	7	15,839	木	15,846	15,846
漆	360	160	200		119	192
その他	10,522	45,900	35,378	2,150	32,901	39,901

備考 満洲産木材の加工部門に於ける生産能力は、前月比増減あり、一部は、前月の生産能力を超過して生産されたものと見られる。

3 過去に於ける国内消費量に一人當り消費

年次	国内消費量	一人當り消費
昭和15年	1,142,986	157.2
16	974,301	132.9
17	735,428	97.5
18	516,392	65.5
19	395,986	52.6
20	375,666	50.6
21	242,447	32.4
22	90,085	12.2
23	20,414	2.7

注 昭和15年、昭和16年、昭和17年、昭和18年、昭和19年、昭和20年、昭和21年、昭和22年、昭和23年の国内消費量は、それぞれ前年比増減あり、昭和23年の消費量は、前年比減少したものと見られる。

4 木製炭酸低需要量

此の如く、昭和15年、昭和16年、昭和17年、昭和18年、昭和19年、昭和20年、昭和21年、昭和22年、昭和23年の木製炭酸低需要量は、それぞれ前年比増減あり、昭和23年の需要量は、前年比減少したものと見られる。

品名	消費量	一人當り消費量
杉	494,629	6.54
松	68,864	0.92
楠	43,864	0.58
樟	1,011,000	13.28
柿	96,000	1.28
欅	8,207	0.11
計	1,862,564	24.70
その他	4,448	0.06
計	1,867,012	24.76

注 此の如く、昭和15年、昭和16年、昭和17年、昭和18年、昭和19年、昭和20年、昭和21年、昭和22年、昭和23年の木製炭酸低需要量は、それぞれ前年比増減あり、昭和23年の需要量は、前年比減少したものと見られる。

51 製紙バブルブ

(単位 英丸)

区	分	上期		下期		草		計
		計画	実績	計画	実績	計画A	実績B	
基礎	紙高		8,266					8,266
供給	国内生産額	112,446	105,916	142,966	102,285	255,221	212,361	83
	合計	112,446	113,342	142,966	115,293	255,221	224,629	89
配当	製造費用高		105,334		102,620		214,954	
	合計		105,334		102,620		214,954	
	合計		117,342		115,293		224,629	

備考

1. 本表は紙バブルブ協会調教費入による。
2. 繰越高は生産者のみが生産費を掲記す。
3. 製紙バブルブの配給割當はS.P.、G.P.に限り担當税関を扱ひ放つて配當計画をなし

4. 過去の生産高 (紙バブルブ協会標準年英丸)

年度	生産	内訳
昭和12年	830	434
13	852	458
14	897	476
15	906	488
16	966	558
17	853	492
18	713	421
19	511	282
20	224	159

5. 過去の輸出入

(単位 英丸)

年度	輸入	輸出
昭和12年	175,932	2,593
13	228,671	892
14	267,099	166
15	331,666	1,480
16	221,781	-
17	211,779	7,660
18	1,888	-

52 人 網 パ ル プ

(単位 英光)

区	分	上		下		年		計
		計	実績	計画	実績	計画	実績	
供給力	域		5,777				3,777	
	国内生産高	8,900	9,003	7,740		16,648	13,203	80%
配	合	8,900	12,780	7,740		16,648	13,980	102%
	比		8,107				13,496	
蓄	小		60				100	
	小		8,167				13,736	
計	小		1,006				1,006	
	小		483				533	
計	小		1,489				1,539	
	小		3,124				1,705	
合	合		13,780				16,980	

備考

1. 標準高は織維協会額にして、パルプ会社及入額スフ会社の在産数量を算入して記載す。
2. 生産計画は故パルプ協会の生産予定数量に於て、配当計画は不詳。
3. 生産実績は故パルプ協会の生産実績に於て、配当計画は不詳。
4. 配当額、比等は織維協会に於て、配当計画は不詳。

5 過去における生産高実績 (低パルプ協会)

年次(暦)	総生産高	内地生産
昭和12年	42,272	
13	10,353	14,437
14	15,207	49,089
15	23,082	14,909
16	29,448	196,058
17	22,774	196,133
18	16,558	147,148
19	9,502	22,978
20	13,578	13,578

6 内地消費高

年次(暦)	内地生産	輸入	合計
昭和12年		290,523	290,523
13	14,437	14,082	28,519
14	49,089	150,674	199,763
15	14,909	140,013	254,922
16	196,058	35,658	231,716
17	196,133	699	196,832
18	147,148		147,148
19	22,978		22,978
20	13,578		13,578

區	分	上期		下期		年度	比率
		面	積	面	積		
電力	原						
	國	11,195	108,840	9,188	82,313	210,526	196,153
	內	1,188	10,884	9,188	93,712	210,526	196,153
	合	12,383	119,724	18,376	176,025	321,052	312,306
	計						
	將						
	輸						
	電						
	報						
	官						
民	出	8,208	8,434	8,208	8,434	16,416	15,868
	印	2,124	11,342	4,702	6,335	10,726	8,692
	紙	8,222	12,597	6,100	7,839	14,422	20,436
	加	3,822	4,885	2,625	2,772	6,447	7,657
	教	16,140	22,233	13,560	10,306	29,700	22,539
	重	1,461	1,422	1,248	1,043	2,709	2,465
	學	2,340	2,000	1,920	2,025	4,260	4,025
	事	2,727	11,915	2,080	4,040	4,804	15,955
	包	3,001	2,288	2,547	2,147	5,547	4,935
	電	950	1,162	75	489	1,025	1,651
帶	原	1,200	1,679	1,100	1,038	2,300	2,719
	將	6,513	9,188	6,965	9,390	11,498	18,598
	物	5,994	72,645	5,012	54,964	109,831	134,609
	原	6,834	4,109	6,434	6,075	13,268	10,184
	探						
	合	3,223	6,399	2,432	13	6,430	2,592
	計	11,269	108,840	9,188	93,712	210,526	196,153

備考

- 供給力数字は紙ハルパ協会調、生産計画は一都推定を合す。
- 配當実績は紙商聯合組合調として下期は一都推定を合す。

3. 需給 (三半製紙調) (單位:千圓)

年度	全產高	輸入高	輸出高	有貨高
昭和12年	5,354,170	14,187	20,109	3,224,948
13	2,983,078	18,581	33,118	2,600,479
14	3,381,508	3,742	42,281	2,922,435
15	3,406,093	4,262	31,425	3,095,909
16	3,332,530	1,061	24,893	3,094,718
17	3,672,539	43	164,891	2,544,691
18	2,022,400		44,634	1,957,766
19	1,231,610		10,720	1,220,890
20	4,915,34		14,200	5,654,54

4. 教科書需要 (單位:千圓) (紙商聯合調)

年度	原	低	需	配	需	高
昭和15年		69,000		69,000		
16		69,000		69,000		4,400
17		69,000		69,000		3,100
18		69,000		69,000		4,900
19		69,000		69,000		3,900
20		69,000		69,000		3,400

5. 紙類設備能力 (三半製紙調)

年度	紙	紙	紙	紙	合
昭和12年	1,183	584	323	50	2,240
13	1,183	584	323	50	2,240
14	1,183	584	323	50	2,240
15	1,183	584	323	50	2,240
16	1,183	584	323	50	2,240
17	1,183	584	323	50	2,240
18	1,183	584	323	50	2,240
19	1,183	584	323	50	2,240
20	1,183	584	323	50	2,240

(單位：千封度)

品名	上期		下期		計画	実績	比率
	計	実	計	実			
紙力	2477	2148	12570	20047	20047	237	52
高	2477	5360	12570	20047	20047	18452	56
生産額	3	3	150	150	150	153	100
需用	565	565	30	30	30	30	100
去	2549	2549	4080	2812	3377	3377	
用	2549	2549	1850	2549	5128	5128	
包装	4830	3110	8100	5391	12930	8505	66
用	1060	40	1080	2122	2140	2212	103
小	1587	55	3210	9	4777	64	
の	2427	5360	12570	7927	20047	225	225
他							
包							
装							
用							
計							
高							
紙							
力							
備							

備考

- 生産計画は在庫推定額を減算した計画とす。
- 配当実績は一部推定を含まず。

過去3年間の需給実績 (単位：千封度)

年度	生産高	輸出高	消費高
昭和22年	163,728	3,912	159,816
23年	160,182	3,901	156,281
24年	155,682	3,649	152,033
25年	158,724	4,100	154,624
26年	156,156	4,422	151,734
27年	150,296	6,422	123,874
28年	113,904	3,801	110,103
29年	79,796	1,343	78,453
30年	6,274	2,274	2,274

*印は物納年度

重要紙類消費 (月書)

品名	消費高	原用種類
セメント紙	2003張	クラフト紙
肥料袋	750	クラフトロール紙
食料袋	1090	クラフトロール紙
米の	320	クラフトロール紙

- クラフト紙消費
セメント紙 2,003張
肥料袋 750張
食料袋 1,090張
米の 320張

(單位千封度)

區	分	上期		下期		年度	計
		面	積	面	積		
供給力	總額	22,439	23,244			22,439	
	國內生產額	8,655	92,394	12,162.3	94,646	208,173	90
配	合	8,655	11,487.3	12,162.3	117,890	208,173	101
	出		47		3,848		
書	特		1,192		1,087		
	新聞		85,815		89,448		
備	馬物及置		3,399		2,325		
	其他		1,186		2,063		
合	總額	23,244	19,124			19,124	
	計	114,833	117,890			208,479	

備考

1. 新聞は担當機關實施計畫。
2. 採集高は生産者在場記す。
3. 実績高は王手製紙会社調とす。

4. 調査の生産 (王手製紙調) (單位千封度)

年	月	此	前	合
昭和12年	5	1,000	95,102	626,114
13	5	1,488	90,644	647,132
14	5	3,124	79,032	612,156
15	4	1,844	81,804	522,988
16	5	5,664	73,904	588,468
17	3	6,702	85,172	401,874
18	2	9,588	2,708	298,766
19	2	6,488	14,558	280,838
20	1	3,094	10,638	163,712

5. 新聞用紙給出概 (電檢会社調)

年	次	原小	需要	配	給	出
昭和16年	5	20,000	0	517,610		
16	5	20,000	0	486,960		
17	3	90,000	0	325,310		
18	3	90,000	0	322,370		
19	3	90,000	0	283,918		
20	1	5,000	0	67,963		

年次は物動年度 索引は推定

6. 新聞巻取紙生産能力 (日當) (王手製紙調)

(單位千封度)

王手製紙	原小	紙	代	紙	新	計
	2,000					
	2,500					
	2,800					
	900					
	2,400					
	28,600					

電力	上期実績		下期実績		年度		計
	電業専用	自家用	電業専用	自家用	電業専用	自家用	
水力発電							
火力発電							
電力							
計							
500KWH以上	2,774	-	2,224	-	3,506	-	2,753 32,856
磁	2,075	-	2,075	-	2,014	-	6,280 4,089
金属工業	853	144	997	228	1,048	892	2,045
機械器具工業	941	132	1,073	194	1,019	326	2,092
化学工業	385	3	308	364	366	5	754
矿业	2,375	800	3,175	746	2,474	1,546	4,649
纺织	85	34	119	75	110	69	229
食品工業	175	-	175	-	237	-	412
化学工業	57	7	64	45	47	102	9 111
其他工業	27	-	27	-	19	-	46
合計	4,898	1,120	6,018	4,113	5,320	9,011	2,327 11,338
農業専用	2	1	3	1	-	3	4
電力	442	-	442	484	-	484	926
国	-	210	210	-	215	-	425
公	185	-	185	169	-	169	- 354
事	2	-	2	4	-	4	- 6
共	103	-	103	100	-	100	- 203
他	734	211	945	758	973	472	1,918
合計	5,332	1,331	6,663	4,891	6,293	12,503	2,753 13,256
600KWH以上合計	7,907	1,331	9,238	6,885	8,307	14,592	2,753 17,345
電力	7,481	1,331	8,812	6,391	11,813	20,872	2,753 23,625
合計					9,231		
年度					28,103	2,753	30,856

備考

1. 電灯用電力中水力、火力、燃重音並、燃重線合、燃重、大口電灯、街路燈、埋設燈、煤油燈、汽灯、燈籠、燈籠等を含む。
2. 自家発電電圧は推定値として前上り下り電圧を算出。
3. 昭和22年度は推定値として前上り下り電圧を算出。

(2) 自家用電業能力及電業実績

年度	可能出力		認可出力		100万KWH	
	水力	火力	水力	火力	電業実績	電業実績
昭和22年	5,985	1,120	5,985	539	1,931	1,931
23	7,105	2,992	7,105	794	3,676	3,676
24	2,999	不詳	2,999	1,268	3,886	3,886
25	6,284	-	6,284	1,351	3,825	3,825
合計	22,573	4,112	22,573	4,972	13,256	13,256

(3) 自家用電業能力及電業実績

年度	可能出力		認可出力		100万KWH	
	水力	火力	水力	火力	電業実績	電業実績
昭和22年	2,991	1,226	4,127	1,532	4,992	4,992
23	5,852	2,331	6,183	2,181	2,972	2,972
24	5,222	2,968	8,190	2,842	3,992	3,992
25	5,605	3,006	8,611	2,842	4,841	4,841
合計	19,270	8,469	26,213	9,397	16,807	16,807

電業能力及電業実績は推定値として前上り下り電圧を算出。

年度	可能出力		認可出力		100万KWH	
	水力	火力	水力	火力	電業実績	電業実績
昭和22年	1,533	406	1,939	539	1,931	1,931
23	72	722	794	794	3,676	3,676
24	146	1,122	1,268	1,268	3,886	3,886
25	286	1,056	1,342	1,342	3,825	3,825
合計	2,037	3,306	4,343	4,343	13,118	13,118

電業能力及電業実績は推定値として前上り下り電圧を算出。

(3) 電業実績の推移

年度	電業実績		電業実績	
	電業実績	電業実績	電業実績	電業実績
昭和22年	12,721	2,067	12,721	2,067
23	23,400	2,260	23,400	2,260
24	30,423	2,497	30,423	2,497
25	31,586	2,697	31,586	2,697
合計	98,130	9,521	98,130	9,521

電業実績は推定値として前上り下り電圧を算出。

57 昭和6年以降業種別電力需要増勢一覽表 (単位 100万KWH)

業種別	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
陸軍用電											(293)	(362)	(397)	(406)		
海軍用電											(460)	(529)	(671)	(787)		
船舶用電											(211)	(187)	(318)	(387)		
航空機関用電											(1406)	(877)	(1,197)	(1,744)		
充電用電												(422)	(433)	(420)		
鉄業	1,112	1,281	1,504	1,935	2,110	2,341	2,451	2,650	2,710	2,571	(3,777)	(3,133)	(3,779)	(3,254)		2,045
金属工業	615	766	1,176	1,428	1,967	2,175	2,508	4,457	5,148	5,134	(5,864)	(7,190)	(8,945)	(9,837)		2,092
機械器具工業	371	461	597	776	787	835	997	1,327	1,557	1,583	1,945	2,287	(2,187)	(2,967)		754
化学工業	236	3,624	3,920	4,300	5,309	6,029	7,144	7,747	1,626	7,772	(4,527)	(4,258)	(4,226)	(3,867)		5,649
窯業	478	482	675	723	853	973	1,048	1,098	1,045	1,045	(720)	(610)	(559)	(420)		229
電気事業	135	104	154	224	242	256	254	420	790	530	427	487	(69)	(64)		
英) 大口電力											(4,315)	(2,675)	(2,864)	(1,104)		
小口電力											(3,254)	(3,669)	3,453	(3,025)		
紡績工業	1,578	1,688	1,790	2,198	2,264	2,344	2,638	2,245	2,128	1,853	2,428	2,794				412
食糧品工業	328	282	386	319	375	382	420	472	557	463	462	427				111
木材及水産品工業	71	83	121	103	118	128	151	216	183	186	185	156				
印刷及製本業	38	37	37	45	41	45	46	51	51	44	43	42				46
英) 他工業	39	4	50	60	105	151	124	134	106	67	193	194				
鉱工業計	7,861	8,911	10,410	12,111	14,159	15,681	17,972	20,803	22,490	22,568	(24,190)	(24,234)	(26,717)	(24,940)		11,338
電気鉄道(含国鉄)	1,073	1,110	1,137	1,204	1,294	1,384	1,438	1,530	1,540	1,684	(1,737)	(1,857)	(1,860)	(1,662)		1,351
公共用	730	760	800	830	860	900	930	960	1,000	1,089	(1,296)	(1,400)	(1,614)	(1,675)		354
電灯	2,815	2,800	2,610	2,680	2,800	2,830	2,950	3,000	3,100	2,700	(2,997)	(2,537)	(2,403)	(2,132)		6,280
電熱英) 他	252	255	260	260	280	300	310	320	330	335	350	350				4,302
小計	4,770	4,925	4,807	4,974	5,234	5,414	5,628	5,820	5,877	6,008	(5,198)	(5,088)	(4,877)	(4,470)		12,787
総計	12,951	13,838	15,217	17,085	19,797	22,766	23,400	26,623	28,360	28,576	(30,512)	(29,382)	(31,586)	(29,411)		21,357

(注) 1. 昭和20年度は不明につき省略す。 2. 需要電力量は需要者別に於て計りたる消費電力量とす。
 3. 昭和6~19年度の各年度内数字は戦時中の業種区分に依るものとす。
 4. 昭和21年度「英の他電力」中には500KW以下の小口電力、農林用電力、事務用電力、英の他を合す



157

裏面白紙

21.22-20
(97)

44

主要食糧の集荷及び配給制度要綱

(閣議決定)

目的

主要食糧の集荷及び配給の確保は、国民生活安定及び産業再建の基礎となる。政府は、先にその供出制度を根本的に改善する目的で農業生産の調査及び主要食糧の供出制度要綱を決定し、これに基づいて臨時農業生産調整法案を国会に提出し、生産及び供出割当の合理化、農民の生産及び供出意思の昂揚を図ることをしむるのであるが、更に流通秩序確立対策要綱に基づき、且つ経済民主化の一般の方針に従って主要食糧の集荷から配給にいたるまでの全流通機構を改革し、適確な方針に従って主要食糧の集荷から配給にいたるまでの全流通機構を改革し、適確な集荷及び配給の実施により、日本経済の民主的を再建を速かに招来しようとする。

方針

一 農業協同組合法の施行に伴い、従来の独占的な農業会機構を排除して主要食糧の集荷機構を民主化する。同時に供出の完遂を目的としてその

秩序化を行い必要なる集荷統制を行う。

二 配給機構の整備強化のため、地方食糧管団、日本甘藷馬鈴薯株式会社及び日本穀粉株式会社を解体し、新たに政府機関として食糧配給公団を設置する。

三 現行商工協同組合法が経済民主化の方向に即しをいものが少くないものに鑑み、放棄全国的商工協同組が政府の下に実質上一元的に行つている製粉、精麦等主要食糧の加工に関する事務及び輸入食糧の国内輸送に関する事務を排除して政府自らこれを行うこととし、これに必要な政府機構の整備を図る。

四 その他、切符制度(通帳制度)を拡充する等の措置により、主要食糧の配給、積込を絶減し、配給の適確を図る。

要領

一 集荷機構の整備
二 買入取扱業者の指定

49
104
58

1. 農業者（農家世帯主をいう。以下同じ。）の委託により、主要食糧を政府に売り渡す業を営む者（以下指定業者をいう。）の指定を受け得るに申請をすることからなる者は、左に掲げるものとする。

1. 農業協同組合（出資組合であるものに限る。）

2. その住所又は営業所の所在する市町村の一切において、原則として百人以上の農業者から、主要食糧を政府に委託する旨の申請登録を受け得る者（以下取扱者という。）

3. 農林大臣は、予め都道府県知事と協議の上、指定業者指定申請書に基づき、金融、保管、輸送その他業務に必要を施設の状況、準備登録農業者数、農業者の分布、状況等に照し一定の基準を定め、指定業者の指定を行う。

4. 第一項の農林大臣の権限は、必要により、食糧事務所長に委任する同一の市町村の区域内において指定業者指定の申請をもた二つ以上の農業協同組合又は取扱者か前項の基準に合致するときは、その

いずれに對しても指定業者の指定を行う。

5. 指定業者の事業区域は、農業協同組合については原則としてその事業区域、取扱者については即ち超えない範囲とする。

6. 指定業者の指定は、農林大臣が、当該者に指定業者票を交付することによつて、これをを行う。

7. 農林大臣は、前項の指定を行うに當つて、市町村農業調整委員会の意見を求めるとする。

8. 前項の農林大臣の権限は、食糧事務所長に委任する。

9. 指定を了するか否かを指定業者指定申請者は、一定の期間内は経済安定本部統裁に不服の申立てをすることが出来る。

10. 登録（予備登録及び本登録）
1. 農業者は、この要綱による制度を実施した場合における当初の指定業者を選定するに、農林大臣の定める期間内は、農業協同組合又は取扱者に対し予備登録をしなければならぬ。

2 農業者が、予備登録をしない農業者協同組合又は取扱者が、指定業者の指定を受けたときは、その者の予備登録を本登録とし、当該農業者協同組合又は取扱者が指定業者の指定を受けたときは、その者は農林大臣の定める期間内に指定業者となつた者に改めて本登録をしなければならない。

3 農業者は、米麦（雜穀を合す。）及び諸穀類ニ種類別口予備登録又は本登録をしない他の種類別によつて登録を要しないこととはできない。

4 農業者は、その登録を原則として毎年三月及び九月の二回に限り変更することができる。

5 農業者の登録先の変更によつて農業者協同組合又は取扱者が指定業者の具備しななければならない条件を欠くといつたときは、農林大臣は、その指定を取り消すことができる。

6 農業者は、その本登録をしない指定業者以外の者は生食食糧の生産

の委託をするときは、

(三) 指定業者の業務に関する指導監督
 1 農林大臣は、集荷業務を適正に行わせるため必要があるとき認めるときは、指定業者に対し、集荷に関する必要事項を指示し又は業務に関する報告を命ずることができる。

2 指定業者は、正当な理由がなく、その者が本登録をしない農業者よりの委託の委託を拒むことができないものとし、且つ右農業者よりの委託は公正な条件下にのみ受けるべきでない。

3 指定業者が、集荷業務に関する法令に違反し、又は業務上不適当と認められる事由の発生したときは農林大臣は、指定業者の指定を取り消すことができる。

四 本登録をしない農業者からの買入
 農業者が特別の事情により指定業者の本登録をしないときは、政府は直接買入することができる。

(四) 主要食糧の買入代金の支拂方法

1. 食糧検査員は、指定業者から主要食糧を受入れたときは、その売渡委託した農業者に対し、その売渡した主要食糧の代金を請求し、得る証券を發行し、当該農業者に交付する。
2. 右の証券の交付を受けたる農業者は、その選定する農業協同組合その他の金融機関から、その証券を引換支に賣渡主要食糧の代金の支拂をうけられるよう措置を講ずる。
3. 農業者は、その選定する金融機関において有する自由預金口座に付する持替拂の方法によるものとし、なお必要なる金融的措置を講じ現金拂の方法をも考慮する。
4. 政府はその買入代金の支拂について、農林中央金庫として代理させることがある。

(五) 農業協同組合連合会の集荷及び代金支拂業務に關する措置

指定業者の指定を受けたる農業協同組合には、主要食糧の政府に對する

売渡又は売渡が代金の受領をその加入する連合会を通じて行うことと
差支なきものとする。

(六) その他

1. 現品の売渡は、いずれの経路を通ずる場合を問わず、政府の指定する倉庫又は場所を以てこれを進行する。
2. 政府指定業者に對して、その取扱数量に依り一定の手数料を支拂う。
3. 主要食糧の保管用倉庫の拡充及びその用途轉換の防止については、必要措置については、別途これを講ずる。
4. 集荷を行う業者の多文化により政府の主要食糧の買入事務が複雑化するに伴い、食糧管理行政機構を整備する。
5. この制度実施の際現に存する市町村農業会は、その解散に到るまでは、指定業者とみなすものとし、特に昭和二十一年産米、雜穀及び甘藷については、機構の切替によりその集荷が不円滑になること

を最少限度に止めようとする。

二 食糧配給公団の設立

一 食糧配給公団（以下公団という。）は昭和二十三年一月一日を目途として設立する。

二 公団の基本金は八千万円とし、政府が全額出資する。

三 公団の運営資金は必要に応じて復興金庫から借り入れるとする。

四 公団の本拠は、東京都に置き、これに総務官房の外、総務、配給、業務、諸類、検検、監査等の部局を設ける。

五 各都道府県に支所を置き、前項に準じ必要を都課を設ける。

六 公団の役員は官吏その他の政府職員とし、官吏に關する一般の法令に依るとともに、主要食糧の加工、保管若しくは輸送を行う会社の株式を所有し、又はこれらの業務に從事することはできない。

七 公団は、経済安定本部総務長官の定める食糧配給の基本計画に基づき、農林大臣の定める実施計画に依り、その監督下に左の業務を行う。

一 主要食糧の買入及び販売

二 主要食糧の保管、揚揚又は輸送

三 前二号に附帯する業務

即ち食糧管理特別会計より主要食糧を買入れ取りこれを消費者に配給するに必要を業務を行う。

八 公団の人事費及び事務費は国庫の負担とする。

九 公団は前項により、国庫の負担する人事費及び事務費に相当する剰余金を生ずるよう、経理し専らこれを充てる。

十 公団の総合配給の業務、諸類取扱業務及び検検取扱業務は明してはこれを先列個に経理する。

十一 農林大臣は、原則として、公団の行う都道府県内の一般総合配給に關する業務に限り、その指導監督権を当該都道府県知事に委任するとする。

十二 地方食糧管理団、日本甘藷馬鈴薯株式会社及び日本蕨粉株式会社は、

公団設立に伴い、解散し、その後役員は原則として公団に吸収する。

(十) 公団設立の際における地方食糧管理団の赤字については、無償で償還金積立金の繰入及び国庫からの補助金によりて補填する。

日本甘藷馬鈴薯株式会社の剰余金は、公団に引き継ぐ。

日本澱粉株式会社の赤字は、公団設立後の剰余取扱手数料から補填する。

(出) 公団は、昭和二十四年三月三十一日又は経済安定本部総務長官の命令に因って解散する。

(出) その他公団の組織については、他の配給公団法の例による。

三 主要食糧の加工及び輸入食糧の取扱に關する政府機構の整備

(一) 製粉、精麦等の主要食糧加工関係団体が行つて來た統制権能は、政府にこれを回収し、食糧管理局は、個々の加工業者に対し、直接加工を委託することとする。

右に伴い、原料割当を適正に行い、原料在庫高、原料及び製品の入

出荷等工場の状態を常時正確に把握するを、昭和二十三年一月一日を目途として、食糧管理行政機構を整備充實することとし、関係団体の役員中適当な者を吸収する。

なお、加工数量、加工賃、加工歩留等の委託加工条件を決定する際、その公正を期するを、その措置を検討せ考慮する。

(二) 輸入食糧取扱商業協同組合は、これを解散させ、食糧管理局は、個々の関係業者は直接運送を委託することとする。

右に伴い、一貫輸送の連前から、発地については港別に輸入業者の専らしを業者として当該貨物の国内輸送を取り扱わせることとし、着地及び中継地については、特別に、原則として発地商社の下請業者を

利用することとする。
なお連絡及び実務遂行の円滑化を図るを、業者の希望により委員

四 主要食糧の配給切符制度の拡充

主要食糧の配取引、横濱丸等を絶滅し配分の適正を図るため、昭和二十二年二月十日内閣訓令第三号指定配給物資配給手続規程に依り、左記より主要食糧の切符制度を拡充する。

イ、労務加配主要食糧については各労務者に付し、受配通帳(個八列)を配内容を明確にする。)を發給交付する。受配通帳には職種及び労働状況等を公正に記述することの出来る機関の管理の下に受配数量とともに職種及び稼働日数(又は稼働時間)を記入せしめる。

ロ、労務加配主要食糧の適正な配給を確保するため、公団は、原則として、農林大臣の指示に基き、職域配給所を設ける等の措置を講じ、一般家庭配給用と区別して、これを配給する。また労務加配主要食糧の受配者は、強力共同の購入を要するものとする。

最終消費者の委託を受けて、その主要食糧の加工を行うことを業とする者については、新登録制を実施しこれに対する監督を厳重にする措置を講ずる。

備考 二の要綱に基く措置を実施するに、食糧管理関係法令の改正を行ふ。

11
165

第三四半期ゴム製品生産及び配當計画

*The Production and Allocation Plan of
Rubber Goods in 3rd Quarter, 1947*

24

昭和 22. 11. 29

November, 29, 1947

經濟安定本部

Economic Stabilization Board

316
165

目次

Contents

- 1 第三四半期生産計画 *The production plan of rubber items for 3rd and 4th quarters, 1947*
- 2 自動車タイヤチューブ *Auto tires and tubes*
- 3 自転車タイヤチューブ *Bicycle tires and tubes*
- 4 履物 *Footwear*
- 5 ベルト *Beltings*
- 6 木製スリッパ *Slippers*
- 7 ゴム引布 *Rubber cloth and its products*
- 8 医療厚生用品 *Medical goods and sporting goods*
- 9 工業用品 *Rubber imitators and sundry goods*
- 10 糊摺ロール *Rice hulling rolls*
- 11 再生ゴム *Reclaimed rubber*
- 12 割増タックス *Latex*

昭和22年第3.4半期ゴム製品生産計画
The Production Plan of Rubber Goods for 3rd Quarter, 1947

品種	Categories of Products	ゴムの生産量 quantity of rubber production	備考 Remarks
自動車タイヤ	Auto tires and tubes	1,500	including 1,000 for export
自転車タイヤ	Bicycle tires and tubes	500	
地下足袋	"Zukutake"	550	
総ゴム靴	Rubber boots and shoes	450	
布靴	Rubber soled canvas shoes	160	ゴムの割合
製靴用品	Rubber heels and soles	60	
ベルト	Beltings	600	
木引	Idase	180	
ゴム引布	Rubber cloth and its products	150	
工業用品	Rubber industrial and ordinary goods	300	
医生用品	Rubber medical goods	80	
靴生用品	Rubber sporting goods	50	
糊口	Rice hulling rolls	150	
織生地	Repair sheet for tires	100	
計	Sub-total	5,010	
電線	Electric wires and cables	500	including 1,000 for export
石綿	Rubber utilizing goods	40	
産駐電用	Purchasement demand for occupation forces	100	
輸火製品用	Exporting goods	1,800	
保留	Reserves	20	
総計	Total	6,670	

自動車タイヤ・チューブ配当計画
The Allocation Plan of Auto Tires and Tube

品名 Category of Products	規格 Size	生産量 Production of Products	生産総数 Total Quantity of Products	新車用 For New Cars	再生車用 For Remodeled Cars	補修用 For Replacement
トラック Truck	32 x 6 34 x 7 36 x 8	2056, 9608 30, 979 32, 325	64, 800 4, 300 1, 000	14, 000 700 850	500	49, 500 500 120
トラック Truck	32 x 6 34 x 7 36 x 8	122, 496 3, 684 4, 990	64, 000 1, 300 1, 600	14, 000 800 820	500	49, 500 500 120
バス Bus	150-20	2893	150		1	150
バス Bus	150-20	359	150			150
バス Bus	150-20	43, 739	6, 000	200		5, 800
バス Bus	150-20	6, 458	6, 000	200		5, 800
バス Bus	150-20	96, 515	23, 500	12, 000		11, 500
バス Bus	150-20	920	1, 100	1, 000		100
バス Bus	150-20	19, 293	23, 500	12, 000		11, 500
バス Bus	150-20	283	1, 100	1, 000		100
バス Bus	150-20	19, 140	2895	3, 895		100
バス Bus	150-20	3, 236	3, 895	3, 895		100
バス Bus	150-20	50, 000	6, 495			100
バス Bus	150-20	10, 000				100

自動車 21x21 補修用内訳

The detail allocation plan of Auto Tire & Tube for repair & maint.

品名	種別	トラック	バス	トラック	バス	トラック	バス
Category of products	Truck	Bus	Truck	Bus	Truck	Bus	Truck
規格	32 x 6	7.50 - 20	6.00 - 16 etc	4.40 - 17 etc	3.00 - 14 etc	3.00 - 14 etc	3.00 - 14 etc
21x21 - 21 811	tire	tube	tire	tube	tire	tube	tire
省官	Provisionment Bus & Truck	Provisionment Bus & Truck	Provisionment Bus & Truck	Provisionment Bus & Truck	Provisionment Bus & Truck	Provisionment Bus & Truck	Provisionment Bus & Truck
官需	Provisionment Demand	Provisionment Demand	Provisionment Demand	Provisionment Demand	Provisionment Demand	Provisionment Demand	Provisionment Demand
石炭	Coal	Coal	Coal	Coal	Coal	Coal	Coal
亜炭	Lignite	Lignite	Lignite	Lignite	Lignite	Lignite	Lignite
鉾石	Grse	Grse	Grse	Grse	Grse	Grse	Grse
鉄鋼	Iron & Steel	Iron & Steel	Iron & Steel	Iron & Steel	Iron & Steel	Iron & Steel	Iron & Steel
セメント	Cement	Cement	Cement	Cement	Cement	Cement	Cement
電力	Electric Power	Electric Power	Electric Power	Electric Power	Electric Power	Electric Power	Electric Power
化学肥料	Chemical Fertilizer	Chemical Fertilizer	Chemical Fertilizer	Chemical Fertilizer	Chemical Fertilizer	Chemical Fertilizer	Chemical Fertilizer
石油	Petroleum	Petroleum	Petroleum	Petroleum	Petroleum	Petroleum	Petroleum
食料品	Foodstuff	Foodstuff	Foodstuff	Foodstuff	Foodstuff	Foodstuff	Foodstuff
その他	Others	Others	Others	Others	Others	Others	Others
(長崎県管内)	(長崎県管内)	(長崎県管内)	(長崎県管内)	(長崎県管内)	(長崎県管内)	(長崎県管内)	(長崎県管内)
(自治体別)	(自治体別)	(自治体別)	(自治体別)	(自治体別)	(自治体別)	(自治体別)	(自治体別)
計	Sub-total	Sub-total	Sub-total	Sub-total	Sub-total	Sub-total	Sub-total
省官	Provisionment	Provisionment	Provisionment	Provisionment	Provisionment	Provisionment	Provisionment
補修	Repairment for	Repairment for	Repairment for	Repairment for	Repairment for	Repairment for	Repairment for
補修	diag. & repair	diag. & repair	diag. & repair	diag. & repair	diag. & repair	diag. & repair	diag. & repair
総計	Grand Total	Grand Total	Grand Total	Grand Total	Grand Total	Grand Total	Grand Total
	1200	1200					
	2100	2100					
	550	550					
	650	650					
	400	400	50	50			
	50	50					
	200	200					
	200	200					
	150	150					
	2400	2400					
	36965	36965					
	47965	48965	150	150	5855	5855	11,180
	500	500			300	300	300
	35	226			45		20
	49500	49500	150	150	5800	5800	11500
							11500

自転車タイヤチューブ配当計画
The Allocation Plan of Bicycle Tires and Tube

品名	種別	規格	数量	単価	金額	備注
Quantity of products	Category of products	Size	Quantity	Unit Price	Amount	Remarks
13,800	自転車タイヤチューブ	25"	13,800	179,500	2,463,000	For replacement
26,163	自転車タイヤチューブ	26"	26,163	669,573	17,457,300	Reserves
13,800	三輪車タイヤチューブ	13/16"	13,800	119,500	1,649,100	For Government use
25,022	自転車タイヤチューブ	2 1/2"	25,022	99,065	2,482,000	Stock of Rice delivery
1,776	自転車タイヤチューブ	2"	1,776	2,000	3,552	
23,224	自転車タイヤチューブ	2 1/2"	23,224	11,612	270,000	
1,000	自転車タイヤチューブ	1 1/2"	1,000	658	658	
10,000	再建車用		10,000		70,000	
50,000	米用		50,000		5,000	
5,000	米用		5,000		5,000	
26,000	米用		26,000		4,000	
663	留		663		14,573	
22,082	計		22,082		99,065	
2,000	計		2,000		11,612	
658	計		658		658	

(4)

自転車附属品配当計画
The Allocation Plan of Accessories of Bicycles

品名	種別	数量	単価	合計	品名	種別	数量	単価	合計
新品車	新車	52,000	pair	52,000	新品車	新車	52,000	pair	52,000
厚生車	厚生車	3,000	pair	3,000	厚生車	厚生車	3,000	pair	3,000
補修用	補修用	29,400	pair	29,400	補修用	補修用	29,400	pair	29,400
日弁	日弁				日弁	日弁			
計	計	84,400		84,400	計	計	80,000		80,000
				28,000					28,000
				22,000					22,000
				10,000					10,000

(2)

履物類生産計画
The Production Plan of Foot-wear

品名	種類	生産数量 quantity made within year	生産足数 Total product	備考 Remarks
地下足袋 Jikatashi	貼 Stick up	525	2,898,000	
	縫 Stick	25	282,000	
	計 Total	550	3,180,000	amount of distribution 配給数量 3,000,000
布靴 Canvas shoes	大 For mail	12	76,000	
	婦 For female	13.5	114,000	
	計 Total	26.5	200,000	
学童用布靴 児童用布靴	長 Boots	133.5	1,415,100	
	半 Low boots	160	242,000	
	計 Total	293.5	1,657,100	
Rubber shoes and Boots	字 For school children	70	381,680	
	字 For school children	5.5	118,745	
	計 Total	75.5	500,425	
製靴用品 Manufacturing goods	板 Plates	35	261,190	
	靴 Shoes	12	103,440	
	計 Total	47	364,630	

履物類配当計畫
The Allocation Plan of Footwear

大分類 Item	中分類 Classification	地下足袋 Gakabaki	布靴 Canvas shoes	長靴 Rubber boots	半長靴 Rubber boots	聚靴 Rubber deep boot	備考 Remarks
運送 Land transportation	國 Government railway	80,000	10,000	800	10,000		地下足袋 道工専用給
	私 Private railway	25,000	5,000	200	3,000		
海運 Maritime transportation	港 Harbours	12,000		500	5,000	2,000	地下足袋 荷役専用給
	航空 Operation	5,000	5,000	500	2,500		
電信 Communication	計 Total	17,000	5,000	1,000	7,500	2,000	
	一般用 General use	40,000	5,000	1,000	5,000	10,000	
石炭 Coal mining	石炭 Coal	710,000		5,000	30,000		長靴(中二寸) 靴袋専用給 500を含む
	重晶石 Sulphate	20,000		1,000	2,000		
ガソリン Gasoline	計 Total	730,000		6,000	32,000		
	鋼 Steel	5,000					
鉄 Iron	硫 Sulphur	40,000		500			
	精煉 Refining	20,500					地下足袋 兼用給
その他 Others	計 Total	40,500		2,000	10,000	10,000	
	計 Total	1,200,000	15,000	1,000	23,000	10,000	

(1)

大分類 Item	中分類 Classification	地下足袋 Sokutabi	布靴 Rayon shoes	長靴 Rubber boots	半長靴 Rubber half boots	深靴 Rubber deep boots	備考 Remarks
石油 Petroleum		3,000		1,500	1,500		
金屬工業 metal industry		3,500			1,000		
船舶 ships		1,000			25,000		
機械 machine		10,000					
窯業 Ceramic industry	セメント Cement	6,500					
	其他 Others	3,500					
化学肥料 Chemical fertilizer	計 Total	10,000		500	5,000		地肥炭 加肥料 200
	油 Oil	10,000	(男) 10,000		3,000		
化学工業 Chemical industry	其他 Others	4,000	(男) 10,000		2,000		
	計 Total	8,000	10,000	1,000	10,000		
織、縫工業 Textile industry	Raw silk 其他 Others	1,000					
	計 Total	6,000	(女) 100,000	100			
紙及紙工 Paper and pulp 製造業 Paper manufacture		1,000			1,000		
		5,000			5,000		
農業 Agriculture	其他 Others	80,000		5,000	20,000	60,000	地下足袋 製地要員給
	計 Total	430,000		5,000	30,000	70,000	(5)

大分類 Item.	中分類 Classification	地下足袋 Jikatoki	布靴 Carpenter shoes	長靴 Ryukyū boots	半長靴 Rubber boots	深靴 Rubber boots	備考 Remarks
林業 Forestry	杭 Mewing timber	10,000					
	枕 Sleepers	10,000					
Forestry	其他 Others	90,000					
	計 Total	110,000		10,000	35,000	5,000	計 Total (12,380 枕木用)
水産業 Fishing		10,000				40,000	
養蚕業 Sericulture							
養蠶業 Silk rearing			5,000				
食料品工業 Food industry			30,000				農業倉庫 肥料倉庫 倉庫 (男)
煙草 Tobacco			10,000				
衛生用品 Hygienic materials						1,000	
土石採取 Quarry industry			30,000				
土木 Public works	戰災復興土木	20,000				3,000	
	一般土木 General public works	45,000		2,000		10,000	地下足袋 内務省直轄 倉庫 (男)
文化厚生施設 Culture and welfare institutions	計 Total	65,000		2,500		12,000	
	学校 School building	5,000					
	教育研究用 Education and investigation	10,000					
	保護団地 Protection party	1,000					司法省関係
地下足袋 Jikatoki	履 Shoes and tubers	10,000	10,000			5,000	地下足袋 倉庫 (男)
	計 Total	19,000	10,000			5,000	

(9)

大分類 Item	中分類 Classification	地下足袋 Jikatashi	布靴 Canvas shoes	長靴 Rubber boots	半長靴 Rubber half boots	深靴 Rubber deep boots	備考 Remarks
官需 Government use	大藏省 Finance ministry		5,000				取費 5,000
	司法省 Justice ministry	4,000					
	厚生省 Welfare ministry	2,000					
	農林省 Agriculture & Forestry ministry	10,000					
	其他 Others	500			5,000		半長靴以上 深靴者均用
	計 Total	16,500	(a) 5,000	(b) 5,000	30,000	30,200	半長靴 深靴 取費 5,000
家庭用其地 Household other			(11) 15,000	5,000			
一般用 General use		160,000					
計 Grand Total		200,000	200,000	674,000	242,000	13,900	

中分類 Classification	炭坑靴 Shoes for miners	水中長靴 Water boots	字蓋長靴 Special chappin-to	字蓋靴 Special chappin-to	字蓋布靴 Special canvas shoes	字蓋靴 Special chappin-to	備考 Remarks
右 Total	22,990	4,050	118,945	381,680	1,415,100		8,600

この下配当計画
The Allocation Plan of Budgets

大分類 Item	中分類 Classification	コニバー Converter	平ベルト Transmission	Vベルト V-Belt	備考 Remarks
陸 運 Land transportation	國 Government Railway	3,000	5,000	500	
	私 Private Railway		1,500	200	
	小 Miscellaneous transportation		500		
	計 Total	3,000	7,000	700	
海 運 Marine transportation	港 Harbours		2,000	300	
電 Electric power		30,000	2,000	1,000	
石炭 煤 Coal mining	石 Coal	264,000	25,000	8,000	
	計 Total	264,000	27,000	8,000	
ガス Gas and coke		8,000	2,000	500	
鋼 Iron and steel		16,000	4,000	1,000	
鋸山製煉 Sawing and refining		11,500	4,000	2,000	大要数量中 14級に3 10級に2 10級に1 計
石油 Petroleum			3,000	1,500	
金属工業 Metal industry			7,000	4,500	
船舶 Ships			5,000	1,500	
機械 Machinery	電気機械 Electric machinery		1,000		
	電気通信機械 Communication machinery		2,000		
	産業用車輛 Industrial vehicles		0		

大分類 Item	中分類 Classification	コピヤ Copy	平ベルト Transmission	フベルト D-binding	備考 Remarks	
機械 Machine	自動車 Automobile	-	1,000	-	-	
	自走式 Self-propelled	-	1,000	-	-	
	農業機械 Agricultural machine	2,000	2,000	1,000	-	
	精密機械 Precision machine	-	1,000	1,000	-	
	産業機械 Industrial machine	-	2,000	4,000	-	
	軽自動車 Light vehicle	-	2,000	500	-	
	鉄道車輛及信号装置 Railway vehicles	-	-	-	-	
	其他 Others	2,000	1,000	1,000	-	
	計 Total	2,000	2,000	2,000	-	
	窯業 Ceramics	セメント Cement	10,000	-	-	-
化学肥料 Chemical fertilizers	陶磁器 Ceramic ware	1,000	-	-	-	
	板硝子 Sheet glass	6,000	-	-	-	
	計 Total	19,000	2,000	1,500	1,500 昭和5年	
	炭酸カルシウム Calcium Carbide	200	300	-	-	
	其他化学肥料 Other chemical fertilizers	22,200	4,200	2,500	-	
	計 Total	22,500	4,500	2,500	-	
	化学工業 Chemical industry	ゴム製品 Rubber goods	-	-	-	-
		香料 Perfumes	500	500	50	-
		油 Oil	500	1,000	50	-
		油脂加工 Fat processing	-	500	50	-
計 Total		500	1,000	50	-	

大分類 Large	中分類 Classification	コピル Copyer	手ノル Transmission	Vノル V-drawing	備考 Remarks
化学工業 Chemical industry	其他化学工業 Other chemical industry		6,500	1,350	
	計 Total	500	10,000	1,500	
織維工業 Textile industry	Raw Silk 糸	3,000 (化学纖維)	1,000	0	
	其他織維工業 Other textile industry	3,000	8,000	3,000	
	計 Total	6,000	9,000	3,000	
製糖 Sugarcane	糖 Sugar		4,000		
	計 Total	2,000	3,000	1,500	
農林水産 Agriculture, Forestry, and Fisheries	農産物 Agricultural products		2,000	200	
	計 Total		10,000	1,000	
生活用品 Daily necessities	日用品 Daily necessities		5,000		
	計 Total		2,000	500	
金銀工業 Gold and Silver Industry	日用品 Daily necessities		1,000		
	計 Total	2,000	1,000	50	
生活用品 Daily necessities	日用品 Daily necessities		500		
	計 Total		500		
計 Total			2,500		

大分類 Item	中分類 Classification	コバヤ Covers	平ビルト Transmission	凸ビルト V-Belt	備考 Remarks
Hygienic materials 衛生用品	医薬用品 medical machine		500		
	計 total		4,000	500	
土石採取業 Quarry industry		1,000			
	火復興院 Board of reconstruction	0	1,000	0	
	一般土木 General Public Works	1,000	5,000	0	
土木 Public Works	計 total	1,000	6,000	0	
	其の他産業 Other industry		2,000		
文化厚生施設 Culture and welfare interests	学舎 School building		400	100	
	教育研究用 Education & investigation				
Government use	社、会施設 Social institutions		100		
	計 total		500	100	
	大蔵省印刷局 Finance Ministry Printing Board		500	200	
	司法省 Justice ministry		100		
	農林省 Agriculture & Forestry ministry		500	100	
	商工省 Commerce & Industry ministry		100		
	逓信省 Communication ministry		100	100	
	造幣局 Mint Bureau		100	50	
	運輸省 Transportation ministry		600		
	計 total		1,500	450	

大分類 Item	中分類 Classification	コシヤ Coverages	平ベルト Transmission	Vベルト V-Belt	備考 Remarks
保留 Reserves	中央 at Central		3,000	1,400	
総計 Grand Total		390,000	168,500	36,500	

トランベルト生産及配当計画
The production and allocation plan of Transbelt

大分類 Item	中分類 Classification	トランベルト Trans Belt	新車用 New Cars	補修用 Replacement	備考 Remarks
機械 Machine	自動車 Automobile	5,000	1,000	4,000	

ゴムホ一又配当計畫
The Allocation Plan of Rubber Plate

大分類 Item	中分類 Classification	ゴムホ一又 No. of plates	備考 Remarks
賠償撤去用 Removal of preparation		1,000	
陸運 Land transportation	國 Government Railway	30,000	別要 用ホ一又在 各所 20,000 50,000
	私 Private Railway	5,000	
	小 Miscellaneous transportation	1,000	
海運 Marine transportation	計 Total	55,000	
	港 Harbor	1,500	潜水用ホ一又在 各所
電力 Electric Power	石 Coal	34,000	
	亜 lignite	1,000	
炭及コーク Iron and steel	計 Total	35,000	
		300	
山精鍊 Iron refining		3,000	
		7,000	麻火廠3此を含む
石油 Petroleum		2,500	
		2,000	
金銅工業 Metal industry		5,000	
		500	
機 Machine	電氣機械 Electric machines	500	
	通信機械 Communication machine	1,500	

大分類 Item	中分類 Classification	品目 Articles	備考 Remarks	
機械 Machine	産業車輛 Industrial vehicle	500		
		4,000		
	精密機械 Precision machine	5,000		
		6,600	所發用土地符合	
	輕便車輛及自動車燃裝置 Light vehicles 輕便車輛及信託保安裝置 Producing vehicle	2,000		
		15,000		
	化學肥料 Chemical fertilizer	其他 Others	10,900	
			11,000	
	化學工業 Chemical industry	纖維機械 Textile machinery	500	
			100	
其他 Others		200		
		500		
紙及紙製品 Paper and pulp	其他 Others	2,900		
		4,000		
鐵工業 Iron industry	其他 Others	3,000		
		1,000		
靴製造業 Shoe manufacturing	其他 Others	500		

(12)

22

大分類	中分類	品目	備考
農 業 Agriculture	農業 Farming operations 農業地開墾 Agriculture land development 計 Total	6,000	備考 Remarks 噴霧器用ホース
		4,000	
		10,000	
水産業 Fishing 食品加工 Foodstuffs industry 煙草 Tobacco		4,000	
		2,000	潜水用具除く Excluding diving gear
土木 Public works	戦災復興院 Board of reconstruction 一般土木 General public works 計 Total	500	
		10,000	
		4,000	
		8,000	
其の他産業 Miscellaneous industry 文化厚生施設 Culture and welfare institution	潜水事業 Diving 消防 Fire-fighting 厚生施設 Welfare institution 厚生局 Welfare ministry 計 Total	4,000	
		50	
		200	
		500	
官 需 Government use	印刷局 Printing Bureau 造幣局 Mint Bureau 文部省 Education ministry 農林省 Agriculture's Forestry ministry 通信省 Communication ministry	500	
		500	
		300	
		1,000	
		1,000	

裏面白紙

大 分 類 Item	中 分 類 Classification	シ ム ホ ー ス Idase	備 考 Remarks
官 需 地 長 官 留 保 留 地 長 官 留 保 留 地	計 Total	3,300	6比中自 ホ-文編修 用比了3比 自働謝-又部 分5比
保 留 地 長 官 留 保 留 地		1,200	
總 計 Grand Total		180,000	

ゴム引布生産計画

The Production Plan of Rubber Cloth & its Products

品名	種類	ゴム引布 Rubber fabric	生産数量 Total product	備考 Remarks
労働合用ゴム引布 For labor use	大口官需 of large amount	580,000	2,493 tan	
学童合用ゴム引布 for school children		17,000	2,853 tan	
医療用ゴム引布 for medical use		4,000	4,372 tan	
模倣牛革 imitation leather		3,000	3,922 tan	
針織布 knitting cloth		5,000	419 tan	
合用雨衣 rain coat		17,000	14,416 tan	
前襟 aprons		2,000	2,594 tan	
靴 rubber pants		2,000	1,949 tan	
靴 shoes		2,000	2,108 tan	
手袋 gloves		2,000	2,246 tan	
潜水服 diving suit		2,000	440 tan	
針織布 knitting cloth		150,000		

医療用品生産及配当計画

The Production and Allocation Plan of Medical Goods

生ゴム製品
Crude Rubber Goods(単位 貯)
(unit kg)

製 品 名 Name of manufacturing goods	品 種 Category	3/4 3rd Quarter	備 考 Remarks
水枕類	Water pillows	46,500	
薄ゴム生地類	Thin rubber sheet	6,000	
絆創膏々々	Adhesive tape	6,000	
家庭薬膏体	Tape of home medicine		
歯科用ゴム	Rubber for dentistry	2,500	
カゴシート製品	cut sheet	2,500	
押出型物類	Extruded	6,050	
義肢兼足用ゴム	Artificial limb and shoe	1,500	
家庭薬用型物類		4,500	
細菌ペニシリン	Penicilline	2,500	
保留	Reserves	1,950	
計	Total	80,000	

ラテックス製品
Latex Goods

(単位 kg)

Name of ^製 manufacturing Goods	$\frac{3}{4}$ 3rd Quarter	備考 Remarks
衛生サック Prapphyloctie	19,000	
乳首 Nipples	5,000	
氷褌 Ice bags	8,000	
ライフポン Rifan		
衛生用手袋 Gloves for operation	600	
ベツサリ一 Necessary	500	
指サック Finger socks	1,400	
官需 Government use	500	1
計	35,000	Total

厚生用品生産及配当計画

The Production and Allocation Plan of Sporting Goods

(單位 野)

製 品 名 稱 (單位 野)	Name of manufacturing goods	3/4 五 Quarter	備 考 Remarks
軟式野球ボール	Japanese Baseball	97,500	
軟式庭球ボール	Soft Tennis Ball	2,600	
硬式庭球ボール	Hard Tennis Ball	400	
テニール	Rubber ball tube	4,800	
コンフォートボール	one out ball	2,000	
トッチボール	odge ball	1,000	
硬式野球ボール	Hard baseball	600	
陸上ホッケー	Hard Hockey	200	
氷上ホッケー	Ice Hockey	200	
官 需	Government Use	700	各製 品半期 言中 含まれる
計	Total	30,000	

工業用品生産及配当計画

The production and allocation plan of industrial goods
生ゴム製品 Cured rubber products

(單位 kg)

製 品 名	指 定	無 指 定	計 計
Name of manufacture goods	designate	undesignate	Total
一般工業用品	195,000	40,000	235,000
電 槽	80,000	-	80,000
工業用製品	45,000	10,000	55,000
手 袋	70,000	2,000	72,000
前 掛	14,000	2,000	16,000
ソリッドタイ	17,000	2,000	19,000
ゴムロール	25,000	5,000	30,000
字消ゴム	12,000	2,000	14,000
印材ゴム	4,000	-	4,000
系 ゴム	5,000	-	5,000
車 ゴム	1,000	-	1,000
ゴム糊	4,000	-	4,000
ゴム	12,000	3,000	15,000
タイヤ	12,000	-	12,000
ディスク	1,000	-	1,000
ディスク	1,000	-	1,000
保 留	Reserves	-	13,000
計	Total	68,000	500,000

ラテックス製品生産計画

The Production Plan of Latex Goods

製 品 名 称 Name of manufacture goods	品 目 Ball Ball Rikam	3/4 3rd quarter	備 考 Remarks
氣 球 ラ イ フ ン	Ball Rikam	4,000	
指 サ ツ ク	Finger sacks	2,000	
万 年 筆 チ ュ ー ブ	Mountain pens	800	
乳 豆	Nippla	900	
保 留	Reserves	500	
計	Total	10,000	

穀摺ロール、毛羽取ハルト生産計画

The production plan of Rice-hulling roll and Cocoon spinning silt

Name of manufacturing goods	穀摺ロール Rice hulling roll	3/4 3rd Quarter	備
			考 Remarks
		143,500	補修用 pin replacement
		4,000	新造用 New
毛羽取ハルト	Cocoon spinning silt	2,500	
計	Total	150,000	

再生ゴム配当計画
The allocation plan of Reclaimed Rubber

(単位 kg)
備考
Remarks

Name of manufacturing goods	自転車用ゴム Bicycle tire and tube	3/4 3rd Quarter	備
			考 Remarks
地下足袋	Girikatabi	100,000	
布靴	Canvas shoes	15,000	
靴	Idase	15,000	
工業用品	Mechanical rubber goods	50,000	
計	Total	230,000	

ラテックス配当計画
The allocation plan of latex

Name of manufacturing goods	製 品 Medical goods	3/4 3rd Quarter	備
			考 Remarks
医療用品	Medical goods	35,000	
工業用品	Mechanical rubber goods	10,000	
自動車用ゴム	Automobile tires and tube	15,000	
計	Total	60,000	

昭和二十二年十二月分 業用品配給計量(米)

單位 千枚量

消費部門	以	運	荷造繩	足繩	備	考
肥料用 <small>(種子・肥料・石灰)</small>	2986	0	216	0		
食料糧用 <small>(米・麦・豆・薯・甘藷)</small>	1000	150	350	0		
專賣鹽用	1537	0	142	0		
油脂用	299	0	30	0		
運駐軍用	20	100	150	0		
賠償物件用	0	0	0	0		
綿工人類紡織用	0	250	100	0		
煙草炭用	0	400	130	0		
石炭炭用	20	100	30	0		
薪炭炭用	0	500	500	0		
輸出品用	0	140	200	0		
一般用	1950	2610	2035	650		
保留	200	200	400	50		
合計	7700	4450	4100	700		

400
8995
31,5042

三二農局三〇七四号
昭和二十二年十二月十七日

各都道府縣知事宛

農林省農政局長
農林省食品局長

大消費地専向出荷蔬菜に対する肥料の特配について

先般米蔬菜の増産を図り大消費地域専向に対する供給を確保する為出荷蔬菜
系に対して肥料を特配して来ましたが更に引続いて昭和二十三年一月一日より
同年七月三十一日迄の期間別紙「大消費地専向出荷蔬菜に対する肥料の特
配要綱」に基づいて肥料を特配することとしたから左記充分御留意の上大消
費専向の蔬菜の供給を確保すると共に不副産の実施に遺憾のないようになさ
れたい
右通牒する

3.2
4~1
194

記

- 一 要綱中甲の農林大臣の指定する地域又は消費部門については返して通牒する。
- 二 肥料配給券の発給は要綱に基き正確に誤りなく且迅速にこれを行ふこと。
- 三 要綱中甲の消費地域の市場等には肥料特配事務を担当する都道府縣の職員を駐在させること。
- 四 要綱中乙の地域の市場等にも右に準ずる措置を講ずること。
- 四 肥料配給券の発給に當つては実施地域又は消費部門の様式の取り違ひ甲片と乙片の取違ひ等のない様充分注意すること。
- 四 甲、乙及び丙片と同時に印刷し不用文字を抹消することとは同違ひ起すこととなるから肥料配給券は甲、乙及び丙片を天々別に印刷すること。
- 五 乙片の送達先及送達方法は予め蔬菜の出荷者と打合せをしてその打合せによる肥料配給公園派出所に同違ひなく迅速に送達する様特に注意す

ること

- 六 他縣(都道府)から出荷された蔬菜に対する肥料配給券乙片の送達は一週間又は旬毎に一括して蔬菜出荷縣(都道府)を通じて肥料配給公園支所に送達し公園支所に於て前記五に準じて措置するも差支へないこと。
- 七 要綱中甲の六及び乙の八の報告は確實に期日近に到着するように報告すること。
- 特別の事由なく右の報告をしないか又は遅延する場合はその都道府縣に対して肥料の特配を停止せしめることがある。

出荷蔬菜に対する肥料の特配要綱

一 大消費地域及び農林大臣の指定する地域又は消費部門の場合
実施地域又は消費部門

蔬菜及び漬物配給規則第二條第二項の規程により農林大臣の指定した大消費地域及び農林大臣の指定する地域又は消費部門とする

二 肥料特配の対象

大消費地域にあつては公認府受機関に農林大臣の指定する地域又は消費部門にあつては農林大臣又は都道府県知事の指定したものに農家又は農家の団体が出荷した蔬菜とする

三 特配肥料の種類及び基準

特配肥料の基準は農林省で各月毎に蔬菜の種類別に定めた基準数量について窒素肥料（硫酸銨）一貫の割とする
但し品質規格不良のものに対しては肥料の特配率を引下げ又は特配しないこととする

四 実施期間

昭和二十三年一月一日から同年七月三十一日までとする

五 肥料の配給方法

(一) 都道府県知事は左の事項を確認して蔬菜の出荷者に対して肥料配給

券(様式一号)を発給するものとする

(二) 蔬菜の出荷者が農家又は農家の団体であることを

(三) 蔬菜の種類別数量

(四) 公定価格に違反なく取引されたこと

(一) 肥料配給券の発給を受けた農家はこれを生産地の都道府県の肥料配

給公団派出所又は派出所の指定直売所に肥料購入通帳と共に提出して

これと引換えに肥料の販売を受けるものとする

(二) 農家の団体が肥料配給券の交付を受けたときは実際肥料の配給を受

ける各農家が記名捺印した内訳数量一覧表を作成し肥料配給券と共に

生産地の肥料配給公団派出所又は派出所の指定直売所に提出してこれと引

換えに肥料の販売を受けるものとする

前項によつて購入した肥料はこれを前項の一覽表の数量により各農家

に分配するものとする

六 都道府県知事は各自毎にその発給した肥料配給券に記載の肥料数量及

び蔬菜の数量を取りまとめ(様式二号)翌月十五日迄に農林省農政局長

に報告すると共に関係都道府県知事及び肥料配給公団支所に通知するも

のとする

七 公定価格違反等不正取引をした蔬菜の出荷者に対しては同使肥料の時

配を行はざることとする

不正取引又は不正行爲のあつた蔬菜荷受者の同使の取扱ひ蔬菜に対して

は肥料の特配を行はざることとする

乙 中小都市の場合

一 実施地域

蔬菜及び漬物配給規則第二條第一項の規程により知事の指定した指定消費地域で農林省の承認を受けて実施する地域とする

二 肥料特配の対象

実施地域の公認荷受機関に当該地域の所在する都道府県内の農家又は農家の団体が出荷した蔬菜とする

三 特配肥料の基準は甲で定めた基準の八割以内で農林大臣の承認を得て都道府県知事が定めるものとする

四 実施期間

昭和二十三年一月一日から同年七月三十一日までとする

五 特配肥料の配給割当

六により農林省がその実施を承認した場合に予定肥料数量の範囲内において所要肥料を農林省から当該都道府県に付して割当配給するものとする

る

六

実施手続及び農林省の承認

(一)

都道府県知事は本要綱により肥料の特配を実施しようとする場合は
実施地域毎に農林大臣の承認を受けなければならないとする

(二)

一) による承認を受けようとする場合には左の事項を記載した承認申
請書を農林省に提出すること

(イ) 実施しようとする地域の蔬菜の配給対象人口

(ロ) 月別の蔬菜の種類別入荷見込数量(出荷計画)

(ハ) 月別の計画配給する蔬菜の種類数量及びその消費量一人当りの

配給予定数量

(ニ) 蔬菜の種類別月別肥料特配基準

(ホ) 特配肥料の所要見込数量

(三)

承認申請の期限は昭和二十三年一月三十一日迄とする

農林省は申請書に基づき当該地域における蔬菜の需給状況及び配給計
画等を検討し必要と認めらるる地域について肥料の特配の実施を認めらるるも

5

のとす

(五)

特配肥料の配給割当は左の基準によつて定めらる

(一)

計画配給する蔬菜を肥料の特配対象とすること

(二)

蔬菜の消費者一人当の配給予定数量が大消費地域の消費者一人当の配給予定数量と均衡のとれること

(三)

大消費地域に対する蔬菜の出荷割当の出荷を完遂しない都道府縣又は大消費地域に対する蔬菜の出荷に協力の足りない都道府縣に對しては肥料の割当量を減じ又は停止する場合のあること

(六)

肥料の配給方法

(一)

都道府縣知事は左の事項を確認して蔬菜の出荷者に対して肥料の配給券(様式一号)を發給するものとする

但しこの肥料配給券は甲の場合と區別するため左肩に

中
都
府

の符号を

記するものとする

蔬菜の出荷者が農家又は農家の団体であること

(三) 蔬菜の種類別数量

(一) 公定価格に違反なく取引されたこと

(二)

肥料配給券の發給を受けた農家はこれを自縣(都道府)内の肥料配給公団派出所又は派出所の指定直売所に肥料購入通帳と共に提出しこれと引換に肥料の販売を受けるものとする

(三)

農家の団体が肥料配給券の交付を受けたときは實際肥料の配給を受ける各農家が記名捺印した内訳数量一覽表を作成し肥料配給券と共に生産地の肥料配給公団派出所又は派出所の指定直売所に提出しこれと引換に肥料の販売を受けるものとする

前項によつて購入した肥料はこれを前項の一覽表の数量により各農家に分配するものとする

七

都道府縣知事は各月毎にその發給した肥料配給券記載の肥料数量及び蔬菜の数量を取りまとめ(様式二号)翌月十五日迄に農林省農政局長に報告するものとする

- 八、本要綱により特配する肥料の総数量は五によつて割当された数量の範
囲内とするものとする
- 九、農林省は五によつて割当した肥料の数量より八の報告により配給した
肥料の数量が少い場合はその余剰数量を都道府県から返還させるもの
とする
- 十、公正価格違反等不正取引をした蔬菜の出荷者に対しては爾後肥料の特
配を行はないこととする
- 不正取引又は不正行為のあつた蔬菜荷受者の用彼を取扱ひ蔬菜に對して
は肥料の特配は行はないこととする

大消費地等向出荷資系に対する肥料特配基準

大消費地等向資系に対する肥料の特配率(三)に準る基準数量を左の如く定める
 特配する窒素肥料(硫酸銨)一貫に対する資系の基準数量(一)準る

資系の種類	荷受者の所在する地域別	一月	二月	三月
だいごん	全地域	五〇	全上	全上
かぶ	富山、長野、山梨、静岡各縣	四〇	全上	全上
	以東の各地域	五〇	全上	全上
にんじん	右以外の地域	五〇	全上	全上
	全地域	二〇	全上	全上
ごぼう	全地域	一五	全上	全上
さといも	全地域	二〇	全上	全上
ほくさい	全地域	三〇	全上	全上

自 ら い	か ん う ん	ほ う い ん ぞ う	ゆ ぎ	た ま ゆ ぎ	え ん ど う	い ん ご ん
全 地 域						
四 〇	三 〇	二 〇	二 〇	二 〇	一 〇	三 〇
全 上						
						〇

附記一 糞尿及び漬物配給規則第一條第一項の規定により都道府縣知事
 が指定した消費地帯向出荷糞尿に特配する窒素買肥料（成安規
 算）は石の糞尿基準数量に対して八〇〇反以内とする
 二 四月以降の基準数量は追て指示する

ニニ農局第二九九六号

昭和二十二年十二月十九日

農林省農政局長
食糧管理局長官

殿

昭和二十二年産米供出報奨肥料配給について

この事については十一月十八日附ニニ農政第二四一三号次官名を以て通牒
したが、米の供出に対する報奨肥料は速かに配給し配給遅延のため農家に
徒らに不安の念を孕え心理的悪影響を及ぼすような事のないよう又米の早
期供出者に対しては補肥として確定に施肥として確定に施肥期に間に合う
よう左記の措置を請いて農家になるべく速かに配給出来るようされたい。

記

一 市区町村受持の食糧検査官は専領二の(イ)による報告を農家が一〇〇%以
上供出した場合は直ちに市区町村長になすこと

40

1.26
10~4

201

- 二 市区町村長が一の報告を受けたときは要領二の(四)及(六)による肥料購入通帳の記入を直ちに行ふこと。
- 三 指定肥料取扱業者は農家から米の供出報奨肥料の記入された肥料購入通帳の提示を受けた場合他の割当肥料に優先して販売すること。
- 四 一の報告後に供出した場合及び期限後に一〇〇%を超えて供出した場合の取扱いは一乃至三に準じて速かになすこと。

昭和二十二年産米供出報奨肥料配給要領

肥料(窒素質肥料)

一 報奨基準

昭和二十二年産米を農林大臣の定める期限内に於て都道府縣知事の定める期限迄供出数量が一〇〇%以上に達した農家に対し割当数量の九〇%を超えた数量に対し米一俵当窒素質肥料(硫守換算)二貫を報奨として配給するものとす。

但し期限後に於て一〇〇%を超えて供出した数量に於ては五月末日までの供出に對してこの取扱をなすこととする。

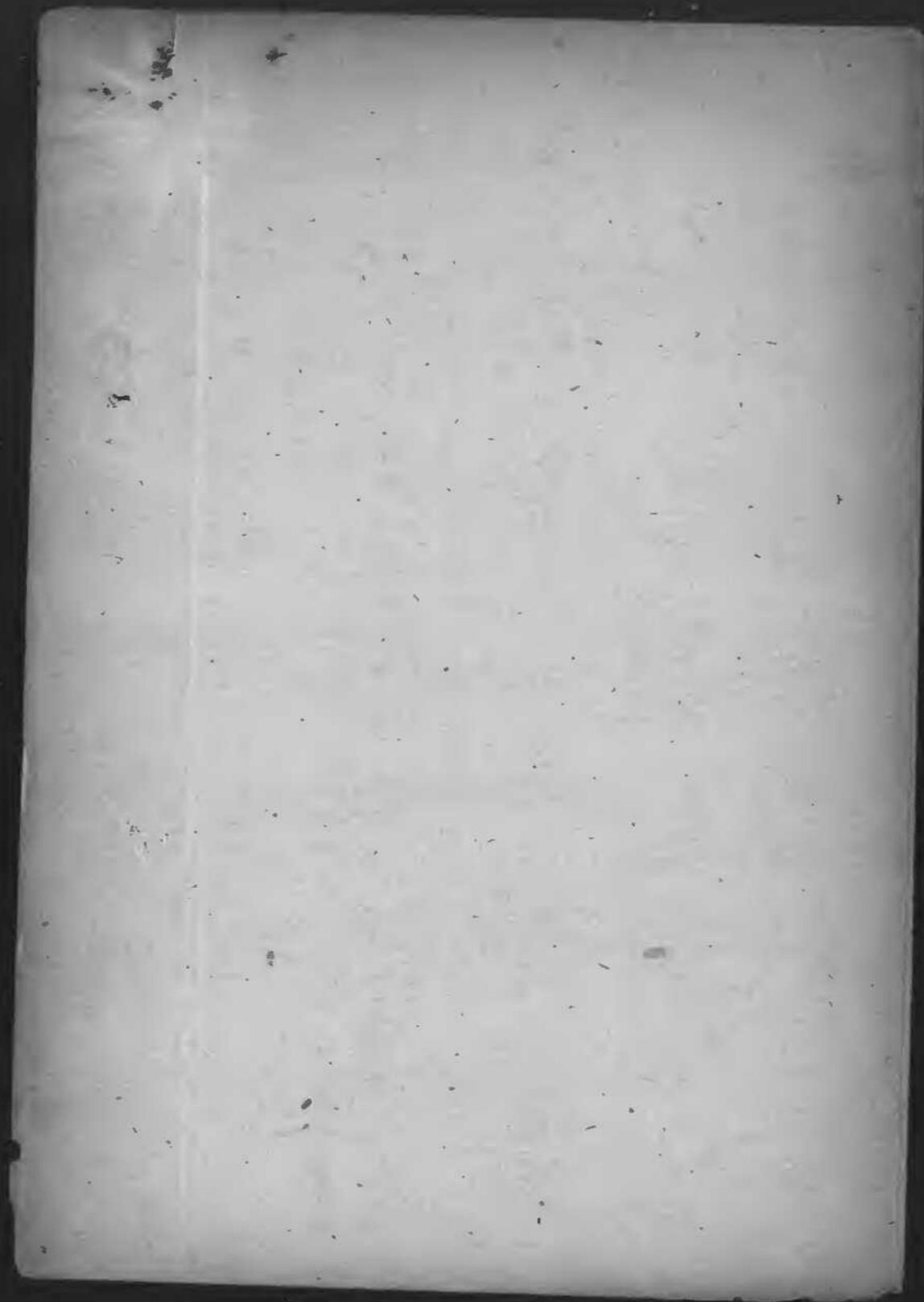
二 報奨肥料の配給方法

(1) 市区町村受付の食糧検査官は知事の定めた供出期限後二〇日以内に供出一〇〇%以上に達した農家毎の供出実績により九〇%を超えた数量に基いて算出した報奨肥料の数量を食糧事務所長に報告すると共に市

- 市町村長に対し供出実績及報奨肥料所要量を報告する事、尚一の但し
 者による報告については五月二〇日までに取纏め報告すること。
- (四) 市町村長は食糧検査官の報告に基づき肥料配給規則に従い農業者の肥料購入通帳に記入するものとす。
- (ハ) 農業者は(四)により記入された肥料購入通帳を自己の登録指定肥料取扱業者に提示して肥料の配給を受ける。
- (ニ) 食糧事務所長は(四)による報告を知事の定めた供出期限後三十日以内に食糧管理局へ報告する事。
- (ホ) 市町村長は(四)によって記入した数量を供出期限後六〇日以内に知事に報告する事。知事はこれを纏めて食糧事務所に連絡し農林省農政局及肥料配給公団支所に報告すること。
- (イ) 市町村長は(四)の数量によって指定肥料取扱業者の取扱数量を業務用肥料購入通帳に記入すること。

三、代替雑穀の取扱

米の代替として供出せられた雑穀分の報奨肥料についてはこれを米換算米一俵当量系質肥料へ硫酸換算し二貫に相当する肥料を配給するものとす
 ること。



33

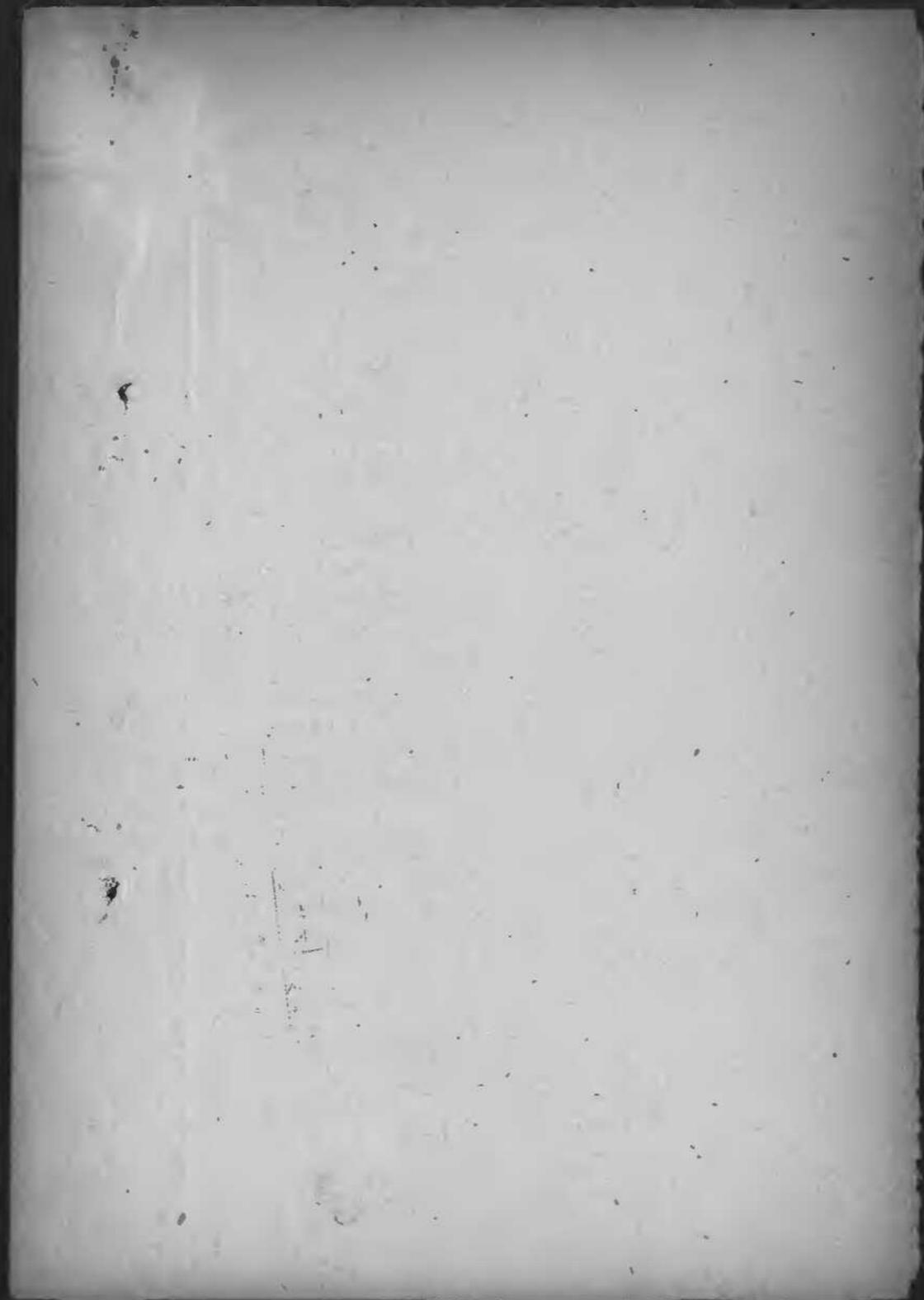
昭和二十二年度油糧惹荷確保のたりのリンク削減要領(案)

昭和二十二年度油糧の供給確保については、陸海空軍總司令部に対し油
 脂原料の輸入を懇請するとともに、世面國內産油原料につき種々の施策を
 講じてその増産を供出につとめ、かつ、食糧や軍需品の最終期に際しては
 特にその公正なる出荷を促進し、リンク削減の目標達成の達成に困難とな
 った場合には、農林園藝決定を見たり、リンク削減の拡大及び計画化の園、う措
 置要綱として、基本油糧の惹荷確保につとめ、リンク削減を大膽に特に目
 上効果がある、認められる作業用品、日用品、嗜好品、ついで本年度後半期
 生活物資需給計画に於て油糧部門に配当せられた数量中、食油工場労働
 者に対する分を除く全部をこれに充てることとし、左記のとおりその配当を
 図るものとする。

記

本案によるリンク物資を配給する場合

1-13
10-4



63

二二食糧第四五七七号

昭和二十二年十月三十日

知事殿

食糧管理局長官
大蔵省主税局長

昭和二十二年産米及び早稲甘藷供出報奨用酒類特配の件

昭和二十二年産米及び甘藷の供出については特段の御配慮を願し居るが
昭和二十三年度の食糧需給事情に鑑み供出割当の完遂並に超過供出を期す
爲に貴縣(都道府)に対し別紙の通り割当数量にリンクして特配すること
となつたから別紙要領により之を最も有効に活用して所期の目的を達成せ
られたい。
存付超過供出分については貴官の申請に基づき追加割当をす方針である
から申添える。

1.28
10a4

207

昭和三十一年産米及早堀甘藷供出振替用酒類特配要領

一 特配の対象
 昭和二十二年産米の早期供出 完了供出及び超過供出をした首並びに昭和二十二年産早堀甘藷供出者とする。

二 特配酒類の種類及び数量

(1) 種類

清酒又は合成清酒

(2) 数量

早期供出分	石
完了供出分	石
早堀甘藷分	石
計	石

但し米穀等の供出実績により石の石数は調整するものとする。
 尚超過供出分については縣知事の申請に基づき追加するものとする。

三 特配基準
清酒又は合成酒と焼酎により代替する場合は前記石数の八割とする。

供出報奨用酒の特配は四の供出期限内に供出したものにつき左の基準により特配する。

一 昭和二十二年産米の早期供出をしたものに対し一俵当 二合

二 昭和二十二年産米の供出完了をしたもの（早期供出分を含む）に対し
この場合において供出完了前であつても供出期限内に完了の見込があるときはその供出者数量に対しこれを特配することができること、
但し早期供出分に対する一俵当一合の特配は供出完了後において実施すること。

三 昭和二十二年産米の超過供出をしたものに対し一俵当

四 昭和二十二年産早堀甘藷を供出したものに対し一俵当（十二貫）一合

四 供出期限
一 米の早期供出期限は昭和二十二年十月三十一日とすること。

2 米の供出完了期限は農林大臣の定める期限内において都道府県知事
が定める期日とする。

3 早堀甘藷の供出期限は十月二十日とすること。

石の期日は米にありては食糧検査員の発行する受入調書の日附とし、
早堀甘藷は食糧検査日附とする。

五 割当方法

1 地方廳月一定の期日現在で市町村別の供出割当数量並びに早期米
及び早堀甘藷の供出見込量に基づき二の割当石数の範囲において三の
特配基準により市町村別の酒類割当配分の資料を作成して財務局又は
地方廳所在地の税務署に提出し割当を受け之を市町村長に通知す
ること。

2 財務局又は地方廳所在地の税務所は一の割当を決定したときは之
を関係税務者及び都道府縣酒類販売株式会社に対し必要を通知す
ること。

3 市町村長は1の通知の範囲内において食糧検査員の確認を受けた
供出量に於て3の特配基準より一定の期日における受配者毎の割当
配分の資料を所轄税務署に提出して割当決定を受けること。
4 税務所長は3の割当決定をしたときは、各供出者との酒類購入切
符(別紙様式三)を発行するものとし各受配者はこれにより酒類配
給所より購入すること。

六 特配期限

1 早期供出米及び早掘甘藷については昭和二十二年十一月末日とす。
2 供出完了米については東北北陸地方は昭和二十三年三月末日とし
その他の地方は同年四月末日とする。
3 超過供出米については可及的速に配給を受けること。

七 事務処理の方法

1 市町村長は五の3により各受配者毎の割当配分の資料として個人
別台帳(別紙様式一)を作成し、所轄税務署に提出して認印を受ける

二と

2 税務署は市町村長より提出の割当申請の資料に基づき別紙様式(二)の特
別配給用酒類購入切符を発行し市町村長を通じ供出農家に交付するこ
と。

右の手続に当りては市町村長は購入切符に受配者の住所、氏名及び割
当申請数量をそれぞれ記入し酒類特配台帳を添え税務署に提出するこ
と。

八 報告

1 早期供出米及び早掘甘藷供出に対する報奨金は夫々供出期限にて精
算し割当量に對する過不足を別紙様式(四)により算定し十一月十五日迄
に食糧管理局長官宛報告すること。

食糧管理局は之の報告に基づき大蔵省主税局長と協議の上不足の場合は
追加し過剰の場合は超過分に繰入れるものとする。こと。
2 特配酒の配給状況について別途指示する様式により十一月下旬分よ

酒類管理局长宛報告するに

様式 (一) 米及早稲甘藷供出報奨用酒類特配合帳

供出割当数量 俵 受配者住所

代名

月日	供出数量	検査員 甘藷 早稲	酒所要量 (油又は焼酎)			割当申請数量	残合	検査員 印
			米 早稲 普通	米 早稲 普通	早稲 普通			

記入上の注意 ① 供出と受配者との関係は、酒類管理局长宛報告するに
 ② 供出と受配者との関係は、酒類管理局长宛報告するに
 ③ 供出と受配者との関係は、酒類管理局长宛報告するに
 ④ 供出と受配者との関係は、酒類管理局长宛報告するに

様式 (二)

特別配給用 (主要食糧供出報奨用) 酒類購入切符							
割当番号	N/O	年度	昭和22年度				
受配者	※	用途	供米(早稲甘藷)報奨用				
住所氏名		有効期間	発行日ヨモ一ヶ月間				
割当明細	種類	及升合	数量	受領事項	領	證	受領者氏名印
発給年月日	昭和	年	月	日			
割当主任官の官民名印	大	蔵	事	務	官		
発給官廳名及印		税	務	所			

記入上の注意 ※印の欄は市町村長に於て記入するに
 種類及び数量欄の記入は清酒壺斗貳升参合〜123合と
 するに

様式(三)

早期供出米及早掘甘藷酒所受量調

区分	供出数量	酒所要量	割当量	不足
早期供出米		石	石	
早掘甘藷				石
計				

備考 早期供出米の供出期限は十月末日早掘甘藷は十月二十日とする。

第一一七一

大藏省主税局長

各財務局長殿

昭和二十二年産米及早掘甘藷供出報奨用酒類の特配について
 標題について中央苗保分(本年度下半期分産業用)から割当てることに
 して、別紙の通り食糧管理局長官との連名で各府縣知事及食糧事務所長宛
 通達しておいたから右に御了知のうえ、左記により配給の万全を期され

記

一、昭和二十二年産米及早掘甘藷については増産供出を利戟し國民生活
 の安定を確保するため、その供出量に応じて一定の数量を持配するリン
 ク製に改めたこと。

二、この特配は多量でありその特配も各供出ごとに数回に渉り行われるも

のと思われらるるから地方卸商機関を篤と指導し確実な菓荷と配給の内滑を期すること。

三、別紙添附の昭和二十二年産米及早堀甘藷供出報奨用酒類特配要綱（以下要綱と云う）二の特配数量は供出見込量により暫定的に一応割に当つたものであつて恒書の通り当該都道府縣の供出成績により適宜調整するものなること。（超過供出分は供出成績により別途追加割当を見込めること。）

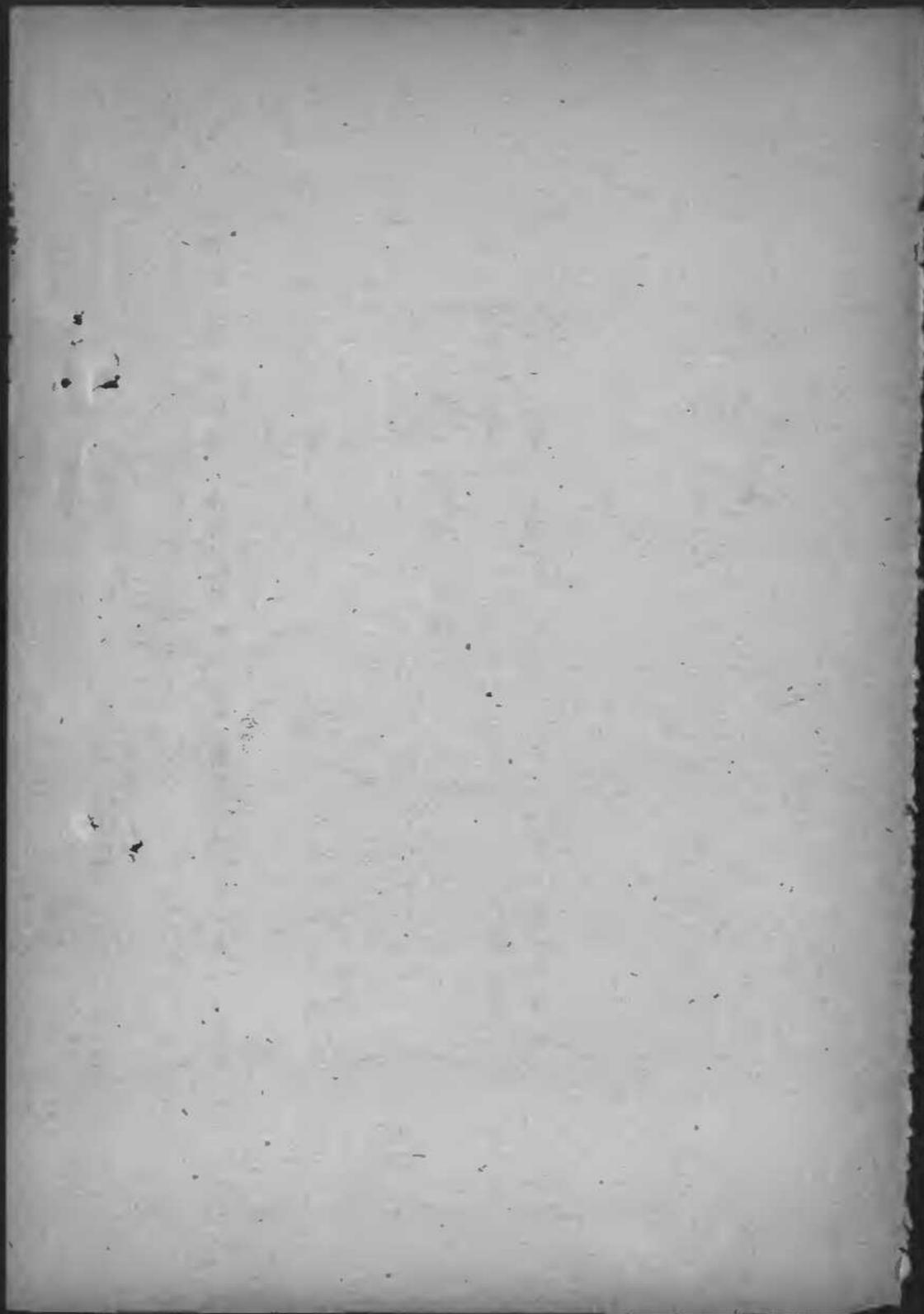
四、要綱三ノ二の完了供出に対する分は原則として各農家が供出完了したとさへ限り特配するものであるが、供出期限内に供出完了が予想せられる場合に限つてのみ供出数量に対して特配しても差支えないこと。この場合早期供出に対する供出完了分へ一俵当り一合は保苗して供出して供出完了後特配すること。

五、供出事情によりすでに割当済のものでも政務局は各都道府縣内の割当数量の範囲内各税務署ごとの割当数量本税務署はそつ税務所の

割当数量の範囲内で各市町村毎の割当数量本適宜変更しても差支えないこと。

六、要領七のノ一により市町村において個人別台帳を作成提出することになつてゐるから、その提出があつたときはよく念査し酒類購入切符（購入切符をして提出することになつて居る。）の記載についても特に改竄されたいよう留意の上要印を押捺して発行すること。

七、配給実施状況を各月ごとに調査し本年七月二日附蔵税第一八二六〇計通牒中左記三に準じて翌月十五日迄当局に到着の見込で報告すること。



ニ農政第二六七九号

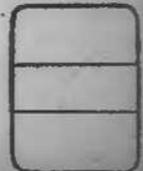
昭和二十二年十二月二十一日

知事 殿

農 林 次 官

蔬菜生産増強措置に関する件 通達

食糧需給の現状に付、昭和二十三年度主要食糧農産物の増産に關し
 ては、既に之が計画御取進み中の事と存する次第であるが、更に國民食生活
 の現状から生鮮食糧たる蔬菜供給確保のゆゑに、出まわい事情に鑑み
 去る十一月十八日閣議決案「生鮮食糧品配給確保に關する緊急具體措置」
 に基き、今後必需蔬菜の都市向主要出荷地帯についてはその生産増強並びに
 出荷確保に付、主要食糧農産物と同程度の強力なる「生産増強並びに
出荷確保に付、主要食糧農産物と同程度の強力なる」を講ずべく、具體策
 を検討中であるが、今後都市向蔬菜主要出荷地帯に蔬菜指定産地を設定
 して、左記に依り重大の蔬菜の生産増強並びに出荷の増強を期する事とした



の不 御了知の上 蔬菜生産、別期の増強を計るよつ取り進められなく通達
する。

記

- 一 蔬菜指定産地設定の基準及び方法は別紙「蔬菜指定産地設定要綱」によること。
 - 二 蔬菜指定産地における蔬菜の生産及び出荷計画を定め之に基づいて都道府県知事から蔬菜作付の指示をすること。
 - 三 生産計画に必要な肥料については別紙「蔬菜指定産地における蔬菜用肥料割当配給要綱」により割当配給すること。
- 昭和二十二年十一月二十一日附二二農政第二四三七号通達で割当つた昭和三十二年一月十七日分蔬菜用肥料全量（開拓地分を除く）は蔬菜指定産地にも重点的に割当配給すること。
- 但し右が既に下達済別割当の完了して改定し得ない場合は、こ

- 四 蔬菜の生産及び出荷計画に必要な資材及び出荷資材は、農林省においで可及的にこれを確保し優先的に配給すること。
- 五 蔬菜指定産地における蔬菜生産者より水害の完全保存を怠らないものに対しは主食の労働に配するもの。
- 六 この蔬菜農家に付する主食加配についてはおつて別途通達する。
- 七 蔬菜指定産地の生産計画の推進を図るため、都道府県に専任職員を設置し、國庫補助による元金があるが、これについてはおつて別途通達する。
- 八 蔬菜指定産地の出荷機構を整備すること。
- 九 要すればこれを公認出荷機関として登録し、計画出荷の促進を図らせ

蔬菜指定産地指定要綱

- 一、蔬菜指定産地は都道府県知事が二、三、四の基準により指定し、その指定する地区の地区として農林大臣が認可の上とする。
- 二、蔬菜指定産地は、気候風土及び農業経営上も蔬菜栽培に適し、且つ蔬菜の出荷輸送上も便があつた。蔬菜の生産を量的に増強し得ること。
- 三、蔬菜指定産地は農林大臣の指定消費地域又は指定する出荷先に対し、当該産地内生産蔬菜の三分之二以上を出荷し、且つ年間に十割以上の蔬菜を出荷し得ること。
- 四、蔬菜の種類及び生産時期等により、特に重要と認められる産地については、前項の基準によりなつてもよいこと。
- 五、蔬菜指定産地は、蔬菜の生産計画及び出荷計画を樹て、これに従つて、確実に生産し、且つ計画出荷を完遂し得ること。
- 六、都道府県知事は、その指定した消費地域に対し必要なる場合は、前号

返に準じて、都道府縣蔬菜指定産地を指定することがある。
 この場合は都道府縣知事が選定した産地に付、農林大臣の承認を得て指
 定するものとする。
 六、蔬菜指定産地で、その成績不良な場合又は農林大臣又は都道府縣知事
 の指示に従わない場合には、農林大臣又は都道府縣知事は指定を取消す
 ものとする。

蔬菜指定産地における蔬菜用肥料割当配給要綱

- 一、実施地域
農林大臣が指定した蔬菜指定産地及び都道府縣知事が指定した蔬菜指
定産地とする。
- 二、実施時期
昭和二十三年一―七月肥料から実施する。
- 三、肥料割当配給の対象
蔬菜指定産地において蔬菜の種類別生産計画及びこれに伴う出荷計画
を樹けた農家とする。
- 四、肥料割当配給の基準数量
（一）都道府縣は農林省と協議の上蔬菜指定産地毎に当該指定産地におけ
る配給肥料の蔬菜種類別反当施肥基準数量を定めること。
（二）肥料割当配給の方法

- (一) 都道府縣知事は蔬菜指定産地の市、町、村に對し、四の及当基準量と三の計画面積とを基礎として肥料を割き、そのこと、
- 節、町村長は肥料を右に準じた方法によつて各農家に割き、そのこと。
- (二) 農林大臣の指定産地及び都道府縣知事の指定産地の兩者がある場合、都道府縣に割き、られた蔬菜用肥料が五の(一)によつて配給するに不十分な場合は農林大臣の指定産地に對する割きを優先的に考慮すること。
- 六、本要綱による肥料配給の停止
本要綱による肥料の配給を更けた農家が正当な理由がなく、三の出荷計画による出荷を完遂しなかつた場合又は蔬菜を公定價格に違反して販売した場合に於ての農家に對しては、次期以降本要綱による肥料の配給を停止すること。
- 七、報告事項

都道府縣知事は、蔬菜指定産地の本要綱による肥料の割きとした場合は、直に別紙様式による報告書を農林省に提出すること。

附記
蔬菜指定産地の指定及びその指定産地の内の農家の生産計画が十一月二十一日附の農政第二四三七号を以て都道府縣に割き通達し、昭和二十三年一月十七日肥料指定産地別割き規則に於ては、今後は、この場合、都道府縣に於いて蔬菜指定産地を予定し、当該指定産地に於いて予定せらるる生産計画に要する肥料を当該指定産地に對し、予め割きと生産計画の実施に手達を生じないようになすこと。



ニニ食局第三一二七号

昭和二十二年十二月二十六日

農林省食品局長

島根 山口 徳島 佐賀
長崎 大分 熊本 宮崎 各縣知事宛
鹿児島

昭和二十二年年度第三四半期漬物業務用塩割当の件
昭和二十二年年度第三四半期漬物業務用の塩に付いては、専売局に五パーセントの協業の結果、貴管下に対し右記の通り割当することと決定し、割当量につき関係所管の地方専売局長に対し通牒した。水のうち、八大消費地域向出荷漬物用の塩に付いては、別紙の「大消費地域向出荷漬物用塩のリンク配給に關する要綱」に基き、優先的に配給を確保することと決定し、専売局と別紙の「写の通り地方専売局宛通牒した。これに基き右記出荷割当につき、生産者（団体を含む）別に出荷割当を行つと同時に、割当数

2-9
1024

220

量その他必要事項を記載し、その出所を証明する文付し、これを関係所管の地方
 平売局に提出せしめ、所要量の現物配給を優先的に受けることとした。又
 縣内消費漬物用塩について、これによつて所定の漬物生産量を確保し、
 縣内消費並に縣外自の計画による縣外出荷に充てられた。一但し上記に
 掲げた石炭労務者及家族用漬物割当量は必ず優先的に配給せられた。一
 追つて関係所管の地方平売局と充分に連絡の上割当塩の入手を図られた
 い。

尚本件八大消費地域向漬物出荷については、十一月二十四日附ニ食局
 第五六号の漬物の出荷割当に関する件と通牒並に十二月二十日附ニ食
 局第三〇七九号の漬物の出荷割当変更に関する件と通牒により指示済で
 あり、同通牒の定むる出荷時期に出荷できない場合には翌月に繰越して出
 荷しても差支えないが、必ず割当数量の出荷を完遂せられたい。

記

一 八大消費地域向漬物出荷割当
 たくあん出荷割当数量 塩割当数量 (一樽につき) 出荷无
 樽

(備考) 一 たくあんの代りにその他い塩漬を出荷する場合は一割当のこと
 二 一樽は十八貫入り以下同じ

二 縣内消費漬物生産
 たくあん
 生産数量 塩割当数量 (一樽につき) 生産数量 塩割当数量 (一樽につき)
 樽

(たくあんの用途別)

一 散用
 石炭労務者家族用 (十月内生産量) 一人日五分

樽

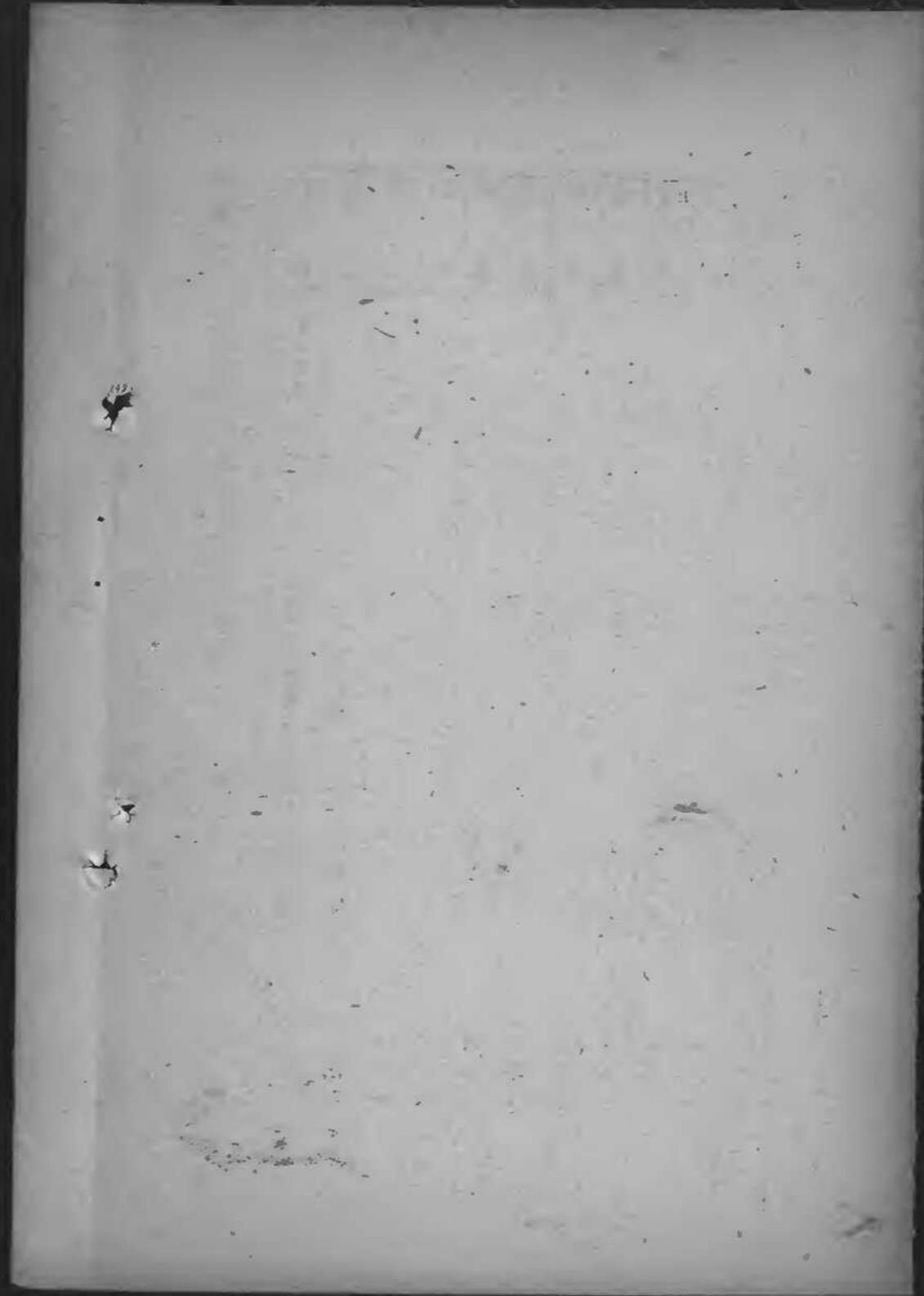
鹿兒島	宮崎	大分	熊本	長崎	佐賀	福岡	高知	愛媛	香川	徳島	山口	広島
28,000	45,000	100,000	130,000	70,000	40,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
182	293	65	85	46	26	1				557	46	4
北九州市 100,000	北九州市 100,000	北九州市 100,000	北九州市 100,000	北九州市 100,000	北九州市 100,000	北九州市 100,000	北九州市 100,000	北九州市 100,000	北九州市 100,000	北九州市 100,000	北九州市 100,000	北九州市 100,000
5,930	4,430	3,280	4,030	4,770	3,000	2,090	2,330	2,630	1,200	5,370	4,770	3,180
3,861	2,881	2,461	2,621	3,101	1,951	721	1,711	1,211	1,121	3,491	3,101	2,071
4,560	1,440	680	760	800	500	2,200	3,800	3,800	2,400	2,000	800	1,360
729	52	64	38	40	25	182	19	19	12	101	40	68
6,490	5,400	4,200	5,000	5,500	4,000	800	1,900	1,900	1,200	450	350	2,750

別記(二)

別記(二)

石炭汚務香反家族用積物(トクノ人)所要量

計	熊本	長崎	佐賀	福岡	愛媛	徳島	山口	岡山	広島	計
9,617.8	4,618	2,241.1	7,853.8	6,330.1	1,533	3,811	8,553.5	1,391	1,053.2	石炭汚務香反家族用積物(トクノ人)所要量
5,070	220	4,110	3,410	2,740	100	200	3,790	60	50	同上所要量(創当量)
3,442.3	4,008	4,272	2,651	8,346	2,629	5,368	4,391	2,074	6,850	一般用 創当量
3,843.0	4,330	4,770	3,000	1,100	2,630	5,370	4,770	2,080	6,900	計(一般内用トクノ人)



九三三三号

昭和二十二年十月十五日

専賣局塩脳部長

地方専賣局長殿

大消費地向出荷漬物用塩のリンク配給について

首題については先に閣議決定を見たり別添のリンク制の拡大及び計画化
に関する措置要綱に基づき当局と経済安定本部及び農林省の間はその実施要
領を協議中であるが、とりあえず下月度において業務用漬物用塩の供給を
行う地域に計しては別添通牒によらしめることとしたので参考までに送付
する。

なお、リンク制の効果を十全ならしめるための増購入券の発給官署を消
費地の塩販売官署にするのが適当か否かに関して、更に塩現物の事情事務
連絡の円滑の点等を考慮し検討を要するものと思われ、ので十一月以降に

二号
二十二年十月十五日

おいて配給すべき地域に適用すべき実施要領はあつて正式には指示する
ととするが、予の府縣当局とも連絡し準備し置が川たい。

大消費地帯向出荷資物用塩のリンク配給に関する要綱

一 主旨

本年夏下半期における大消費地帯向資物の生産及び供出を確保するため
先に決定されたリンク割の拡大及び計画化に関する措置要綱に基づき、各生
産者に対し計画的にその供出と塩のリンク配給を行はうとするのである。

二 リンクの方法と配給基準

(1) 農林大臣の指示に基づき都道府県知事より大消費地帯向出荷の割当を受
た生産者へ指定生産者シがその生産に付する資物を生産地の各出荷機関
を通じて大消費地帯の公認荷受機関に出荷する場合に對してリンクを
実施する。農林大臣の指定する大消費地帯とは六大都市及びその近接都
市、広島、吳地域、北九州地域、茨城船舶その他農林大臣が必要と認め
る用途又は地域をいう。
の配給基準量

供出漬物、沢庵漬一樽に付六五キロ、蔬菜塩漬一樽に付五五キロリンク配給す。

三、実施要綱

- ① 農林省は各四半期毎に、専売局と協議の上都道府県漬物の生産基準数量及び農林省の割当指示によつて他縣より供出さ受けることが必要な数量（受配所要量）の計画（需要計画）をたてること。
- ② 前記の所要計画の必要物の時期的關係及び運の需給調査を考慮して、前述の需要計画の外に、特に各月別毎に需要計画をたてること。
- ③ 専売局は農林省の需要計画に基づき都道府県別漬物の基準生産量及び受配所要量に対する所要量の割当計画を決定し、地方専売局に指示すること。
- ④ 農林省は大消費地域の受配所要量に対する供給計画をたて、都道府県別受配地域別、月別出荷数量を決定し、当該都道府県知事に対し、出荷割当の指示を行つと共に、専売局に報知すること。
- ⑤ 農林省より大消費地域出荷割当の指示をうけた都道府県知事は、この指

- ⑥ 示に基づき生産者別、大消費地域別出荷割当の指示を行つと共に大消費地域向出荷証明書（証明書）を交付すること。
- ⑦ 出荷縣を管轄する地方専売局は証明書を併参して、申請する者に対し、②の数量及び③の範囲内で大消費地域向漬物リンク用塩を優先的に現物配給すること。
- ⑧ 専売局は③の数量に基づき予の大消費地域向出荷のため、所要の塩の現物を出荷縣管轄の地方専売局に割当配給し置くこと。
- ⑨ 農林省は、出荷縣及び大消費地域都道府縣の報告に基づき、指定生産者の出荷成績を専売局に報告すること。
- ⑩ 専売局より出荷割当を完済しなかつた指定生産者に対する措置について、農林省と協議の上、地方専売局に指示して実施せしむること。
- ⑪ 其の他実施上必要の事項は農林省と専売局とに於て協議の上決定すること。

（別紙）

リンク制の拡大及び計画化に関する措置要綱

ニ一九一八
閣議決定

一 流通秩序確立対策要綱に基く、重要物資の生産を制或しその公正な出荷輸送を促進するためのリンク制の拡大は指定配給物資及び指定生産資材の総合的な需給計画に従い、労務用物資の割当及び配給に関する基本方針及び基本計画に即し概ねつぎの要領によりて之を定め、総合的且つ計画的に之を行つ。

ニ リンク物資及びリンク物資の配当を受ける者の範囲

ハ リンク物資の種類はリンク物資の配当を受ける者が作業及び生活上必要とする指定配給物資及び指定生産資材中からリンク制の目的達成上効果があると認められるものにつき食糧、作業用品、生産資材、嗜好又はその他の物資の中から選定し且つ必要ある程度に止める。
ロ リンク制の適用は、産業の復興及び民生の安定上最も重要且つ基礎的

を産業であつて生産供出輸送について国家計画の樹められてゐるものに従事する者について、これを行ふこととし差当りつぎの者につき重点を置いて速かに実施する。

(1) 米、炭、油類、雑穀の供出をする生産者につき衣業用品、生産資材、嗜好品など。

(2) 炭鉱における坑内夫、坑外夫及びその家族につき嗜好品、衣業用品、食糧など。

(3) 鮮魚介の出荷をする漁業者につき生産資材、自操嗜好品、衣業用品など。

(4) 薪炭の供出をする生産者につき食糧、衣業用品、嗜好品など。

(5) 蔬菜の供出をする生産者につき食糧、生産資材、嗜好品、衣業用品など。

(6) 経済安定本部所管炭、油、米、食糧、嗜好品、衣業用品を輸送するトラック運送業者につき給費消費資材など。

石の外必要に応じマリンク制を適用する範囲を拡大する。

(三) リンク物資の数量はリンク物資の需給計画よりリンク物資の配当を受けける者の従事する業種に対する配当量の範囲内においてリンク物資の配当を受けける者の従事する業種及びリンク物資の性質に応じてできらる。

マリンク制の目的達成上効果があると認められ且つ実施可能を程度に、あつて定めると概ね生産資材及び作業用品について原則として全額

又は大部分を食糧は、その労務加配量の一部又は相当部分を嗜好品について原則として全額をその他の物資については適宜にこれを充てる

ことと目途とする。

(四) 隠匿物資で利用し得るものはこれを優先的にリンク物資として利用するものとする。

ニリンク物資の割当

(一) リンク物資は原則として各リンク物資の配当を受けける者について予め時期及び比率等を考慮して定める一定の標準に従ひ生産供出又は輸送

の豊にリンクしてこれを割当てることとし、その需給計画上の供給力の関係上リンク物資の配当を受ける者全部に亘り、これを割り当てる場合が困難な物資については、適当な範囲内において、点教制の採用又はリンク物資間の代替割当をすることを考慮する。

(二) リンク物資の割当に当たっては、リンク物資の配当を受ける者の生産供出又は輸送すべき責任量を定めるに科学的に決定し、その責任遂行の度合にリンクして割当量を加減するものとする。

石炭、鉄鉱石は原則としてリンク物資の配当を受ける者が生産、供出又は輸送する物資の数量について、リンク物資の配当を受ける者の個人に過ぎないことを定めること個人別に定めることが困難なものは工場事業場又は採炭集団ごとによりこれを定めることとする。

(三) リンク物資の割当計画及び割当の標準は、リンク物資の配当を受ける者の従事する業種につき一定期間ごとに経済安定本部総裁がこの水定めの水に基づいて各リンク物資の配給に關し権限がある主務大臣がこの水

を実施すま。

前項の主務大臣は、その実施に当りリンク物資の配当を受ける者の従事する業種の生産、供出又は輸送に關して権限がある主務大臣に十分協議し、その要請に応じて円滑な実施を図るものとする。

右の要請は、リンク物資の配当を受ける者の従事する業種の生産供出又は輸送に關して権限がある行政廳に對してリンク物資の割当を要請することによりこれを執行するものとする。

四) リンク物資の割当は指定配給物資配給手続規程及び指定生産資材割当手続規程に基づいて原則としてリンク物資別に各リンク物資の配当を受ける者ごとに配給割当公入書によりこれを執行する。

五) リンク物資の割当計画へ数量、時期及び比率はリンク物資の配当を受ける者の従事する業種の生産供出又は輸送計画と共に公表するものとす。

四) リンク物資の配給は備蓄及び輸送

- 一) リンク物資の配給は指定配給物資手続規程及び指定生産資材割当手続規程に基づく該物資の配給に関する法規によりこれをを行う。
- 二) 特にリンク物資の計画的にして確實な配給を実施するためのその必要な数量を備蓄 輸送することにより努めるものとし、その機関としてリンク物資につき特定の政府機関がなすものについては差当り必要に応じて産業復興公団を活用するものとし、これがため必要な機構の整備及び融資等の途を道がとる。
- 三) リンク物資の配給に関し権限のある主務大臣はその配給を計画的に実施するたの心思に依り生産者又は販売業者に対し譲渡の制限又は出荷の命を下さるものとする。
- 四) リンク物資の輸送については特に並期円滑を輸送を行つたため必要な措置を講ずる。
- 五) リンク割当の推進及び並立

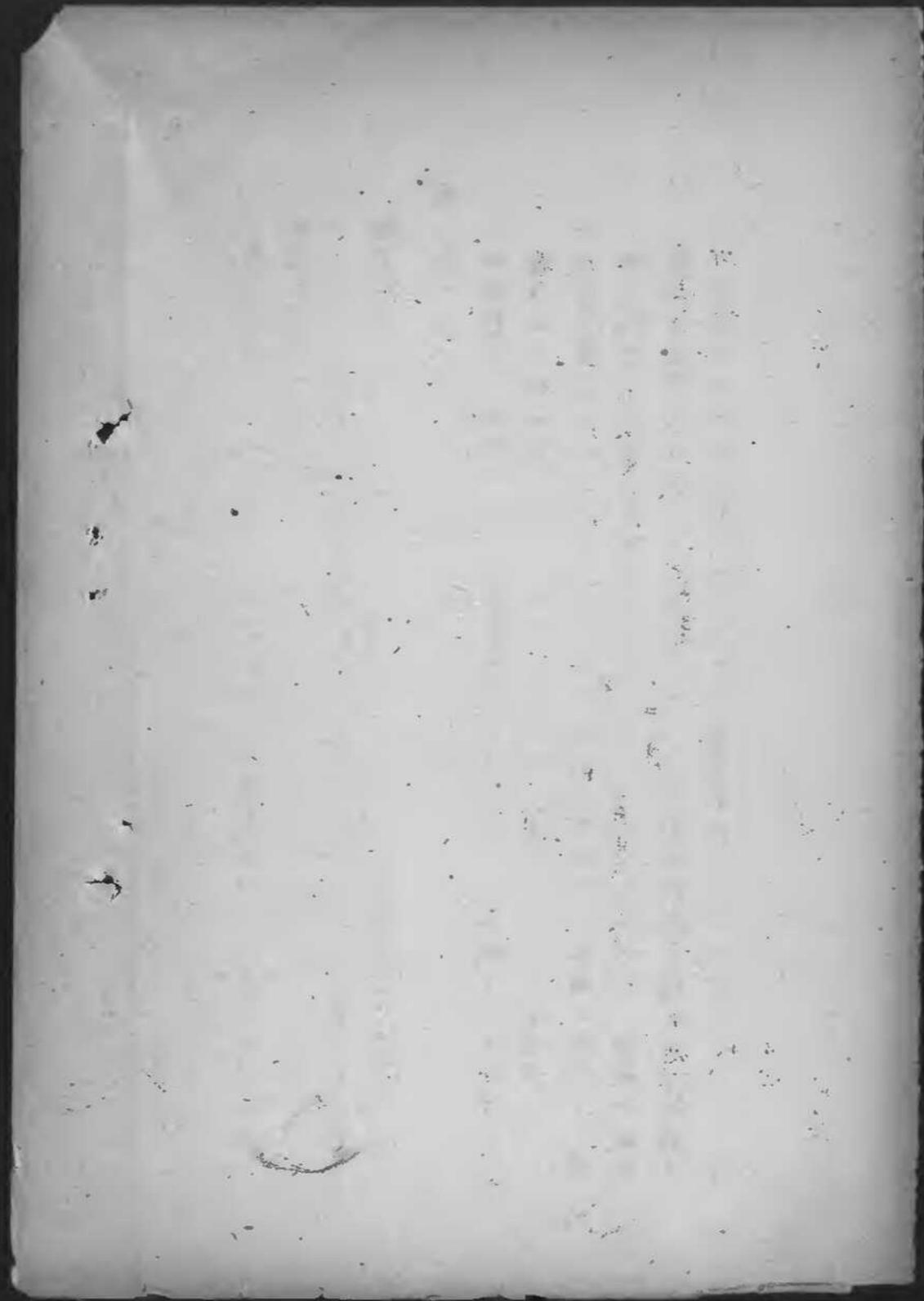
一) リンク割当に関する計画の確実且つ円滑な遂行を図るため経済安定本部

に部門関係局の外関係局 関係団体の代表者及び各識経験者から成る推進委員会を設ける。

二) リンク割当に関する計画の実施状況を絶えず監査するため特別の措置を講ずる。

備考

- 一) 本措置は 昭和二十二年産産米及び甘藷の供出に関するものから実施するその他のものについてもできるだけ速かにこれを実施する。
- 二) 生産企業について、できるだけ科学的な標準判定基準を形成し、資材の割当と生産品の実績とを常に照合することにより、生産品の生産又は出荷にリンクして次期における資材の割当を停止又は削減するなどの一時的措置について別途措置するものとする。



32

ニニ局第三五五四号

昭和二十二年十一月二十七日

農林省水産局長
大藏省主税局長

殿

鮮魚介類並に加工水産物に対するリンク酒特配要領の件

現下の民生安定のため鮮魚介類並に加工水産物の計画出荷の確保と配給の円滑を図るに最も緊要なるは鯨及び鰹の昭和二十二年十一月十八日閣議決定に基く「生鮮食料品配給確保に關する緊急具體措置」に依り従来と異なり此て來の特配物資リンク割の拡大強化が計り別敷く鮮魚介類並に加工水産物はリンク物資特配要領に依り出荷数量はリンク割に依り酒（第一種）は従来より実配されたるリンク割特配酒、第二種は従来産

1-13
10-4

231

業用特配酒として漁業労務者に付し特配され採つたものがリンク割に切り替へられ在るものの特配を実施するに決意し在り、早急は本主旨を未端まで周知させて新規の目的を達成するやう格別の御配慮を願ひ在り。尚貴縣分の割当数量はとりあへず別紙の通りである。右通牒する。追而、前要領に比し本酒特配手続に付若干訂正ヶ所があるから参照の上遺憾なきやう指導され在り。

鮮魚介類並に加工水産物に対するリンク物産特配要領(酒)

イ 特配の対象

鮮魚介類

農林大臣の指示又は農林大臣の指定する消費地以外の消費地へ翻道所縣知事の手指示に基き公認出荷機関を通じて、消費地の公認出荷機関を通じて出さるい特別の事情のあるものは別紙に付添はるものとす。

ロ 特配基準

物産名	特配基準	備考
第一種 酒	一五〇貫に付一付	農林大臣の指定する消費地(指し示す)
第二種 酒	各都道府縣に割当され在る範囲内 に於て陸揚地に対し知事から定められた 要領並にリンク割に依る	上記の特配要領並にリンク割は農林省水産局長の特配要領前口報告するに依る

特配手続

- 11) 農林省は特負介類の出荷許画に基き特配手続の当取量を算出し、関係官廳に通知決定の上、都道府縣並に地方關係官廳へ通知する。
- 12) 関係官廳は農林省の通知に基き都道府縣別割当数量を決定し、地方關係官廳に割当通知する。
- 13) 特配物資の特配を受けようとする者は特配物資特配割当申請書（様式第一号）に甲級陸揚地地号として農林省駐在官又は甲級陸揚地地号については当該都道府縣知事の出荷確認を受け、農林省資材調整事務局長にこれを提出する。
- 14) 農林省資材調整事務局長はこれを取纏めて所轄の都道府縣（所務局所在地外の地）にあつては地方廳所在地役務署に提出する。
- 15) 農林省駐在官又は都道府縣知事は前項の出荷確認をする場合は出荷証明書と出荷先の鮮魚介類の荷受証明書（昭和二十二年十二月八日二二局第三二八四号水産局長通牒に基くもの）を照合の上確認するものとする。

とする。

- 15) 公認出荷機関は出荷先の鮮魚介類の荷受証明書（前項に同じ）を取纏めての都道府縣農林省駐在官又は都道府縣知事に提出し置く。
 - 16) 農林省資材調整事務局長は(15)の申請に基き決定をする数量に基き、役務署物資特配券發給所は割当数量に基き、特配割当申請書の交付を受け、若し特配物資特配券發給所にて夫々の特配券の交付を受け、夫々の關係配給所にて特配物資を納入する。
 - 17) 其の他の手続については従前の配給手続によるものとする。
- (四) 報告及び監査
- 11) 公認出荷機関は毎日出荷証明書と荷受証明書を、出荷先別に整理し、様式（第一号）により農林省駐在官又は都道府縣知事に提出し、農林省水産局長は二月五日迄に報告する。
 - 12) 農林省資材調整事務局長は毎月交付した特配割当証明書を整理し、別

荷受換頭名
出荷数量

右の通り出荷しむることを確認する

年 月 日

農林省 駐在官 氏名 (印)

註 初産所産物等の確認の場合も本様式による

第一種リ夕酒甲級陸揚地別配合数 單位斗

縣名	甲級陸揚地名	12月	1月	2月	3月	計	縣名	甲級陸揚地名	12月	1月	2月	3月	計
北	幽	138	103	110	120	500	道	南	4	1	1	10	16
	小	106	98	90	97	391		取	10	13	11	13	47
	至	74	78	69	65	286		小	6	5	4	10	25
	制	138	128	110	110	486		計	20	19	16	23	78
	浦	84	82	45	49	250		燒	25	63	23	66	157
	河	64	75	59	59	255		伊	19	16	3	11	49
	内	106	103	90	97	396		沼	12	11	5	6	34
	別	118	10	16	40	198		清	15	16	10	27	68
	來	118	10	10	40	198		計	125	106	87	110	428
	計	118	111	163	165	557		尾	16	16	2	25	59
香	八	1034	830	696	780	3340	款	高	7	7	10	17	41
	東	237	235	165	105	742		計	22	23	31	76	
	畑	297	188	132	158	775		縣	11	11	11	30	63
	沢	42	33	23	30	128		香	40	25	21	27	113
	計	18	14	10	12	54		口	24	15	11	17	67
	石	598	410	330	395	1733		港	16	10	11	11	48
	古	117	70	56	68	309		計	80	50	55	55	240
	石	59	40	39	29	157		陸	16	16	16	22	70
	計	29	27	19	19	104		揚	18	20	20	22	76
	不	21	15	15	10	61		計	32	35	35	35	140
平	不	21	15	15	10	61	山	下	558	621	509	609	2497
	計	261	170	125	130	686		身	630	690	641	652	2613
	香	123	80	91	10	304		口	12	12	11	11	46
	卷	169	11	11	11	302		安	25	28	28	30	109
	計	82	46	63	7	298		仙	27	27	28	28	110
	石	82	46	63	7	298		下	25	25	28	28	109
	安	55	59	45	58	217		縣	24	15	11	17	67
	計	44	33	31	35	143		香	16	10	11	11	48
	石	638	320	313	330	1601		口	16	16	16	22	70
	小	265	182	150	150	747		計	10	10	10	10	40
成	江	196	149	150	200	695	成	仙	64	67	67	65	263
	田	49	39	30	35	153		下	25	28	28	30	109
	計	438	320	313	330	1601		縣	27	27	28	28	110
	小	265	182	150	150	747		下	25	25	28	28	109
	江	196	149	150	200	695		身	630	690	641	652	2613
	田	49	39	30	35	153		口	12	12	11	11	46
	計	438	320	313	330	1601		安	25	28	28	30	109
	小	265	182	150	150	747		仙	27	27	28	28	110
	江	196	149	150	200	695		下	25	25	28	28	109
	田	49	39	30	35	153		縣	24	15	11	17	67
高	田	49	39	30	35	153	島	下	558	621	509	609	2497
	計	438	320	313	330	1601		身	630	690	641	652	2613
	小	265	182	150	150	747		口	12	12	11	11	46
	江	196	149	150	200	695		安	25	28	28	30	109
	田	49	39	30	35	153		仙	27	27	28	28	110
	計	438	320	313	330	1601		下	25	25	28	28	109
	小	265	182	150	150	747		縣	24	15	11	17	67
	江	196	149	150	200	695		香	16	10	11	11	48
	田	49	39	30	35	153		口	16	16	16	22	70
	計	438	320	313	330	1601		計	10	10	10	10	40
茨	不	21	15	15	10	61	成	仙	64	67	67	65	263
	計	261	170	125	130	686		下	25	28	28	30	109
	香	123	80	91	10	304		縣	27	27	28	28	110
	卷	169	11	11	11	302		下	25	25	28	28	109
	計	82	46	63	7	298		身	630	690	641	652	2613
	石	82	46	63	7	298		口	12	12	11	11	46
	安	55	59	45	58	217		安	25	28	28	30	109
	計	44	33	31	35	143		仙	27	27	28	28	110
	石	638	320	313	330	1601		下	25	25	28	28	109
	小	265	182	150	150	747		縣	24	15	11	17	67
茨	田	49	39	30	35	153	成	下	558	621	509	609	2497
	計	438	320	313	330	1601		身	630	690	641	652	2613
	小	265	182	150	150	747		口	12	12	11	11	46
	江	196	149	150	200	695		安	25	28	28	30	109
	田	49	39	30	35	153		仙	27	27	28	28	110
	計	438	320	313	330	1601		下	25	25	28	28	109
	小	265	182	150	150	747		縣	24	15	11	17	67
	江	196	149	150	200	695		香	16	10	11	11	48
	田	49	39	30	35	153		口	16	16	16	22	70
	計	438	320	313	330	1601		計	10	10	10	10	40
茨	不	21	15	15	10	61	成	仙	64	67	67	65	263
	計	261	170	125	130	686		下	25	28	28	30	109
	香	123	80	91	10	304		縣	27	27	28	28	110
	卷	169	11	11	11	302		下	25	25	28	28	109
	計	82	46	63	7	298		身	630	690	641	652	2613
	石	82	46	63	7	298		口	12	12	11	11	46
	安	55	59	45	58	217		安	25	28	28	30	109
	計	44	33	31	35	143		仙	27	27	28	28	110
	石	638	320	313	330	1601		下	25	25	28	28	109
	小	265	182	150	150	747		縣	24	15	11	17	67
茨	田	49	39	30	35	153	成	下	558	621	509	609	2497
	計	438	320	313	330	1601		身	630	690	641	652	2613
	小	265	182	150	150	747		口	12	12	11	11	46
	江	196	149	150	200	695		安	25	28	28	30	109
	田	49	39	30	35	153		仙	27	27	28	28	110
	計	438	320	313	330	1601		下	25	25	28	28	109
	小	265	182	150	150	747		縣	24	15	11	17	67
	江	196	149	150	200	695		香	16	10	11	11	48
	田	49	39	30	35	153		口	16	16	16	22	70
	計	438	320	313	330	1601		計	10	10	10	10	40
茨	不	21	15	15	10	61	成	仙	64	67	67	65	263
	計	261	170	125	130	686		下	25	28	28	30	109
	香	123	80	91	10	304		縣	27	27	28	28	110
	卷	169	11	11	11	302		下	25	25	28	28	109
	計	82	46	63	7	298		身	630	690	641	652	2613
	石	82	46	63	7	298		口	12	12	11	11	46
	安	55	59	45	58	217		安	25	28	28	30	109
	計	44	33	31	35	143		仙	27	27	28	28	110
	石	638	320	313	330	1601		下	25	25	28	28	109
	小	265	182	150	150	747		縣	24	15	11	17	67
茨	田	49	39	30	35	153	成	下	558	621	509	609	2497
	計	438	320	313	330	1601		身	630	690	641	652	2613
	小	265	182	150	150	747		口	12	12	11	11	46
	江	196	149	150	200	695		安	25	28	28	30	109
	田	49	39	30	35	153		仙	27	27	28	28	110
	計	438	320	313	330	1601		下	25	25	28	28	109
	小	265	182	150	150	747		縣	24	15	11	17	67
	江	196	149	150	200	695		香	16	10	11	11	48
	田	49	39	30	35	153		口	16	16	16	22	70
	計	438	320	313	330	1601		計	10	10	10	10	40
茨	不	21	15	15	10	61	成	仙	64	67	67	65	263
	計	261	170	125	130	686		下	25	28	28	30	109
	香	123	80	91	10	304		縣	27	27	28	28	110
	卷												

第三種リソク酒所縣別配分表

單位斗

22.12.12 水産部

縣	昭和二十二年	昭和二十三年	二	三	計	備
別	年	年	月	月		
北海道	2033	1696	1450	1470	6349	
青森	220	189	87	137	613	
岩手	302	155	110	100	667	
宮城	237	169	120	194	720	
秋田	42	33	29	85	139	
山形	37	36	35	43	151	
福島	160	129	87	128	504	
茨城	82	84	73	71	310	
栃木	500	338	267	255	1360	
群馬	114	198	87	100	599	
東京	122	56	40	94	316	
神奈川	42	40	41	43	166	
新潟	70	80	73	71	284	
富山	34	30	14	55	153	
石川	45	35	26	32	169	
福井	83	55	52	65	260	
岐阜	28	28	27	29	114	
長野	45	36	34	37	152	
山梨	20	16	17	43	116	
甲斐	7	55	44	61	168	
信濃	0	20	39	34	140	
大分	40	40	41	43	164	
熊本	23	30	21	26	90	
鹿兒島	34	28	29	129	120	
和歌山	42	40	41	43	166	
鳥取	28	28	28	29	114	
島根	22	26	20	24	88	
岡山	28	28	29	29	114	
広島	25	22	23	24	92	
山口	100	73	61	46	299	
徳島	15	169	170	110	403	
香川	11	57	52	38	158	
愛媛	20	32	30	59	151	
高松	14	64	87	160	385	
岡山	1	56	43	43	213	
広島	20	99	58	43	320	
山口	14	113	87	155	443	
徳島	12	67	44	29	158	
香川	1316	4800	4200	4800	20000	

二二局第三五〇三号

昭和二十二年十二月二十六日

農林省 水産局長
大臣官舎 水産局長官

鮮魚介類並に加工水産物に對する
一ツ埋蔵特許費額の件

陛下の民生安定のため鮮魚介類並に加工水産物の計画出荷の確保の配給
の円滑を図ることの最も緊要なるに鑑み、昭和二十二年十一月十八日閣議
で、この特許費の生鮮食品に支給標準に關する、緊急具體措置に依り、次と
して、一、埋蔵特許費の額を、一、加工水産物の計画出荷の確保の配給に
加工水産物に對する埋蔵の特許費の特許費額とし、二、埋蔵特許費の額を、
一、加工水産物の計画出荷の確保の配給に加工水産物に對する埋蔵の特許費
の特許費額とし、二、埋蔵特許費の額を、一、加工水産物の計画出荷の確保の配給に

同知をせし時期の目的を達成するよう格別の配慮を願う。

是而、去る水産課長会議席上交付したリンク物産の総括特配要領に比し、
 本規草特配要領中特配方法を特配割当申請書様式に若干追加訂正の箇所
 があるから、特配要領の工造等なきよう指導をお願い、尚本要領の別紙
 特配物産割当申請書様式に付ては前要領の別紙様式(一)、(二)号を合併(一)
 とし前要領の(三)号を抹消、其の他の報告様式(三)、(四)号様式は前要領の儘とす

石中添える。

尚買集分の割当数量はとりあへず左記の通りである。

右通様する。

鮮魚介類並に加工水産物に付、

リング物産特配要領(規草)

特配対象

(一) 鮮魚介類の場合

昭和二十二年十二月一日より同二十三年三月三十一日迄の期間に農
 林省の指定する特産地域へ公認出荷機関を設け、産場地へ公認出荷
 機関を通じて此等の特配の事情あるものは別に打合せの上定めること
 とする。

(二) 加工水産物の場合

石期向に農林大臣の指示に依り公認実行機関を設け指定水産物を出
 荷する加工水産物製造業者

特配基準

(一) 鮮魚介類

(二) 加工水産物

加 水産物

(三) 特配も次

農林省は鮮魚介類並に加工水産物の甲級陸揚地別又は乙生産地別の出荷計画に基き都道府縣別割当数量を算出し大蔵省専売局に通知す。夫れを以て都道府縣並に農林省駐在官に割当通知す。入札専売局は都道府縣別陸揚地別割当数量を地方専売局に通知す。

(一) 地方専売局は石炭揚地別へ生産地域別へ割当数量を管下煙草販賣管署に通知す。

(四) 公認出荷へ又は某荷へ機関は出荷先の鮮魚介類へ又は加工水産物の荷受証明書を取極めその都度農林省駐在官又は都道府縣知事に提出し置く事。

(五) 特配を受けやうとする者は出荷確認及特配割当申請書へ様式第一号

を三部作成し、これに甲級陸揚地及び乙農林省駐在官駐在官設置を主生産地域とあつては、都道府縣知事へ出荷確認を以て農林省資料調整事務所へ提出する。

(六) 農林省駐在官又は都道府縣知事は、荷受証明書を以て、出先証明書を以て、出荷先へ又は知事へ又は知事へ、出先証明書を以て、十二年十二月八日附、同局オニ二八四の陸揚地別、其の他の見合のと通知す。

(七) 農林省資料調整事務所は、出荷の理を以て、特配割当申請書に、特配基準に基き割当数量及び煙草販賣管署を記入し、出先証明、其の一割を関係煙草販賣管署へ送付すると共に、出先証明を以て、出先を通知す。

(八) 出荷確認及び特配割当証明の交付を以て、其の他の出先を以て、出先証明を以て、出先を通知す。特配煙草を以て、出先を通知す。協合煙草販賣管署は農林省資料調整事務所長から送付を受け

四)

出荷検査及び特配割当証明の写と照合し、訂正をすうものとする。
報告及び監督

- (一) 公認出荷(集荷)機関は毎月出荷証明と荷受証明書を出荷先別に整理し様式(三号)より農林省駐在官又は郡道府縣知事を經由し、農林省水産局長に当月五日迄に報告すること。
- (二) 農林省資材調整事務所長は交付した特配割当証明書を整理し別紙様式(四号)により農林省水産局長に当月五日迄に報告すること。
- (三) 本所配の実施に当つては、特配事務の円滑を期するため関係官廳並に地方廳は常に緊密な連絡を保ち指導と監督を厳にすること。

様式(第一号)

年 月 日

住 所

氏 名

農林省〇〇資材調整事務所長殿

出荷確認及び特配物資割当申請書

農林大臣の出荷指示に基きた記の通り出荷することの旨が確認及び特配物資の特配割当せられたる由請します

記

出荷年月日	年 月 日	出荷数量
出(案)所機関名		
出 荷 地		
出 荷 先		

荷役使用

出荷数量

—

— 主たる天候(假令)

三の通り出荷し、ことを確認する

年

月

日

農林省駐在官 氏

名

印

買入検査票(仮)宛書名

運賃特配割当書

石の通り割当し、之を証明する

年

月

日

農林省の〇〇資材調整事務所長 印

註

- (一) 都道府県知事の確認も本様式による。
- (二) 加工水産物出荷は指定水産物名を記入する。

リニク煙草配分表(甲報) (單位十本) 22-12水産局

縣名	甲種	乙種	1月	2月	3月	計	備
北海道	鉦	172	158	102	98	530	
	小	130	112	68	66	376	
	空	87	63	44	42	236	
	劍	152	158	102	95	507	
	新	59	50	32	27	168	
	留	73	10	38	35	206	
	根	120	112	68	67	377	
	枝	158	10	10	27	205	
	桐	158	10	10	29	207	
	森	1297	100	75	73	406	
青森	計	311	246	147	168	872	
	八	387	197	117	134	835	
	音	51	34	21	24	130	
	大	22	16	9	10	57	
	縣	777	493	214	331	1795	
	計	2	83	44	47	294	
	石	59	40	22	21	142	
	登	4	28	15	11	58	
	大	27	38	10	10	85	
	赤	24	12	8	8	52	
宮城	計	68	174	79	101	422	
	植	72	118	81	42	313	
	石	42	98	66	77	283	
	茂	14	90	63	61	228	
	子	85	59	41	46	231	
	計	57	34	16	31	138	
	小	510	231	2	307	1050	
	江	244	253	131	143	771	
	四	234	120	130	133	617	
	計	58	40	29	23	150	
茨城	計	370	414	285	319	1368	
	河	312	371	271	277	1231	
	大	21	4	44	31	100	
	人	20	2	45	21	98	
	津	30	11	17	47	105	
	計	107	135	224	156	622	
	縣	40	21	189	126	376	
	不	10	10	12	14	46	
	天	27	23	25	22	107	
	計	107	190	231	282	810	
千葉	計	100	80	80	100	360	
	三	110	45	81	108	344	

縣名	甲種地名	陸地名	12月	1月	2月	3月	計	煙草販賣者姓名 (又は配給所名)	備考
新潟	新田	球	48	36	33	36	153		
富山	石川	津原	12	15	16	0	43		
		尾	11	11	12	5	39		
		計	9	4	4	2	19		
			10	22	24	11	67		
			30	37	40	15	122		
			4	1	1	8	14		
			9	12	10	14	43		
			5	4	3	0	20		
			18	17	14	28	77		
			63	42	53	54	212		
			16	15	13	7	53		
			10	10	4	5	29		
			16	15	18	22	71		
			105	102	88	90	285		
			2	2	5	2	11		
			15	17	23	25	80		
			9	11	15	15	48		
			6	7	9	10	32		
			30	25	45	50	150		
			10	10	8	2	30		
			1	1	1	1	4		
			20	21	23	23	97		
			15	14	14	14	58		
			12	8	9	9	38		
			60	41	46	46	193		
			16	16	16	21	69		
			17	18	16	10	69		
			28	30	25	30	113		
			19	21	17	21	78		
			9	9	8	9	35		
			56	60	50	60	226		
			1	1	1	1	4		
			2	2	2	2	8		
			20	23	21	20	89		
			31	25	32	38	136		
			464	222	482	662	2030		
			115	580	535	625	2255		
			2	2	2	2	8		
			2	2	2	2	8		
			35	34	32	32	135		
			32	33	30	30	125		
			33	25	30	30	126		
			65	66	60	60	251		

17

縣名	甲場	乙場	12月	1月	2月	3月	計	煙草販元算平均 (2位配給率)	備考
福岡	福戸	岡畑	162	159	152	194	667		
		計	108	106	101	129	444		
			270	265	253	323	1111		
佐賀	原伊	津里	58	50	48	52	208		
		計	39	33	32	34	138		
			99	83	80	86	348		
香崎	長	崎	512	532	486	579	2159		
熊本			2	2	2	2	8		
大分			3	3	3	3	12		
			28	17	13	13	71		
鹿	油	崎	11	11	7	9	38		
見	山	川	2	14	14	18	48		
島	不	野	17	17	17	21	62		
	思	高	12	10	10	12	44		
	計		46	45	46	60	197		
総計			4,022	5,007	4,016	4,455	17,500		

18

大消費地向出荷蔬菜リンク物貸割当表

品名	出荷 250 単位	包装 台	自販 重量	反リマカ 重量	自販 30 本	掛 千円	重 千円	煙 15 本	貸
北									
青									
岩									
宮									
秋									
山									
桶									
取									
折									
神									
子									
東									
新									
富									
石									
福									
山									
長									
吹									
節									
長									
三									
城									
大									
大									
和									
島									
島									
山									
根									
山									
島									
口									
高									
川									
徳									
和									
国									
富									
崎									
本									
分									
崎									
島									
見									
鹿									
34610									
500									
1350									
500									
2111									

20 頁 - 1 頁 1 反 - 15 葉 1 反 - 1 葉

12月: 1月の鮮魚介・水産物に対するリンク日用品割当表

農林省農務局

	休業衣		傘		地下足袋		半長靴		普通長靴		ゴム草履		心付	
	12月分	1月分	12月分	1月分	12月分	1月分	12月分	1月分	12月分	1月分	12月分	1月分	12月分	1月分
総数	69,290	67,150	410,900	426,740	1,385	1,255	5,540	5,020	5,540	5,020	29,075	36,355	13,870	17,550
北海道	8,130	6,550	55,250	44,500	160	139	650	575	650	525	3,410	2,750	1,630	1,210
青森	6,470	5,080	44,650	34,520	130	107	525	425	525	405	2,760	2,130	1,310	1,020
岩手	3,170	2,540	25,700	19,730	80	59	300	295	300	205	1,570	1,070	760	510
宮城	5,400	4,060	36,680	27,610	110	87	430	325	430	325	2,110	1,710	1,080	810
福島	4,700	4,220	34,780	28,720	110	80	435	325	435	340	2,110	1,110	1,080	850
茨城	1,650	2,150	11,490	14,590	30	40	135	110	135	110	710	490	340	430
千葉	2,630	2,260	16,550	15,360	50	47	195	180	195	180	1,020	950	490	450
神奈川	1,840	1,820	12,530	10,250	40	30	150	125	150	125	770	660	370	320
新潟	550	440	5,720	3,440	10	10	45	35	45	35	330	180	110	90
石川	250	340	1,700	2,400			20	25	20	25	114	120	50	60
福井	285	160	1,950	1,250			25	20	20	20	120	110	60	50

靜岡	10	1250	11160	9050	30	30	130	125	130	105	690	560	330	240
三重	45	450	3060	3070	10	10	35	35	35	35	190	190	90	90
東京	150	150	1080	1070			10	15	15	10	70	65	30	30
兵庫	1110	750	7530	5080	20	13	90	60	90	60	470	310	220	150
和歌山	250	250	1700	1910			20	20	20	20	110	110	50	50
和歌	250	310	1790	7100			20	25	20	25	1100	130	50	60
山口	670	850	4520	5570	10	20	35	35	35	65	290	350	130	160
山口	9350	11840	67250	20000	250	250	600	950	890	950	4130	4070	1980	2370
愛媛	120	120	800	810			10	10	10	10	50	50	20	30
高知	1100	1220	7910	8580	20	25	95	95	95	100	410	510	230	240
福岡	2690	5300	41300	51550	110	110	485	485	485	465	2310	2440	1210	1160
佐賀	1270	1020	9670	6410	25	20	100	80	100	80	530	430	250	200
長崎	8640	8350	64700	56790	130	170	105	840	105	870	3710	5310	1970	1670
宮崎	515	310	3480	2090	10		35	25	35	25	215	130	100	60
鹿児島	535	590	3320	4770	10	20	40	45	40	45	270	250	110	120

特別の事情あるものは別に打合せの上定めることとする。出荷する

四 加工水産物の場合

農林大臣の指示に依り公認検査機関を通じて指定水産物を出荷する加工水産物製造業者。

二二局第三五六号

昭和二十二年十月十七日

農林省水産局長

商工省纖維局長

殿

鮮魚介類並に加工水産物に対するリンク用
作業衣及び軍手特配の件

現下の況、主安定のため鮮魚介類並に加工水産物の計画出荷の確保と配給円滑を図ることの最も緊要なる以、鑑り昭和二十二年十月十八日閣議決定に基き、生鮮食糧品配給確保に關する緊急具休措置に依り、従来とも、より小て系、リンク制の拡大強化が計られ、別紙、鮮魚介類並に加工水産物に對するリンク物資配給要領に依り、出荷数量に對し、リンク制のより作業

17

衣及び重手の特配を実施することと決定したから、只急に不趣旨を承知まで、
周知させて所期の目的を達成するよう、各別の特配慮を願いたい。
可成り産リンク用として、前工省より昭和二十二年第一度衣料品の割当
は、この小と取消し、今回の鮮魚介リンク用として改めて石記の通り割当を
受けるものであるから、石了知されたい。

品名 十二月分 一月分

依業衣 着
重手 双 着

連て

時配の付衣

の鮮魚介の場合

農林大臣の指示（海黒し豚反炭磁向）又は農大臣の指定する消費
地域に公認出荷機関を通じて（産揚地の公認出荷機関を通じて）小をい

昭和二十二年度第44半期リンク用木材釘府縣別割当表

水産局資材課

道	府	縣	木 材	釘
北海道			31560	31200
青森県			9650	9900
岩手県			4150	4020
秋田県			8760	9600
山形県			310	440
福島県			380	300
茨城県			8650	9000
栃木県			4230	4200
群馬県				
埼玉県			6000	5600
千葉県			860	820
東京都			2860	3000
神奈川県			1270	1700
新潟県			700	600
富山県			950	900
石川県			800	980
福井県				
岐阜県			2680	2660
静岡県			490	240
愛知県			1390	1380
三重県				
滋賀県			610	540
京都府			300	430
大阪府			1370	1240
兵庫県				
徳島県			810	780
香川県				
愛媛県			1680	1580
高知県			430	400
福岡県			240	240
佐賀県			16560	17720
熊本県			790	240
大分県			330	180
宮崎県			20	20
鹿児島県			1110	2200
沖縄県			8210	2360
計			10930	2060
合計			910	720
計			1180	1660
計			270	80
計			1310	110
計			14130	14380

裏面白紙

裏面白紙

二二局第三五四六号

昭和二十二年十二月二十七日

殿

農林省水産局長

昭和二十二年年度第四回半期リンク用木材・釘割当の件

昭和二十二年十一月十八日閣議決定に基づく生鮮食料品配給確保に關する緊急具體措置に對するリンク用木材・釘の府縣別割当量別紙の通り付石通知する。

尚石質材は十二月八日附二二局第三二七二号「鮮魚介類並加工水産物に對するリンク物資特配要領」により配給実施せられたい。

梳子 籃
174,600
235,000

昭和二十二年第四期蒙工品配給計畫(案) 單位十枚費

消費部門	以	並	前造	堅	備考
肥料用(須共區總額600)	13,556	0	1,091	0	1139600(後期繰越500)
專壳塩用	6,000	0	516	0	輸入加 確安乱復處理373,000 1菜止 1500,000
油 脂 用	973	0	118	0	
薪 炭 用	85	200	100	0	
食糧用(被服等備)	3,270	0	790	0	
農具用	65	24	19	0	
特別製鐵用	30	639	496	0	
石 炭 用	148	218	134	0	
綿及人絹紡織用	0	2,000	500	0	
煙草用	0	1,500	400	0	
薪 炭 用	3,777	33	33	0	
一 般 用	7,280	11,887	8,016	4139	
保 留	1,000	2,000	2,500	550	
合 計	32,407	21,568	18,000	4,689	

現在松園
R
臨時
免在東京特別製鐵用

12月31日 貸出 12月31日
100枚
130
150
100枚
100枚
100枚

供水力、口入、上
並、下
係、上、下

並用 27 集 1 期 8 万 磅 到 占

裏面白紙

及び将来の需要に不足であることは明らかである。然るに價格差補給金の廃止は、現状のよう異なる状況一時の存続期間の延長として、日本の銅鉱業の採算条件を悪化させ、國際的な採算条件を著しく下廻った條件での稼行を余儀なくするため日本の銅鉱業は不当に休廃止せねばならぬこととなる。

(2) 鉱業生産は工場生産と異なり一旦休廃止した鉱山の復旧は極めて困難であり、且低下資本の無用な損失を来す。又日本は将来必要以上の銅不足に悩まねばならぬこととなる。

(3) 肥料工業等の基質的原料である硫酸銨の三分の一以上は銅に隨伴して生産されるが、銅銨業の稼働の結果は必然的に硫酸銨の減産を来し、これを輸入硫酸銨で補給するとすれば輸入硫酸銨は別高なために輸入補給金として巨額の財政支出を必要とするに至る。

(4) 金、銀もその相当量が銅に隨伴して生産されているが、その減産も少くない。
(5) 金銅鉱山の労働者は現在五、四〇〇円、以下下の低賃銀に苦しんでいるが銅鉱山の休廃上の結果相当数の失業者を出すこととなる。金銅鉱山は所在地が都合よくないだけに、失業若業生の社会的影響は極めて深刻である。

三、以上の事情は皆日本銅業に對して國際的な採算基準に近しい條件が生産の維持を可能ならしめるために次のような電氣銅の買上措置を実行することが必要且適當である。

電氣銅生産者過剰在庫買上措置要綱

- (一) 買上措置は十月以降一ヶ年継続すること。
 - (二) 買上数量は本年度は一、二〇〇、〇〇〇吨を限度とする。
 - (三) 買上價格は従当り一四〇、〇〇〇円とする。但し米國証券相場一八セント八分の五を換算すれば一四〇、〇〇〇円となる。
 - (四) 買上被買は予算による政府直接又は産業復興公團とする。
 - (五) 買上に伴い國庫の損失を赤ざしめないのであるが、將來の國庫の供給不足緩和のため、買上電氣銅を市場に放出する必要が生じた場合、政府は生産者に対して買上價格と同價格で賣渡し得るよう、買上の際条件を附しおく。
 - (六) 買上電氣銅の処分についてはその詳細、数量等につき経済安定本部の指示又は承認を必要とする。
 - (七) 補正予算成立迄の過渡的措置として十月一日以降買上相当金額を復興金融基金の巨額融資又は同基金の繰上による前中融資を行ない補正予算成立後前借目を消すこと。
- (参考)
買上に要する資金の総額及びその徴収方法は次の通りとする。
- (1) 本年度資金総額 一、六八〇、〇〇〇万円
- 補給 保管経費は生産者の負担とする。

四

敷設方法

電氣網の價格差補約金底止による節約額一四〇〇百万円

産米復興公園保有電氣網の輸出による額 二八〇百万円

備考 産米復興公園保有量は約四八五〇噸ありその全量を輸出すれば、約五

〇〇百万円の収入となる。

41

第一 統制の目標

- 一 鮮魚・加工水産物・蔬菜を通ずる本配給統制方針の当面の目標は次の通りとする。
- (一) 農林大臣指定消費地域については農林大臣が各月別（加工水産物については四半期別）に計画し公示した市民配給量を(二)で確保すること。
- (二) 炭鉱労務者など経本総裁の指定する重要産業労務者に対しては農林大臣又は知事が計画し公示した各種労務者に対する期間計画配給量を(三)で確保すること。
- (三) 知事指定消費地域については当該知事が各月別に計画し公示した市民配給量を(四)で確保すること。
- (四) 加工水産物については特に農・山村地帯に

生鮮食品（加工水産物を含む）生産 出荷 配給確保新強化対策

21

10.9.
10-5

250

ついで農林大臣が計画し公表した期間計画配
給量(公)を確保すること。

二 此の際水産物出荷配給統制の対象を其々大衆
の食生活に必然的関連を有するものに限定し爾
余の水産物については統制水産物の確保及びそ
の取替り上支障のない限りその(公)と共にその出
荷・配給統制を解除するものとする。

第二 鮮魚・加工水産物の生産、出荷及び輸送確保
対策

一 第一の一の目標に示された消費者に対する鮮
魚及び加工水産物の適正な配給を確保するため
の昭和二十三年度に於ける鮮魚の計画出荷目標
を五三、五〇〇万貫と想定する。

二 生産資材の適期確保 (経本、水産庁、商工省)

(一) 燃油については、連合軍最高司令官の援助
により、別表の所要量の輸入促進を図ること
をその月別割当量を陸揚地で迅速に配給す

るため、輸入船はできるだけ毎月前半中に到
着するよう連合軍最高司令官に措置して貰う
ことにも、その国内の輸送を促進するため格
段の措置を講ずること。

(二) マニラ麻については、連合軍最高司令官の
援助により、別表の所要量の輸入促進を図る
こと。

(三) マニラ製品の代用資材として利用できる國
内産麻の葉荷及び配給の統制を急速に実施す
ること。

(四) 魚網用膠糸については、別表の所要量を確
保すること。

(五) ワイヤロープについては、別表の所要量
を確保するため特別の措置を講ずること。

三 計画出荷の確保 (経本、水産庁)

(一) 甲級陸揚地は其の過去の実績、生産、集出荷
輸送等の状況に基づきこれを整理し、その一節を

乙級陸揚地に変更すること。また必要な少数の甲級陸揚地を新たに追加すること。
 ⑤ 甲級陸揚地の水産局駐在官の整備を図ること。また、その勤務の特質に應じその給与に關し必要な考慮を払ふこと。なお原則としてその駐在官としての任務以外の仕事を担当せしめないものとする。 (大臣省)
 ⑥ 各甲級陸揚地に水産局駐在官の先任者を委員長とし、生産者、出荷機関、輸送業者及び関係官庁の代表者をもつて構成する出荷委員会を設置し、集出荷計画の樹立並びに実施について指導機關として活動せしめること。
 ⑦ 農林大臣は第一の目的に示された消費者に対する配給を確保するため必要に應じ、出荷計画を樹立し道府縣知事に対する級陸揚地からの出荷指示をなすことがあるものとし、この場合当該知事の出荷責任を明確ならしめる方法を

⑧ 甲級陸揚地の水産局駐在官の統籌 各陸揚地からの出荷の総合調整及び陸揚地と消費地との密接な連絡を図るため、水産局事務所の人員を整備すること。
 ⑨ かつお、まぐろ漁業、機船運身網漁業その他農林大臣の指定する漁業については必要に應じ燃料及びリンク物の配給並びに鮮魚の輸送を迅速円滑ならしめるため一定期間毎、漁船毎にその陸揚地を特定する措置を講ずること。
 ⑩ 輸送手続、出荷施設等のため、甲級陸揚地からの鮮魚出荷が困難な場合には、農林大臣の指定する加工水産物をもつて鮮魚の代替出荷を認むること。
 ⑪ 公認出荷機関は各指定消費地域に対し毎月出荷計画数量の割合に於いて出荷を遂行すること。その割合を

着しく逸脱して出荷したと認められる場合には
農林大臣は適宜匡正の命令を發する。

(4) リンク割の改善

- (1) 現行の鮮果及び加工水産物の出荷に対する
米・酒・煙草・紙・紙製製品・ゴム製品・木
材・釘等のリンク配給を継続実施し、その配
給手続については出荷地限りで簡單迅速に処
理できるよう改善すること。鮮果代替出荷と
して指定せられた加工水産物に対するリンク
物資の配給は鮮果換算の上これをを行うこと。
- (2) 農林大臣の指定する一定の産業に從事する
専業労働者に対しては主食の定量加配を実施
すること。
- (3) 遠洋漁業の特殊性に鑑み、その乗組員に付
しては一般船員と同様現行の木の定量加配の
外、味噌・醬油の定量加配を行うものとし、
なお適宜甘味品の配給を実施すること。

(4) リンク物資の配給は申渡陸揚地からの出荷
のみならず、該陸揚地からの出荷に付しても
これをを行うものとする。

(5) マニラロープ・炭煙及び ワインについては、
正規の計画出荷の遂行に見事な成績を挙
げた漁業者及び土産の物資を真に必要とする
と認められるものに付してのみその配給を実
施すること。

(6) リンク物資の配給を適確にするため、高工
省は必要に應じ可能な範囲に於て当該物資の
生産・出荷工場又は取扱経路を特定すること。
(商工省)

(7) 尚ほより陸揚地を特定せられた漁船に付
ては、原則として当該陸揚地にその漁獲した
鮮果の全量と感傷した場合に限り燃油及びリ
ンク物資の配給を受けうるものとする。

(8) リンク物資の配給事務の円滑な運営を図る

ため水産局の関係職員を整備すること。
 経済統制委員又は漁業取締法規違反漁船につ
 いては、当該法規の罰則の適用を厳にするこ
 もに、燃油等の他の生産資材及びリンク物資の
 配給を停止するものとし、清状に感じ漁船の成
 泊又は許可の取消の措置を講ずること。
 四 計画輸送の確保（水産庁・運輸省）
 (一) 運輸省は出荷証明書の発給された統制水産物
 を規格外水産物に対し優先して輸送する現場取
 扱を確保するため、特段の措置を講ずること。
 (二) 八大都市及び海軍艦隊に特別輸送した場合にお
 ける現行の運賃増高分に対する国庫助成をさし
 戻したりこの六月まで継続実施することにより、そ
 の他の消費地域に農林大臣の指示を受け特別輸
 送した場合についてもこれを補充実施すること。
 (三) 大都市にトラック輸送した場合におけるガソ
 リン及び代用燃料のリンク配給を継続実施する

ともに、海産課及び他の消費地域に農林大
 臣の指示を受けトラック輸送した場合におい
 てもこれを補充実施することとし、併せてク
 イヤ、チューブ等の特設を実施すること。
 (四) 荷受地から空貨車を出荷地に返送する場合
 を除き原則として、冷蔵車を生鮮食品の輸
 送以外の目的に使用すること禁止すること。
 (五) 運搬船（第三種汽船）による水産物の輸送
 と計画及び管理するを水産局の関係職員を
 整備すること。
 (六) 運輸省は青函間及び関門間の統制水産物の
 輸送を確保するをため、特別の措置を講ずるこ
 と。
 五 鮮度の保持（水産庁）
 (一) 製氷・冷凍・冷蔵の施設の改善を図るため
 左の措置を講ずること。
 (二) 製氷・冷凍・冷蔵施設の増設、補充及び

補修に要する鉄鋼、セメント、パイプ等別表の所要資材を確保すること。

(2) 製氷、冷凍、冷蔵施設の完全運転に因り、ために必要を液体アンモニア等別表の所要運搬資材を適期に確保すること。

(3) 製氷、冷凍、冷蔵施設に対する電力の供給を確保すること。また、これらがため必要を専用線設置に要する鋼線と確保すること。

(4) 製氷労働者に対する労働物資の供給を確保すること。

(5) 出渡並みの出荷に必要を氷の供給を確保するため急速に氷の配給統制につき必要を法的措置と講ずると共に、この措置確保のための人員を整備すること。

(6) 陸揚地からの出荷の際水産局駐在官又は道府縣吏員は、現物の品質鮮度が良好であつて且つ輸送中の鮮度保持のため、氷、塩等の必要

要を予当がなされてゐることを確認した上で、出荷証を写し発給するものとする。

(4) 出荷成績優秀特に消費地における着荷の際の品質鮮度良好を鮮度の出荷者に対しては特別を褒賞の措置と講ずること。

(5) 加工水産物の産地における検査を嚴重に実施し品質の改善と規格の統一を因らため検査標準査定委員会を地方ブロック別に設置すると共に検査員の再教育を行ひての資費の向上を図ること。

(6) 加工水産物の消費地における検査を嚴重に励行せしめ規格に達しないものには鮮度の価格を適用すること。

第三 産菜の生産、出荷及び輸送確保対策

一 第一の一の目標中に示された消費増進に対する不安の配給を確保するための産菜の計画農荷目標を年間六億二十万貫と想定する。

ニ 生産の確保（極米 農林省）

- (一) 一の目標数量の確保に必要者蔬菜の生産は原則として農林大臣又は知事の指定産地でこれを行うこととし、これがため指定産地に於ける生産と急速に増産する各級の措置を講ずること。
- (二) 一の目標数量の確保に必要者蔬菜の増産は主として反当収量の増加によるものとし、これがための別表の肥料及び農薬所必要と確保することとし、不天分については、連合園藪高等司令官の援助により極力輸入を回ること。
- (三) 一の目標数量と勘案して農林省及び都道府県は指定産地について蔬菜の生産計画を樹てることとし、右計画を樹てるにあたっては農家の意向を十分に取入れること。
- (四) 一の生産計画に基づき必要とする蔬菜の種類別作付面積は、これを農林省から関係都道府

縣に指示し、知事はその指示に基づき指定産地について作付面積と確保する適当な措置を講ずること。

(四) 一の生産計画に基づき必要とする肥料、農薬、農具、農用油、出荷用の木材、灯、炭、電等については、これを優先的に確保する措置を講ずると共に生産出荷資材は、指定産地における農家の生産農家に対し、その生産計画及び出荷計画に基づき原則として必要量を充てんすること。

(四) 蔬菜の生産技術向上のための指導及び優良種苗の育成配布に関する施設を拡充強化すること。

(四)乃至(四)の措置を強力に推進するため農林省及び都道府県関係職員を整備すること。
三 計画出荷の確保（極米 農林省）

(一) 知事は公定出荷機関に対し出荷割当の指示

の徹底を図り、各出荷機関の出荷割当数量を
公示してその出荷責任を明確にすること。

(4) 公認出荷機関は出荷農家と常時緊密な連絡
をとり、各指定消費地域に対する出荷につい
て毎月出荷計画数量の割合に従って出荷と遂
行することにより、なげればならぬものとし
その割合を著しく逸脱して出荷したと認めら
れる場合は当該知事は適宜修正の方途を講ず
ること。

(5) 出荷蔬菜の品質の保持及び量目の正確と期
するため、知事は公認出荷機関の自治検査効
行方を奨励すると共に、出荷検査の成績優秀
と認められる出荷者に対しては特別の褒賞の
措置を講ずること。

(4) リンク割の改善

第一の一の消費者に対する出荷蔬菜の状
態が一の目標数量程度に達するまでは現行

の大消費地及び中小都市向け出荷蔬菜に対す
る肥料のリンク配給を継続実施することとし、
し、その配給手続については、これをでき
るだけ簡易化する。

2. 現行の大消費地或は出荷蔬菜に対する規
物・作業用軒袋・地下足袋・埴草・等のリ
ンク配給を継続実施すること。

3. 中小都市向け出荷蔬菜に対しても新に前項
に準じたリンク配給を実施すること。

4. 特に出荷成績優秀な出荷団体又は農業農
家に対し出荷振替用として自動車・リヤカ
ー及びタイヤ・フェืองを特配すること。

5. リンク物資の配給を迅速確実にするため
現行のリンク物資の配給を迅速確実にする
ため現行のリンク物資の配給方式を再検討
することとし、事務処理を徹底的に簡便
するため農林省及び都道府県の関係職員を整備

すること。

⑤ リンク物資の配給を適確にするため商工省は必要に応じて可能な範囲に於て当該物資の生産、出荷工場又は取扱経路を特定すること。(前二項)

四 計画輸送の確保

① 輸送証明制度の実施地域を順次拡大すること
 ② ①による現実を反映し期するため都道府県の関係職員を整備すること。

③ 農林省の指導に従って大消費地域向け特別輸送した場合における現行の運賃増高分に對する国庫補助とさしあたりこの六月まで継続実施すること。

特に農林省の承認を受けた場合にはその地の消費地域向け荷についても前項と同様の措置を講ずること。

④ 現行の大消費地域向け蔬菜出荷トラックに對

するが、リンク及び代用燃料のリンク配給を継続実施することとタイヤ、タイヤ等を特別とすること。

④ 運輸省は果菜又は非統制蔬菜の優先して輸送証明制度による統制蔬菜を輸送する現場取扱を確保することとしこれがため特設の措置を講ずること。

第四 荷役の改善 (農林省、水産庁、都道府県)

一 都道府県の指回分荷関係職員を整備すること

二 能力不充ちを荷役機関が乱立して市場取引をかく乱する弊が顕著なため、現行の荷役機関の登録要件を再検討し市場における取引が円滑に行われるように新しい基準を定めること。

三 大消費地域内各市場間の輸送に要する経費について付さしあたりこの六月まで現行の国庫助成を継続実施すること。

四 公認荷役機関と登録小売業者又はその子会社

構成する分荷を受けず販に限るものとし、登録小売業者の組織する団体による一括取引はこれを禁止すること。

五、市場においては受渡に際し賤格な正量取引を必ず実施させる措置を講ずること。品質不良の鮮果及び蔬菜については価格の格下げを行わせるとともに品質不良のものは原則として家庭登録配給に廻さねいようによること。

六、成績優良な公認荷受機関に対しては農林大臣及び知事において通宣表彰の方途を講ずること。

七、蔬菜の登録小売業者の荷受機関に対する登録更新を六ヶ月毎に改めること。

第五、未端配給の改善（農林省、水産庁、都道府県）

一、未端に於ける配給は定量配給とし通帳記入事項の簡易化に資すること。

二、登録経費節減のため消費者の登録更新を六ヶ月毎に改めること。

三、適正な未端配給の効行をより消費者組織（販売の消費組合又は産果組合）に基き設けられたる登録組合）については、登録小売業者としての登録要件を緩和することとする。共々官庁等の監視消費組合に於ける登録配給の尺規については当該官庁がそれぞれ別途奨励の措置を講ずること。

四、登録小売業者は統制品と統制外品との見極めを区分して設け且つこれは明瞭に表示しなればならぬものとする。

五、物事は現給実態の日に登録小売業者から予めその旨を消費者に周知させる方法と定め登録小売業者はその周知方法を実施する法規上の義務を課せらるものとする。

六、鮮果代替として出荷せられた加水産物の未端配給は原則として鮮果の登録小売業者に行わせること。

特に原料鮮果の価格と基準として決定するものとし、原料鮮果の価格とその加工水産物の価格との間に不当なる価格との間に不当なる価格差を生じないようにすること。

(四) 加工水産物配給規則に掲げる加工水産物については、農林省においてその規格を決定し、物価庁においてその価格を決定すること。

(五) 鮮果代替として出荷配給せられる加工水産物については、農林省においてその品種と規格を決定し、物価庁においてその価格を決定すること。

(六) (四)の加工水産物以外の塩蔵品及び過干品については当該鮮果の価格を適用すること。

(七) 塩蔵品及び、過干品以外の加工水産物で、その生産が相当量に上り全国的又は地方的に規格統制を行う必要があるものについては、農林省においてその品種と規格を決定し、物

物価庁においてその価格を決定すること。

(八) 薄塩物については、(七)の及ぶほかを

除き当該鮮果の価格を適用すること。

三、 菜 (農林省、物価庁)

(一) 蔬菜の公定価格は、主食の価格決定方法にある農産物パリティ率を基礎として決定することであり、蔬菜の各品目間の均衡を保つようとすること。

(二) 中間マージンはこれを再検討し適正規模の荷受、小売機関の経営が成立するように定めること。

第七 第八 第九

第十、行政機関の強化及び通信施設の改善(農林省、通信省)

一、生鮮食料品の生産、出荷及び配給に関する行

政と效果的に実施できるよう農林省全体としての
機構を整備強化すること。
二、農林省管内調整事務所の強化を図るとともに
その関係官と甲級陸揚地の水産局駐在官との緊
密な協力連絡の措置を講ずること。
三、農林省と大消費地域、甲級陸揚地駐在の出入
税関並びに武蔵の重要生産地の税関との間に通
運簡便を要路連絡施設を整備すること。

経済学五七誌 昭和二十二年十月十五日

産業復興公團買上潜在繊維品の処理要領

経済安定本部

摘発又は任意供出により産業復興公團の買上げた生活潜在繊維品（衣料品及び指定繊維資材）については、経済の復興及び國民生活の安定のため迅速な活用と公正な配分を期するため、繊維品の新配給方式の実施と照應し、左記の要領によつて処理することとする。

記

- 一、産業復興公團（以下公團という）は、買上の指示をうけた潜在繊維品について、その引取、保管、引渡の状況を毎月、経済安定本部、商工省、中央物資委員会並びに関係の地方経済安定局、地方物資活用委員会、地方商工局、都道府縣廳に報告する。
- 二、経済安定本部は右の報告に基づき、新に公團の引取つたものにつき、特に計画の供給源に計上し、右以外の衣料品、指定繊維資材は夫々当期又は

21.22-20
98

50

次期の一般供給計画の供給源に計上する。

三 公団買上の消在繊維品については、摘発又は供出の都度これら引当とする。特別割当は一切これを執行しない。

四 公団は一の報告を了したものは二による備蓄指定品の外は指定繊維資材の需要者割当証明書又は衣料品の小売業者割当証明書引換に販売する。公団は右の割当公文書の所持者の要求があれば保有品の一覽表をこれに示すことと要する。

五 割当に必要ある場合は、商工省商工局又は都道府県庁は緊急なる需要者のためにその既定の割当の範囲内で、公団保有品よりの買取の処置をすることがある。

六 商工省又は商工局は適当と認めるときは経済安定本部の定める基準の範囲内で割当証明書の品目を公団保有品に適合する如く書換えることができるものとする。

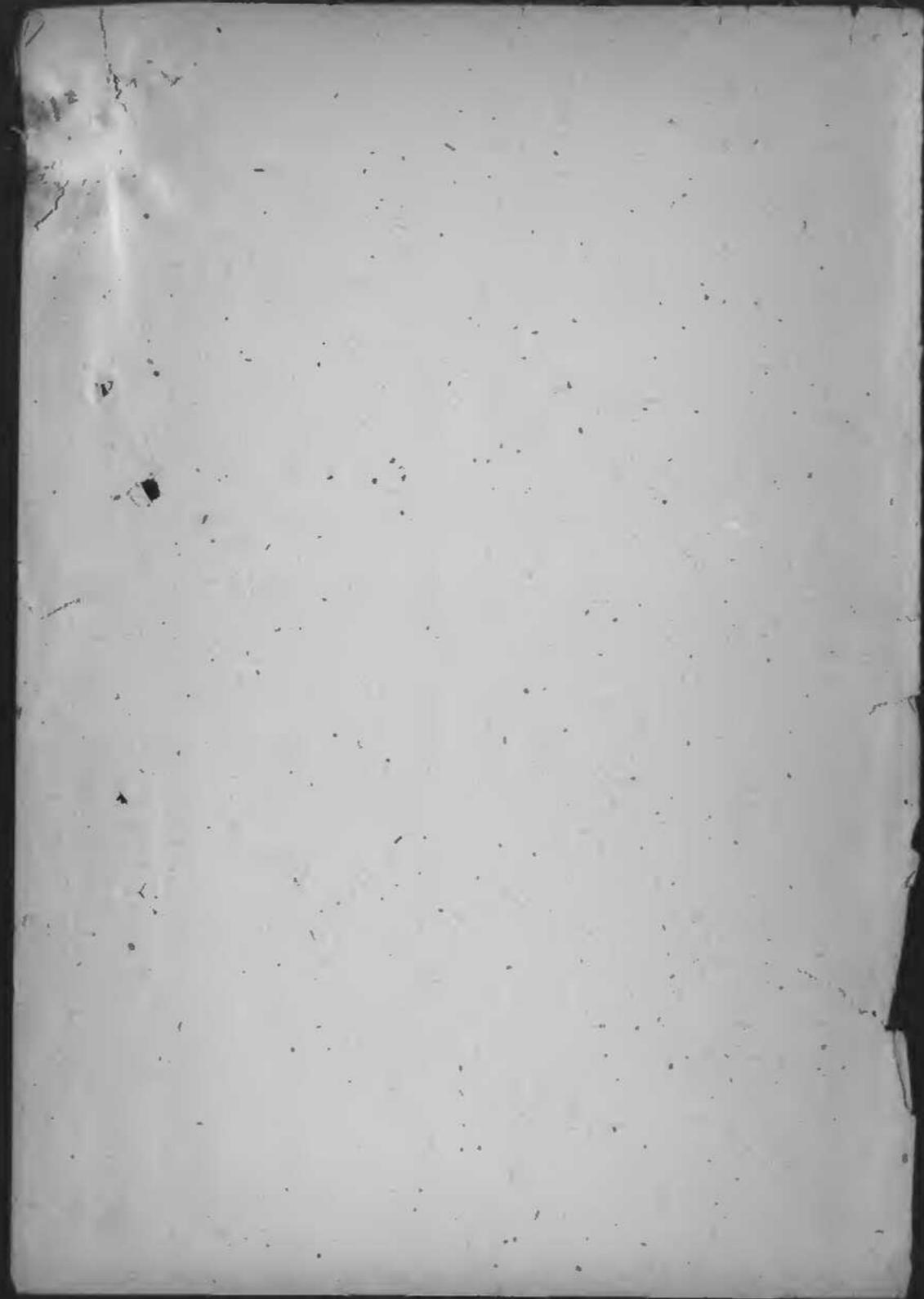
七 衣料品で特殊の種類のもの又は数量が僅少なもののについては適宜取扱いをなす。

め、商工省の承認を受け、公団は衣料切符引換に小売することか、できる。この場合はその期日、場所、品目、数量等を予め一般に公告しなければならぬ。

八 公団は引換えた割当公文書は商工省を経由してその発行廳に提出する。九 公団は右の取扱実勢は商工省の承認をうけた登録販売業者にこれを代行させる。

一〇 公団の販売価格は、新卸売業者販売価格（七の場合には新小売業者販売価格）とする。

二 中古品又は換傷品の衣料品については、公団はそのものの所在する都道府県知事の指示によつて困窮者用等として配給する。



経活第九七号

昭和二十二年十二月十八日

経済安定本部生活物資局長

商工省総務局長

織維局長

宛

産業復興公園買上潜在織維品処理に関する件

標記の件に関する

案に昭和二十二年十月十五日附経活第五七号を以て送

附したるものにおいた処理要領中(一)の産業復興公園に備蓄させるものについては

左記のものに決定したから命によつて運搬する

追つて毎月備蓄品の数量を報告せしめられたい。

記

リンク州に向けるもの

綿織物(粗布 天竺 金巾 太袴 細袴 小倉 紺織 白木綿)

非常災害用に備けるもの

作業衣類
作業手袋

タオル

手拭

足袋

靴下

乳着

毛布

其の他一般外衣 寝具類等災害救護用に適するもの。



鮮魚介の配分並に未端配給に関する監査報告

第一 監査の経過

第二 経済安定施策の未端への浸透状況

一 登録制度

- (A) 荷受機関の登録制度
- (B) 小賣業者の登録制度
- (C) 東京都配給運営委員会

二 横流の根拠

- (A) 生産者の横流
 - (1) 生産者引取
 - (2) 一部荷揚
- (B) 荷受機関の横流
- (C) 市場の横流
- (D) 市場外の横流
- (E) 確切時間での入荷分の横流

三 指回分荷

- (F) 配給機関を待たず荷受機関の横流
- (A) 人的横流
- (B) 江東市場
- (C) 分荷概況
 - (1) 家庭配給
 - (2) 甲乙丙の区別
 - (3) 東京倉庫等組の実施状況
- (D) 特別問題となる分荷項目
 - (1) 準家庭配給
 - (2) 特需用
 - (3) 現物給與
 - (4) 準加工用
- (E) 行年分分荷

四 水の対策

五 市場の取締状況

六

- (A) 守衛所
- (B) 船舶監視所
- 未端配給機関
- (A) 周取引状況
- (B) 価格表店頭掲示の状況
- (C) 未端配給の回数及び配給量

七

消費量にらむ

第三

第四

関係各官庁間の連絡状況
施策の民間への浸透状況

第五

- 改善方策
- 登録制度
- (A) 荷受機関
- (B) 小賣業者
- (C) 生産者から冷蔵庫直送の場合指圖課への報告

第六 非達

八 消費者に對して 國 生産者に對して 録申請書の審査
星動辰所、促進

二 横流の根源

(A) 生産者の場合

(B) 荷受機関の場合

三 締切時間に入荷の位置

四 指圖分荷

(A) 人の構成の刷新

(B) 現物給與

(C) 準家庭用 特常用

(D) 特常用

(E) 準加工用

五 水、対策

六 守衛所 船舶監視所

七 未端配給機関

(A) 合理的経営策……支那解体

